

---

# 咸宜園教育研究センター 研究紀要

---

## 第 12 号

令和3年度咸宜園教育研究センター研究奨励事業(研究論文)

研究課題①

漢詩人 廣瀬林外の研究(序章)

秋 月 立 雄

研究課題①

広瀬淡窓の経書理解について

横 山 慎 悟

—淡窓の歴史観・運命観に関する一考察—

研究ノート

廣瀬旭荘の『追思録』について

深 町 浩一郎

咸宜園の高弟園田朝弼(鷹巢)～履歴を追って～

甲 斐 素 純

初代滋賀県令「松田道之」の滋賀県における業績について

深 町 浩一郎

書評

『廣瀬淡窓・咸宜園に学ぶ』を読んで

中 西 裕

教育遺産を歩く(四)

6. 旧崇広堂

若 杉 竜 太

7. 進徳館

若 杉 竜 太

8. 敬業館

原 田 弘 徳

9. 誠之館

原 田 弘 徳

---

咸宜園教育研究センター年報(令和3年度)

咸宜園教育研究センター要覧

---

日田市教育委員会

2023.1

咸宜園教育研究センター

# 研究紀要

第十二号

二〇二三年一月





「日田養育館記念碑」関連展示



令和3年度春季企画展「咸宜園教育研究センター新収藏品展」



目 次

口 絵

令和3年度咸宜園教育研究センター研究奨励事業（研究論文）	
研究課題① 漢詩人 廣瀬林外の研究（序章）	秋月立雄 …… 一
研究課題① 廣瀬淡窓の経書理解について―淡窓の歴史観・運命観に関する一考察―	横山慎悟 …… 二〇
研究ノート	
廣瀬旭壯の『追思録』について	深町浩一郎 …… 三五
咸宜園の高弟園田朝弼（鷹巢）―履歴を追って―	甲斐素純 …… 四二
初代滋賀県令「松田道之」の滋賀県における業績について	深町浩一郎 …… 六〇
書評	
『廣瀬淡窓・咸宜園に学ぶ』を読んで	中西裕 …… 六九
教育遺産を歩く（四）	
6. 旧崇広堂	若杉竜太 …… 七三
7. 進徳館	若杉竜太 …… 七五
8. 敬業館	原田弘徳 …… 七七
9. 誠之館	原田弘徳 …… 八〇
咸宜園教育研究センター年報（令和3年度）	
I. 教育普及事業（展示事業、講座・講演会等）	…… 1
II. 調査研究事業	…… 5
III. 資料収集事業	…… 7
IV. 研究奨励事業	…… 18
V. 教育顕彰事業	…… 18
VI. その他	…… 19
VII. 世界文化遺産登録推進の取り組み	…… 22
VIII. 日本遺産の取り組み	…… 26
IX. 利用状況・日誌抄	…… 30
X. 各種委員会・職員名簿	…… 31
咸宜園教育研究センター要覧	…… 32

※裏表紙の論文タイトル英訳は菊川一道氏（筑紫女学園大学）による。



## 漢詩人 廣瀨林外の研究(序章)

大分県地方史研究会 秋月 立雄

はじめに

これまでの咸宜園研究は、塾の創設者廣瀨淡窓の研究とともになされたこともあり、淡窓の時代が中心だった。そのため、彼の後継者である廣瀨青邨や廣瀨林外については十分な研究がされているとは言えず、淡窓以降の咸宜園についても明らかではない<sup>(1)</sup>。

これらの研究史を補う意味で、本稿では廣瀨林外について扱う。廣瀨林外は淡窓の末弟旭莊の子であり、天保七年(一八三六)九月に誕生した。林外は号であり、通称は孝之助といった。父親の旭莊が日田を離れていたこともあり、幼少期の林外は淡窓に養育された。そして天保十四年(一八四三)十二月に八歳で咸宜園入門している。嘉永四年(一八五二)九月に淡窓の養子となり、安政三年(一八五〇)三月に月旦評を除名される。そして同月に咸宜園での名号が「若先生」となった。その後、咸宜園四代目塾主となるも、明治四年(一八七二)十二月に洋学の研究をめざして上京<sup>(2)</sup>。正院修史局に勤めたが、明治七年(一八七四)五月に三十九歳で死去した。

廣瀨林外は多くの漢詩を残しており、本稿では漢詩人としての林外に着目する。林外の漢詩は清浦奎吾編『林外遺稿』五(田島勝太郎、一九二八年)に収録された『林外詩稿』より知ることができる。林外の漢詩は長三洲や小野湖山による評価があるもの<sup>(3)</sup>、その認知度は淡窓や旭莊に比べて低い。『林外詩稿』の漢詩は、矢野周蔵氏が『林外詩稿』全四冊(一九七〇年)に「読」「解」を示したうえでまとめているが、手書きを印刷したもののものであり、一部の文字はかすれており、判読が困難なものが多い。また、廣瀨正雄・孝子編『廣瀨淡窓・旭莊・林外 名詩選積』(廣瀨八賢顕彰会、一九七〇年)が林外の漢詩の「読方」「字解」「全釈」を載せているが、わずか五首である。

これまで漢詩人としての廣瀨林外や『林外詩稿』についての研究は、管見の限りでは確認することができない。そこで本稿では、第一章で『林外詩稿』について検討し、そこに載せられた漢詩の成立時期を確認する。これは林外の漢詩を検

討するための基本作業であり、これまであまり知られることのなかった廣瀨林外の生涯を知ることにもつながる。そして第二章では、林外と咸宜園で学んだ長三洲について詠んだ漢詩を紹介し、幕末の廣瀨林外について考えてみたい。

〔凡例〕

・本稿において廣瀨淡窓、青邨、旭莊の日記はそれぞれ『淡窓日記』『青邨日記』『旭莊日記』と記す。

・引用する『林外日記』、『林外遺稿』の凡例の句読点と返り点は筆者による。

### 第一章 廣瀨林外と『林外詩稿』

#### 第一節 『林外詩稿』と『林外遺稿』

『林外詩稿』の原本は不明で、二八九題の漢詩を上下巻に収める。漢詩には評の載るものもある。「序」「跋」「凡例」は載らない。冒頭に「豊後林外廣瀨先生著/門人肥後清浦奎吾校」とある。また、載せられた漢詩には返り点がついているが、『林外遺稿』の凡例に「詩文施批圈訓點」者。一為「初學謀」耳」とあることより、編者の清浦奎吾によりなされたものである。『林外遺稿』の凡例に「詩文竝並係辛未以前之作。其餘散佚不完。止病中詩二篇」。収「諸卷末」とある。

「病中詩二篇」は、林外が死去した明治七年のものである。つまり『林外詩稿』は明治四年(辛未)までの漢詩と、死去した明治七年の漢詩二編を収めている。

『林外遺稿』は昭和三年(一九二八)十二月に刊行された。五冊十巻。『林外遺稿』を編纂した清浦奎吾は肥後国山鹿郡の人。明照寺住職大久保了恩の子で、慶応元年(一八六五)八月に「普寂」の名で咸宜園入門。廣瀨林外に学んだ。咸宜園大婦(卒業)の後は東京に出る。そして検事、警保局長、貴族議員、司法次官、農商務大臣などを歴任し、大正十三年(一九二四)一月に内閣総理大臣となった<sup>(4)</sup>。しかし同年六月に清浦内閣は総辞職し、清浦も政界を引退している。『林外遺稿』は清浦の政界引退後にまとめられたと考えられる。『林外遺稿』の凡例は、「此編之成。謀之豊後人井上準之助田島勝太郎二氏。二氏大喜。相與「捐貲」上梓。至「編次訂正之事」。吉田増蔵中川吉郎二氏當之」とあり、日田出身の井上準之助と田島勝太郎が出版のための資金を提供していたようである。また、「編次訂

正之事」にあつた吉田増蔵は漢学者であり、「昭和」の元号を考案した人物として知られる。中川吉郎について詳細は確認できないが、大正十五年（一九二六）に刊行された清浦奎吾の漢詩集『奎堂詩存』の出版に関わっている。

『林外遺稿』の内訳は以下のとおりである。

- 第1冊 巻1／『林外文稿』上、巻2／『林外文稿』中
- 第2冊 巻3／『林外文稿』下、巻4／『唾壺擊碎録』『入関録』
- 第3冊 巻5／『謁晃録』、巻6／『異聞録』上
- 第4冊 巻7／『異聞録』下、巻8／『觀光録』『文敏公年譜』
- 第5冊 巻9／『林外詩稿』上、巻10／『林外詩稿』下

## 第二節 諸史料について

『林外詩稿』の漢詩の成立時期を知るための史料について紹介する。

### 1. 日記

・『林外日記』（廣瀨先賢文庫・家宝5・1・1）／大正二年（一九一三）に、廣瀨本家の廣瀨貞治が林外の残した日記をまとめ成立。二十四冊十九巻。嘉永二年（一八四九）正月一日～明治四年十一月五日の日記。ただし、途中、日記を中断している箇所もある。安政四年（一八五七）四月～安政四年六月、安政六年（一八五九）三月～文久元年（一八六一）十二月、慶応三年（一八六七）四月～慶応四年（一八六八）二月など。

・『浪華日記綱』／「丙辰詩文稿」（廣瀨先賢文庫・家宝5・2）に収録。

安政四年二月に、林外は大坂より日田を訪れていた旭荘が日田を去るに際し同行し、同年閏五月まで大坂に滞在している。『浪華日記綱』は、安政四年四月三日～安政四年閏五月十日の日記（5）。

・『入関録』『謁晃録』『異聞録』／慶応三年四月に林外は江戸にのぼつており、その間の日記。慶応三年十月四日～十二月二十六日。『林外遺稿』収録。原本は不明。『林外日記』に付箋があり、『入関録』『謁晃録』『異聞録』は「先年東京廣瀨貞文氏二貸與ノ俣返来セザリシガ昭和三年冬「林外遺稿」二載セラレタリ」とある。廣瀨貞文は咸宜園三代目塾主青邨の子であり、号を濠田という。明治十八年（一八八五）二月より咸宜園塾主となった。『入関録』と『謁晃録』は明治二十三年（一八九〇）より刊行された雑誌『咸宜園』への掲載が確認で

きる。『咸宜園』は廣瀨青邨が東京で明治十年（一八七七）に開いた東宜園の発行である。廣瀨青邨は明治十七年（一八八四）二月に死去しているため、『咸宜園』の発行には廣瀨貞文の関与が想像される。『入関録』と『謁晃録』が『咸宜園』に掲載されたのは、廣瀨貞文が所持していたためか。

### 2. 漢詩集

#### ○草稿

廣瀨林外が詠んだ漢詩を草稿としてまとめていたことは『林外日記』より確認できる。この草稿は、廣瀨先賢文庫や国文学研究資料館の廣瀨青邨文庫に残されている。『林外詩稿』の漢詩が載る草稿で、筆者が確認できたものを掲げる。

・『丁巳文稿』／「丙辰詩文稿」（廣瀨先賢文庫・家宝5・2・22）収録。他に『丙辰詩文稿』と『浪華日記綱』が収録されている。『丙辰詩文稿』には『林外詩稿』の漢詩は確認できない。丁巳（安政四年）の詩文稿。

・『南游稿』／文久三年（一八六三）正月に熊本を訪れたときの詩稿。『南游稿』（廣瀨青邨文庫84・90）と、それをペン筆写した『南游稿』（廣瀨青邨文庫84・91）がある。廣瀨青邨による評が載る。

・『東游稿』／文久三年八月に大坂を訪れたときの詩稿。「拙稿」（廣瀨青邨文庫84・88）と「鄙稿」（廣瀨青邨文庫84・89）収録。『林外日記』文久三年十一月十一日条に「草『東游稿』」とある。『拙稿』には廣瀨青邨の評が載り、『鄙稿』には、元治元年（一八六四）の亀谷省軒の評が載る。『林外詩稿』に見える評と同じ。

・『甲子乙丑稿』／「国史書目」（廣瀨先賢文庫・家宝5・2・11）収録。外題に「国史書目附甲子乙丑稿」とある。漢籍の目録が前半に載り、後半は林外の詩文稿が載る。甲子（元治元年）と乙丑（慶応元年／一八六五）の詩文稿。

・『西遊稿』／慶応元年九月に長崎を訪れたときの詩稿。「文稿」（廣瀨先賢文庫・家宝5・2・18）収録。『林外日記』によれば十月二日に林外は日田に戻つており、十月七日条に「草『西遊稿』」とある。しかし、この『西遊稿』には日田に戻つた後の漢詩も収録されている。

・『丙寅詩文稿』／「文稿」（廣瀨先賢文庫・家宝5・2・18）収録。丙寅（慶応二年／一八六六）の詩文稿。

○漢詩集

明治四年までに出版された漢詩集を紹介する。なお、『林外日記』には安政四年九月に『近世名家詩選』に載せるために漢詩を京都に送ったことが見えるが、『近世名家詩選』については確認できなかった。

・『宜園百家詩』二編／『宜園百家詩』は主に咸宜園門下生の漢詩を集めた詞華集。

『宜園百家詩』二編は嘉永七年（一八五四）刊行。林外の漢詩を八首載せる。『詞華集』日本漢詩』第十一卷（汲古書院、一九八四年）所収。

・『明治三十八家絶句』／明治四年刊行。林外の漢詩を十六首載せる。『詞華集日本漢詩』第八卷（汲古書院、一九八三年）所収。

○その他

・『金蘭集』／『金蘭集』は『林外日記』に見え、咸宜園門下生が大帰するとき、門下生が漢詩をまとめ贈ったものと思われる。確認できる『金蘭集』として、日田市立淡窓図書館の所蔵する大分市の郷土史家大塚富吉氏のまとめた『咸宜園塾生金蘭集解説』（大塚文庫編纂部、一九七三年、請求記号／九一九／廣瀬）がある。これは上原秋軒に贈られたものであり、大塚氏は安政三年（一八五六）の成立と推測している。ここに林外の漢詩が三首載る。

第三節 『林外詩稿』の評者と漢詩の配列

1. 評者について

『林外詩稿』の評者の概略と林外との関わりについて紹介する。評者と林外の関わりも、漢詩の成立時期についての参考となる。なお、『林外遺稿』の凡例に「先生庚午以後之文。多未示人者。是以闕評語」とあることより、明治三年（庚午／一八七〇）までの漢詩に評が付されている。

『咸宜園関係者』

○廣瀬青邨（一八一九～一八八四） 豊前下毛郡の人。矢野徳四郎の子。天保五年（一八三四）九月に「矢野卯三郎」の名で咸宜園入門。天保十五年六月に淡窓の養子となり、後に咸宜園三代目塾主となる。『林外日記』には、林外の漢詩等の批評をしていることが頻繁に確認できる。文久元年九月から文久二年（一八六二）十月まで江戸に行く。「寄懷青邨兄在江戸」はこの頃に詠まれたもの。文久三年三月に府内藩藩校遊焉館の教師となる。明治二年（一八六九）

に京都に赴き、漢学所に出仕。

○水筑橋門（一八〇九～一八八〇） 日陽諸縣郡本庄村の人。字は伯起、通称は

小相、号は橋門。姓は劉・水筑を用いたが、後に秋月とした。文政七年（一八一〇）四月、「水筑周一」の名で咸宜園入門。弘化四年に佐伯藩四教堂教授になる(6)。

『林外日記』では安政二年（一八五五）八月二十八日条に「水伯起来」訪大人。携其子及門生入門」とある。それ以降、書簡のやりとりが『林外日記』で確認できる。『林外日記』元治元年四月二十七日条では、橋門が書簡で林外の著作『六橋記聞』の批評をしていたことが確認できる。明治になり東京で咸宜園門下生が中心となり結成した詩社玉川吟社に加わる。

○千原夕田（一八三〇～一八九四） 日田郡豆田町の豪商千原幸右衛門の子。字は明卿、号は夕田。天保十四年（一八四三）正月に「千原幸次郎」の名で咸宜園入門。ただし、天保十四年正月の月旦評で幸次郎の「入席」は確認できない。

『淡窓日記』弘化四年四月二十五日条で幸次郎の入席が確認できる。『淡窓日記』嘉永六年五月二十日条に「招釋五岳。與議百家詩事。供酒飯。太郎兵衛（幸次郎改）・範治伴客」とあり、この頃、太郎兵衛と改名したようである。また、この頃まで咸宜園に在籍したようであるが、大帰の時期は未詳。嘉永七年八月の月旦評で太郎兵衛の除名が確認できる。文久三年に弟に家を譲り、元治元年に茲眼山の東北の奥、古城に隠居家を建てて住んだ(7)。『林外日記』で林外との交流が確認できる。

○僧五岳（一八〇九～一八九三） 日田郡専念寺の僧、平野五岳。竹村、古竹園、古竹村舎などの園号を持つ。「送竹村上人東游」「古竹上人畫山水歌」に見える「竹村上人」「古竹上人」は五岳のこと。文政二年（一八一九）三月に「聞恵」の名で咸宜園入門。後に詩・画・書をよくしたことから「三絶僧」と呼ばれた。『林外日記』では林外との交流が見える。『林外日記』安政四年七月一日条より、五岳は「岳師」と表記される。専念寺に『五岳詩稿』が残されている。

○長三洲（一八三三～一八九五） 第二章参照。

○田代潤卿（一八三三～一八七六） 筑後西大石村の人。名は俊次、字は潤卿、号は青溪という。天保十五年（一八四四）二月、咸宜園入門。「宜園三才子」と呼ばれた。『林外詩稿』には「潤卿」とのみある。嘉永三年十一月に大帰するが、それ以降もたびたび咸宜園を訪れている。安政五年（一八五八）冬に、

海外への遊学を計画し、十月に咸宜園を訪れている。別宴を遠思楼で開いたことが『林外日記』に見える。「遠思楼送田代潤卿」は、この時に詠まれたもの。その後、潤卿は大坂の旭荘のもとに寓したが、生家の不幸にあつて帰郷している。明治二年に藩命により好學館の教官に補され、明治四年に山口県に招かれ、下関田中学問所にて生徒を教授。明治になり玉川吟社に加わる。『浮羽先哲遺芳』（浮羽史談会、一九一五年）に『青溪詩抄』が載る。

○韓藍田（一八二二～一九〇二）『林外詩稿』には「藍田」とのみある。廣瀬林外に關係する「藍田」については、韓藍田と藤井藍田がいる。藤井藍田は廣瀬旭荘に学んだ人で、尊皇攘夷の志士として活動したが、慶応元年五月に新選組に捕らえられ、拷問の末に同年死去している。「藍田」はそれ以降に作成された漢詩の評をしていることより、韓藍田と判断できる。韓藍田は肥前有田村の人。谷口藍田ともいう。天保十年（一八四〇）七月、「山口竜蔵」の名で咸宜園入門。入門後は「良蔵」、「韓介石」と名を改めて在塾した。天保十四年六月に都講になり、天保十五年正月に咸宜園を去る。その後、江戸で羽倉簡堂に学び、弘化四年に佐嘉に戻り塾を開いた。嘉永四年に咸宜園を訪れ、林外の「義府序」「中子玉傳」を批評する（『林外日記』）。慶応元年に長崎に移る。林外が長崎を訪れた際には面会しており、慶応元年九月に長崎を訪れた際には「贈韓藍田」を、慶応二年八月に訪れた際には「中秋。瀬戸石城導予及韓藍田飲玉川樓」「與藍田石城」別長瀧山」を林外は詠んでいる。

○樺島士周（一七八三～一八五九）筑後柳川の人。通称は斗一、字は士周、芹溪。楠田組大庄屋。咸宜園には入門していないが、隠居の後、淡窓に漢詩を学んだ。嘉永元年（一八四八）四月に咸宜園を訪れた際に林外は面会をしており、翌年、咸宜園を訪れた際に林外は漢詩二首を士周に贈っている。『宜園百家詩』二篇の編纂に携わる。また、『宜園百家詩』三編に漢詩を載せる。安政六年五月に死去。

○長南梁（一八一〇～一八八五）日田郡馬原村の人。名は允、字を允文、世文。号を南梁または梅外という。天保十年（一八三九）に英彦山に祐筆として入山。天保の末頃から京坂や九州各地を巡り、安政二年（一八五五）に宇佐郡四日市の伊勢山で茂園学舎を開き、文久二年（一八六二）には速見郡石川村の矢田希一の塾で教鞭をとった（8）。『林外日記』における初見は嘉永七年五月二十八

日条「長南梁自甘木二至。将卜居也」で、それ以降、『林外日記』で林外との交流が知られる。嘉永八年七月に、林外は『南梁詩集』の批評をしている（『林外日記』）。明治になり玉川吟社に加わる。

〔廣瀬旭荘関係者〕

○柴秋邨（一八三〇～一八七二）阿波の人。通称を六郎、雅号を東野という。嘉永二年七月に大坂で廣瀬旭荘に学び、旭荘の旧号「秋邨」を受ける。また『宜園百家詩』三編の序を記し、漢詩を載せている。嘉永三年九月に林外に尺牘を贈っており、それ以降、林外と書簡のやりとりをしたことが『林外日記』に見える。安政四年十二月に咸宜園訪問。『林外日記』では「秋邨」「東野」で見える。『林外日記』安政四年十二月二十八日条に咸宜園で史記文法を講じたとある。また、秋邨は咸宜園に在籍していたようであり、安政五年正月二十八日に月旦評で九級下となり総監となっている（9）。咸宜園には万延元年四月まで滞在した。「秋村以詩奪杜氏柴石。乃詩以調之」は、この頃に詠まれた。文久元年に徳島藩の儒官に任じられ、洋学校正局兼務を命じられる。明治三年五月に阿波徳島藩内で、徳島藩士と分藩を望む稲田家との間で起きた庚午事変（稲田騒動）で、稲田家に対する檄文を作成している。しかし、このために秋邨は禁錮三年を申し渡され、明治四年三月に死去した（10）。漢詩集として『秋邨遺稿』がある。

○亀谷省軒（一八三八～一九一三）対馬藩士。名は行、字は子蔵、通称を行蔵といった。廣瀬旭荘に傾倒しており、安政六年頃より漢詩を旭荘に送り、添削を請い、文久二年十二月に廣瀬旭荘と対面している。林外とは旭荘と面会する前の文久二年閏八月に書簡のやり取りが『林外日記』で確認できる。そして文久三年三月以降、何度か咸宜園を訪問している。文久三年四月に咸宜園を去る時に「送亀谷省軒歸対州」「花亭贈省軒」「夜明關別省軒」を林外は詠んでいる。元治元年三月に咸宜園を訪れたときは、同年四月の『咸宜園日記』（廣瀬先賢文庫・家宝5・1・2）に「省軒先生」と見え、咸宜園で易経講・文章軌範講を行ったとある。「送省軒歸対州」は退去の際に林外が詠んだもの。明治になり東京で詩社旧雨社に林外とともに参加（11）。

○棚橋松邨（一八二七～一八九三）美濃の人。名は嘉忠、字は伯貴。松邨は号

である。十七歳のときに失明する。廣瀬旭莊に詩を学ぶ。明治になり玉川吟社に加わる。『浪華日記綱』安政四年四月五日条に見える「棚橋八郎」が棚橋松郵かは未詳。

○金本善卿（一八二九〜一八七二）出雲の人。字を善卿、号を摩齋といった。篠崎小竹に学び、小竹の死後は廣瀬旭莊と親交を持った。安政二年頃より旭莊は文人結社「三夕の会」を企画し、長三洲や柴秋郵とともに善卿はその中核となった<sup>(12)</sup>。『林外日記』安政三年正月十一日条に「世章東至。詩稿評成（東野・善卿・世章、合評）」、『同』安政三年正月二十五日条に「裁呈旭莊府君與東野・世章・善卿「柬」と見える。

〔その他〕

○齋藤拙堂（一七九七〜一八六五）伊勢の人。津藩士。文化七年（一八一〇）

頃より昌平覺で古賀精里に学ぶ。文政三年（一八二〇）、藩校有造館で学職になる<sup>(13)</sup>。嘉永三年十月に林外が旭莊に送った草稿に批評したことが『林外日記』より確認できる。また、旭莊が林外に宛てた嘉永三年九月二十五日付書簡に「其元草稿二卷、先日伊勢の齋藤拙堂翁、来坂の時、為見、批評乞候間、返却致候。此人ハ誉候事ハ嫌と申居候。其草稿ヲ我ニ示候て、附圍ハ一切無用、但字句ヲ直し呉候様にと被申候。其觀人之稿、亦然」とある<sup>(14)</sup>。文久元年三月、林外は大坂を訪れ、拙堂に面会したことが『旭莊日記』より確認できる。慶応元年七月死去。

○草場珮川（一七八七〜一八六七）肥前国多久邑の人。文化元年八月に佐賀藩の藩校弘道館で古賀穀堂に学び、「珮川」の号を与えられる（後に「珮川」に改める。ただし、『林外詩稿』では「珮川」とある）<sup>(15)</sup>。天保五年に弘道館教導方となり、後に教諭となる。そして安政六年に弘道館の教授となる。また、安政二年に昌平坂学問所の教授への招聘があったが、断っている。廣瀬淡窓とも交流があった<sup>(16)</sup>。そして安政二年十月に林外の争鹿稿を批評したことが『林外日記』に見え<sup>(17)</sup>、草場珮川の日記『雲点留影』安政二年八月廿一日条にも「訂完日田匿名詩稿一卷」と見える<sup>(18)</sup>。安政五年七月より林外と書簡のやり取りが『林外日記』で確認できる。また、慶応元年九月に林外は珮川を訪ねている。「復照庵謁珮川先生」はこの時に詠まれた。慶応三年十月に死去。漢詩集と

して『珮川詩鈔』がある。

○草場船山（一八一九〜一八八七）肥前国多久邑の人。草場珮川の子。天保八年に郷校東原精舎の教官となる。天保十二年に江戸へ遊学。昌平覺で学ぶ。嘉永四年に家塾「千山楼」を開く。安政四年九月に東原精舎教授となる<sup>(19)</sup>。慶応元年八月に林外は船山と書簡のやり取りをしていたことが『林外日記』にある。また明治三年十月に、林外は船山を訪ねている。

○松林飯山（一八三九〜一八六七）肥前の人。大村藩士。通称を廉之助、号を飯山という。嘉永三年に藩主大村純熙の前で唐詩選を進講した。嘉永五年に藩主に従い江戸に行き、安積良斎に学び、昌平覺に入学している。昌平覺では助教に任命された。安政六年に藩校五教館の学頭となる。万延元年に大坂に滞在したときに、旭莊・林外と交流があった<sup>(20)</sup>。また、大坂に滞在していた時期に、京坂の志士と交流し、勤王思想を抱くようになったとされる。文久三年十月に五教館の教授となっている。この頃より藩政にも加わるようになった。また、同年十二月に大村藩の勤王の士を集めた「三十七士同盟」に加わる。『林外日記』慶応元年八月十三日条に「作飯山文集序」とある。「飯山文集序」は廣瀬先賢文庫の「国史書目」に収録されている。同年九月に林外は飯山を訪ねている。慶応三年正月に飯山は自宅近くで襲われ死去。佐幕派の犯行とされていたが、外山幹夫氏は「三十七士同盟」の渡邊昇によるものとしている<sup>(21)</sup>。その死に際して林外は「哭松林飯山」を詠んでいる。

○大沼枕山（一八一八〜一八九二）江戸の人。詩人。明治期の評価ではあるが、淡窓の漢詩ついて、一部評価をしているもの、旭莊については「漢詩世界を乱す魔物である」とまで述べている。また、西日本の詩壇に対して批判的であったという<sup>(22)</sup>。林外は慶応三年十二月に枕山に江戸で会っている。

○川田益江（一八三〇〜一八九六）備中の人。名は剛。号を益江といった。高梁藩に仕える<sup>(23)</sup>。慶応三年十一月に江戸で林外は面会している。また、『異聞録』慶応三年十一月六日条に「遂訪剛。出近作。求其批評。剛亦示其詩「求予評」。詩才瞻麗。柴秋郵之匹。予素識其能。文不圖詩才之美至是也」とあり、互いの漢詩を批評していたことが知られる。「送川田益江之朝鮮」。次「其秋雨韻」はこの頃に詠まれた漢詩であろう。明治になり東京で詩社旧雨社に林外とともに参加。

○塩田松園（一八〇五～一八七二）加賀の人。塩田順庵のこと。医師であり、海防を研究し『海防彙議』を表わす。安政二年に幕命により函館に渡り、学校や病院を建てる。後に江戸に帰り、医学教諭となった。明治四年二月に死去。咸宜園教育研究センターの原田弘徳氏より、松園が天保十五年四月に咸宜園に入門した西山元正を紹介したこと、廣瀬旭荘の『梅墩詩鈔』の評者になっているのご教示をいただいた。『異聞録』慶応三年十一月一日条によれば、江戸で林外は塩田松園を訪ねており、江戸の名家について尋ねている。また、慶応三年十二月二十四日条に「訪鹽田松園。返所批詩稿。贈畫箋紙。出予近作」とあり、互いの漢詩を批評していたようである。

〔未詳〕

○玉木 『林外詩稿』には「玉木」とのみあるため未詳。『林外日記』慶応三年二月十四日条に「朝、訪紫山及剛八。玉木・小助来訪。不值」に見える「玉木」か。これは林外が牛深を発ち、富岡に着いたときの記事である。

## 2. 『林外詩稿』の漢詩の序列

『林外詩稿』に載せられた漢詩の成立時期を『林外日記』等より見ていく。「賦○○」のように詩題の確認できるもの、また実際に漢詩の内容の確認のできる記事、漢詩の詠まれた場所を訪れた時期、草稿の成立時期等より推定した。その結果、『林外詩稿』に載せられた漢詩は、ほぼ成立の順序で配列されていることが確認できた（表1～7参照）。

### 第四節 『林外詩稿』の成立について

『林外詩稿』については、その成立時期を含めて不明な点が多い。ただ、『林外日記』を見ていくと次のような記事がある。

□嘉永七年十一月 八日 『林外詩稿』を謄写する。十二月十九日に終える。

五十九葉、詩百六十首。

□安政三年 八月十九日 『林外詩選』（五古）を謄写する。九月六日に終える。

三十二枚。

□安政三年 九月十一日 『林外詩選』続編を謄写する。

□安政三年十二月十四日 『林外詩稿』を謄写する。十二月十八日に終える。

□慶応二年五月二十一日 『林外詩鈔』を校正する。

林外が、「林外」を冠した草稿を作成していたことが確認できる。これらの草稿から『林外遺稿』に収録された『林外詩稿』が成立した可能性がある。これらの草稿についての調査ができれば、『林外詩稿』の成立過程を明らかにすることができるかもしれない。ただ、廣瀬先賢文庫で確認できるのは「林外文稿」（廣瀬先賢文庫・家宝5・3・21）第四冊に収録された『林外詩稿』のみである（24）。この『林外詩稿』の調査を、今後、行いたいと考えている。

また、文久二年に林外が大坂を訪れたときの漢詩を集めた『東游稿』に載せられた青邨と亀谷省軒の評は『林外詩稿』に載せられたものと同じである。また、斎藤拙堂は嘉永三年頃に詠まれたと考えられる「講堂試業作」に評を残している。拙堂は嘉永三年に林外が旭荘に送った草稿に評を付しており、草稿が確認できないため明言できないが、拙堂の評はこの草稿に載せられたものではなかったか。

つまり林外の残した多くの草稿より、『林外詩稿』『林外詩選』『林外詩鈔』が編まれ、『林外詩稿』が成立したと憶測する。

また、『林外詩稿』には、「止病中詩二篇」めていたことを考えると、その成立については、清浦奎吾の『林外遺稿』の編纂と関係すると思われる。清浦奎吾は『淡窓全集』の顧問となるなど、廣瀬淡窓・咸宜園顕彰事業とも大きな関わりを持っていた。このような側面から清浦奎吾について調査することが必要と思われる。

## 第二章 廣瀬林外と長三洲

廣瀬林外の漢詩は『林外詩稿』に多く残されているが、咸宜園とともに学んだ長三洲について詠んだ漢詩を二つ確認することができる。長三洲は幕末に長州藩の奇兵隊に加わり、倒幕活動を行った人物として知られている。林外と長三洲の関わりを通じて、幕末の廣瀬林外について考えてみたい。

## 第一節 長三洲の経歴

長三洲については、『淡窓日記』や『林外日記』にも多く名前が確認できる。また、長三洲を知るための基本史料として、長寿吉編『三洲居士集』全十一巻（西東書房、一九〇九年）がある。これは長三洲の漢詩集であり、掲載された漢詩は編年で載せられている。『三洲居士集』十一に載せられた「三洲長君墓碑銘」（以下、「墓碑銘」）もある。また、明治二十三年（一八九〇年）八月に第三回内国勸業博覧会に提出された履歴書（以下、「履歴書」）／中島三夫編・著・発行『三洲長君著作選集 付作品目録・略伝』（二〇〇三年）所収）も、簡略ではあるが長三洲の生涯を確認できる。

長三洲は日田郡馬原村の人。通称は光太郎、字を世章、号を三洲という。長南梁の子。弘化二年（一八四五）十月に「長谷主馬」の名で咸宜園入門。廣瀬林外、田代潤卿とともに「宜園三才子」と呼ばれる。嘉永三年四月に咸宜園を大帰したとされる。『淡窓日記』嘉永四年（一八五一）二月二十五日条で月旦評を除名されている。安政二年（一八五五）六月に大坂の旭荘の塾で講師となる。「墓碑銘」によれば、大坂で土浦藩士大久保要により尊主攘夷の影響を受けたとされている。そして安政四年閏五月に大坂を去っている（『旭荘日記』）。

『林外日記』によれば、安政四年七月三日に大坂より戻った長三洲が咸宜園を訪れたことが確認できる。そして八月八日に、廣瀬青邨、平野五岳、千原夕田とともに府内に向かっている。また、安政五年正月十六日に宇佐郡四日市から長三洲は咸宜園を訪れている。四日市は、長三洲の父親の長南梁が塾を開いていた場所である。そして同年十一月一日にも咸宜園を訪れている。これは、廣瀬淡窓を祭る「文玄先生祭」に参加するためと思われる。

万延元年（一八六〇）三月に長州藩士となり藩校明倫館の教師となった（『防長回天史』第五十一章）。このことは「履歴書」でも万延元年に「長州ニ至ル」と見える。そして長三洲が長州藩士となつてからは、「長太郎」を名乗っていたことが史料より確認できる。

## 第二節 文久三年の長三洲

### 1. 「古味堂焚詩序」について

文久三年七月七日に長三洲は咸宜園を訪れた（『林外日記』）。廣瀬林外が咸宜園塾主になった時期については、いくつか見解が出されているが、文久三年七月には咸宜園塾主になっていたと考えられる<sup>25</sup>。そして『林外日記』文久三年七月二十五日条に林外が「古味堂焚詩序」を作ったという記事がある。「古味堂焚詩序」は、『林外文稿』や『三洲居士集』に収録されている。「古味堂」とは長三洲の号であり、「古味堂焚詩序」は長三洲の詩集の序として林外が草したものである。「古味堂焚詩序」に「今茲之秋。世章自<sub>レ</sub>長至。慷慨激昂。縦<sub>一</sub>論當世之務」と書いている。日田を訪れた長三洲が林外と「當世之務」について議論していたようである。

「當世之務」は、今の世の中の仕事という解釈でよいと思われるが、具体的には不明である。『林外日記』にも該当する記事は確認できない。ただ、当時の長州藩の動きを見ていくと、この頃、攘夷思想が高まっており、文久二年七月に長州藩の御前会議で、天皇の意を奉じて攘夷を断行する「奉勅攘夷」が主張された。同年十二月に長州藩は品川御殿山に建設中だったイギリス公使館を焼き討ちにする。文久三年五月に、長州藩は関門海峡でアメリカ・フランス・オランダの船を砲撃し攘夷を断行した。しかし、その報復のためにアメリカとフランスは長州藩を攻撃し、長州藩は敗北している。そのような経緯を経て、同年六月に長州藩士高杉晋作が奇兵隊を結成した<sup>26</sup>。おそらく「當世之務」は、これら長州藩の攘夷活動に関係するものだったろう。なお、元治元年八月に、米・英・仏・蘭四カ国の連合艦隊が関門海峡に襲来し、長州藩は敗北している。「履歴書」によれば「外国船一八隻卜前田二戦フ 二日頭二銃瘡ヲ得」とあり、四カ国との戦いに長三洲は参加していた。このことは「墓碑銘」にも記載がある。

また、廣瀬林外は「古味堂焚詩序」で長三洲を次のように述べている。

### 【本文】

丑寅以来。天下始多事。世章走<sub>一</sub>京攝<sub>一</sub>。寓<sub>二</sub>干防長<sub>一</sub>。與<sub>二</sub>海内個儻之士<sub>一</sub>交。其行事卓犖。非<sub>レ</sub>復昔日之世章。今也長有<sub>二</sub>佛之警<sub>一</sub>。薩有<sub>二</sub>英之寇<sub>一</sub>。而戰之與<sub>レ</sub>和。国是紛紜。天下之事。未<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>測知<sub>一</sub>。世章將<sub>下</sub>以<sub>二</sub>功業<sub>一</sub>自奮<sub>上</sub>矣。

## 【読み方】(27)

丑寅以来、天下始めて多事、世章京撰に走り、防長に寓し、海内個儻の士と交わり、其の行事卓犖、また昔日の世章に非ざるなり。今や長に佛の警あり、薩に英の寇あり、而して之と戦うと和すると、国是紛々として、天下の事未だ測り知るべからず。世章の功業を以て自ら奮わんとす。

『古味堂叢詩序』は『三洲居士集』では「元治甲子」（元治元年）と成立時期が添えられている。そのため、ここでの記載が文久三年の時のものかはわからない。ただ、廣瀬林外は長三洲の尊王攘夷活動について、一定の理解を示していたようである。

## 2. 英彦山事件と長三洲

文久三年七月に咸宜園を訪れた長三洲が、いつ日田を去ったかは『林外日記』からは確認できない。なぜなら八月二十五日、林外は大坂へ行くため日田を発つことになるからである。それは父親の旭荘を見舞うためだった。しかし、旭荘は八月十七日に死去していた。このことは、八月二十六日に咸宜園に伝えられている（『咸宜園日記』）。

そして大坂から戻った林外は次の漢詩を詠んでいる。これは、『東游稿』に載せられ、後に『林外詩稿』に採録されている。

## 【本文】

聞世章遭捕遂<sup>レ</sup>悵然有<sup>レ</sup>作

復聞捕<sup>レ</sup>范滂<sup>一</sup>。誰起<sup>レ</sup>黨錮獄<sup>一</sup>。書生唱<sup>レ</sup>清議<sup>一</sup>。定非<sup>レ</sup>一身福<sup>一</sup>。回首彦山雲。今夜何處宿。

## 【読み方】

世章、捕遂に遭うを聞く。悵然として作有り。

また聞く、范滂を捕らうと。誰か黨錮の獄を起こすや。書生の清議を唱ふるは、定めて一身の福に非ず。首を回して彦山の雲、今夜は何處に宿るや。

林外は大坂より十二月三日に府内に着き、十二月九日に日田に着いている。漢詩の順序より「聞世章遭捕遂悵然有作」はその間に詠まれたと思われる。林

外は長三洲を范滂にたとえ、「范滂を捕らうと」と詠んでいる。范滂は『後漢書』卷六十七に見える。宦官により腐敗した政治を改めようとしたが果たせず捕縛され、獄死した人物である。

また、この漢詩については長三洲による「林外廣瀬君墓碑銘」でも触れている(28)。

## 【本文】

我昔逃<sup>レ</sup>難彦山雲、緹騎追奔猛火焚。君賦<sup>レ</sup>詩句<sup>一</sup>傷<sup>レ</sup>我冤<sup>一</sup>、比<sup>レ</sup>我范滂<sup>一</sup>招<sup>レ</sup>我魂<sup>一</sup>。

## 【読み方】

我昔、難を逃る、彦山の雲。緹騎追奔して猛火焚く。君、詩句を賦して我冤を傷む。我范滂に比して我が魂を招く。

では、世章（長三洲）が捕縛されたことを詠むこの漢詩の成立背景について考えてみたい。

「林外廣瀬君墓碑銘」に「我昔、難を逃る、彦山の雲。緹騎追奔して猛火焚く」とあることより、長三洲は「緹騎」（罪人を捕へる役人／『大漢和辞典』）に追われ彦山（英彦山）に逃れていたようである。このことが漢詩のきっかけである。このとき想起されるのは、文久三年十一月に小倉藩が彦山の山伏を捕縛した英彦山事件である。

当時、彦山は尊王攘夷論者の多かった長州藩と組する山伏が多かった。『尊攘奇聞英彦山義僧傳』によれば(29)、文久三年五月頃に彦山の浄現坊・教観坊が長州藩を訪れ、長州藩士に「一山擧て攘夷の先鋒を勤めんとするの意」を表明している。そして奇兵隊総督赤根武人・瀧弥太郎の使節として椎木熊吉郎・山田造造太郎の二人が彦山を訪れ、攘夷に消極的な小倉藩を内部から崩す相談を行った。『奇兵隊日記』文久三年八月十二日条に「椎木熊吉・山田幹太郎為探索、小倉・彦山其外へ罷越候事」、同「文久三年八月廿日条に「椎木熊吉・山田幹太郎九州彦山より帰陣之事」とあるのは(30)、このことに関係するものである。そして同年九月に彦山は良什坊・教観坊・祐玉坊を長州藩に遣わしている。

しかし、文久三年十一月十一日に彦山の最高責任者政所坊らが小倉藩により捕

縛されている。

『小倉藩攘夷記』文久三年十一月十五日条<sup>(31)</sup>

一、日田郡代屋代増之助ヨリ浪士様ノ者、英彦山ニ入ルヲ報告ス、然ルニ今夏来該山座主ヲ首トシ、役僧等浪士ニ接シ頗ル疑フヘキ者アルヲ以テ、政所坊・正応坊・義俊坊ヲ小倉ニ拘引シ之ヲ糾問セシニ、義俊坊乃チ座主並ニ役僧等、長州藩ノ奨励ニ從ヒ攘夷ヲ事トセントシ、変名ノ連署状ヲ長州ニ送ラントスルヲ首白ス。

一、其連署状ヲ觀ルニ署名ノ者大抵逃亡シ独り良什坊座主院ニ伏匿セルヲ以テ之ヲ挙ヘ、未タ悉ク首白セスト雖トモ或ハ高貴ノ人ヲ咒詛シタルノ風聞アリ事軽カラサルヲ以テ、右署名ノ者ヲ執ヘントシ捕手ヲ近国ニ派遣セリ。

一、是ヲ以テ一山動揺シ或ハ事變ヲ生センコトヲ恐レ、座主並ニ其家族ヲ小倉ニ移シ本陣村屋銀右衛門宅ヲ以テ旅館ト為シ、宝物ハ役僧ヲシテ之ヲ守護セシメ、其他警察ヲ嚴ニセシヲ以テ浪士等該山ニ伏スルノ事アルヘカラサルヲ答ヘ、且ツ之ヲ京都及ヒ江戸ニ申報ス。

『尊攘奇聞英彦山義僧傳』では長三洲が小倉藩の捕縛の行われる前に彦山を訪れていたことが確認できる。『奇兵隊日記』文久三年十一月六日条に「豊後日田長光太郎来談、直ニ招賢閣ヘ為人込候事」「彦山僧三人来、招賢閣ヘ為人込候事」とある。この日、長三洲は招賢閣で彦山僧と会い、彦山へ向かったのではないか。そして『尊攘奇聞英彦山義僧傳』では「義徒と共に先づ長藩に趣き豫め長藩士と協牒して以て其決行の餘地を為んとて」、嚴瑤坊・教觀坊・水口坊ら彦山の七僧とともに馬関に入ったとある。「其決行」とは「小倉藩を内部から崩す」ことであろう。『奇兵隊日記』文久三年十一月十日条に「張太郎・水口坊・中尾千之允一同山口行之事」「長太郎・水口坊・中尾千之允帰陣之事」とあることは、そのことに関係する。つまり長三洲は彦山が小倉藩に攻められる前日に山口に戻っている。「墓碑銘」に「君亦説彦山僧徒。及ニ豊艸莽志士應レ之。小倉藩吏探知。將レ捕君。僅免」(返り点は筆者)ともあるように、詳細は不明だが、長三洲は小倉藩に捕縛されようとしていた。また、「履歴書」によれば、文久三年に「勤

王ノ為メニ幕府ノ逮捕ヲ逃レ長州ニ逃ズ」とある。

長三洲が彦山で小倉藩に捕らわれたとする心配は、父親の長南梁も抱いたようである。

□長南梁、渡邊鼓岳あて書簡 文久三年十二月十三日<sup>(32)</sup>

光太郎も十月始また日田へ参り、爾今帰宅仕らず、彦山へ招かれ登山仕り候事は確かに聞き及候が、その後彦山は小倉より手ひどく取り押さえられ候様申し候。もつとも、光太郎は彦山へは居り申さぬ由範治より知為し、大方は長州へ渡り候や共存じられ候。真瀧も定て御地にも参らずと存じられ候が、如何御聞きの処御知為し下され候。

渡邊鼓岳は宇佐の人で長南梁に漢学を学んだ人物である<sup>(33)</sup>。そして、小倉藩が彦山に入ったとき、長三洲は彦山にいなかったことを、長南梁は範治(青邨)より伝えられている。

以上が「聞世章遭捕遂 悵然有作」の詠まれた背景である。林外は長三洲が捕縛されたと噂を聞き、この漢詩を詠んだのであろう。

### 第三節 長三洲の北征と明治

長三洲は慶応四年正月の鳥羽伏見の戦いに参戦。後に東北征討に従軍し、会津攻略の後に長州に戻る。『林外日記』によれば明治二年(一八六九)二月二日に長三洲は日田を訪れ、林外と会っている。そして二月十三日に日田を去っている。日田を訪れた長三洲に、林外は次の漢詩を贈っている。

#### 【本文】

長三洲自北征歸。醉中賦贈 巳己

霹靂震天萬砲飛。黑雲中閃錦繡旗。六月蹂躪越山雪。袍上氷柱赤參差。

三隰春風楊柳綠。不聞鼙鼓聞絲竹。請君勿駭醉人耳。且唱越女歌一曲。

#### 【読み方】

長三洲北征より歸る。醉中賦して贈る。巳己

霹靂天を震わし萬砲飛ぶ。黒雲中に閃く錦繡の旗。六月蹂躪す越山の雪。

袍上に氷柱 赤く参差す。

三隈の春風楊柳緑なり。鞞鼓を聞かず絲竹を聞く。請君駭くなかれ醉人の耳。且つ唱う越女の歌一曲。

「己巳」とあるが、己巳（明治二年）の誤りである。題にある「北征」とは長三洲が東北征討に参加したことを言う。二首の漢詩よりなるが、一首目は「北征」について詠んでいる。「六月蹂躪す越山の雪」という表現は「北征」への批判のようにも受け取れる。

長三洲はその後、上京し明治三年に新政府の太政官権大史、明治五年に文部少丞となり、学制の起草に関わることになる。学制に咸宜園教育の影響が反映していることは、これまで指摘されてきたことである。また、林外が上京した際には、長三洲は彼を正院修史局に勤めるよう手助けをしている。そして明治七年に林外が死去すると、その墓碑銘を長三洲は書いている。

#### 第四節 幕末の廣瀬林外

最後に、幕末の廣瀬林外について、井上義巳氏の論考より確認していきたい<sup>(34)</sup>。井上義巳氏は『咸宜園日記』より文久三年までに「咸宜園塾生の幹部どころ」が長崎、博多、小倉、馬関に短期間の出張をしていることに着目している。『咸宜園日記』は文久元年五月十五日から慶応四年八月二十九日までの咸宜園の日記である。また、林外や咸宜園の高弟が関村に赴いていることも指摘する。関村は日田が筑前・筑後と接する場所であり、日田にもたらされる情報が一時滞留していたと考えられる場所である。これらのことより、井上氏は林外が諸方からの情報を収集し、それに対応する感覚や知識を得ようとしていたと考ええる。

ただし、この理解は井上氏が、文久元年に林外が咸宜園塾主になったと考えているためのものである。『咸宜園日記』を「林外時代の咸宜園の公式目録」と理解している。ただし、林外がいつ塾主になったかは明らかではない。咸宜園として諸方から情報を集めていたと理解したい。ただ、青郵が江戸に向かった文久元年九月以降も、『咸宜園日記』文久二年正月二十六日条に「民部之肥前」等の記事が見え、林外が門下生を各地に派遣していたようである。そのように考え

れば、文久三年七月に長州藩士となった長三洲が咸宜園を訪れたのは、林外の関心を強く抱かせたと思われる。また『林外日記』元治元年九月十四日条より「臆新聞」という記事が頻出し、林外が時事について懸命に情報を採取していたことがうかがえる。

また、日田は幕府領であったため、代官が置かれていた。咸宜園は廣瀬淡窓の頃より、代官所と関わりを持っていた。それは林外も同様である。廣瀬林外と最後の日田郡代となる窪田郡代との関係について、『林外日記』より確認したい。

元治元年三月に窪田郡代は日田に着任した。四月には、林外は代官所で論語の講義をしている。代官所での講義は淡窓の頃より確認でき、それ以降も『林外日記』に見える。同年九月に窪田郡代が検田のため、玖珠へ赴く際に、林外は同行している。慶応元年頃に林外は「秋夜陪窪田明府。泛舟鳥巖」を詠んでいる。「明府為漁夫。攜吾上片舟」（明府、漁夫と為る。吾を攜えて片舟に上る）とあり、ふたりの親密な様子が目に浮かぶようである。慶応二年六月六日に第二次長州征伐・小倉戦争出陣のために窪田郡代とともに林外は小倉へ行く。井上氏は林外の立場について「窪田郡代の戦陣の中の祐筆役のみならず、人数と軍資金の調達までを引き受ける軍政顧問役というきびしい任務を負わされて」いたとす。しかし小倉城は落城した。小倉からの敗残兵が続々と日田に避難しており、八月二日に咸宜園は閉鎖した。同年十二月一日に咸宜園は再開する。十二月十八日に制勝隊を東家に置き、林外は制勝隊の教授となった。制勝隊は窪田郡代の編成した農兵である。そのため、制勝隊の教授となったのは、窪田郡代の意向と考えられる。そして慶応三年四月八日に林外は窪田郡代の命により江戸へ行くため日田を発った。林外は窪田郡代に従っていたが、井上氏は林外が「自分自身と咸宜園とが生きていく途は、官府側の命令に従順であること以外にないと考えたことも十分推測しうる」と述べる。

窪田郡代は武闘派官吏であり、徹底して尊攘派の志士を弾圧したとの指摘がある<sup>(35)</sup>。林外は窪田郡代に従っていたが、これまで見てきたように、長三洲の活動に理解を示している。林外に多くの影響を与えたと考えられる廣瀬旭莊について、西江錦史郎氏は「攘夷倒幕論者」と捉えている<sup>(36)</sup>。この見解は検討を要すると思われるが、幕末において林外はどのような思想を抱いていたのであろうか。このとき注意したいのは、江戸を訪れた林外が、窪田郡代の子泉太郎、

幕臣の川路聖謨、幕臣の林鶴梁、日田の前郡代屋代忠良を訪問していることである。そのため、林外は倒幕思想を持っていたとは考えにくい。

林外は慶応四年九月に江戸より日田に戻るが、慶応四年正月に窪田郡代は日田を去っている。

おわりに

『林外詩稿』を中心として、漢詩人としての廣瀨林外について考察した。

第一章では、『林外詩稿』に載せられた漢詩の成立時期を、『林外日記』等より明らかにした。漢詩は成立時期の順序で配列されていたことが確認できた。また、『林外詩稿』の評者について確認し、林外の交友関係について知ることができた。

第二章では、『林外詩稿』に載せられた漢詩のうち、長三洲について詠まれたものを紹介した。また、幕末の廣瀨林外についても確認した。林外は幕末の長三洲の活動に理解を示していたが、窪田郡代には従順であり、倒幕思想を持たなかったと考えた。廣瀨林外研究を進めるなかで、長三洲との関わりは重要と思われる。幕末の長三洲については、著作や論考が発表されているものの、明らかにされていない点も多く<sup>(9)</sup>、今後の研究が求められる。

廣瀨林外については不明な点が多く、課題は山積している。ただ、彼の残した漢詩を読み解くことは、林外を理解するために重要である。林外について明らかにすることは、淡窓以降の咸宜園を明らかにする糸口にもなる。本稿が、今後の廣瀨林外研究の一助となれば幸いである。

### 【附記】

本稿は咸宜園教育研究センターに於いての報告を成稿したものである。報告について、後藤宗俊氏より「幕末・明治維新の激動期において、幕府領にある『咸宜園』が持つ質量とも豊かな人脈のひろがり、地域との結びつきの強さ等は（その政治的立場の如何にかかわらず）特に重要な位置を占めていたはずである。林外はまさにそのような歴史的状況の中で咸宜園を背負った人物である。林外の生涯とその事績については、こうした歴史を踏まえた研究が望まれる」との講評をいただいた。林外研究の指針とも言えるこの講評に感謝し、今後も廣瀨林外の研究を進めていきたいと思う。

註

(1) 明治期の咸宜園については、近年、溝田直己「咸宜園教育の変遷と近代」（江藤茂博・町泉寿郎編『講座近代日本と漢学第2巻 漢学と漢学塾』戎光祥出版、二〇二〇年）、鈴木理恵「明治期再興後の咸宜園」（『咸宜園教育の展開』広島大学出版会、二〇二〇年）が発表されている。

(2) 溝田前掲註（1）。

(3) 長三洲は「林外廣瀨君墓碑銘」（『林外遺稿』一、一九二八年 所収）で「詩饒有 冲澹之致。文則簡淨修潔。不<sub>レ</sub>支不<sub>レ</sub>寡。篇什之富。過於二先生」（淡窓・旭莊／筆者註）と述べ、小野湖山は『旧雨詩抄』で「林外才氣卓絶、文皆超然、出羣天不<sub>レ</sub>借然實可<sub>レ</sub>惋惜」（『詞華集 日本漢詩』第八卷 汲古書院、一九八三年 所収）と評している（返り点は筆者）。

(4) 清浦奎吾については小野修三『明治憲法下の立憲主義者―清浦奎吾研究』（世織書房、二〇二〇年）参照。

(5) 『浪華日記綱』については、年末詳であるが、『旭莊日記』の記事と閏五月が安政五年に確認できることより、収録時期を判断した。

(6) 水鏡橋門については、「佐伯人物志・秋月橋門」（佐伯市史編さん委員会編『佐伯市史』佐伯市長池田利明、一九七四年）、石川正雄「日高耳水一族と秋月橋門」（『宮崎県地方史研究紀要』七、一九八一年）参照。

(7) 千原夕田については、「千原夕田」（『日田の先哲』編集会編『日田の先哲』（日田市教育委員会、一九九六年）参照。

(8) 長南梁については、「長梅外」（『日田の先哲』編集会編『日田の先哲』（日田市教育委員会、一九九六年）参照。

(9) 総監について清浦奎吾は「総監と謂ふのは、地位は都講の上位であるが、実権はない」と述べている（『伯爵清浦奎吾傳』上巻、伯爵清浦奎吾傳刊行会、一九三八年）。

(10) 柴秋邸については、田中双鶴『柴秋邸精説』（鳥跡社、一九九二年）参照。

(11) 亀谷省軒については、辺土名朝邦「亀谷省軒―その生涯と漢詩文―」（『活水論文集』二十八、一九八五年）参照。なお、亀谷省軒と廣瀨旭莊との交流については、首藤助四郎「亀谷省軒と廣瀨旭莊」（『敬天』十、一九八一年）、徳田武「廣瀨旭莊『日間瑣事備忘』の顕彰」（『亀谷省軒・牧野藻淵・西村天因に於ける』（『江戸風雅』十、二〇一四年）参照。

(12) 池田市立歴史民俗資料館編・刊『廣瀨旭莊と池田・大坂』（二〇一二年）。

(13) 斎藤拙堂については、直井文子「斎藤拙堂年譜稿」（『お茶の水大学人文科学紀要』

四十二、一九八八年）参照。

- (14) 徳田武・神田正行・小財陽平「広瀬旭荘の林外・青邨宛て書簡」(『江戸風雅』十三、二〇一六年)。

(15) 『草場珮川日記 下巻』(西日本文化協会、一九八〇年)の三好嘉子氏の「解説」によれば、「文化から嘉永三年ころまでは「珮川」のみで、それ以後は「珮川」「佩川」とともに使用した」ということである。

- (16) 草場佩川については、高橋博巳『佐賀県偉人伝11 草場佩川』(佐賀県立佐賀城本丸歴史館、二〇一三年)参照。また、廣瀬淡窓と草場佩川の交流については、杉谷昭「草場珮川と古賀穀堂・広瀬淡窓」(『佐賀県立佐賀城本丸歴史館 研究紀要』八、二〇一三年)、三溝博之「廣瀬淡窓と佐賀の文人・思想家」(淡窓研究会記念誌編集委員会編『廣瀬淡窓・咸宜園に学ぶ ― 咸宜園教育顕彰事業優秀賞受賞記念誌』公益財団法人廣瀬資料館、二〇二一年)参照。

(17) 争鹿稿は咸宜園門下生であった武谷祐之の自叙伝『南柯一夢』に「匿名稿又ハ争鹿稿ト云ハ詩文ノ甲乙ヲ争フナリ、師二題及ヒ評ヲ請フナリ。在塾・外塾・旧門生ノ別ナク加員ヲ許可ス。賞点試業ト同ク五六七或ハ七八九十ニ至ル、高点ノ者其稿ヲ取り得ルナリ」とある。

- (18) 『草場珮川日記』下巻(西日本文化協会、一九八〇年)所収。

(19) 「草場船山年譜」(『草場船山日記』文献出版、一九九七年)。また、草場船山については荒木見悟「草場船山―その人と学問―」(『草場船山日記』文献出版、一九九七年)参照。

(20) 吉本信之「松林飯山の大阪時代における動静―岡鹿門日記と廣瀬旭荘日記に見る松林飯山―」(『大村史談』六十八、二〇一七年)。

(21) 外山幹夫『もう一つの維新史―長崎・大村藩の場合』(新潮社、一九九三年)。

(22) 合山林太郎「幕末京撰の漢詩壇―広瀬旭荘・河野鉄兜・柴秋村を中心に―」(『幕末・明治期における日本漢詩文の研究』和泉書院、二〇一四年)。

(23) 川田登江については、徳田武「川田登江年譜稿」(『江戸風雅』十八、二〇一八年)参照。

(24) 中村幸彦・井上敏幸編『廣瀬先賢文庫家宝書詳細目録』(廣瀬先賢文庫、二〇一八年)。

(25) 林外が咸宜園塾主になった時期については、「淡窓小傳」(日田郡教育会編・刊『淡窓全集』上巻(一九二五年))は淡窓の死去した後の安政三年十一月、鈴木理恵「咸宜園塾主の家業化」(『咸宜園教育の展開』広島大学出版会、二〇二二年)は林外の婚姻した安政五年十一月頃としている。また、井上義巳「咸宜園をめぐる政治情勢―咸宜園と日田代官所との関係―」(『日本教育思想史の研究』勁草書房、一九七八年)は文久元年とし、日田郡教育会

編・刊『淡窓全集』下巻(一九二七年)の「入門簿」では文久二年六月、廣瀬恒太「日田御役所から日田県へ」(帆足コウ、一九六九年)は青邨が府内藩の藩校遊覧館の教頭になった文久三年に林外が咸宜園塾主になったとする。

(26) 小林茂「奇兵隊と農兵隊」(『長州藩明治維新史研究』未来社、一九六八年)、三宅紹宣「幕末・維新时期における諸階層の対外認識―長州藩域を中心として―」(『幕末・維新时期長州藩の政治構造』校倉書房、一九九三年)、海原徹「高杉晋作」(ミネルヴァ書房、二〇〇七年)、一坂太郎「木戸孝允」(山川出版社、二〇一〇年)等を参照した。

(27) 「読み方」は中島光夫『長三洲』(一九七九年)を参照した。

(28) 池澤一郎「苔を二広の墓碑と合原松子の墓とに掃ふ」(『江戸風雅』三、二〇一〇年)。

(29) 日本史籍協会編『野史臺 維新史料叢書十四』(東京大学出版会、一九七四年)所収。なお、丸山国雄氏の「解題」によれば、「尊攘奇聞英彦山義僧傳」は江島茂逸の編纂で、明治二十六年(一八九三)に英彦山神社に献納された。彦山の故老安達泰(如蔵坊)と南条丹三(浄玄坊)の二翁から英彦山事件の経緯を聴き、それをもとにして殉難志士の遺族を訪ね、口碑の存するものを調べて編纂されたもの。

(30) 『奇兵隊日記』は田中彰監修「定本 奇兵隊日記」上(マツノ書店、一九九八年)を参照した。

(31) 宇都宮泰長編『小倉藩幕末維新史料』(鵬和出版、二〇〇〇年)所収。

(32) 中島三夫編・著・発行『三洲長英著作選集 付作品目録・略伝』(二〇〇三年)所収。『三洲長英著作選集 付作品目録・略伝』はこの書簡を文久二年十二月十三日のものとするが、内容より文久三年十二月十三日としてよいと思われる。

(33) 中島前掲註(27)。

(34) 井上前掲註(25)。以降、井上氏の見解はこの稿による。

(35) 西江錦史郎「廣瀬淡窓門下の尊王・攘夷・倒幕論の系譜」(淡窓研究会記念誌編集委員会編『廣瀬淡窓・咸宜園に学ぶ―咸宜園教育顕彰事業優秀賞受賞記念誌』公益財団法人廣瀬資料館、二〇二二年)。

(36) 西江前掲註(35)。

(37) 中島前掲註(27)、西江錦史郎「長州藩時代の長三洲」(『国士館大学経済研究』二十九、二〇一七年)。

表1 『林外詩稿』上巻について(1)

No.	製作時期	詩題	評者	収録漢詩集	出典
1	安政5年	湘靈鼓瑟	柴秋邨		『林外日記』安政5年正月14日条
2		雲出山	柴秋邨		
3		軍城夜會	千原夕田		
4	嘉永3年	講堂試業作	斎藤拙堂 樺島士周	『宜園百家詩』二篇	『林外日記』嘉永3年正月12日条
5	嘉永5年	暮春遊浄満寺	樺島士周	『宜園百家詩』二篇	『林外日記』嘉永5年3月10日条
6	嘉永4年	詠史	樺島士周	『宜園百家詩』二篇	『林外日記』嘉永4年3月12日条
7	安政3年	楓林停車図			『林外日記』安政3年9月3日条
8	嘉永8年	岳滅鬼	金本善卿		『林外日記』嘉永8年9月17日条
9	嘉永8年	法體起	柴秋邨 長三洲		『林外日記』嘉永8年9月18日条
10		名和公	千原夕田 平野五岳		
11	嘉永7年	送人之八丈	金本善卿 柴秋邨		『林外日記』嘉永7年10月7日条
12		五城山			
13	嘉永7年	浄明寺	草場珮川	『金蘭集』	『林外日記』嘉永7年10月9日条
14		隈川			
15		石人	亀谷省軒	『金蘭集』	
16	嘉永7年	隈川泛舟	長南梁		『林外日記』嘉永7年閏7月16日条
17	安政3年	龍門寺瀑布			『林外日記』安政3年10月3日条
18	安政3年	鬼城			『林外日記』安政3年9月27日条
19	安政4年	櫻祠	平野五岳	『丁巳文稿』	
20	安政4年	膳所大夫邀飲雨奇晴好亭	平野五岳		『浪華日記綱』安政4年5月3日条
21	安政3年	柳陰洗馬圖	平野五岳		『林外日記』安政3年9月4日条
22	安政4年	浦島子	柴秋邨		『林外日記』安政4年10月14日条
23	安政4年	楮幣	柴秋邨		『林外日記』安政4年7月21日条
24	安政4年	柴石	平野五岳 亀谷省軒		『浪華日記綱』安政4年5月25日条
25		夜愁曲	平野五岳		
26		夜過亀陰	柴秋邨		
27		送牛島子温婦南筑	亀谷省軒 柴秋邨		
28		題山紫水明畫卷	柴秋邨		
29	安政5年	杖植途中			『林外日記』安政5年3月12日条
30	安政5年	杖植	柴秋邨		『林外日記』安政5年3月12日条
31	安政5年	鏡池	亀谷省軒 柴秋邨		『林外日記』安政5年3月16日条
32	安政5年	端午過耶馬溪日入達矢野氏	柴秋邨		『林外日記』安政5年5月5日条
33	安政5年	姫島奉別家君	柴秋邨		『林外日記』安政5年5月10日条
34	安政5年	變山	柴秋邨		『林外日記』安政5年5月13日条
35	安政5年	訪米谷季和江南書屋			『林外日記』安政5年6月18日条
36	安政5年	崎陽雜詩	柴秋邨		『林外日記』安政5年6月23日条
37	安政5年	秋日游水石含暉樓	千原夕田		『林外日記』安政5年9月10日条
38	安政5年	浄喜府君二十五忌祭	柴秋邨		『林外日記』安政5年10月5日条
39	安政5年	遠思樓送田代潤卿	柴秋邨 亀谷省軒		『林外日記』安政5年10月21日条
40		題畫	平野五岳		
41	安政5年	絶句用錢起江行韻			『林外日記』安政5年11月12日条
42		春寒			
43		大賀諸子誘游函崎	平野五岳		
44	安政5年	賀花碩洲六十			『林外日記』安政5年11月7日条

表2 『林外詩稿』上巻について(2)

No.	製作時期	詩題	評者	収録漢詩集	出典
45	万延元年	庚申新年			
46		春夜飲圓師房	柴秋邨		
47		秋村以詩奪杜氏柴石乃詩以調之	柴秋邨 龜谷省軒		
48		春日飲堆青閣			
49		妾薄命			
50		奉呈珮川先生	廣瀬青邨		
51		記珮川翁話	廣瀬青邨		
52		贈犬塚蘆庵	廣瀬青邨		
53		和歌津別蘆庵	龜谷省軒		
54		金柑子曲	千原夕田 平野五岳		
55		送竹村上人東游	龜谷省軒		
56		舟達浪華書家信後	龜谷省軒		
57		次菊池溪琴翁贈家君韻却呈			
58		姫初春歌為西宮酒戸紅野某			
59		新柳	龜谷省軒		
60		必東亭夜飲次家君韻			
61		訪田代潤卿不遇			
62		寒夜菽邨錢潭至	廣瀬青邨		
63		寄懷青邨兄在江戸	廣瀬青邨		
64		夜明關別山崎主簿	龜谷省軒		
65		隈上晚歩			
66	文久2年	七月既望。與岳師星田静古沈叔長年春砮。泛舟隈川			『林外日記』文久2年7月16日条
67		読屋代明府游巖島謁宰府詩	廣瀬青邨		
68	文久3年	南関	千原夕田	『南游稿』	『林外日記』文久3年正月11日条
69	文久3年	熊本		『南游稿』	『林外日記』文久3年正月12日条
70	文久3年	觀左儀長	廣瀬青邨		『林外日記』文久3年正月14日条
71	文久3年	畫湖		『南游稿』 『丙寅詩文稿』	『林外日記』文久3年正月16日条
72		役夫			
73	文久3年	送龜谷省軒歸対州	廣瀬青邨 水筑橋門 龜谷省軒		『林外日記』文久3年4月11日条
74	文久3年	花亭贈省軒			『林外日記』文久3年4月11日条
75	文久3年	夜明關省軒	千原夕田		『林外日記』文久3年4月11日条
76		中秋飲明卿			
77	文久3年	別橋本池庭二生	廣瀬青邨	『東游稿』	『林外日記』文久3年8月24日条
78	文久3年	夜過樋田洞門	草場船山 廣瀬青邨 龜谷省軒	『東游稿』	『林外日記』文久3年8月27日条
79	文久3年	浪華		『東游稿』	『林外日記』文久3年9月11日条
80	文久3年	遊邦福寺	松林飯山	『東游稿』	『林外日記』文久3年9月12日条
81	文久3年	箕面山	廣瀬青邨 松林飯山	『東游稿』	『林外日記』文久3年9月20日条
82	文久3年	京師		『東游稿』	『林外日記』文久3年10月16日条
83		逆旅			
84	文久3年	京師客舍寄懷岳師明卿	廣瀬青邨 草場船山 龜谷省軒	『東游稿』	
85	文久3年	劉九山導游眞如堂	草場船山	『東游稿』	『林外日記』文久3年10月19日条

表3 『林外詩稿』上巻について(3)

No.	製作時期	詩題	評者	収録漢詩集	出典
86	文久3年	梅宮	亀谷省軒	『東游稿』	
87	文久3年	贈藤森因州	廣瀬青邨 水筑橋門	『東游稿』	『林外日記』文久3年10月21日条
88	文久3年	貂川行	廣瀬青邨 水筑橋門 亀谷省軒	『東游稿』	
89		贈徹雲	廣瀬青邨		
90	文久3年	夜游最勝寺	草場船山 亀谷省軒 廣瀬青邨 水筑橋門	『東游稿』	『林外日記』文久3年10月24日条
91	文久3年	月夜過播海	廣瀬青邨 草場船山	『東游稿』	
92	文久3年	送連城之長州		『東游稿』	『林外日記』文久3年12月3日条
93	文久3年	舟中書懷	廣瀬青邨 亀谷省軒	『東游稿』	
94	文久3年	舟達府内	亀谷省軒	『東游稿』	『林外日記』文久3年11月17日条
95	文久3年	聞世章遭捕逐悵然有作	亀谷省軒	『東游稿』	
96	文久3年	記南公話		『東游稿』	『林外日記』文久3年12月4日条
97	文久3年	藪坂	亀谷省軒	『東游稿』	『林外日記』文久3年12月9日条
98		夏夜過秋艇			
99		笙原夜坐。同青村兄賦	平野五岳	『甲子乙丑稿』	
100	慶応元年	除夕祭文	平野五岳	『甲子乙丑稿』	『林外日記』慶応元年正月3日条
101		龜山	平野五岳	『甲子乙丑稿』	
102		贈鈴木紫山	千原夕田		
103	慶応元年	送省軒歸対州	千原夕田		『林外日記』慶応元年8月15日条
104	慶応元年	重陽後一日発家		『西遊稿』	『林外日記』慶応元年9月10日条
105	慶応元年	宿行徳氏		『西遊稿』	『林外日記』慶応元年9月10日条
106	慶応元年	若津		『西遊稿』	『林外日記』慶応元年9月12日条
107	慶応元年	夜発若津	亀谷省軒		『林外日記』慶応元年9月12日条
108	慶応元年	矢上駅見松林飯山詩扇次韻寄懷	亀谷省軒 田代潤卿	『西遊稿』	『林外日記』慶応元年9月13日条
109	慶応元年	崎陽雜詠	田代潤卿	『西遊稿』	『林外日記』慶応元年9月14日条
110	慶応元年	大浦	田代潤卿 亀谷省軒	『西遊稿』	『林外日記』慶応元年9月15日条
111	慶応元年	渥美子新招飲大正寺		『西遊稿』	『林外日記』慶応元年9月15日条
112	慶応元年	贈韓藍田	田代潤卿	『西遊稿』	『林外日記』慶応元年9月15日条
113	慶応元年	舟過琴湖			『林外日記』慶応元年9月21日条
114		攻城	亀谷省軒		
115	慶応元年	聚奎樓小集	田代潤卿	『西遊稿』	『林外日記』慶応元年9月23日条
116		諫江上舟			
117	慶応元年	榮城訪願正寺蘭阜	田代潤卿	『西遊稿』	『林外日記』慶応元年9月26日条
118	慶応元年	復照庵謁珮川先生	田代潤卿 草場珮川	『西遊稿』	『林外日記』慶応元年9月26日条
119	慶応元年	晚過豆津	田代潤卿	『西遊稿』	『林外日記』慶応元年9月28日条
120	慶応元年	啞齋詩。為松下君翼賦	田代潤卿		『林外日記』慶応元年9月28日条
121	慶応元年	訪石井竹陽	田代潤卿	『西遊稿』	『林外日記』慶応元年9月29日条
122		秋夜陪窪田明府。泛舟烏巖	千原夕田	『甲子乙丑稿』	
123	慶応元年	寄夕田		『西遊稿』	『林外日記』慶応元年10月19日条
124	慶応元年	贈橋本子缸		『西遊稿』	
125	慶応元年	歳晚得青邨兄信		『西遊稿』	

表4 『林外詩稿』下巻について(1)

No.	製作時期	詩題	評者	収録漢詩集	出典
1	慶応2年	虹林 丙寅	田代潤卿		『林外日記』慶応2年8月10日条
2	慶応2年	崎陽	亀谷省軒 田代潤卿		『林外日記』慶応2年8月22日条
3	慶応2年	中秋。瀬戸石城導予及韓藍田 飲玉川楼	廣瀬青邨		『林外日記』慶応2年8月15日条
4	慶応2年	文筆峯	田代潤卿		『林外日記』慶応2年8月28日条
5	慶応2年	與藍田石城別長瀧山	廣瀬青邨		『林外日記』慶応2年9月2日条
6	慶応2年	晨發府内	田代潤卿		『林外日記』慶応2年9月11日条
7	慶応2年	除夕			『林外日記』慶応2年12月大晦日条
8		山居 二首	田代潤卿		
9		詠物 二首			
10	慶応3年	首春遊蒲池氏 丁卯			
11		小国途上	玉木 廣瀬青邨		
12		贈島村大夫	廣瀬青邨 玉木 田代潤卿		
13	慶応3年	贈榎本監察	玉木 亀谷省軒 田代潤卿		『林外日記』慶応3年正月21日条
14	慶応3年	乗雄飛丸入崎陽	玉木		『林外日記』慶応3年2月6日条
15	慶応3年	崎陽酒家。同英人重井鐵之助 飲			『林外日記』慶応3年2月9日条
16	慶応3年	哭松林飯山	玉木 廣瀬青邨		『林外日記』慶応3年4月3日条
17	慶応3年	牛深	廣瀬青邨		『林外日記』慶応3年2月13日条
18		月夜泊天草洋	廣瀬青邨 田代潤卿		
19		龜陰觀花 二首			
20		古竹上人每春以病為例。詩以 調之	廣瀬青邨 玉木 田代潤卿		
21	慶応3年	府内途上	韓藍田		
22	慶応3年	府内			
23	慶応3年	仙禽舎			
24	慶応3年	従青村兄遊春日別館	韓藍田		
25	慶応3年	訪松翁大夫	玉木 韓藍田		
26	慶応3年	鶴崎	田代潤卿		
27	慶応3年	舟發新川。別青邨兄	廣瀬青邨 塩田松園		
28	慶応3年	対潮楼	田代潤卿		
29	慶応3年	備前			
30	慶応3年	觀某侯別墅 六首	廣瀬青邨		
31	慶応3年	兵庫			
32		浪華	廣瀬青邨 松林飯山 大沼枕山		
33	慶応3年	京師雜詠		『明治三十八家絶句』	
34	慶応3年	贈兒島石城			
35	慶応3年	贈秋元速水			
36	慶応3年	題范蠡泛湖圖		『明治三十八家絶句』	

表5 『林外詩稿』下巻について(2)

No.	製作時期	詩題	評者	収録漢詩集	出典
37	慶応3年	江州	大沼枕山		
38	慶応3年	熱田			
39	慶応3年	贈仲矢水			
40	慶応3年	桶峽			
41	慶応3年	尾州	廣瀬青邨		
42	慶応3年	明倫堂席上作	廣瀬青邨 田代潤卿		
43	慶応3年	読森春濤高山竹枝賦贈	田代潤卿		
44	慶応3年	濃州			
45	慶応3年	関原	塩田松園		
46	慶応3年	養老瀑布	田代潤卿		
47	慶応3年	京師	廣瀬青邨 塩田松園		
48	慶応3年	嵯峨訪観水	田代潤卿		
49	慶応3年	偶成	廣瀬青邨		
50	慶応3年	其二	廣瀬青邨		
51	慶応3年	別田代潤卿	塩田松園		
52	慶応3年	自京師赴江戸作	塩田松園		
53	慶応3年	摩針嶺望琵琶湖			
54	慶応3年	藍川			
55	慶応3年	贈吉田生	廣瀬青邨		
56	慶応3年	秋日雜詩			
57	慶応3年	濃尾途上			
58	慶応3年	過美濃寄懷大夢在越中			
59	慶応3年	再訪矢水。矢水父出見。喜而泣。賦贈	廣瀬青邨		
60	慶応3年	参州途上			
61	慶応3年	参河	棚橋松邨 塩田松園 大沼枕山 廣瀬青邨		
62	慶応3年	宿白須賀。明日當觀富山。賦之記喜	棚橋松邨		
63	慶応3年	新井湾。始望富山	棚橋松邨		
64	慶応3年	新井關	棚橋松邨		
65	慶応3年	遠江			
66	慶応3年	遠州途上			
67	慶応3年	天龍川上所見		『明治三十八家絶句』	
68	慶応3年	日坂駅	棚橋松邨		
69	慶応3年	大堰川			
70	慶応3年	駿州途上	棚橋松邨 廣瀬青邨		
71	慶応3年	偶成	棚橋松邨		
72	慶応3年	藤枝駅	棚橋松邨	『明治三十八家絶句』	
73	慶応3年	駿河	廣瀬青邨		
74	慶応3年	途上偶成	棚橋松邨 塩田松園		
75	慶応3年	富山	大沼枕山 棚橋松邨		
76	慶応3年	美保	棚橋松邨		
77	慶応3年	興津駅	大沼枕山		
78	慶応3年	蒲原駅	棚橋松邨		
79	慶応3年	函關		『明治三十八家絶句』	『入関録』慶応3年10月4日条
80	慶応3年	關上遇英夷羅干陀	棚橋松邨		『入関録』慶応3年10月4日条

表6 『林外詩稿』下巻について(3)

No.	製作時期	詩題	評者	収録漢詩集	出典
81	慶応3年	小田原	棚橋松邨		『入関録』慶応3年10月5日条
82	慶応3年	江島次丹羽淡齋韻	棚橋松邨		『入関録』慶応3年10月6日条
83	慶応3年	腰越駅	棚橋松邨 廣瀬青邨 塩田松園		『入関録』慶応3年10月6日条
84	慶応3年	龍口	棚橋松邨		『入関録』慶応3年10月6日条
85	慶応3年	鎌倉	棚橋松邨		『入関録』慶応3年10月6日条
86	慶応3年	鎌倉宿臥龍庵	棚橋松邨 廣瀬青邨		『入関録』慶応3年10月7日条
87	慶応3年	同一漚無聞。上金龍寺山亭望 金澤	大沼枕山		『入関録』慶応3年10月8日条
88	慶応3年	金澤			『入関録』慶応3年10月8日条
89	慶応3年	金川途上		『明治三十八家絶句』	『入関録』慶応3年10月10日条
90	慶応3年	宿金川駅枕上作	棚橋松邨 廣瀬青邨		『入関録』慶応3年10月10日条
91	慶応3年	川崎途上			『入関録』慶応3年10月11日条
92	慶応3年	品川			『入関録』慶応3年10月11日条
93	慶応3年	日本橋	棚橋松邨		『入関録』慶応3年10月11日条
94	慶応3年	東都	大沼枕山		『入関録』慶応3年10月11日条
95	慶応3年	逆旅			『入関録』慶応3年10月11日条
96	慶応3年	偶成 二首			
97	慶応3年	上野			
98	慶応3年	客中雑詩 十首			
99	慶応3年	観山酒			
100	慶応3年	発江戸赴日光作			『謁晃録』慶応3年10月15日条
101	慶応3年	日光途上			『謁晃録』慶応3年10月15日条
102	慶応3年	途上雑詩 三首			
103	慶応3年	中田關			『謁晃録』慶応3年10月16日条
104	慶応3年	偶成			
105	慶応3年	小山駅			『謁晃録』慶応3年10月17日条
106	慶応3年	野州途上			
107	慶応3年	宇津宮			『謁晃録』慶応3年10月17日条
108	慶応3年	途上偶成			
109	慶応3年	自宇都宮赴日光途上 二首			『謁晃録』慶応3年10月18日条
110	慶応3年	欲遊松島不果。詩以紀感			
111	慶応3年	日光山	川田瓮江 廣瀬青邨		『謁晃録』慶応3年10月19日条
112	慶応3年	観背瀑	川田瓮江 廣瀬青邨		『謁晃録』慶応3年10月19日条
113	慶応3年	中禅寺	川田瓮江 廣瀬青邨		『謁晃録』慶応3年10月19日条
114	慶応3年	暁上太平山			『謁晃録』慶応3年10月21日条
115	慶応3年	上巖舟山			『謁晃録』慶応3年10月22日条
116	慶応3年	中山道			
117	慶応3年	夜宿板橋駅			『謁晃録』慶応3年10月20日条
118	慶応3年	暁発板橋駅			
119	慶応3年	晚至太平山			『謁晃録』慶応3年10月21日条
120	慶応3年	自巖舟赴足利途上			『謁晃録』慶応3年10月22日条
121	慶応3年	至足利欲観古書。有禁不許。 悵然而賦			『謁晃録』慶応3年10月22日条
122	慶応3年	自足利至館林途上			『謁晃録』慶応3年10月23日条
123	慶応3年	板倉駅謁雷電宮			『謁晃録』慶応3年10月23日条
124	慶応3年	自關宿上舟赴江都作			『謁晃録』慶応3年10月24日条
125	慶応3年	有感			『異聞録』慶応3年10月26日条

表7 『林外詩稿』下巻について(4)

No.	製作時期	詩題	評者	収録漢詩集	出典
126		冬夜			
127		送川田瓮江之朝鮮。次其秋雨韻			
128		書家信後		『明治三十八家絶句』	
129		題蝦夷山水圖			
130	慶応4年	戊辰正月。乗火輪船発江府			
131		順動船中作			
132		正月七日。摂海遇颶是日浪華城焼			
133		昨日吟	廣瀬青邨		
134		春夜 二首			
135	慶応4年	三月舟発府内。復赴浪華			『林外日記』慶応4年3月15日条
136		京師			
137		玉池觀蓮			
138		夏夜			
139		偶成			
140		有感			
141		遊仙曲 二首			
142		秋曉			
143		江樓夜飲 二首			
144	明治2年	長三洲自北征歸。醉中賦贈已已	廣瀬青邨		『林外日記』明治2年2月2日条
145		調田潤卿			
146		送人遊支那			
147	明治2年	送湘帆			『林外日記』明治2年5月24日条
148		初夏偶成			
149		松林曲			
150		寒夜			
151	明治3年	春曉 庚午			
152	明治2年	送人之東京			『林外日記』明治2年10月8日条
153	明治3年	太宰府客舎			『林外日記』明治3年10月11日条
154	明治3年	梅隱亭次主人韻			『林外日記』明治3年10月21日条
155		苔山			
156	明治4年	辛未新年			『林外日記』明治4年1月1日条
157		花川			
158		隈川			
159		知縣席上作			
160		登山曲。次石竹陽韻			
161		冬夜讀書 十首			
162		送某生遊紐約爾			
163		古竹上人畫山水歌			
164		臥病 二首			

## 広瀬淡窓の経書理解について―淡窓の歴史観・運命観に関する一考察―

九州大学人文科学研究院 横山 慎悟

はじめに

江戸時代後期の人物・広瀬淡窓（一七八二―一八五六）は、若年時より独創的な教育思想を以て活動し、私塾・咸宜園は明治・大正期の日本社会を支えた多くの人材を輩出した。多くの先行研究が指摘するように、淡窓の教育に対する姿勢には、「あらゆる種類の思想・文物を学問に利用する」彼の立場を下支えとした合理的で視野の広い思考が確認できる。このような在り方は、彼が多くの著作の中で「自身の思想の中核」として言及する、地上の万物やあらゆる規範を包括する絶対的主宰者たる「天」をめぐる認識とも連なるものである。この「天」への理解を深め、「天」への帰属（敬天）を実現するためには、人類史上において、難解で全容の見えない天意の一端を窺い知ることのできた人物達の思考様式を遍く分析して取り入れるべきである、というのが淡窓の思考である。彼の学問に関する思想や教育思想は、常に「天」を意識したものであると言え、広瀬淡窓という人物を理解する上では、彼の「天」にまつわる思想について考えなければならぬ。

後述するように、淡窓の説く「天」の性質には、当時の日本社会に存した様々な宗教・思想の奉ずる神格やそれをめぐる信仰からの影響が向けられ、彼の「天」認識を支えるものが学問に由来する冷静な観点だけでないことを示す。少年の頃から病弱な体に悩まされた淡窓にとって、人間の運命を握る「天」への興味は人一倍切実なものであり、「天意の理解にあたっては特定の思想に拘泥しない」彼の在り方もまた、敬虔な信仰にも似た探求心を原動力としたものであったかもしれない。

一方でこの信仰にも似た「天」への態度は、淡窓の説く儒学思想においても重要な立ち位置にあり、彼の儒者としての在り方を支える要素でもあった。彼にとつては儒学の経書もまた、天意を知るための拠り所であり、それらの経書に描かれる制度や人々の営みも、敬天を旨とした生き方を探求する重要な拠り所であったと思われる。もちろん、淡窓の著作から窺える敬天思想は、彼の独創のみによる

ものではなく、伊藤仁齋や荻生徂徠を始めとする古義学の流れをはじめ、彼の日々の学びを受けてのものと思定される。ゆえに淡窓の思想の中核たる敬天思想は、江戸期儒学の文脈の中で理解されるべき側面を有しており、彼の思想は儒者としての活動の中でその大部分を完成させたと考えられる。実際、その活動の成果として残る講義録や経書への注釈には、「天」を中心とした世界観が描き出され、彼が経書テキストの読解や日々の講学活動の中でその思想を形成していったことを窺わせる。本稿では、その中でも特に『春秋左氏伝』やその他の歴史上の事件に向かう淡窓の態度に注目し、それと儒者としての活動や彼の思想形成との関わりについて考えたい。

### 一、広瀬淡窓の「天」

まず、淡窓がその主要著書・語録の中で「天」を如何なるものと捉えていたかについて確認しておきたい。淡窓の「天」観念が最も詳細に描かれているのは、彼の代表的著作の一つ・『約言』<sup>①</sup>だと思われる。ここには、彼の思い描く「強力な主宰者」としての「天」の性質が記される。その性質を整理すると以下の通り。

#### ①人倫の根源としての「天」

六経の旨、一言にして尽すべし。敬天是れなり。夫れ万物の生は何よりか出でて、其の死は何にか帰す。誰か之に寿夭せしめ、誰か之に窮達あらしむ。固より吾人の測り知る所に非ず。古昔の聖人、仰観俯察して宇宙の理を窮め、以て彼の蒼蒼の中に主宰の存するを知り、乃ち之を尊びて「上帝」と曰う。猶お人間に帝王有るがごときなり。天の為す所、之を称して命と曰う。猶お王者に命令有るがごときなり。又天意の在る所を推して之を論じて曰く「天、万民を以て子と為す者なり。」と。父母の衆子に於けるや、其の相愛するを欲し、其の相害うを欲せず。故に天道、善を好みて悪を惡み、人道、福を好みて禍を惡む。相生し相養うは善なり。相奪い相殺すは悪なり。富貴寿考は福なり。貧賤死亡は禍なり。人、天の好む所を行わば、天も亦其の好む所を以て之に命ず。人、天の惡む所を行わば、天も亦其の惡む所を以て之に命ず。是れに於いて、之人倫を敍<sup>②</sup>べ、之に名教を設く。導くに礼楽を以てし、斉うるに刑政を以てし、務めて天下の人をして相生し相養いて、相奪い相殺すの路より遠ざからしむ。

而る後、天意達すべく、民の福祉すべし。是れ聖人の志なり。〔『約言』〕<sup>(2)</sup>

ここに示される「天」は、人間の行いに応じて天福や禍を降し、善を行ひ社会に秩序をもたらすよう導くものと語られる。そしてこの一連の出来事には、「福を好みて禍を悪む」という人間の好利性が大きく関わるものとされ、ゆえにここでは「臣下が褒賞や刑罰を基準に国家運営に寄与するように、人間は天の恵みを求めて善を行ひ、天罰を避けんがために悪事を厭う」という、『荀子』礼論篇<sup>(3)</sup>等の戦国末諸子の説く国家運営システムに類する視点が示されていると言える。もちろん、淡窓の思想においては、この人間の好利性もまた「天」が生み出し、天が利用するものと想定されているため、人間社会における聖人や君主の作為を強調する『荀子』に比して、『約言』の説く社会運営システムはより「天」への帰属に重点を置いたものとなっている。

さらに注目すべきは、この「禍福」を用いたシステムは、必ずしも個人のみを対象としたものではなく、連綿と続く人間の歩みを広く捉えるものであることである。

大端は三あり。曰く宿命、と。余慶余殃は己が身に由らず。宿命する者なり。

曰く正命、と。善を為さば福を得、悪を為さば禍を得。応報の正しきなり。曰く随命、と。人の為す所、天も亦之に随う。〔『約言』〕<sup>(4)</sup>

ここには、①個人の行為の結果降される禍福（正命）の他、②「積善の家、必ず余慶有り、積不善の家、必ず余殃有り」〔『易』文言伝〕という形で、「属する先祖や家族の行為の結果として個人に降される禍福（宿命）」と、「人間の能動的行為を天が認め、その行為が完遂されやすいように降される佑助（随命）」という二種の天命の形が提示される。この内、「宿命」の概念は、淡窓の歴史認識や人物評の性質を考える上で興味深い。後の節で詳しく考えるが、淡窓は「天」を「全能な主宰者と設定した世界観を基に歴史や過去の人物に対して評価を下すわけであるが、その中で道理に合わない事件・日々の善行に反して不幸な末路を辿った人物等、「善の根源」たる天の全能性を疑わせる事例にも当然遭遇することになった。東アジアの思想史の中で度々問題とされたこの「天道是か非か」という問いに対し、淡窓は片や「聖賢も人なり。富貴を愛せずんば非ず。唯だ此れを以

て道徳の樂に易えざるのみ」〔『約言』〕<sup>(5)</sup>と、富貴や即物的利益とは別の行動原理の存在を示し、一般の人々のそれとは異なる「聖賢の抱く幸福」の存在を示す。その一方で世代を隔てた賞罰（宿命）という個人の行為以外の評価基準も示し、「禍福の評価基準は長期的な視点にもよる」という論理を以て右の問いに対応したものと考えられる。そしてこの隔世代的な視点で運用される評価基準は、「一族全体の総合評価点を用いる」点において後に示す数理的システムを備えた世界認識の一端に属するものと目され、淡窓独特のものと言えよう。

そして、天が人間の能動的善行の達成を助ける「随命」の概念もまた、淡窓の倫理思想を考える上で重要である。淡窓は著書『性善論』の中で、天が社会秩序を目指すように遍く人間の心をデザインしたことを主張することから、彼の性説は性善説をベースに構築されているものと思われる。ところがその一方で、淡窓は「道徳我に在り、富貴は天に在り」〔『六橋記聞』卷十〕<sup>(6)</sup>と述べ、天の作為とは別に人間の能動的行為も重んぜられるべきものと看做す。無論、人間が善を志向するのは天の創造に係るものであり、「人間のあらゆる作為は天の定めた地上経営システムにおける予定調和である」というのが淡窓の天理観の大前提である。しかし淡窓は、その善の達成には「己の心を天と一体化させる」ことを目指す人間からの努力に天が応じ、善を行う佑助を降すことを述べる。<sup>(7)</sup>ここでは、人間の意志が善を完成させる最後の鍵と看做されており、これを換言すれば天が人間に対し、心に善を完成させるか否かの決定を委ねていることになる。この決定にあたって必要なのが人間の善行であり、学問や倫理等につつまる営為であると目せられ、ゆえに淡窓にとって人倫や学問は「天の信任に対する返報を目指す努力」としての性質を持つことになる。

## ②数理的な「天」

先に示したように、淡窓は、地上の万物、そして「天」の所為さえも数理的法則の下に理解しており、その端緒は五十代半ばの著作である『析玄』において確認できる。

無の用為るや、数を制するの道なり。夫れ数なる者は有形の免れざる所なり。昼夜相代わり寒暑相推るは、数の天に在る者なり。高岸谷と為り、深谷陵と為

るは、数の地に在る者なり。生きるものに必ず死有り、興るものに必ず亡ぶこと有るは、数の人に在る者なり。但だ人なる者のみ心有り、天地と科を同じくせず。故に定数の来たるや、其の行事に随つて変ず。(『析玄』) (8)

『析玄』によれば、天地万物は全て「数」を具えるものであり、その数に基づいて生成や興亡を繰り返すものとされる。この「数」とは、同篇において「易」の数を言うや陰陽を以てし、玄の数を言うや有無を以てす」(9)「盈つるを缺きて損なうに益すは、数なり」(10)と解説されるため、『易』や玄学、老荘思想と関連付けられて理解されるものである。ゆえにその思考は、天地万物の生成・循環を説く『易』の思想や、「天の道、損いて余り有れば足らざるに補う」という数理的世界観・運命観を描き出す『老子』の思想の一端を基としたものと想定される。『析玄』においては、この「数」が万物の性質や人間の行為への応報を定めるものとされ、その仕組みについても

抑世に善賢にして禍ある者有り。其の人必ず剛にして自ら矜るなり。否なれば則ち高位に在るなり。否なれば則ち名誉太だ顕なり。此れ其の数の盈つるなり。缺くる無きを欲すと雖も得るか。又姦悪にして福ある者有り。其の人必ず柔にして能く屈するなり。否なれば則ち儉節するなり。否なれば則ち人に施すこと有るなり。此れ其の数損なわるなり。益すこと無からんと欲すと雖も得るか。(『析玄』) (11)

命数に対する数理的な損益によって解説を行う。ここに説かれるのは、「善悪」「賢愚」「立ち振る舞いの剛柔」等様々な要素に応じて降される禍福の在り方で、「数」の損益はこれら多くの要素に係る総合評価を基準に降されるとされる。この種の仕組みを想定することにより、禍福にまつわる評価基準が現実の多様な事象に対応できるものとなり、また「善行や賢智以外に、機知や処世術によって福を得る」という倫理項目とは別の行動規範を想定することも可能となった。この多種の評価基準は、淡窓が著書や語録の中で度々言及する、天が個々人に与える多様な「天職」の觀念に連なるものであり、後述するように彼の歴史認識や運命観と関連するものと考えられる。

また、数理的な天道観は、

此に千金有り、之を用いること多なれば、則ち一朝にして尽く。之を用いること儉なれば、則ち終身尽くること無し。国家も亦然り。儉を尚ぶ所以なり。商は六百年、周は八百年、何ぞ其れ永きや。後世、乱亡相継ぎ、短き者は或いは四五年に止まる。又何ぞ促やかなるか。古時、封建もて治を為し、王者の封域、千里を過ぎざるも、天下の禄を以て天下の人を養う。其の受用すること儉なればなり。後世變じて郡県と為り、王者、天下を以て一身に奉ず。其の受用すること多なればなり。…天祿の降ること、何ぞ独り古のみに厚くして今に薄からんや。(『析玄』) (12)

という国家興亡に係る思想にも見える。ここには、「国家の命数や財源が定数として定まっており、国家の寿命は為政者がその定数をどのように用いるかにかかっている」旨の主張が展開される。ここにも天地万物の法則を数理的に捉える淡窓の立場が確認できる。また、このような国家興亡観は、後述する「寿命の短長を、定められた命数の消費の度合い如何によって論ずる」、個人の運命に関わる淡窓の言説と類するものであり、また老荘思想や『易』の思想以外に、医術とも関連して論じられる思考と目される。ゆえにこの引用部からも、淡窓がその世界観形成にあたって様々な思想を利用したことが窺え、また個人の人生から国家運営に至るまでの広い事柄を一貫する視野を求めていたことが窺える。

この数理的な世界観については、淡窓の人生を通じて検討を重ねられたものと想像され、先立つて成立した『約言』に先述の「隔世代的禍福観」として端緒が確認できる他、晩年の作である『義府』において、

一治一乱、猶お晴雨のごとくなるか。天道、晴を以て常と為す。晴極まれば則ち雨ふる。一たび沛然とすれば、天気故が如し。是れ順運と為す。百物の昌うる所以なり。晴未だ極まらずして雨ふれば、久しく雨ふりて止まざること或り。是れ不順と為す。百物の成らざる所以なり。国も治を以て常と為す。治極まればすなわち乱る。是れに於いて大人の出ずること有り、一たび戎衣して天下定まる。湯武の兵が若きは是れなり。治、未だ極まらずして乱るれば、

久しく乱れて止まざること或り。戦国六朝が若く、生靈(たみ)生靈(たみ)の塗炭すること極まる。我が邦に革命有る無けれども、而れども治乱興廢の數、猶お之を異邦がごとくす。豈に理の已むべからざるに非ざるか。(『義府』)<sup>(13)</sup>

という壮大な世界観として結晶した。この一則においては、

① 晴れの陽気が極まると雨が降って陰陽が地上で調和するように、王朝(日本史においては臣下による政権)の統治が長く続くと世が乱れ、その乱れは新たな英雄の登場・新王朝創建によって間もなく安定へ向かう。

② 陽気が極まらないうちに雨が降ると雨が長く降り続いて陰陽のバランスが崩れるように、王朝の命数が尽きないうちに乱世に入れば<sup>(14)</sup>、その乱れは長く続いて地上を混乱させる。

という陰陽や気のバランスに注目した歴史認識が展開される。ここにも『易』や『老子』に由来する循環や数理を基盤とした思考が見え、天の所行が一定の法則の下に理解されることが示される。また、淡窓は漢籍からこの世界観の発想を得ながら、それを中国の歴史だけでなく日本の歴史にも共通する法則と看做し、この法則が世界各地に一貫し得るものであることを説く。

ただ一方で興味深いのは、それらの思考の常態から外れたイレギュラーな事例すらも天の理法の一部と看做され、その不可知性の一端と説明されていることである。ここでの淡窓の言説においては、各地域で治世と乱世を不規則に繰り返すように見える人類の歩みは全て天の想定する同一の理法の下に生じたものであり、また天の理法が人類の歴史を広く捉える『約言』のそれ以上に巨視的な視点の下に語られるもので、必ずしも人間の視点から捉え得るものでないことが示される。すなわち、ここでの淡窓の言説は、天を個人・国家・人類の歴史全体といった様々な規模における現象を包括する存在と規定することにより、歴史におけるあらゆる事件に大小の視点から思想的意味を与える基準を模索したものと看做し得る。そしてこの大小の視点を巧みに使い分ける淡窓の姿勢は、歴史上のあらゆる事件・人類のあらゆる営為を自身の糧とせんとした彼の思考と連なるものと想像される。

### ③ 運命の管轄者としての「天」

先述の数理的なミクロ・マクロの視点を柔軟に使いこなす淡窓の姿勢は、国家の命運や天地の法則だけでなく、個人の命運を論ずる際にも顕著に確認できる。それは『約言』等の著作に示される「正命」「宿命」<sup>(15)</sup>「随命」等の言葉で示される天命観の他、

己を損なう者には天之に益す。富貴寿考是れなり。己に益す者は天之を損なう。栄辱死亡是れなり。(『析玄』)<sup>(16)</sup>

と言った形で確認される。先にも述べたように、このように数理的損益という形で降される禍福は多様な評価基準の下に行われるもので、多様な個人個人の能動的行動や「天職」の形を許容するものであった。さらに、『約言』では、

物の生生して已まざること、実に此れに存す。此れ豈に悪ならんや。但だ人欲節無くして天福に限り有り。故に聖人の礼義を設け、人をして分に随いて其の欲を節しむるなり。若し其の教に遵わざれば、而ち妄りに天限を越ゆるにして、所謂悪なり。(『約言』)<sup>(17)</sup>

と、この数理的な禍福の在り方が、人間社会全体を覆う視点の下に運用されていることが述べられる。ここでは、天が人々に与えられる「福」の絶対量は決まっておき、人々はそれぞれの分に応じて欲を節し、上手に「福」を共有しなければならぬものと述べられる。ここで示される「福の総量」は、『墨子』『荀子』等の戦国諸子の書物に見える財政・褒賞に係る論説に類する。「物資の絶対量」の存在は、『墨子』においては節儉の根拠とされ、<sup>(18)</sup>『荀子』においては「上位の者や功績のある者に多くの物資を分配する」社会秩序構想<sup>(19)</sup>の根拠と扱われた。『約言』にて「礼義」や「人欲の節制」を強調する形でこの社会秩序構想が述べられることから、淡窓は特に『荀子』の思考をベースに、これら戦国諸子に存した議論を無形の禍福についても適用し得るものとして転用したものと想像される。この人類全体で「共有される天福」の概念によって、淡窓の思い描く禍福の在り方は、個々人の行為全体を見た上での総合的評価に加え、社会全体を視野に

入れた偏差値的評価をも基準とするものとなり<sup>(20)</sup>、さらに多くの事象を説明できるといったものと思われる。

また、『義府』において、人間を含む生物の先天的な個体差や性質については、人と禽獸、皆性を天地に稟<sup>う</sup>く。人は天に資する者多きが故に、靈明の智を具<sup>そな</sup>う。禽獸は地に資すること多きが故に、知覚有るも昏し。草木は水土に専らにし、其の火気に於けるや外養に資するのみ。故に知無し。〔義府〕<sup>(21)</sup>

上帝の物を生ずるや、賦するに好生の理を以てし、之をして生生して已まざらしむるなり。情欲は形態に生じて、神知之を受け、裁するに思慮を以てす。是れ亦天の賦する所なり。故に情欲に殉ずる者は小人と為り、陰を主と為すなり。思慮に任ずる者は君子と為り、陽を主と為すなり。〔義府〕<sup>(22)</sup>

人、均しく性を天に稟<sup>う</sup>く。其の同じからざる者は、未だ稟賦に偏勝有るを免れざるなり。氣勝れば則ち清く、土勝れば則ち濁り、火勝れば則ち剛にして、水勝れば則ち柔なり。清き者は条理に明らかにして、濁る者は昏し。剛なる者は進退に鋭く、柔なる者は惰なり。清を以て剛を包めば、知と為りて君子と為る。濁を以て柔を包めば、愚と為りて小人と為る。〔義府〕<sup>(23)</sup>

人なる者は陰陽の会するなり。火氣は陽と為り、水土は陰となる。四者相会して人身生じ、相盪し相磨して智慧生ず。〔義府〕<sup>(24)</sup>

と、天由来の陽氣や火氣・地由来の陰氣や水土の氣等、様々な種類の氣をどの程度受けたかによって決定されるといふ、氣を用いた解説を行う。淡窓においては、地上に存するあらゆる善は天が個々の状況に応じて規定するものである。そのため彼は、個々の人間に天理が内在する理氣二元論的な発想よりも、地上の現象を氣の活動のみで説明する氣一元論に近い世界観を有していたものと想定される。この複数種の氣を万物の構成要素とする論説においても、問題にされるのは「その物体に付与された氣の種類が多寡」であり、ここにも数理的操作によって万物の運命を左右する天の作為が描かれている。

そして、この個人差を設ける作為によって、天にはそれぞれの人間に固有の「天職」を与える役割が期待されたものと想定され、それは『約言』の

匹夫にして天下を得る者、我、之を見る。未だ下愚にして聖人と為る者を見ず。天祐を仮らずして能く之を致さんや。顔回、孔子に遇わざれば、未だ必ずしも垂聖の徳を成さず。其れ徳を成すを得るは、命なり。顔回は、而ち<sup>すなわ</sup>寿<sup>いのちなが</sup>かりしも、未だ必ずしも孔子に及ばず。孔子に及ばざるも、亦命なり。

〔約言〕<sup>(25)</sup>

という言葉にも見える。ここで展開されるのは、春秋漢代の諸子の書物にも見える「人の窮達や寿命が天によって定められる」という思考を基にした論説である。この論説においては、聖人やその教えを伝える後継者の大成や邂逅は「天祐」の下に行われるものとされ、ゆえに聖人を含む個々人の作為は「天の地上運営システムの一環」として理解されたものと言える。もちろん見落としてはならないのが、淡窓が国家の存続期間だけでなく、個々人の運命についても「人の領分」を想定することである。

人生百年なるは、天の定数にして、能く養うの具有り。声以て耳を養い、色以て目を養い、味以て口を養い、取捨以て心を養う。此れ天の付与する所にも亦定数有るなり。下土其の定数を知らずして妄りに之を用う。能く養うの具既に尽くれば、而ち養う所も亦随い亡ぶ。故に中路にして夭す。

〔六橋記聞〕巻八<sup>(26)</sup>

ここに示される「天の定数」を中心とした論説は、個々人の寿命が減点方式で決められるものであり、『析玄』に見える国家の命数に係る論説<sup>(27)</sup>と類する観点で人の寿命を論ずるものである。ここにも国家・個人両方の単位に一貫する数理的法則を強調する、ミクロ・マクロの視点を兼備する淡窓の天道観が窺える。ここには、「寿命を消費するか否か」の選択は個々人の選択に委ねられており、したがって個人の寿命については、「天による設定」「人の行為」という二重の基準によって最終的な結果が出されるものと看做される。

学問や徳の大成についてもこれと同様な観点が想定されており、それは「道徳は我に在り、富貴は天に在り」〔六橋記聞〕巻十<sup>(28)</sup>という言葉に端的に示される。先に述べたように、淡窓において人倫や学問は「天の作為への返報」とい

う側面を想定されるもので、その返報のあり方は個々人の置かれた身分や生活環境に左右される。そして天はそれら個々人の千差万別の努力に対して「天祐」「隨命」等の言葉で示される支援を遍く行い、個人の大成と地上全体の秩序完成の両方を視野に働きかけを行うものとされる。この一連の構図において、各人は生まれながらに固有の役割やそれを全うすることを求められることとなり、いわば悠久の歴史を運営する天のシステムの一部と位置付けられることとなる。淡窓の世界観におけるこのような人間の位置づけは、彼の平正の講義や問答に見える歴史に係る談義に見えることになるが、その詳細については後の節にて述べたい。

ここまで述べたように、ミクロ・マクロの様々な視点の下に絡み合う数理的法则を以て個々人に付与される天数により、人間の運命は複雑な様相を呈するものと説明される。このように多様な方法で展開される天の運命への介入は、後の節で述べるような淡窓の歴史上の人物に対する評価からも見て取れる。

## 二、亀井昭陽と『尚書』

このように、淡窓は人倫や人間の運命までも支配する主宰者「天」の概念を中心に展開した。この「天」概念を構築するにあたって、淡窓は『易』や『老子』等の思想を広く用いたものと考えられ、それが彼の思想家としての特異な側面として指摘できるのは確かである。しかしながら、彼の思想家としての原点は儒学にあり、彼の学びや思索の根本に儒者としての体験があることも見落としてはならない。

そこで筆者は、淡窓と若年時から交流のあった福岡の儒者・亀井昭陽の著作に視点を移し、淡窓の「天」理解誕生の背景に少しでも迫りたく思う。というのも、淡窓の「天」観念のベースには、『尚書』に描かれる「天」崇拜の姿勢が置かれているためである。

このような『尚書』に描かれた信仰・思考に対し、昭陽は若年時より興味を持っていたようで、『家学小言』において彼は「余、少き自り唯だ『尚書』を読むことのみを好み、十七にして『考義』上下巻を作る。爾る後年を逐うに、余益（ますます）益之を嗜む」（『家学小言』第二十五条）<sup>29</sup>と、他の経書に対して『尚書』を特別な位置において捉えた。そして父・南冥（あるいはその学問観形成に影響

のあった荻生徂徠ら）の取った精密なテキスト理解を引き継いで向き合い、壮年期から晩年期にかけて、彼の『尚書』理解を示す著作『尚書考』を何度も上梓した。ゆえにこれら『尚書考』については、時期毎に著された複数種類のテキストが存するわけであるが、九州大学中央図書館に所蔵される二種類のテキスト<sup>30</sup>に確認できる「天」理解に係る箇所を引用すると以下の通り。

父子の親・君臣の義の如きは、生まれて人に存す。之を天の衷を降すと謂う。

（『尚書考①』湯誥 降衷于下民）

尊卑上下、天の叙するなり。

（『尚書考①』説命中 奉若天道）

先王、乃の祖父の功を選ぶにして、一世に非ず。

（『尚書考①』盤庚 世選爾勞）

天命之を誅すれば、則ち我が義勝り、商の罪貫盈すれば、則ち我が徳勝る。

（『尚書考①』泰誓上 度義）

王制に「田するに礼を以てせずんば、天物を暴うと曰う」と。

（『尚書考①』武成 暴殄天物）

周室方に盛んにして武庚蠹く。此れ自ら滅亡を取るなり。故に曰く、天の殷を喪ぼすこと農夫の草を去るが若し、と。

（『尚書考①』大誥 天惟喪殷 穡夫）

天畏の必ず忱なるを棄くるを以て、以て民情の帰背する所を見るべし。忱なれば則ち天、之を棄け、民、之に歸す。忱ならざれば則ち天、之を罰し、民、之に背く。天心・民情は一なり。

（『尚書考①』康誥 民情大可見）

天の永命、小民の心を得ることに在り。

（『尚書考①』召誥 不若）

神嚴にして、民始めて身を慎み上を畏る。夫れ神の嚴威立たざれば、則ち天子卑し。何を以て天命を奉じて天下に号令せんや。乃ち絶地天道にして神道昭命なり。王道威ありて靈民皆上を畏れ、政始めて流行す。

（『尚書考②』呂刑 絶地天道）

言うところは、身を以て天の天命を制するなり。天道は善に福し淫に禍して、天獄実（まこと）に死生の権を司る。

（『尚書考②』呂刑 自作元命）

天殃は天罰と曰う。刑書を為す所以なり。

（『尚書考②』呂刑 夫罰不極庶民罔有令政在于天下）

これらの記述からは、

- ① 民衆を治め、地上に秩序を与える刑や制度の根源となる命を示す。
- ② 天命を正しく実行する為政者に佑助を、天命を偽る為政者に罰を降す。
- ③ 王朝の歴代王の所行に応じ、王朝や現在の王に禍福を与える。

といった「天」にまつわる認識が示される。

これらの認識の内①・②は、中国の前漢時代より続く『尚書』テキスト研究史の中で数多く言及される「天」の性質と類するものであるため、淡窓の思想との直接の関連を断言するには不安が残る。ただし、③の事柄は、昭陽独自の観点として注目に値する。『尚書』盤庚に対する注釈の中で昭陽は、「祖父の功」が現世の王の為政の成否に影響を与える旨の理解を示し、淡窓が『約言』にて示した「宿命」に似た思考を述べる。筆者は両者の「天」觀念の類似について、昭陽と淡窓の師承関係を見出す糸口のように考える。

淡窓が『約言』において「宿命」「随命」を含む複雑な天命観を示したのは四十七歳のことと伝わる。それ以前の彼は、

天命に二あり。一を正命と云。是は人の行により、善をなせば禍を与え玉う所なり。理の当然なる故、是を正命と云う。二を定命と云。是は生を受くる初に定まり、其行事の善悪によらず、一定して変ぜざる故に、是を定命と云う。

（『醒齋語録』卷二）<sup>31</sup>

のように、「正命」と「定命」の二つによって運命を解釈していたものと考えられる。この内、先天的な命数である「定命」觀念は、「天道是か非か」という命題に対する若年時の淡窓の導き出した一つの解答であり、これが後に「宿命」觀念へと具体化したものと想像される。このような流れを前提に置くならば、淡窓の思想における運命の先天的要素の具体化の背景に昭陽との交流が想定できるかもしれない。ただ惜しむらくは、右に引用した二種の『尚書考』の成立時期が不明瞭なこともあり、両者の交流のどの段階で「天」觀念に係る議論が図られたか具体的には指摘できないことである。

また気を付けたいのが、『尚書考』に見える昭陽の思考と淡窓の思考との間には少しの差異が認められることである。というのも、『尚書考』において昭陽は

あくまで『尚書』への文献学的考証を目指していたため、そこに述べられる「天」は君主やその近臣のみを戒めるものとされる。一方で淡窓の説く「天」は、もちろん為政者の祭祀や民政に対する姿勢を規定する役割を有する存在であるが、同時に個々人の行為に対しても賞罰を降し、その示す道への帰依を求めるものであった。この差異は、両者の目指す所の違いによるところが大きいと考えられ、この差異には、淡窓が昭陽との交流の下、独自の視点を以て自身の天命観を發展させたことを見ることができよう。

### 三、淡窓の『左伝』に対する態度

社会の治乱や個々人の運命に至るまでを主宰する「天」への帰属を重んずる淡窓の姿勢は、彼の歴史理解の中にも顕著に認められる。まず、淡窓の歴史観がまとまった形で確認できる文献として、彼の『春秋左氏伝』(以下『左伝』と略記する。)に対する解釈の記される『読左伝』に注目したい。語録の中で淡窓は『左伝』について、

左氏の経を釈する処、往往にして迂誕なり。後人の異同多き所以なり。然れども事を叙ぶるに至りては、則ち之に由らざるを得ず。但だ其の事を叙ぶること、亦附会して真に非ざる者有り、頗る後世の稗官小説が似し。

（『読左伝』読左氏法）<sup>32</sup>

と、こじつけの多い小説のようなものと指摘し、「余は只『左伝』について、伝説の平穩なるのみを取りて経文を解し、其の難儀に至りては、皆是を闕疑に付す」と、全面的には信頼しない慎重な態度をとる。これは精密な文献考証を旨とした亀井南冥・昭陽父子の学問やその背景に存する古義学・古文辞学の流れを踏まえた批判精神の表れと見受けられ、一見すると『左伝』を二流の書物と看做しているようにも感じられる。ただし一方で、『左伝』の小説的描写は一定の意図を以て記されたものとして理解されており、

左氏の一部の体、必ず前後に照応するものに取り、其の寓意、別に在ること有り。後世の歴史、以て実を記すも、要なる者異なると為す。読者、浮誇あるを

以て之を疑う勿れ、亦概ね以て真と為す勿れ。

(九州大学中央図書館蔵『読左伝』昭公元年 当壁猶在)

と、読者に教訓や思想(寓意)を伝えるためのものと解説される。ゆえに淡窓にとつては『左伝』は思想書としての側面を有するものでもあり、この点で彼は中国の伝統的学問や科挙制度に存した『左伝』を経書(九経)の「と看做す」見解を踏襲したものと云える。この見解を基に、彼は以下のように『左伝』を儒家思想の根源に迫る糸口と評価したのである。

之を要するに、古代の封建制度及び士大夫の風儀を觀んと欲する者、独り此の篇の有るに頼るのみ。(『読左伝』讀左氏法) (33)

一節もて礼經を補うべし。『左氏』の廢すべからざる處、全く此に在り。

(『読左伝』隱公元年「天子七月而葬」) (34)

人、礼の文を知るも、而れども礼の意を知らず。故に之を明らかにするなり。古人、力を礼樂に専らにす。故に其の意を洞見すること、後世の及ぶ所に非ず。

(『読左伝』桓公二年「臧哀伯諫」) (35)

これらの言葉からは、古代の礼制に迫る資料としての『左伝』評価が窺える。淡窓は、『左伝』を小説的な描写を含む歴史書としながらも、そこにある記述に古代の制度や士大夫達の営みを復元するための典拠を求めていた。さらに、桓公二年の記述に対する解説には、『左伝』は礼の根源にある「意」を遺すものである旨の記述が指摘されており、淡窓が『左伝』を儒家思想の中枢の近くに位置付けていたことを示す。また、『読左伝』には、

苟息、謀を以て里克を討たず、而して徒に身を以て殉と為すことを知る。虞・虢を取りしときの智、安くにか在らん。春秋の人物、行事に解すべからざる者有り。抑左氏の事を叙ぶること、未だ尽くさざる所有るなり。故に孔子も陳文子の賊を討たざることを責めず。

(『読左伝』僖公九年「苟息死之」) (36)

桓公、下拜する無きの命を辞し、管仲、下卿の礼を受く。何ぞ嘗て一毫も礼を缺かんや。但だ其の外有り内無きこと、之を仮りて以て人を服せしむるに過ぎ

ず。孔子の之を「礼を知らず」と謂う所以なり。

(『読左伝』僖公十二年「受下卿之礼」) (37)

『論語』に所謂「愚」、此を以て微と為すこと、解を費す所無し。

(『読左伝』文公四年「不辭又不答賦」) (38)

のように、『左伝』の記述を孔子の語った人物評と連動させて解説する言葉も散見する。ここに示される孔子の言葉もまた、重大な事件に対する春秋期士人の行動に対する評価であり、儒家の伝える礼制度の根幹たる孔子の思想の一端を伝えるものと位置づけられる(39)。要するに、淡窓において、『左伝』は古代の礼制を復元する歴史資料であるとともに、それら制度を儒家思想に昇華させた孔子の礼や歴史に対する認識に迫る資料であったわけである。ここにも、歴史に関する記述によって思想的思索を図らんとする淡窓の態度が窺える。

また、淡窓の語録には、彼自身が歴史認識に関する言葉を述べる条が確認できる。

經書は根本なり。然れども、本を執りて末を廢するは不可なり。且つ經義明了の後を待つて、他書に及ぶことならば、恐らく一生の力にては至ること能わじ。若し其の説を信ぜば、史・子・集の三つは、必ず之を高閣に束ぬるに至らん。故に明經博士の職に任ずる者は、其通りの心得もよかるべし。予に於いては然らず。明經の職にも非る故、予が好む所に隨うのみ。凡そ天地間にある所の書籍、皆其の用あり。ここを以て何ぞ必ずしも一を執りて一を廢せんや。今『礼記』の雜記など、喪服の制を述べたる所を執りて、これを研窮するに、誠に煩碎の至りなり。予が見る所は、聖人終わりに慎むの旨さえ明らかめたらば、其制度に至りては、十が一も、我が国に用うることにあらず。我困苦を忍んで、之を詳かにせずとも、世に其事を好む者多きが故に、其人に託し置き、我は好む所に隨て歴史を読み、治乱興亡の機を明らかめたらば、困苦を覺えず、且益を得るの筋も亦多かるべし。是其一を挙げて云う者なり。其他諸子百家の書、道に於いて純粹ならずと雖も、各其用あり。古人の言に「經書は五穀の如し。日用に宜し。諸子は藥石の如し。時に當つて効あり」と云えり。これ予が人に教うる、四部の書に涉らしむる所以なり。

淡窓が歴史上の故事を愛したことは、語録や著作に残る彼の講学の様子に見ることができ、ゆえに右の引用に示されるのは、彼の生来の学びの姿勢から生み出された独自の学問観と言える。ここに表明されるのは、経書のみを突き詰めて研究する「純儒」とは異なる学びを探求せんとする淡窓の意志である。ここで淡窓は儒家の経書を日々の学びの母体とすべき「日用」と看做し、また歴史書や諸子の書をその時々の問題を解決するのに有用な「薬石」と看做し、その両方を好む所にしたがって広く学ぶべきであるとの見解を示す。これは天道の探求のためにはあらゆる学術・思想を用いるべきとした淡窓独自の思考様式に連なるものであるが、ここで問題となるのは、淡窓が『左伝』の記述をどのような認識の下に捉えていたか、ということである。

ここまで述べたように、淡窓は『左伝』に思想的側面と小説的側面とを見出し、両種の側面に係る興味によってその記述に対していた。その態度は、

『左氏』の篇帙は浩翰なるも、読者倦まず。叙事主為ればなり。『莊子』は天下の妙文なれど、人をして欠伸せしむ。議論主為ればなり。長篇巨什を作る者、此の慮無かるべからず。(『六橋記聞』卷六) (41)

というように「長い著作を著す際は、人を退屈させないよう工夫するべきだ」とする文章家としての意識に基づくものであり、また「自身の思想をより効率的な形で伝える」ことを目指した思想家・教育者としての意識を背景としたものと思定される。このような淡窓の視点において、『左伝』は「歴史記録や小説的叙述をベースに思想を伝える文献」と評価される。この評価を右の『夜雨寮筆記』の引用に見える論説に従って言い換えれば、「わかりやすい『薬石』としての効能を入りに、『日用』に値する高尚な学問や思想に迫ることのできる文献」となり、ゆえに『左伝』が「下学して上達す」「卑近より高遠に至る」といった儒学の伝統的学問観に親しいものと看做されることが理解できる。そのように見ると、『左伝』に多く指摘される『左伝』の小説的描写は、淡窓の学問観に合するものとして、批判精神と求道精神の両方を以てむしろ好意的に受け入れられたものと想

像される。

無論、このように『左伝』を高く評価する淡窓の姿勢は、彼自身の性向はもとより、

『春秋』一書、大体を明らかにするのみ。『左氏』の伝うる所、以て見るべし。公穀には小辯多く、宋儒に至りては、撥乱反正を以て口実と為し、字別句別に臆説を附会す。而して聖人の経綸する所の天下の大経、遂に齷齪たる儒説と為る。此れ皆、『孟子』を以て『春秋』を治むるの過ちなり。唯だ『左氏』のみ、人を論じ事を論ずること、符を『論語』と合して絶えて『孟子』に似ず。孔門の遺典為る所以なり。(亀井昭陽『左伝續考』卷一 総論) (42)

『春秋』の義、『左伝』、孔門と合す。他に求むるべからず。…宜しく之を孔門に稽え、以て『左伝』の古義為るを知るべし。(『家学小言』第二十六条) (43)

左氏の言、孔門に背かず。孟子に至って落落として合せざる者多し。(『家学小言』第二十八条) (44)

と、『左伝』を孔教理解の最重要資料と看做し、生涯の大部分を『左伝』研究に費やした昭陽との交流を背景とするものであったかもしれない。

#### 四、『読左伝』に描かれる人間の運命

ここまで見たように、淡窓は『左伝』の記述を「特定の思想や礼制の根本原理を伝えるもの」として捉え、本来不可知のものである天道の性質に少しでも迫るための端緒と看做した。そのため、『読左伝』から窺える淡窓『左伝』解釈には、彼の天道観・運命観が反映されている。その一例を示すと以下の通り。

鞏の女を齊に逆うること、桓公弑し立つが爲に、其の強援を結ぶなり。而して公の終に命を齊に隕とすこと、是れ天の隠公の爲に之に報ゆるなり。天道畏るべし。(『読左伝』桓公二年「公子鞏如齊逆女」) (45)

『左伝』に登場する魯の桓公は、先代・隠公の弑殺に関与したものと記述され、また彼自身も暗殺によって命を落としたとも記される。淡窓はこの桓公の最期に

ついで、彼の行いや隠公の無念な最期に対する天の応報であると解釈し、天道が君主の悪行に対して賞罰を降すことを述べる。この箇所は短い記述でありながら、**①** 兄（隠公）を殺害して即位した桓公に対する天罰

**②** 魯国のために尽くしながらも暗殺された隠公の願いに對する天の佑助

**③** 齊魯二国間の外交関係に対する天道の介入

というように、淡窓の「天」認識のエッセンスを複数含むものであった。この箇所において、天は「本来公となる権利を有した桓公に無事に位を譲り、魯国の秩序を守りたい」という隠公の願ひ（46）を「桓公の治世を二十年近く保つ」という形で実現する一方、「隠公弑殺による即位」という桓公の大罪に對し、「不正に得た薄弱な公位を安定させるため、隣国の齊国に頼らざるを得ない苦境」を与え、最終的に「その齊への外交訪問の中で暗殺される」最期を迎えさせたと説明される。ここに描かれるのは、「桓公の悪行に對する天罰」が「隠公（または周公・伯禽以来の歴代君主）の秩序を志向する行動」に免じて猶予されるという隔世代的な禍福観である。ここには、隠公に對する「随命」・桓公の悪行が裁かれる「正命」・桓公への天罰の施行を猶予する隠公に係る「宿命」等、天の人間の行為に對して降す複雑な賞罰の在り様が見て取れ、先に紹介した『約言』等に見える禍福観が歴史事件への評価に用いられていることを示す。

また、人や国家の運命を論ずる際に「余慶余殃」の言葉に示される多世代にわたる視点は『左伝』の他の箇所に係る歴史解釈の中にも強調される。

讀みて此の段に至れば、則ち其の姦謀、得て掩うべからざるなり。季氏の魯を専らにすること、其の謀、季友に本づく。猶お北條義時の鎌倉に於けるがごときなり。左氏は古の稗官にして、此れ等の人物に於けるや、附会して以て其の美を成す。猶お三国演義の玄德に於いてし、水滸伝の宋江に於いてするがごとし。読む者、一隻眼を具うれば而ち可なり。

（『読左伝』 閔公二年「成風属僖公」）（47）

刑鼎を為るは、商鞅・李斯の漸見するなり。此れ礼楽の法律の兆為るにして、聖人の心を傷ます所以なり。

（九州大学蔵『読左伝』（48） 昭公二十九年 晋其亡）

趙鞅の日食を以て己が夢の応と為し、魏舒の南面すること、皆以て晋の卿の驕

僭して他日侯（49）と為り王を僭すること、既に此に見るべし。

（九州大学蔵『読左伝』 定公元年 魏子蒞政）

『左伝』 閔公二年の記述において、主君を二度にわたって弑殺した共仲の専権を打破し、魯国を救った臣下と称賛される季友であるが、淡窓は「季友の行為は、自身の氏族（季孫氏）の権力を強化しようとする権臣同士の諍いの中で行われた陰謀である」という実情を指摘し、同時に『共仲の自害』という結果を以て季友の暗躍を英雄視する」という『左伝』編者による歴史への脚色を指摘する。その上で淡窓は、「季友の陰謀を多用する姿勢が季孫氏による専権のきつかけとなり、後世魯国を衰退させた」事実を見逃す『左伝』編者を非難する。また、昭公二十九年・定公元年に描かれる晋国貴族の態度から、淡窓は後世に儒学の礼楽が衰退して法律が重んぜられたり、晋国が臣下である三卿（魏・趙・韓）に乗っ取られて君臣の序の失われたりする原因を見出す。これらの事件に對する評価の中でも、一つの鍵とされるのが、「国難の予兆を上る世代での出来事に求める」という隔世代的視点である。また、右に示した季友・晋の三卿の事例は、例えば『義府』に「治、未だ極まらずして乱るれば、久しく乱れて止まざること或り」と表現される、「臣下が君主の命数を横取りした結果起こる乱世」に該当する事例でもあり、ここで淡窓がこれらの事例に「敬天の正しく行われなかつた結果の事象」を見出していることが窺える。淡窓はこれらの事例を「隔世代的に降される禍福」の下に評価し、先祖と子孫の繋がりを重んずる観点による理解を図っている。この態度は、未来の子孫へ降る禍福を以て現在の人への戒めとする淡窓の儒家的側面を示すものであり、『約言』等に見える天命観の反映されたものと見ることができよう。

ここまで示したように、「読左伝」から窺える淡窓の歴史評価の中には、「複雑な形式で降される禍福」「隔世代的な国家興亡観」「治乱に関する法則」等、彼の主要な著作に確認できる天命観・運命観が確認できる。『読左伝』において淡窓は、亀井南冥・昭陽父子がそれぞれ精力を費やした『左伝』研究の成果を引き継ぎ、『左伝』を貴重な歴史資料と看做す「古代の封建制度及び士大夫の風儀を觀る者、独り此の篇の存するに頼るのみ」（『読左伝』 読左伝法）（50）という実証的な態度を示したり、『論語』テキストの解釈に『左伝』の記述を盛んに利用したりする等、

『左伝』テキストを客観的な視点の下に見ようと努める。その一方で淡窓の『左伝』解釈の特徴として挙げられるのが、独自の天道観を以て歴史評価を下さんとする姿勢である。この相矛盾する要素の入り混じる姿勢は、先に述べたような批判精神と求道精神の両在する彼の『左伝』認識の表れであり、誇張や誤りの多い『左伝』の叙述を一種の哲学思想に昇華せんとする彼の試みであつたと思われる。

##### 五、経書以外の歴史上の事件に対する評価

淡窓は、経書の一である『左伝』を理解する上で自身の天道観を多く用いた。さらに、彼の語録を紐解くと、古代中国以外に係る歴史上の事件（または講談や文学作品上での出来事）への理解についても、その独特な「天」認識を用いたことが確認される。

まず、淡窓は日本史・中国史上の出来事について一貫した天理の存在を指摘する。

試みに和を以て漢に比して曰わん。神武天皇は我が義・黄なり。王代風俗の美は三代なり。豊聡王・淡海公の礼樂を制するは、周公の任なり。王室衰えて覇府興るは、猶お周室の東遷するがごとし。桓・文の命を諸侯に布くなり。足利氏の末に天下瓜分するは、是れ七雄の乱るるなり。豊公興りて天下一に定まるも二世にして亡ぶは、秦始なり。烈祖の寛仁を以て衆を得、東武の業を開くは、漢高なり。…

（『燈下記聞』巻四）<sup>51</sup>

周知の通り、日本と中国とでは、易姓革命や武家政権等政治・社会に係る制度について、歴史上に大きな違いがいくつも見受けられる。ただ、淡窓はこれら表面的な差異の大本に一貫する天道の存在を認め、その証拠として日中の歴史上の相異なる時期に類似した事件・人物の発生したことを指摘する。これと同様に、『読左伝』を含む歴史認識を示す淡窓の著作・語録等には、日中や異なる時代の人物や事件を対応させて述べるものが多く認められる。先に述べたように、淡窓の思い描く「天」は地上に一定の秩序をもたらすため、マクロ・ミクロの視野を兼備するシステムを以て国家や個人の運命に介入するものとされる。ゆえに、ここに日中間の歴史の類似が指摘されていることは、天道のシステムが地域や時代によ

らず営まれていることを意味し、ここに淡窓が歴史の研究によって天道を探ろうとした姿勢を認めることができるかもしれない。

この姿勢は、語録に見える歴史上の事件に対する評価の中にもいくつか見える。加藤肥州の慶長の末に卒するは、天の之を全うせしむるなり。若し之に数年を加うれば、元和の初に至れば則ち天下の事、將に潰せんとするの隄が如し。一決の勢、朝に匪ざれば伊れ夕なり。侯有りて雖も亦遏むべからず。大阪の役既に興れば、西兵の競わざること、一肥州有りて雖も、狂瀾を既倒に回らすべからず。西に従うや、身死し国亡ぶ。是れ不智なり。東に与するや、弱きを避けて強きに就く。是れ勇無きなり。是れに於けるや、公の智勇困す。岡奉曰く「侯をして金城の難に殉ぜしむれば、豈に人臣の大節ならんや」と。何たるかな、所謂不智なる者。身を殺して難に殉ずると曰うは、人臣の小節なり。其の身を殺さずして国家を泰山の安きに置くこと、大節なり。諸葛孔明の蜀を安んずる能わず、身は国難に殉ずるが如きは、則ち何ぞ万世に貴ばるるか。故に侯をして難に殉ぜしむれば、唯だ是れ一武夫なるのみ。勇は則ち有るも、智は則ち未だし。唯だ其れ難に先んじて歿するのみなれば、後人之を惜しみて曰く「肥州若し任ざれば、大阪の役其れ興らざるか」と。是れ天の其の智勇を全うせしむる所以なり。小松内府の死を祈り、丹羽長秀の自裁するも、其の事情亦類す。皆自ら全うする所以なり。（『六橋記聞』巻三）<sup>52</sup>

ここには、豊臣氏滅亡の数年前に没した加藤肥州（清正）の運命に対する淡窓の見解が展開されている。淡窓によれば、死の直前の清正は「既に滅亡を避けられない状態にあつた豊臣氏に与すれば『智を失した一匹夫』として小節に命を落とす、徳川氏に与すれば『勇を失して強者に阿つた卑怯者』として歴史に名を刻むこととなる」という八方ふさがりの状況にあり、天は英雄である清正が「智勇双全の人物」として歴史に名を刻めるよう、彼を徳川・豊臣の決戦以前に死なせた、とされる。換言すれば、淡窓の示すこの認識は「功績のある人間が地上でより良く役割を全うできるよう、運命に介入する」という天の作為を説くものであり、ここに『約言』に述べられる「随命」に類するシステムの作用していることが理解される。このシステムにおいては、個人の寿命の長短は必ずしもその人物の最

終的な不幸に直結するものではなく、「その時代・その地に必要な役割や徳を全うできるか」が重大要素となる場合もあるとされる。それは

富貴寿考を福と為し、貧賤死亡を禍と為すは、一身上に就きて之を言うなり。若し其の心を論ずれば、則ち禍福の実、必ずしも数なる者を俟たず。禍とは苦の名にして、福とは樂の称なり。富貴にして苦なるは、之を苦と謂うべからず。貧賤にして樂しむにして、豈に之を禍と謂うべけんや。

（『約言』）<sup>53</sup>

という言葉にも見ることが出来る。ここでは、万人の忌み嫌う貧賤や死すら、天命に安んずることの前には些細なことと看做され、ゆえに恐らく淡窓において清正らは「天命を全うする」という至上の福を得た者と評価されていることになる。この寿命や貴賤に絶対的な価値を見出さない考え方は、夭折した孔子の高弟・顔淵への評価や至上の徳を以てしても王位に即かなかった孔子自身の生涯を念頭に議論された儒学・儒教の伝統というべきものである。それを踏まえれば、ここに見える清正らに対する評価にもまた、淡窓の儒者としての側面が窺えるのである。以上のように、淡窓は『左伝』以外の歴史叙述についても、「地域・時代を問わない天道の普遍性」「敬天を行う者の運命を助ける『随命』」等、彼の敬天思想の中核となる事項を利用し、多様な事象への思想的意味付けを図っている。ここまで述べたように、これらの要素もまた『尚書』の世界観や儒家の伝統的思想を背景に述べられるものであるため、淡窓の儒家としての在り方に迫る要素ともなり得る。もちろんその一方で、経書から離れた歴史上の事件を自身の思考と一体のものとする姿勢は、「経書のみを足掛かりに求道する『純儒』とは異なる方法で学ぶ者」と自認する彼特有のものと考えられ、彼の儒者としての特異性を示すものであると思われる。

## 六、淡窓の思想と文学作品

淡窓はその講学の中で、歴史上の事件と同じく、講談や小説などの文学作品も運命にまつわる思想の解説に用いる。というのも、先に述べたように、淡窓は『左伝』について度々小説の脚色に類似したこじつけを指摘する一方、そのこじつけにも編者の寓意や思想が隠れているものと考え、『左伝』読者に「編者の寓意を

見抜く審美眼」を求める。淡窓においては、この審美眼の存在こそが『左伝』を思想書たらしめる重要な要素であり、歴史記録を天意への探求と繋げる「学びの意義」というべきものであった。この審美眼は、恐らく一方では荒唐無稽な脚色やこじつけを排除しながら歴史書や文学作品に向かうべきとする、伊藤仁斎や荻生徂徠を始めとする古義学の流れの中で徹底されてきた思考に基づく。しかしその一方で、小説的表現の中にも人倫や制度の在り方を読み解く、淡窓の貪欲な求道の姿勢にも基づいているのである。ゆえに淡窓は、経書や孔教の解釈を行う講学の中でも、例えば「穆の文を待すること、恵を待することと同じからず。猶お孔明の仲達を待することの孟獲と同じからざるがごとし。」（『読左伝』僖公三十年 佚之狐説於秦侯）<sup>54</sup>のように講談や小説によつて著名な伝説を度々引用し、読者・聴講者の理解を促している。

この冷静な実証主義と世俗的な視点との共存する姿勢は、もちろん講義を行う淡窓の教育者としての在り方として理解し得るものである。この姿勢に類するものは彼の著作において、

前にも云える如く、己れが技芸の機能を説き立つること、卑いやしむべきことなり。吾子詩を好むとも、人に対して其機能を説くこと勿れ。唯だ自己の娯たのしみの爲めと称すべし。然れども他日後進を教育することあらんに、詩を以て教うることあるべし。其時の爲めに、詩を学ぶの益を論ずべし。…凡そ人の心中を二つに分てば、意と情となり。意は是非利害を判断して、有益の事は之を為し、無益の事は之を為さず。是れ意の職なり。さて其無益と云うことを知りつつ、忍び難く棄て難き所あるは、是れ情なり。…詩文の道に於て、文は意を述ぶることを主り、詩は情を述ぶることを主る。…孔子曰く「溫柔敦厚、詩の教えなり」と。溫柔敦厚の四字、唯だ一の情の字を形容するのみ。是れ予が弟子をして詩を学ばしむる所以なり。

（『淡窓詩話』上巻）<sup>55</sup>

と言及される。ここで淡窓は、自身が詩を教育活動に用いる理由について、まずそれが自身の嗜好に由来する所の大きなことを述べる。ただその一方で、人間の心の内に、理性的思考に属する「意」と感性的情動に親しい「情」とが共存し、前者が文章の創作、後者が詩作に関わるものとする。ここでの「情」とは、一見

すると無益なものとされるが、それを捨て去ること無く心に保持することが「溫柔敦厚」という孔子の道徳観に迫るものであり、万人に存する人間性に迫る営みとされる。その上で「意」「情」両方の兼備する状態を理想の人間性と看做した。前に述べたように、淡窓は『左伝』に見える小説的描写を「卑近より高遠に至る」儒学的学問の第一歩と看做し、その見る者・聞く者を退屈させない叙述法を高く評価していた。この小説的描写は、一見すれば『左伝』の歴史記録としての価値を落とす「無益」な要素であるものの、淡窓にとつては思想・寓意を読者の興味関心に沿った形で効率的に伝える要素でもあった。そのように見れば、淡窓の『左伝』の小説的描写への態度、そして彼が講学の中で度々用いる世俗に近づいた譬喩もまた「情」に近づいたテキスト理解への模索と解され、これらの姿勢が彼の説く「平易な娯楽から徐々に客観的真実に迫っていく」詩作の道や学問観と連動するものであったことが理解される。そうであれば、淡窓にとつては、(たとえそれが卑俗なものであっても)人々に愛される文学作品は彼の平生における学術的活動の根源に置かれるものであったと思われる。

このように淡窓が講学や思想の解説の中で文学作品を盛んに用いた理由の第一としては、もちろん詩や歴史文学を愛好した彼自身の為人が挙げられるが、その他に彼自身の思想家・教育者としての主義が存したものと思われる。ここで仮説として示したいのが、「淡窓が講学において数多く述べた歴史評価や種々の文学作品の記述を、自身の『天』思想へフィードバックした可能性」である。ここまで見たとおり、淡窓の著作や語録に見える歴史や人物に係る評価には彼の運命観や禍福にまつわる思想が用いられ、彼がその「天」認識を多様な歴史上の事象に対応させていたことを示す。視点を変えれば、淡窓はこれらの講学活動や人々の問答の中で自身の思想を発展していたともいうことができ、講義や問答の記録は淡窓の思想的体験としてより重んぜられるべきものといことになる。淡窓が「卑近より高遠に至る」形式の儒学的学問観を以て小説的描写の多い『左伝』を評価し、また頼山陽が幼少時に世俗文学を愛したこと<sup>⑤</sup>を好意的に評価したことを踏まえれば、淡窓において文学作品が「学問の入り口」として重んぜられていたことを示す。そうであれば、彼においては、卑俗な文学作品や雑多な歴史伝承もまた、『左伝』同様に「審美眼を以てすれば思想書として扱いて得る資料」となる。このように自らの興趣を学術や思想の一端にまで昇華させた淡窓の在り方

を踏まえれば、

① 『尚書』をベースとした「天」理解を描く『約言』

② 『易』の思想や老荘思想を取り入れた、数理的な評価による禍福の発生を説く『析玄』

③ あらゆる時代・地域に一貫する「天理」の存在を説く『義府』

というように、徐々に「理念」から「種々の具体的な事象への適応」という方向に興味を広げ、より人類のあらゆる営みに一貫する普遍性を有する形へ思想を発展させた彼の思想家としての生涯は、多様な地域・時代に生きた多くの人々の営みを描く史書や文学作品と共にあったものと想定される。その思想発展の中で、彼が講義や問答の中で盛んに用いた歴史や文学に関わる評論や譬喩は、経書に記された古代儒家の思想を江戸時代後期の状況に沿う形に具体化させたものと想像される。ただ、ここに想定される「教育者としての活動から思想家としての活動へのフィードバック」の形式についてより明らかにするには、彼の語録・講義録に係る検討が必要と思われるため、本稿では仮説として示すに止めたい。

おわりに

以上、広瀬淡窓の活動における天命観・運命観の歴史認識への影響について考えた。淡窓の思想の核心に位置する「天」は、数理的法則・個人から天下全体に至るまでのあらゆる事物の運命を包括する視野・被造物である人間の行為に感応する性質等の様々な要素により、個々の人間の運命を多様な方法で主宰するものとされる。この「天」の在り方は、淡窓の歴史上の事件や人物に対する評価の中でも盛んに用いられており、多くの人々による多様な所業に遍く思想的意味付けを行う中で有効に働いた。その歴史への評価において、彼は『尚書』のそれに類する「天」観念や冷静なテキスト考証等、亀井昭陽を始めとする古義学の流れを継承した側面を示す一方、彼独自の視点も多く開発した。漢学において権威を有する『左伝』『史記』等の史書だけでなく、日本史上の事柄や卑俗な歴史文学の記載にも彼独自の運命観を以て対応したことがその視点の一であり、この視点によつて彼はその「天」観念の普遍性を強化し、さらに「求道のためには如何なるものでも用いて得る」という、より広い階層の人々に門戸を開く学問観を構築したように思われる。

右のように見れば、淡窓の語録や経書テキストに関して述べた見解等の中に見える譬喩や歴史故事の引用もまた、彼の思想形成の一環として理解されることになる。今後その思想形成が淡窓の教育活動と具体的に如何なる関係を有したか詳細に解明できれば、彼の生涯全体にわたる思索や学問的体験により細かく迫ることができるよう思う。

註

(1) 本稿における『約言』『析玄』『義府』『読左伝』や淡窓の語録等、淡窓に関わる著作の引用については、日田郡教育会編『淡窓全集 上・中・下』(大分県日田町、一九二五年一月～一九二七年一月、以下『淡窓全集 〇巻』の形で略記する。)収録のテキストを用い、報告者による訓読を行った。また、仮名交じり文の資料については、片仮名を平仮名に改めた上で引用を行っている。

(2) 『約言』一五～一六頁 『淡窓全集 中巻』

(3) 『荀子』礼論篇は、地位の高い者に多くの物資を供給することで、社会における「分」を明確に示す制度を説く。これは「徳無き者は貴はず、能無きものには官せず、功無きものには賞せず」(『荀子』王制篇)と述べられる実力主義と結びつき、「大臣の子も能力が足らなければ庶民となり、庶民の子も能力があれば大臣になり富貴を得られる」という好利性や欲望を利用した人材登用システムを生み出すに至ったものと想像される。

(4) 『約言』一三頁 『淡窓全集 中巻』

(5) 『約言』二四頁 『淡窓全集 中巻』

(6) 『六橋記聞』巻十 一〇九頁 『淡窓全集 上巻』

(7) 是を以て君子、専心一志し上天に敬事し、以て悪に克ち善を存せんことを求むれば、上天感応し、以て之を祐くる有り。善なる者は自ずから殖え、悪なる者は自ずから亡ぶ。是れを天の其の衷に誘うと謂う。天の既に衷に誘うなれば、我が心天に即するなり。豈に悪有らんや。(『完本約言』六頁、『淡窓全集 中巻』)

(8) 『析玄』四頁 『淡窓全集 中巻』

(9) 『析玄』五頁 『淡窓全集 中巻』

(10) 『析玄』六頁 『淡窓全集 中巻』

(11) 『析玄』六頁 『淡窓全集 中巻』

(12) 『析玄』七頁 『淡窓全集 中巻』

(13) 『義府』九頁 『淡窓全集 中巻』

(14) 『六橋記聞』巻八に「司馬氏の天下を得ること、本、正を以てせず、又大いなる功德無し。西晋四世、天禄既に尽き、江左に牛を以て馬に代う」と、「三国魏の皇位を不正に奪った西晋の命運は長くない」(八四頁『淡窓全集 上巻』)と晋王朝への評価が述べられるのを見るに、ここでの「治、未だ極まらずして乱る」とは、臣下による篡奪等の事件を想定しているものと思われる。

(15) 「宿命」観念については、「悪人の福を得るは、一えに父祖の余慶に出づるも、数尽くれば則ち失わる。桀紂の如きは、侈を極め欲を恣(ほしいまま)恣にする(恣にする)こと数十年、終に滅亡に帰すは是なり」(『約言或問』三頁、『淡窓全集 中巻』)と、「余慶を消費する」という考え方が提示される。また、「余慶」についても、「此れ猶お人君の臣下に賦するに禄を以てするがごとし。或いは千万石、或いは百十石。皆父祖の功勳に因りて多少を分かつ」(『約言或問』一八頁「天有与奪」条、『淡窓全集 中巻』)と俸禄の額を用いた解説を行う。これらの言葉からも、数理的な運命の在り様を想定する淡窓の視点が確認できよう。

(16) 『析玄』六頁 『淡窓全集 中巻』

(17) 『約言』二二頁 『淡窓全集 中巻』

(18) 例えば「恭儉を悪みて簡易を好み、飲食を貪りて従事に惰すれば、衣食の財足らず、身をして饑寒凍餒の憂有るに至らしむ」(『墨子』非命中篇)のように、『墨子』においては物資の不足が天下全体の懸念事項と看做され、王侯貴族による節儉の必要が度々強調される。(19) 注釈三を参照。

(20) このような複数の評価基準に基づく禍福観は、淡窓が教育活動の中で実施した「月旦評」等の制度と類するものと見られ、ここに淡窓の教育思想と運命観との関連を見ることができ。ただ、この関連について明らかにするには、淡窓の教育制度に係るさらなる検討が必要と思われるため、本稿におけるこれ以上の言及は避けた。

(21) 『義府』四頁 『淡窓全集 中巻』

(22) 『義府』五頁 『淡窓全集 中巻』

(23) 『義府』四～五頁 『淡窓全集 中巻』

(24) 『義府』七頁 『淡窓全集 中巻』

(25) 『約言』二四～二五頁 『淡窓全集 中巻』

(26) 『六橋記聞』巻八 所収『析玄外篇』八八頁、『淡窓全集 上巻』。この引用部においては人の寿命は百年を「定数」とするとされるが、淡窓晩年の作である『義府』において、人

の先天的に受ける気には個人差があるとされる。ゆえに恐らく晩年の淡窓は、『六橋記聞』巻八に記録された論説を發展させ、個人差に対応する形に改めて捉えていたと思われる。ただその変化を詳細に述べる言葉が文献に確認できないため、あくまで憶測を述べるに止めたい。

- (27) 注釈一二に係る引用を参照。  
 (28) 『六橋記聞』巻十一〇九頁 『淡窓全集 上巻』  
 (29) 亀井南冥・昭陽全集刊行会編『亀井南冥・昭陽全集 第六巻』(葦書房、一九七九年八月)四七一頁  
 (30) 九州大学中央図書館に所蔵される二種の相異なる抄写本のいずれにも、文献の成立年を示す記述が見えない。そこで便宜上、巻一〇八の現存するテキストを『尚書考①』、巻一〇三・巻一〇二の現存するテキストを『尚書考②』と表記する。  
 (31) 『醒齋語録』巻二 一八〇―一九頁 『淡窓全集 上巻』  
 (32) 『読左伝』一頁 『淡窓全集 上巻』  
 (33) 『読左伝』一頁 『淡窓全集 上巻』  
 (34) 『読左伝』二頁 『淡窓全集 上巻』  
 (35) 『読左伝』五頁 『淡窓全集 上巻』  
 (36) 『読左伝』一頁 『淡窓全集 上巻』  
 (37) 『読左伝』一一頁 『淡窓全集 上巻』  
 (38) 『読左伝』一七頁 『淡窓全集 上巻』  
 (39) 淡窓の『論語』解釈に目を移すと、例えば、  
 先穀の荀林父の令に従わざること、上を犯すなり。狄を招いて晋を侵すこと、乱を成すなり。春秋の士大夫、此の事多し。  
 『読論語』一〇二頁 学而「其為人也孝弟」 『淡窓全集 上巻』  
 『左氏』、孔子の言を記す。  
 『読論語』三六頁 憲問 「陳成子弑簡公」 『淡窓全集 上巻』  
 と、『左伝』の記述が『論語』テキストの考証材料として多く用いられていることがわかる。ここに「古代の封建制度及び士大夫の風儀を觀る」「礼經を補う」という淡窓の『左伝』に対する高い評価を見ることが出来る。このような高い評価には、『左伝』を春秋末の孔子の生涯やその学問に迫る「孔門の遺典」(『左伝續考』総論、詳しくは注釈四二を参照)と評価した亀井昭陽の影響が認められるかもしれない。

- (40) 『夜雨寮筆記』巻四 四五頁 『淡窓全集 上巻』  
 (41) 『六橋記聞』巻六 五六頁 『淡窓全集 上巻』  
 (42) 亀井南冥・昭陽全集刊行会編『亀井南冥・昭陽全集 第三巻』(葦書房、一九七九年八月)八頁  
 (43) 亀井南冥・昭陽全集刊行会編『亀井南冥・昭陽全集 第六巻』(葦書房、一九七九年八月)四七二頁  
 (44) 亀井南冥・昭陽全集刊行会編『亀井南冥・昭陽全集 第六巻』(葦書房、一九七九年八月)四七二頁  
 (45) 『読左伝』六頁 『淡窓全集 上巻』  
 (46) 『左伝』は隱公について、「幼少であつた公子軌(桓公)の責務を代行する摂政」としての立場を自認し、成長した桓公への讓位を意図した矢先、その桓公に暗殺されて無念の最後を遂げたものとして描く。  
 (47) 『読左伝』九頁 『淡窓全集 上巻』  
 (48) 本稿に示した九州大学中央図書館所蔵の『読左伝』抄本には、『淡窓全集 上巻』と移動のあるテキストが記されるほか、『淡窓全集』にて中途で欠落した宣公期の記述への解説や、収録されない成公期の記述への解説が記される。本稿では、『淡窓全集』所収のテキストと区別するため、引用の際は「九州大学蔵」と明記しておく。  
 (49) 九州大学中央図書館所蔵の抄本では「候」字となっているが、前後の文脈に鑑みて「侯」字に改めた。  
 (50) 『読左伝』一頁 『淡窓全集 上巻』  
 (51) 『燈下記聞』巻四 三四―三五頁 『淡窓全集 上巻』  
 (52) 『六橋記聞』巻三 二七頁 『淡窓全集 上巻』  
 (53) 『約言』二〇頁 『淡窓全集 中巻』  
 (54) 『読左伝』一六頁 『淡窓全集 上巻』  
 (55) 『淡窓詩話』上巻 一〇―一一頁 『淡窓全集 中巻』  
 (56) 頼子成古今を評論し、和漢を比類し、史学を以て鳴る。蓋し幼時に『太平記』『演義三國志』を熟読するは、皆先入して主と為るなり。(『六橋記聞』巻七 七三頁 『淡窓全集 上巻』)

## 廣瀬旭莊の『追思録』について

深町 浩一郎

はじめに

咸宜園の第二代塾主を務めた廣瀬旭莊の著作に、塾を開いていた江戸へ呼寄せたあと江戸で亡くなった妻松子を悼んで、その追慕と悔恨の情とを直裁に綴った文『追思録』がある。

妻の病状の記録とそれに対する自分の行動と感情を、何のためらいも無くありのままに綴っており、謹厳であるべきとされる儒学者の書いた著作としては異例の文章といわれている。その文章は一読して涙を禁じえず、現代の小説家によると、あたかも近代の甘美な恋愛小説を読むような観があると評されている。

非常に興味のある著作なので、その『追思録』の概要を紹介することとするが、併せて旭莊の人物と性格、及び再び見直されているその業績などについても述べることにする。

### 1. 旭莊の人物と性格

#### ①旭莊の人物

廣瀬旭莊は、近世最大規模の私塾「咸宜園」を主宰した廣瀬淡窓の弟で、長男の淡窓とは二十五歳離れた末弟である。十歳頃から咸宜園で学び、塾生の中でも群を抜く成績を示し、その後、福岡の亀井塾でも学び、のちに淡窓の後を継いで咸宜園第二代塾主を務めた。三十歳以降は、大坂及び江戸に出て塾を開き、当時の著名な学者文人や政治家と幅広く交遊して広くその名を知られた人である。

#### ②抜群の記憶力と読書量

若い頃から、記憶力はずば抜けており、亀井塾では「活字典（生き字引）」と評され、自身も「人の詩文を視るに、二度読めば、大抵は暗誦せり」と述べている。

また、読書量も膨大で、漢文書籍の経書・歴史書・漢詩文集などから国書の歴史書・随筆集など、また西洋の訳書などあらゆるものを、知人の蔵書及び知り合いの書肆（出版社）の蔵する書籍を借りて手当たり次第に涉獵し読破している。

それぞれが数百千巻、数千冊という量であったという。才気煥発で博覧強記の人であった。

#### ③旭莊の性格

性格は、豪放真率、奔放不羈、性急で怒り易い性格であったという。そして、行動的で才気煥発、全国を遊歴して各地でその才能を発揮している。父の三郎右衛門が臨終の際に子ども達に与えた訓戒は、旭莊には「汝は我が子の中にて、尤も巧なるものなり。常に私智を以て天を欺かんと欲するの意あり。天豈に欺くべけんや。誠の一字を忘ること勿れ」というものであった。才子にありがちな巧智を避け、もつと謙虚に誠実に生きよというもので、旭莊の性格を物語るものである。

#### ④兄淡窓と対照的な性格

旭莊は、その性格も行動も性急で激しく、温厚な人格者であり病弱なため日田の地を離れずに過した兄の淡窓とは全く対照的である。旭莊は、行動的で遊行を好み全国（東北地方を除く）を活発に遊歴し、三十歳以降は大坂・江戸で暮らしている。

その漢詩も、高枯淡雅などと評され自然などを詠む短詩に長じた淡窓と、才気横溢・変幻自在などといわれる勇壮な長詩を得意とした旭莊と、まるで異なった詩風であった。

旭莊の思い出に、二十代の頃、父がそれぞれの志を訊ねたのに、淡窓は「苟（かりそめ・おおまか）」と答え、旭莊は「不苟（おろそかにしない・いいかげんにしない）」と答え、父はどちらにも肯いたという。何事にも拘らずに淡々と過した淡窓と、才気煥発で性急に行動した旭莊の、対照的な性格を物語る逸話である。

### 2. 旭莊の業績

#### ①漢詩人旭莊

旭莊の業績としては、まず優れた漢詩人として高い評価を受けている点にある。『梅墩詩抄』四編十二巻など膨大な漢詩を残している。作った漢詩の総数は、ほとんど一万首はあったという。その漢詩は、豊富な古典の知識に基づき発想の

変幻自在な長編大作が多く、変化に富んでいて読む者を飽きさせない表現力があると評される。

日本漢詩人としては珍しく中国的な風趣に富むため、明治時代に、中国清末の大学者の愈曲園が、日本の漢詩人五百数十名の漢詩の撰集『東瀛詩選』を編集したときに、全四十四巻の内の二巻を旭莊に当てて高く評価したのである。愈曲園は「吉甫（旭莊の字）の詩、才氣横溢、変幻百出し、長編大作は五花八陣（変幻極まりない動きをする軍形）の奇を極め、而して片語単語も又た雋永にして味わう可し。・・・宜しく其れ東国詩人の冠と為すべきなり。詩は美にして収むる勝えず。故に選に入る者甚だ多し」と述べている。「東国詩人の冠」とは、日本の国の漢詩人のトップ、最上位の人という意味である。ちなみに、多くの漢詩人は数名一組で一巻であり、菅茶山・梁川星巖など四名のみが一巻を当てられているのみである。

### ② 儒学者旭莊——とくに『日間瑣事備忘』について

次に、儒学者としては、随筆『九桂草堂随筆』など多くの著作を残している。経学は、おおよそ淡窓の儒学思想を受け継いだもので、極めて穏当な折衷的なもので実学を説くものであった。しかし、著作には儒学思想などの面よりも歴史や時事に興味を抱いて書いたものが多い。海防策の意見を幕府に提出した『識小編』や、府内候のために修養のあり方を説いた『克己篇』なども著している。旭莊も「大丈夫、天下を経済せんと欲すれば、宜しく活史を閲し、活学を講ずべし。活史とは何ぞ、今日の世是なり。活学とは何ぞ、今日の事是なり」と述べて、現実の事実に学ぶ活史・活学を唱えている。

とくに漢文日記である『日間瑣事備忘』百六十六冊は、旭莊二十六歳から五十七歳で亡くなる五日前までの、三十一年間の日記であり、日々の行動や出来事、当時の世相・事件、物価経済状況、訪問先の地誌や風俗、交遊人物の人物や逸話など、あらゆる事があるままに詳細に記録されている。旭莊自身も「吾が一生の精神は日録に存す。百年、必ず我を知る者有らん」と語ったように、この日記の記述を重要視し、これが後世に役立つ記録となると確信していたものである。詳細な長文の記録は、日記というよりも「紀行文」「地誌」「人物伝」「事件記録」として十分に独立するものであり、事実、当時の地理や風俗、経済状況、事件、

人物のことが詳しく分かる貴重な記録として、今日多くのところで再評価されている。

### ③ 教育者旭莊

旭莊は、咸宜園第二代塾主として、また大坂・江戸で塾を開き、多くの門人を育てている。有名な門人としては、柴楸邨、亀谷省軒などの儒者、鼎金城、行徳玉江、西島青浦などの画家、坪井信良、宇田川興斎などの医師、松本白華、今北洪川などの僧侶、藤井藍田らの志士などがいる。

旭莊は、当時から、勝れた漢詩人として知られ、また塾を開いて人材を養成した学者として高い評価を受けていたのであるが、今日では、当時の貴重で詳細な記録を残した学者としても注目されているのである。

### 3. 旭莊の婚姻の経過

#### ① 婚姻前までの経歴

旭莊は、十七歳の文政六年二月に、咸宜園の後継者となるべく、兄淡窓の養子となった。そののち、福岡の亀井塾に入門して勉学し、また備後の有名な詩人菅茶山や、久留米の儒者樺島石梁などにも教えを受けている。また、豊前宇佐の浮殿で塾を開いたり、肥前田代（鳥栖）の藩校東明館などで教授をしている。

#### ② 最初の婚姻

天保元年閏三月、旭莊二十四歳の時、四十九歳の淡窓は隠退を決意して塾の継承が正式に決まり、翌年正月より旭莊が第二代塾主となることとなった。そのため、十二月二十六日に、二十四歳の旭莊は婚姻をしている。相手は、筑後生葉郡朝田村（現うきは市）の村長の娘の足立あさ十五歳であった。

淡窓の日記を見ると、旭莊の婚姻については様々な経緯があつて、世事に慣れない淡窓は苦心していることが分かる。閏三月に旭莊の塾継承が決定した直後から婚姻の議論が起こり、親族や知友が筑前筑後の間を往復して話を進め、夏頃に数ヶ所より婚事の申し出があつた。決しかねた淡窓は父とともに大原八幡宮の宮司に托して広瀬家稻荷祠の神前で籤を引いて「吉木」を得た。それで、筑後吉木

(現久留米市)の合原氏に請うたところ、娘がまだ年少の故を以て数年の猶予を言われた。そこで、父も老齢であつて延引はできないということで、筑後朝田村の足立氏を妻に迎えたものであつた。二十八日には郡代に引見し報告している。

ところが結婚後、天保二年になり、妻あさは一週間程度の里帰りを数度して、九月に里帰りして以降は日田に戻つて来なかつた。十月ころから媒酌人らに三四度往復してもらひ処置を頼んだりしたが、結局、翌天保三年の五月に離婚が確定することとなつた。これは、旭荘自身の記すところによれば「余が性、暴急にして仕へがたきを以て」の故であつたとしている。旭荘は気が短い性格で、叱責や粗暴な振る舞いをしがちであつたということで、旭荘の叱責や暴挙に耐えかねて逃げ帰つたものと思われる。

旭荘は、このとき、老齡の父に、配偶者を離縁させたのは広瀬家では初めてのこととして「我が家風を壊したり」と厳しい苦言を呈されて「慙悔の涙」を流して退いたと語っている。

### ③再婚

その後、天保三年五月ごろ再婚の話があつて、一旦は、筑後本郷の伴氏の娘を娶ることに決定し相手方と約束を交わしたものの、旧門生からの報告があつて淡窓は早まった約束を後悔し、その処置に大いに苦労したが、結局は破談にすることとなつている。

そして、九月頃から、再び筑後吉木の合原氏との婚姻の話があり、十月に至つて父の合原氏らが日田を訪れたあと、十月十七日には婚姻する事が決定した。しかし、その後、婚期を延ばしたい旨の申し出があつたため、親戚知人らと議し事情を探ると、傍らの人が妨害しているらしく、旭荘自身が速やかに出向いて迎えるべきであるとして、すぐに旭荘らが赴いて新婦を迎えて、十一月九日に式を挙げたのであつた。新婦は、筑後吉木の神職の娘の合原松子十七歳であつた。十一日に代官所に婚事の成つたことを報告した。

淡窓は「婚事障り多し。初めに朝田の婚、許多の人力を経て成就せしに終を克せず。本郷の事、已に成つて又壞る。此の度の事、殆ど壞れんとして又なる。(中略)予が心配大方ならず。始めて世事の艱難を嘗めたり」と回想している。さらに、「吉木合原氏と婚をなさんとせしかども其の事齊はずして、足立氏を聘せり。

後年に至り、終に神託の如し。前定の數(運命)誠に人力の及ぶ所に非ず」と述べている。

松子は、気性の激しい旭荘によく耐えて支えた妻であり、天保七年九月に男子を出生した。孝之助のちに咸宜園第四代塾主となる廣瀬林外である。

## 4. 江戸で開塾するまでの経過

### ①大坂で開塾

旭荘は、天保二年より天保七年まで、咸宜園第二代塾主を務めた後、天保七年四月、三十歳のとき泉州堺に赴いて開塾し、のち三十二歳のとき大坂に移つて開塾した。もともと遠方に遊学して開塾したい希望があつた旭荘は、塩谷郡代の咸宜園への干渉によつて塾運営が攪乱されたいわゆる「官府の難」を受けたあと、郡代が戸に召還されたのを機に、いよいよその志を固めて大坂方面へ赴くこととしたのである。

大坂では、最初は困窮したが次第に門生も多く繁昌し出し、三十四歳頃からは立派に儒者として生活を営み、大坂・京都の著名な文人・詩人・医師・商人などと幅広く交遊して、儒学者・詩人として知られて大坂での地歩を固めている。天保十年五月には、妻松子と長男孝之助を大坂に呼寄せた。天保十三年四月には、肥前大村藩から招聘を受け、約半年間藩校で教授している。

### ②江戸に赴く

大坂で五年間過した後、天保十四年五月に、三十七歳の旭荘は、江戸に赴いている。これは、淡窓と旧知の江戸幕府の高官羽倉簡堂から、老中水野忠邦が旭荘を招聘したい希望があるとの事で、とにかく急いで来るようにとの要請があり、江戸に赴いたのである。このとき、妻松子と子の孝之助は日田に帰して淡窓に預けている。

羽倉簡堂は、日田代官であつた父の羽倉権九郎に随つて日田に居た幼少のときに淡窓に学んでおり、その後も淡窓と親しく交遊していた人である。幕府の役人として、越後や武蔵など各地の代官を歴任し、のち幕府の御納戸頭兼勘定吟味役に昇進し、老中水野忠邦に用いられて「天保の改革」など幕府の中樞で活躍していたのである。幕府官僚の中でも傑出して学識が高く、儒学に造詣が深かつたほ

か蘭学にも関心があり、著名な儒学者・蘭学者などとも交遊の広がった人物である。

しかし、江戸に着くと、羽倉簡堂は入れ違いに公用で大坂に赴いてしまい、その後、閏九月には「天保の改革」の失敗で老中の水野忠邦が失脚し、羽倉簡堂も免職となってしまった。そのため、旭荘の江戸への東上も全く無駄になったのである。

### ③ 江戸で開塾

そこで、大坂に帰ろうとしたが、江戸に留まることを勧める知人が多く、旭荘はついに留まって塾を開くこととしたのである。そのことを最も熱心に勧めたのが蘭医の坪井信道であった。坪井信道（誠軒）は、当時、江戸では伊東玄朴・戸塚静海とともに蘭方医の三大家と呼ばれ、また長州藩の藩医を勤めており、さらに緒方洪庵などの優秀な子弟を育てた人物として知られていたが、若年の一九歳の時日田に来て医家の三松齊寿のもとに寄寓して二年ほど医学を学んだとき、淡窓のところに入りし漢詩などの教えを受けており、その後淡窓と親しく交遊していたのである。信道が二年後に日田に再遊した時、十歳の旭荘の神童ぶりが印象に残っていたと言い、江戸で熱心に旭荘の世話をしたのである。

旭荘は、十二月には、浜街久松町（中央区日本橋浜町周辺）に家を購入して移居し、「肅舎」と名づけた塾を開いた。塾は入門者も増えて順調であった。

### ④ 妻松子の上京

天保十五年三月、独り暮らしであった三十八歳の旭荘は、日田に居た妻の松子を呼寄せることにした。松子は、幼い孝之助（林外）を置いて、三月二十七日に日田を出発し、府内を経由して、府内候の身内の婦人の江戸帰省に同道させてもらい、五月二十六日に江戸に到着した。ところが、松子は六月ごろより病に臥してしまい、旭荘らの必死の看病の甲斐もなく十二月十日に死去してしまっただけで二十九歳であった。

淡窓によると、この人は天性温良な性格で、感情の激しい旭荘によく堪え、十三年間すこしも離反の心無く、日田や大坂・江戸に住して多くは子供と離れて暮らしたが、恨みがましいことは一度も口にしなかったという。淡窓は、「此の

人再び得べからず。不幸にして短命なり。嗚呼哀しいかな」と語っている。

この後には、旭荘は盗難に遭ったりして次々と不幸に見舞われ、弘化三年八月二十日、四十歳のとき、遂に江戸を引き払い大坂に帰るのである。

## 5. 妻松子の追憶を綴る『追思録』

### ① 『追思録』について

天保十五年五月に、旭荘が江戸に呼寄せた妻の松子は、六月ごろより病に臥し必死の看病の甲斐もなく十二月十日に死去した。

旭荘はこの妻の死を非常に嘆き、追慕の情と悔恨の情を抑えきれずに、歿後すぐに妻への愛情を直裁に表現した文『追思録』を著した。

これは儒者の書いた筆録としては非常に特異なもので、江戸期を見渡してもこのような詳細な看病の記録は他に類を見ないという。そして、その激烈で真率な文章は、一読涙を禁じ得ず、現代の小説家によると「吐露せられた夫の妻に対する愛の激しさ、また妻の夫に対する気持ちの細やかさは、あたかも近代の甘美な恋愛小説を読む観がある」と評されている。また、詩人旭荘の業績を紹介した書にも、『追思録』について「病死した妻の合原松子を悼んでその平生を追懐し、自分の日頃の性癖や行動を反省した一種の懺悔録と言ってもいいものであり、その激しい感情をぶちまけたような文章は極めて感銘が深い」と紹介されている。

この『追思録』は、仮名交じりの和文で書かれている。当時の知識人の正式の文章は漢文であるが、漢文では心理的な微妙な感情や活き活きした会話の口調を表現するには無理であったためであろう。

### ② 『追思録』の概要

旭荘の『追思録』は、松子の没後、時を置かずに書かれたものと思われ、いちおう筋を追って綴られているものの、思い出すままに次々と書かれており、話が前後しているところもあるので、主要な箇所がある程度整理して、その概要を分かり易く紹介する。

旭荘は、二十四歳の時に、第二代咸宜園塾主として身を固める為に結婚することとしたが、最初に筑後吉木の合原氏に申し入れたところ、娘の松子がまだ年少

ということで猶予を乞われたため断念し、筑後朝田の足立氏の娘と結婚した。しかし、その最初の妻は、旭荘の暴急な性格や行為に耐えられなかったためか、実家に里帰りしたまま戻らなかつたため、一年足らずで離縁することとなった。その後、再度合原氏に申し入れて再婚したのが松子十七歳であった。

松子を迎えたときに、父から以前の離縁の際「我が家の家風を壊した」との厳しい叱責もあったため、旭荘は松子に、父の戒めを守り今後は妄りに妻に暴を振わない旨の誓いの書付を与え、「私は烈しい性格なので、父兄の戒めを忘れて無理非道が多いかも知れない。もし私の暴に苦しんで堪え難い場合には、この書付を出し、それでも止まないときには直ちにこの書を父兄に出してくれ」と言つたという。

しかし、度々の暴言にも、松子は怒言を返したことも無く、またこの書付を一度も出したことはなかつたという。ある時は、旭荘の余りの叱責に耐えかねて園内の李の木の下に逃れて泣いていたため、悔いて裸足で走つて行つて手を引いて歸つたが、兄達から園内を逐い駆けまわして門生の手前もあつて恥かしいことだと厳しく叱られ、そのとき「なぜ書付を出さないのか」と問うと「いよいよ私を離別すると言つたときに致します」と答えたという。また、大坂に居住していた時のこと、旭荘が癩癩を起し物を投げつけようとしたところ逃げ出して行方が分からなくなつたので、捜し回ると二階の押入れに臥して隠れていた。たまたま大坂に来ていた姉から厳しく叱られ、涙を流して再び誓いと誓い、その夜に「先年の書付はあるか」と問うと「猶お大切に仕舞つている、自分の過ちであるので出す理由がない」と答えたという。旭荘もこれ以後は大いに改めたといつている。

旭荘は妻の性格について「余が性は暴急軽躁にして、室氏（妻）は寛緩遅重、はなはだ間静なり。余が性は喜怒哀樂皆甚しきに過ぎて、室氏（妻）は淡蕩として禅気有るが如し。故に氷炭相反せり」と述べて、性格が正反対だったからこそうまく生活が運んだのであると後に至つて気付いたという。外見上鈍重に見えたが、旭荘の直情をよく心得ていて「実は外は矯飾して、内は情甚だ深かりし」であつたと、幾度かの別離の時の様子など妻の情に溢れた行動を回想している。

また、普段、旭荘が書室から久しく出てこない、必ず来て襖を開けて見ているので、何の用かと問うと、用は無いと言つて去つたという。それを懐かしく思ひ出して「大抵半日に三四度、毎日其の通りにせり。嗚呼、今は無きかな」と歎

くのである。旭荘によると、妻は慈恵があつて人の悪口を言つたことはない性格で、友人たちや門人たち、また下女や下僕に至るまで、旭荘を誘ふことはあつても妻を誉めないものはなかつたという。そのためか、看病に来る者が絶えず、亡くなる前後には二十余人が昼夜交替で詰めている。

天保十五年五月に江戸に出てきたとき、松子はすでに高熱があり、眠気が多く、渴きに堪えず、下痢が甚だしく、次第に瘦せて衰弱していった。八月頃に旭荘は連れ帰ろうと思つたが、医師に道中が覚束ないと言われて止め、明春に少し癒えたら連れ帰ると決めて告げると、「日光」を見たいと言うので四月ごろに行くこととすると、それを妻はすぐく楽しみにしていたという。

それ以降、旭荘は、手を尽くして看病し、知り合ひであつた坪井信道、伊東玄朴、大槻俊斎という当時最高の三人の蘭方医に殆ど毎日診療を頼み、それだけでなく十月には漢方医の幕府奥医師の法印多紀元堅を迎えて診療を頼んでいる。松子は「そのような大医を招いて多くの費用を費やすのは無用です」と制したが、旭荘は「お前の病にさえ益があれば我が家は潰れてもよい。窮乏しているとはいつても、明年の四月に全快して帰郷するまでに百五十金（両）の費用は覚悟しているので心配は要らない」と諭すと、妻は甚だ悦んだという。

旭荘は、亡くなる前の「五十日程の間は、三度の飯と釘（お菜）とは尽く余が手よりこしらへたり。其の中には不出来の事も多かるべけれども、三食ごとに必ず箸を停めて能く出来ましたと口を極めて誉めざるは無かつた」と妻の言動を語つている。また、旭荘は、病人の食べたがる好物は友人・知人に頼むなどして切らした事はなかつたといひ、さらに、病中の慰みに「東海道中膝栗毛」などの読物を読んで聞かせて楽しませたという。

旭荘は、十一月ごろからの妻の瘦せた姿と病状を見るたびに、とても全快は無理だと心が痛んで、人目もかまわず大声で泣き叫び慟哭したという。その時、妻の松子は毎度笑つて「女房の病氣に泣く男子があるものか」と言つたという。また、淡窓らに手紙で病状を知らせたところ、淡窓からの返書に「お前の癩癩のために憂愁して病を生じたのだ」との厳しい叱責があり、思わず泣き声を上げたのを松子が聞きつけて、病床に呼んで「何事を悲しみたまうのか」と聞くので、その手紙を示すと、歎息して「他人は私が主人を恨んでいるというが、私はそうではない。主人が坐臥食事までこれ程に介抱してくれるのは、私の姉妹の夫にもいない。

父兄がこのように主人を責めるのは私の過ちから出たことなので、私からこの事を申し置きたい」と言つて筆と紙を取るのを、旭荘は「もつての外のこと」と言つて止めさせ、妻の手をとつて泣くと、臥しながら手拭いを持つて旭荘の顔を拭き自らもまた泣いたと言う。

病人が渴きを訴えて水を求めるのを、医師は湯を勧めて水を禁じていたが、亡くなる二三日前から水を求めて止まず、見ぬふりをしていると、下女に水を求めたあと、小声で二、三度に及び「この事は主人の耳に入れないように」といつているのを、旭荘は襖を隔てて聴いて、「生死の際にもこのように心を用いるのか」と覺えず声を放つて慟哭したという。

亡くなる前夜、「旦那様を呼んで」というので枕上にいくと「私も最早煮炊きすることが出来ませぬ。此の後はあなた様なさつて下されまし」と言つたので、うわごとの様に聞こえて、あれほど確かであった精神も最早尽きるときに至つたのかと旭荘は思わず氣絶してしまい、医師の坪井信道らが氣付け薬を用いて介抱して始めて醒めたという。のちに考へて、これはうわごとではなく自分との永訣の言葉であつたと感じたという。

そして臨終の十二月十日は、旭荘は書室に居て鬼神に祈つていたが胸騒ぎがして走つて枕上に寄つたとき、「室氏（妻）忽然として眼を開き体を動かし、両掌を合せて南無阿弥陀仏と一声唱へ、合掌しながら息絶えたり。余、其の手を握りて声を放つて哭した」という。三日前から、看護の人が交代で病室に詰め、旭荘は常に悲泣するので襖の外に出されていたが、臨終の際には当番の四人は屏風の外に居て「余独り其の合掌せし手を握りながら終りしは、豈に命に非ずや」とそのときの心情を述べている。

亡くなつた後に襲われた喪失感も独白している。妻に衣類や器具の整理をすべて任せていたので、それを捜すのに茫然とするばかりで「昼夜夢覺て誤つて室氏（妻）の名を呼び、又是はと悟りて思はず袂を湿すこと屢なりき」という有様であつた。

そして、「室氏（妻）亡ぜし後は、余、昼夜痛哭悲泣して、人皆な心疾を發するかとて心づかいして、朋友皆な諍て一代の儒宗にて是の如くなるは荀彧の毀りは免れ難しと云」つたと述べている。亡くなつた後でも旭荘が昼も夜も人目も構わずに悲泣するので、周囲の人は氣でも違つたのかと氣遣い、朋友達は、謹厳で

あるべき儒者の態度として相応しくないとして、中国の故事にある、妻に感溺し過ぎた人物と同じような誹りを受けると諫めたという。

これに旭荘は答えて「荀彧は日ごろ妻に厚くし過ぎて身を失つたが、私は日ごろ妻に薄情を以て世間の誹りを受けているのであり、今、喪に臨んで悲しまないのでは、終身過去に犯した過ちはつぐなえない。さらに、私は天命を知らなくて妄りに悲しんでいるのではなく、天を畏れて、今まで父兄の戒めを忽せにしたことを深く悔い、重く恨み、自分でも堪えることができないのである。」と述べている。そして、その「天命」について説明して、広瀬家の中で末弟ゆえにこれまで父兄に迷惑をかけたが、その戒めを蔑ろにしたので、以前に子（長女誦と次男悌次郎）を喪い今回は妻を喪つたのである、そして、ただ祖先の徳の余慶によつて今まで暮らせてきたが、自分はこれまで何の徳も他人に施してないばかりか、知人や門人に厚意を受けても捨てて無にしてきた故に、今度の禍に遇つたのである、これからは慎むのみであると心から深く反省していることを述べている。

妻の墓は小石川伝通院内の見樹院の境内に建てた。弘化三年八月に江戸を去る時には、親しい人に後の清掃供養を託している。

『追思録』の最後に二首の漢詩が載せられている。最初は、江戸を發する前に墓前で詠んだ漢詩である。

大城正北梵王家。衰草寒烟墓道斜。自此清明寒食節。何人復為薦香華。

（大城の正北、梵王の家。衰草、寒烟、墓道斜めなり。此れ自ら清明寒食の節。何人か復た為に香華を薦めん。）

（壮大な江戸城の真北に、妻の墓がある寺院がある。枯れかかった秋草、物寂しくたなびく霧の中、墓への道は斜めに続いている。これからの、先祖の墓参りをする慣わしの清明節（春分から十五日目）や寒食節（冬至から百五日目）の日に、誰が復た妻の為に花や香を献じてくれるだろうか。）

次に、江戸を發したあと、川崎駅で詠んだ漢詩がある。

借遊此地不借歸。上馬回頭淚濕衣。莫問無量山近遠。都城樹色已依微。

（借に此の地に遊び、借に歸らず。馬に上りて頭を回らせば、涙衣を湿らす。

問ふ莫かれ、無量山の近遠を。都城の樹色、已に依微たり。

(共にこの地に来たのであったが、共に帰ることが出来なかつた。馬に乗って江戸の方を振り返れば、涙が衣を濡らしてしまう。無量山伝通院の遠近を問わないでほしい。江戸の都の樹々の風景は(涙で)すでにぼんやりと微かに煙っている。)

いずれも追悼の漢詩である。

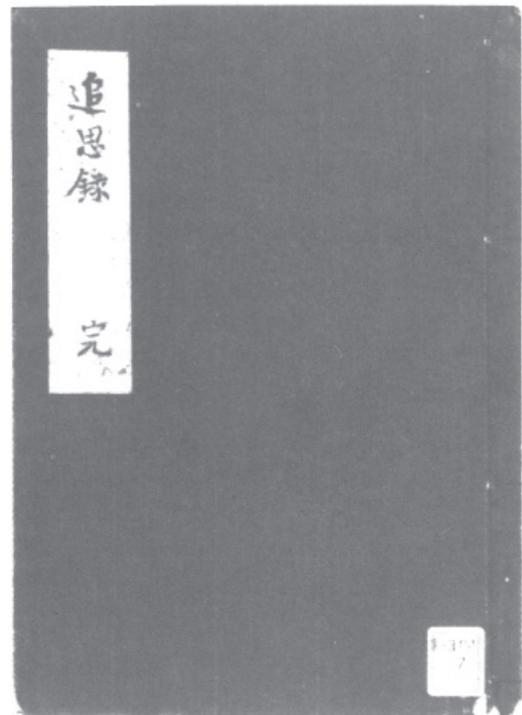
### まとめ

『追思録』は、すでに儒者・詩人としての声名を得ていた旭荘が、人目も憚らず号泣し痛哭する自分の姿や自省する心情を、何の誇張も体面もなくありのままに記録しており、また妻松子の性格描写や病状経過などが的確に鮮やかに叙述されていて、そこに旭荘の優れた観察力と表現力を見ることが出来る。その点において近代の文学の心理的描写に通じるものがあると高く評価されているものである。

旭荘の真の姿を知るには、必読の貴重な著作であるといえよう。

### 参考文献

- 『追思録』 廣瀬旭荘全集 詩文篇 思文閣出版
- 『懐旧楼筆記』 廣瀬淡窓 増補淡窓全集上巻 思文閣出版
- 廣瀬旭荘の「追思録」 大谷篤蔵 「文学」第三十四巻 岩波書店
- 古典を読む 江戸漢詩 中村真一郎 岩波書店
- 梅墩詩鈔 新日本古典文学大系64 日野龍夫校注解説 岩波書店
- 増訂 西村天因著『亀門の二広 廣瀬旭荘』 徳田武他 「江戸風雅」第九号 江戸風雅の会
- 江戸詩人評伝集 詩誌「雅友」抄 今関天彭 東洋文庫 平凡社
- 『江戸後期の詩人たち』 富士川英郎 東洋文庫 平凡社



追思録  
室氏諱松子、訖後山本郡吉本町神職合原中藝守ノ長女  
ナリ母ハ岩永氏其年十五ノ時我家ヨリ聘シケレトモ  
其父母年々夕切ニ十七ニテ待タテワルヘント云我  
父兄皆 先考淨喜公ノ極老ニ至リタテヒシ上、我年モ  
既ニ二十四也、ゴノ上延引スヘクラスト云テ、天保元年  
庚寅十二月訖後朝田ノ足立氏ヲ娶レリ、明年余ク性暴

咸宜園の高弟園田朝弼（鷹巢） 履歴を追って

甲斐 素純

はじめに

これまで筆者は、医の巨人北里柴三郎の少年期の恩師園田朝弼（保・鷹巢）<sup>(1)</sup> やその弟園田鷹城（朝業・謙吾）<sup>(2)</sup> について、若干記してきた。

朝弼のご子孫が所蔵していた資料が、他氏に解読を依頼する内に不慮の事故で焼失したようになっていた。ところが難を逃れて別の所に存在することが、筆者の調査で判明した。焼失をまぬがれた資料は、原所蔵者へお返しするまで筆者が一年間おあずかりしていた。貴重な資料だけにそれらを何とか生かせないものかと愚考したが、非才浅学の身にはいかんともしがたく、専門家の分析に委ねることとした（原所蔵者により、現在は日田市教育庁咸宜園研究センターへ寄託中）。

ここでは、朝弼自身が記した本人の履歴が明治十一年（一八七八）の日記中に記載されているので、それらを中心に若干朝弼の事跡をたどっていきたい。

朝弼の日記始めは、天保十二年（一八四一）八月医学修行の為秋月へ遊学した時からで、現存する日記の終わりは明治十二年までである。（これ以降も、没すの前日まで記されたようであるが、現存していない）<sup>(3)</sup>

朝弼の事歴を編年順に記す前に、朝弼のプロフィールを他書から引用する。平成十三年三月刊の『玖珠町史』下巻の「人物群像」によると、

園田鷹巢 文政二年（一八一九）四月八日

〜明治二十四年（一八九一）四月九日（七十三歳）

森藩の侍医園田茂三郎の長男として、旭谷に生まれる。母は、大隈村の高橋麻世（まよ）という。幼名を「猪吉」、諱は「朝弼」、字は「士輔」、通称は「保」、号は「鷹巢・鷗処・不時宜山人」と称した。幼時森藩の佐藤謙堂に学び、天保四年（一八三三）八月十五日広瀬淡窓の咸宜園に十五歳で入門し、居ること三年で八級になる。後に在塾生中の上位にあつて、淡窓の養子となつた広瀬（矢野）青邨と共に重きをなした。

師の淡窓が天保十一年（一八四〇）十月の玖珠遊行をした際には、十一

日の竜門の滝に同行し、十三日には森藩主の別館「遊仙館」と「栖鳳楼」に案内し、三嶋宮に参拝した。

淡窓は宮の廻廊で昼食を取り、「角山観森侯別館 謁三嶋宮」と題する漢詩を作った（『懐旧樓筆記』）。

天保十二年には、医学修行のため秋月の養泰先生の元へ入門し、さらに翌年より三年間医学の大家、大坂の吉益掃部（よしまさかみん）に入門して助教授に任ぜられた。同時に大坂に寄留開塾していた広瀬旭莊（あした）に従い、儒学を研究し、旭莊の代講をもしていた。朝弼の日誌の嘉永三年（一八五〇）二月一日の箇所には、「千葉氏訪れ種痘の事を談ず」、また安政四年（一八五七）三月三日には、「島崎氏の門生再び来たり種痘の為事故なり」と誌している。

嘉永四年四月十一代藩主通胤に抜擢されて藩校「修身舎」の教授に任じられ、学政一般の改善を委託され毎月六回経書を講義し、藩主もこれに臨んだ。また「家塾」を鉄砲町の自宅に設け、「学半舎」と称した。入門者は多数に及び、その門下生の中から男爵北里柴三郎博士・陸軍中将男爵原口兼濟（別稿参照）をはじめ、村上作夫、（別稿参照）今井良一（こんじ）（大審院検事・日本商船株式会社社長）等幾多の名士を輩出している。また各種の武芸を教練し、藩主自ら武装して訓練を行うなど大いに士気を鼓舞した。後年兵学の書「還甲瑄言（かんとくせんげん）」を編していることから、その意図が伺われる。

十二代藩主通靖（みちやす）のとき加禄されて上士首班に列した。明治元年（一八六八）三月藩を代表する「公儀人」として上京、「公議所（集議院）議員・特名定勤幹事・諸建白取調役」を命じられて廟議に功績多く、議長大原重徳の信任が厚かった。事に当たってその意見を徴すること多く、天下諸建白の検討裁断を委ねられた。時に五十一歳で、明治二、三年の日記に詳しく記されている。

明治二年十一月の版籍奉還に伴う藩政革新の際には、「権大参事」に任ぜられている。翌年三月の集議院閉院を機に、辞任帰藩した。議長大原を始め政府要路の知己友人は、留まって新政府に在官するよう勧めたけど「旧主を助け、その恩顧に報いる」と、彼の決意は固かった。

明治十三年三月には、京都府知事榎村正直の招きで「京都師範学校文学教授」に、また後には石川県高岡の「越中義塾」に転じ、同十七年八月に

帰森した。

彼の墓は名草原にあり、その顕彰碑は末広神社参道横に弟鷹城ようじょうと二基並んで建っている(岩本 貢)。

とある。

さて、朝弼の明治十一年(一八七八)

の日記表紙には、

明治十一年戊寅春一月、紀元

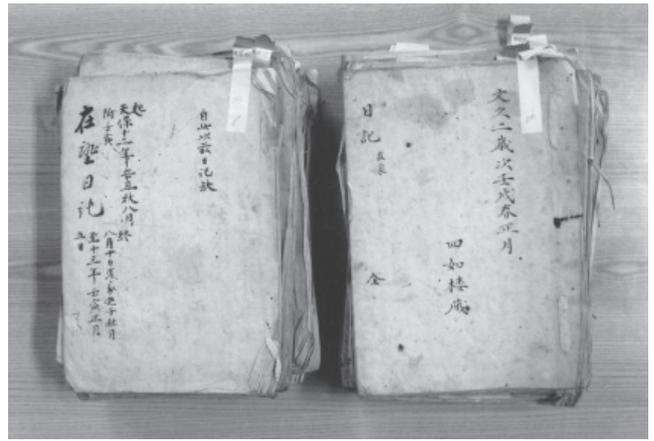
二千五百三十八年、百四十四番四如

楼蔵、日記、専保干法橋寺僑居、履

歴書記此巻中

とある。

巻中の四月一日から二日の日記中に、一頁余にわたり朝弼自身の履歴が記されている。また履歴の最後には、張り紙にて四行に亘って追加の経歴が記してある。つまり、京都府知事榎村正直の招きに応じ師範学校の教員や、富山県の越中義塾の教員就任などである。



日記の数々(園田英一郎氏所蔵・提供)

### 一、就学

(1) 日田広瀬求馬二従、天保四癸巳年ヨリ同七丙申年五月迄、都二年十ヶ月

#### 皇学漢学研究

広瀬淡窓(求馬)の咸宜園へ天保四年(一八三三)八月十五日、園田猪吉の名でいこの園田仲と共に、十五歳で入門している(『淡窓全集』下巻、「入門簿」四三頁)。

『懐旧樓筆記』には、「天保四年癸巳、予五十二、堀田村二住シ、招隠洞二居レリ、謙吉(旭窓)ヲ助ケテ教授ノ業ヲ事トセリ、此歳謙吉力門ニ入ル者……園田仲・園田猪吉人とある(『淡窓全集』上巻、四二〇頁)。そして、「仲、猪吉ハ従兄弟ナリ、猪吉後ニ保ト改ム、八級ニ至レリ」(同上、四一一頁)ともある。

また天保五年の『懐旧樓筆記』をみると、山人村上虎来と豊前人矢野卯三郎があいついで入門している。虎来は、後に「楨次」と改め九級に至り都講に任せ

られ、後に塾主にもなる「村上姑南」である。また卯三郎は、後に「範治」と称し同じく九級、都講となる。後の第三代塾主となる広瀬青村(郵)である。彼らは咸宜園の同門として、この時期互いに切磋琢磨して八級・九級に上り詰め、その後も互いに交流、協力し合っている。

(2) 旧秋月藩江藤東一郎、江藤養泰二従ヒ、同十二辛丑年八月ヨリ

同十三壬寅年六月迄、都合十一ヶ月儒学・医学研究

朝弼の日記始めは、天保十二年八月の医学修行のため秋月(福岡県朝倉市秋月、黒田支藩秋月五万石の城下)へ出発した時からで、日記の表紙には、

自此以前日記缺

起

天保十二年辛丑秋八月

附壬寅

在塾日記

終

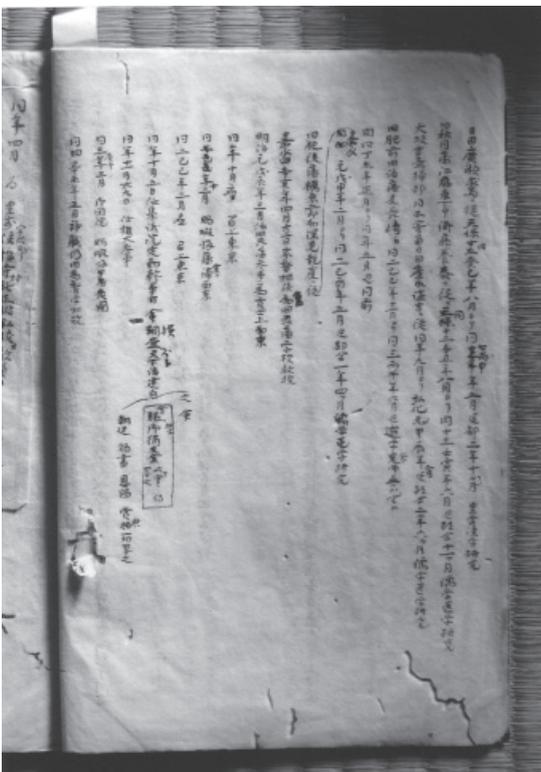
八月十日発家遊秋月

至十三年壬寅正月

五日

とある。

日記の冒頭には、「天保十二辛丑年(一八四二)秋八月十日將遊秋月、先至中



明治十一年の日記中、朝弼自身の履歴の一部(園田英一郎氏所蔵・提供)

尾一宿、其明至秋月宿テ若松屋某家、十二日謁泰淳若先生養泰之義子也、十三日十四日謁養泰先生入門」とある。

父の業を嗣ぐため、秋月藩の江藤養泰に入門し医学研究に就き、ために日記を書き始めたものと思われる。ゆえにそれ以前の状況は、しかと判明しない。

ちなみに、師の広瀬淡窓は日記の書き始めについて『懐旧樓筆記』巻十五の文化十年（余年三十二）八月二十三日の箇所で、次のように記している。

世、上、二、八、日、記、ヲ、作、ル、人、多、シ。我、獨、此、拳、ア、ラ、ズ。若、シ、今、日、ヨ、リ、是、ヲ、ハ、ジ、メ、年、數、ヲ、經、バ、老、年、ニ、至、リ。往、事、ヲ、追、思、ス、ル、ニ、タ、ヨ、リ、ア、リ。老、ヲ、慰、ム、ル、ノ、一、助、ト、爲、ル、ヘ、シ。又、其、内、ニ、ハ、子、孫、ノ、心、得、ト、成、ス、ヘ、キ、事、モ、有、ル、ヘ、シ、ト、思、ヒ。遂、ニ、此、日、ヲ、以、テ、筆、ヲ、取、ル、ノ、始、ト、ス。固、ヨ、リ、懶、惰、ニ、シ、テ、煩、ニ、堪、ヘ、サ、ル、性、質、ナ、レ、バ、ト、テ、モ、詳、ナル、事、ハ、行、届、カ、ズ、ト、思、フ、ヨ、リ。至、ツ、テ、簡、略、ニ、セ、リ。大、抵、一、年、ノ、事。四、五、十、葉、ニ、テ、記、録、ス、ミ、タ、リ。シ、カ、セ、シ、ヨ、リ。相、續、シ、テ、已、ニ、三、十、年、ヲ、經、タ、リ。但、戊、戌、己、亥、ノ、二、年。故、ア、リ、テ、記、録、ヲ、カ、ケ、リ。今、此、編、ヲ、著、ス、ニ、及、シ、テ。自、此、以、後、ノ、事、ハ。皆、日、記、ニ、モ、ト、ツ、ケ、リ。故、ニ、前、文、ニ、比、ス、レ、バ。少、シ、ク、其、詳、ナル、コ、ト、ヲ、得、タ、リ。（『淡窓全集』上巻、一八五頁）

以上によつて、淡窓が日記を書き始めた動機と至つて簡略にした理由が知れる。簡略なるが故に、最晩年まで三十年続けることができた。それを見れば往事を思い起こし、『懐旧樓筆記』を記すに当たり大いに参考にしている。

園田朝弼の日記もいたつて簡潔である。当時を知る手掛かりとして、利用する立場の当方としては、もう少し詳しく朝弼自身の思いや感想などが記されていたならばと、思えてならない。医の巨人北里柴三郎は、少年期朝弼の家塾「学半舎」に遊学している。日記には、その節目々で登場するが、情報はごく限られている。

旧秋月藩の江藤東一郎は江藤柯亭（良東）のことで、秋月の名医江藤半山（養明、養白・養泰良謙）の二女の婿として、天保十三年（一八四二）七月家督（御蔵米百石相続、御馬廻儒）を嗣いだ。

柯亭は学問に秀で、江戸に出て佐藤一齊の門に入る。また昌平黌でも学んだ。天保十年八月には、秋月藩の学館助教に任ぜられている（『秋府諸士系譜』参照）。

また「養泰」であるが、この人は江藤半山に望まれてその三女の婿となつた竹蔭のことで、家業である医道を嗣いだ（義姉婿の柯亭は、家業を嗣ぐ意思がなかつた）。竹蔭は江藤姓を名乗つてより、養淳のち養泰と改めた（以上、『秋月史考』

昭和四十七年十一月、三浦末雄著参照）。

なお養父の半山の墓（菩提寺は、大涼寺）には、広瀬淡窓の撰した墓碑銘が刻まれている。江藤家の子孫がまとめた『咲き続ける秋月の葛——江藤家四百年の歩み——』（二〇〇〇年九月、江藤安純）には、その墓碑銘が記されているので、次に記す。

#### 半山先生墓誌

江藤半山君之為良醫世莫不知至於行義未必知也君本姓矢野筑前甘木人幼鞠於森氏森氏中絶返於故家秋月醫官江藤南軒翁無嗣乞之於其父兄君不得辞乃日必也使森氏有後乎終興其家以門人奉祀君為侯侍醫十餘年寵遇太隆奮俸十五口增為百石准役人席侯嘗賜雪舟畫蓮親製歌為贊稱其潔操以嗣子良東長於文學權為儒官君謂新恩雖渥然祖緒亦不可絕使門人信田千之冒其姓以繼醫業 侯又新賜之俸邦人榮之君好學能文醫術因家範又師肥村井琴山古方為主旁參衆妙善誘後生四方受業者常數十人著述有傷寒論註君諱良謙字子孚半山其號配江藤氏生一男三女男蚤死以姪良東為嗣長女嫁原田氏次配良東李配千之寿六十一以弘化乙巳季冬二十四日卒葬於大龍山門人相



半山先生の墓（大涼寺境内）

議以予嘗同學能誦平素請誌其墓銘曰  
能報其本不忘其初卓乎偉節敦彼薄夫長沙妙技無假獎譽

豊後廣瀬建撰文 淡海關研書并題額

嘉永二年己酉十二月

門人等謹建

山北石工 梶原仙吉

半山先生墓誌 (訓下し文)

江藤半山君の良醫爲ること世に知られざること莫けれども、行義に至りては未だ必しも知られざる也。

君が本姓は「矢野」、筑前甘木の人なり。幼にして森氏に鞠さる。森氏中絶す。返むるに故家(旧家)秋月の醫官「江藤南軒」に於てす。翁嗣無く、之を其の父兄に乞ふ。君辞し得ず。乃日、必也森氏を使ふと。後に終に其の家を興す。門人の奉祀するを以て、君侯の侍醫と爲る。十餘年、寵太隆なるに遇ひ、奮俸十五口増すに百石を爲し、役人の席に准ふ。侯は嘗雪舟の畫を賜はり、蓮親歌を製り贊と爲し其の潔を稱ふ。

嗣子「良東」(江藤東一良のこと)を以て文學に操かしめ、儒官と爲るに權さす。君謂はく新恩渥然たりと雖も、祖緒亦絶すべからずと。門人「信田千之」をして其の姓を冒し醫業を繼がしむ。侯又新に之に俸を賜ふ。邦人之を榮とす。

君學を好み文を能し、醫術家範に因る。又肥の「村井琴山」を師とし、古方(昔の藥の調合法)主と爲。旁た衆妙善に參る。後生を四方に誘ふに、業を受く者常に數十人。著述に傷寒論の註有り。

君の諱は「良謙」。字は「子孚」、「半山」は其の號。江藤氏に配するに、一男三女を生む。男蚤くに死す。姪(註 おいの意味)を以て「良東」の嗣と爲す。長女原田氏に嫁す。次で「良東」に配し、季は「千之」に配す。寿六十一をもつて弘化乙巳(一八四五)、季冬(十二月)二十四日卒す。大龍山に葬す。門人相ひ議して、予嘗て同學たりて能く平素を誦するを以て、其の墓に誌すを請はる。銘に曰はく。

能く其の本を報じ、其の初卓を忘れざるか。偉節敦く、彼の薄夫の長沙

の妙技獎譽を假る無けん。

豊後廣瀬建撰文を撰す。淡海關研書并びに額に題す。

嘉永二年(一八四九)己酉十二月

門人等謹建

山北石工 梶原仙吉

半山先生墓誌 (現代文・安純記)

江藤半山君が立派な医者であることは世間に良く知られているが、人となりについては未だ必しも知られていない。

君の本姓は矢野であつて、筑前甘木(現在の甘木市)の人である。幼い頃は森氏に育てられた。森氏は家が断絶した。それで改めて故家(親戚筋にあたる)の秋月の医者江藤南軒の所で養育することになった。南軒翁には嗣(後継ぎ)が無かつたので、後継ぎになつて下さいと矢野家の父兄に願つた。半山君は辞退することが出来なかつた。何時か必ず森氏の姓を用いると言つた。後に終に森家を興した。

門人が家業を続け先祖の精神を大切に守り、祭をしてくれるので、主君の侍医となつた。それから十余年、主君から大変可愛がられて、最高の待遇を受け、今までの十五人扶持に増加して、百石となり、役人に準ずる格とされた。主君はかつて半山に雪舟の画を賜り、蓮親歌を作製して、その画の贊として、半山の人格が蓮の花のように高潔なことを稱賛された。

半山は後継ぎの良東(江藤東一良)を文學に向かわせ、儒官となるように勧めた。君が言うのに「新しく受けた主君の恩は誠に手厚いが、先祖伝来の家業は絶やしてはいけない」と。そこで門人の信田千之をして江藤の姓を繼がせ、医業を繼承させた。主君はこの千之にも俸禄を下さつた。藩の人は江藤家は繁栄したと言つた。

君は學問を好み、文を上手に書き、醫術は家に伝わるやり方に因る。また肥後の村井琴山を師とし、昔の藥の調合法を主とした。

それに加えて、すぐれた道理にかなつた善いことを用いた。後輩となる學生を四方に勧誘し、医業の指導を受けるものが常に数十人いた。著述に「傷寒(注・腸チブス)論」の註釈がある。

君の実名は良謙であり、別の名は子孚、半山はその号である。江藤家の婿養子となつて一男三女をもうけた。息子は早く死んだ。

甥の良東を後継とした。長女は原田氏に嫁いだ。次女は良東の嫁となし、末娘は信田千之の嫁とした。寿令六十一をもつて弘化乙巳（一八四五年）冬の終わりの十二月二十四日に死んだ。大龍山（現・大涼寺）に葬られた。

門人達が相談して、私が以前学友であつたので、半山の平素のことを良く記憶しているので、その墓に誌すように頼まれた。

銘（注・銘とは墓石に刻んでその人の功德をたたえる文）については、



- ⑥稽古館（現朝倉市秋月博物館）
- ③江藤養泰（内科医）④江藤東一郎（儒者）⑤米倉（現秋月公宮駐車場）
- ①大涼寺（江藤家・中島家菩提寺）②古心寺（藩主菩提寺）

明治維新当時の旧秋月城下配置図（①～⑥は筆者）

その本の恩義に報い、子供の頃養われたことを忘れなかつたのであろうか。高い操が手厚く、かの人情の薄い人が長沙の立派な技を誉めなかつたのと対称的である。

豊後の廣瀬建が文を作つた。

淡海関研が書き、さらに額（石碑の上部に篆字で記した題字）に題字をつけた。

嘉永二年（一八四九）己酉十二月

門人等謹んで建てる。

山北の石工 梶原仙吉

（四十七頁～五十二頁）

淡窓の日記「進修録」の弘化三年（一八四六）正月八日の条には、江藤半山の死を記して次のようにある。

八日 三河去る。大婦である。江藤半山が死んだと聞いたへこの事はこの二、三日前であつた。誤つて書き落としたので、ここに記録する。半山は甘木の人。幼時は森兼吉と称した。義父に従つて来て、豆田魚町に仮住まいした。私より三歳若い。私はかつて句読を教えた。後に江藤氏となり、養泰と称した。秋月藩に仕え、医術で近国に有名であつた。昨年十二月に没した。年は六十一歳。哀しいことである。

また同年十月二十九日の条には、

二十九日 筑前の医人藤井淳夫（旧門生）、牟田兆南（初めて会う）が来訪した。江藤半山の墓碑銘を作ることを請めた。

とある（以上、『廣瀬淡窓日記続編一』平成三十年三月・日田市教育委員会）。

（3）大坂吉益掃部同所寄留、廣瀬謙吉二徒、同年（天保十三年）九月ヨリ

弘化元申辰年二月迄、都合二年六ヶ月儒学医学研究

園田朝弼は、秋月藩の江藤養泰のもとで医学修行に励み、その後大坂に出て吉益掃部のもとに寄留し、広瀬謙吉（旭荘）にも従い儒学・医学の修行・研究に勤しんでいる。

これより以前朝弼の従兄弟「園田仲」も、医学修行のため吉益氏の塾に入つて

いたが頓死している。淡窓の『懐旧樓筆記』（『淡窓全集』上巻、五五一頁）によると、「天保十二年）七月二十日、謙吉力書ニテ、園田仲力死セシコトヲ知レリ、大坂吉益氏ノ熟ニ在リテ、醫ヲ学ヒシカ、一旦疾無クシテ頓死セリトソ、哀哉」とある。広瀬謙吉や淡窓から目を掛けられていた、旧門人の死を聞き哀しんでいる。

朝弼自筆の履歴書には、「大坂吉益掃部同所寄留」とある。肥後医育ミュージアム研究員の松崎範子氏のご教示によると、『日本醫史学雑誌』第47巻第一号（平成13年3月）所収の「吉益家門人録の考察」（町泉寿郎）には、

大坂吉益家は羸齋没後（一八一六）、養嗣子樗齋（？）一八五四）一嗣子恬齋（一八〇二）一八四六）一嗣子梅癡（一八四二）一八六一）と継承され、掃部を襲称した（二〇頁）。

とあり、また、

羸齋が南涯帰洛後も伏見町の南涯僑居とは別に本天満町で開業していたこと、伏見町居宅は南涯の大坂支塾として維持されたこと、それが後に羸齋に委譲されたことがわかる。呉本の切り継ぎ状態から見て、少なくとも寛政四年から享和二年までは伏見町僑居は南涯塾として機能したといえる（二二頁）。

ところで、前書第二号（平成13年6月）の「吉益家門人録」（二）によると、南涯先生の「安永三年ヨリ文化十年ニ至ル」（一七七四～一八一三）の享和元年（一八〇二）二月改元の霜月の門人録には、「園田元鑑 豊後久留島医官」とある。園田元鑑は、朝弼の父である。元鑑は、父佳兵衛の跡を嗣げべく、医学修行に大坂に出て、南涯先生に就学した。入門時は、久留島藩の医官になる予定段階。ちなみに、元鑑が天保八年（一八三七）に藩の大目付へ提出した書類（園田英一郎氏所蔵）の控えがあるので、紹介する。

御切米九石内米<sup>六石</sup>大豆<sup>三石</sup>本國武州生國豊後森

御扶持二口

園田元鑑經宣

當西五拾七歳

父佳兵衛死

私儀文化五年<sup>辰</sup>九月廿日御徒士格被 召出御扶持三口被下置候同六年

正月九日御徒士格御醫師被 召出御切米御扶持並之通被下置候同八年  
正月九日御仲小姓格御醫師へ立身被 仰付御切米御扶持並之通被下置候  
天保二年正月九日嫡子格<sup>二</sup>立身被 仰付御切米壹石御加増被下置候  
尤席之儀者嫡子格御仲小姓末<sup>二</sup>罷出候

右之通四枚相認大目付江<sup>江</sup>差出候  
天保八年<sup>丁</sup>五月□

前文によると、吉益塾での修業が稔ったのか、文化五年（一八〇八）九月二十日には御徒士格へ召出され、翌年正月九日には御醫師に召出され御切米・扶持を下し置かれている。

吉益家門人録には前述のように父元鑑の入門は記されているが、朝弼が記すように「天保十三年ヨリ弘化元年申辰年二月迄、都合二年六ヶ月儒学医学研究」の内、「大坂吉益掃部同所寄留」はあったが、入門という形はとられていなかったものと思われる。「吉益家門人録」（四）（同第四十八巻第二号、平成14年6月）のこの時期の門人名簿を見ても、朝弼の名は登場しない。

なお、園田朝弼と従兄弟の園田仲も、医学修行のために吉益塾に入っていたが、師の淡窓の『懐旧樓筆記』によると、天保十一年（一八四〇）に仲の死を知り哀しんでいる。

前記の門人録をみると、天保九年から十二年までが欠けており、この間に入門し頓死したのかも知れない。

謙吉は淡窓の末弟で、淡窓とは年令が二十五歳も離れていた。淡窓は不幸にして子に恵まれず、後継者を捜していた。

『広瀬淡窓』（普及版、平成二十八年三月・大分県教育委員会）によると、旭荘は、幼い時から読書と学問を好み、咸宜園では、六歳年上の大秀才中島子玉<sup>なかしましげよく</sup>を激しく追い上げる資質と馬力を示していました。文政六年（一八二三）、塩谷那代の承認も得て、旭荘を養子にし、筑前の亀井昭陽や備後の菅茶山などにも学ばせました。帰郷すると、塾内外での淡窓の代講や月旦評作りもさせて実務を積ませ、文政十三年（一八三〇）閏三月に、咸宜園を継承することが内定しました。

この時作られたのが「申聞書」です。時に淡窓四十九歳、旭荘は淡窓が

塾を開いた時と同じ二十四歳でした。

(中略)

こうして旭荘が後を継ぐのですが、ちょうど天保の飢饉や官府かんぷの難が重なり、入門者や塾で年を越す者は急に減少します。塾の勢いは明らかに衰えたのです。淡窓が途中二度にわたり塾政を担当する期間もありましたが、旭荘が塾政を担った時代は天保七年(一八三六)までの実質五年間で終わってしまいました。結局、再び淡窓が復帰するはかばかかったのです。

旭荘は束縛の多い日田を脱出し、堺(大阪府)を本拠に塾を経営し、儒学者・文人たちと交流していきました(一五四〜一五六頁)。

『懷旧樓筆記』の天保七年四月二十二日の条によると、「謙吉家ヲ發シテ東遊ス」とある。また、「時ニ小林安石堺ニ寓居ス、刀圭ノ業頗ル盛ナリ、(中略)故ニ先ズ堺ニ至リ停シテ、而ル後ニ洛攝ノ遊ヲトセントス」(『淡窓全集』上巻、四七八〜四九頁)とある。旭荘は、旧門弟の小林安石(堺で医を業とする)を頼みでの上坂である。まず堺で開塾してから、江戸にあつた四年間を除いて前後二十年間、おおむね大坂で門弟を教授した。

『大阪府史』第六卷(昭和六十二年三月・大阪府)によると、「天保十四年(一八四三)夏から弘化三年(一八四六)秋まで、四年にわたり江戸居住をつづけた」(七三九頁)とある。また『平成二十四年度特別展 廣瀬旭荘没後一五〇年記念 広瀬旭荘―東遊 大坂池田』(平成二十四年八月・日田市教育庁咸宜園教育研究センター)には、江戸滞在中のできごとが詳しく記されている(二〇頁)。

園田鷹巢(朝弼)の履歴書に記す大坂での儒学・医学研究の内、広瀬謙吉に従学したのは天保十三年九月から翌年五月までのようである(それ以降、旭荘は江戸へ)。

(4) 肥前旧諸藩及長崎江同二乙巳年(一八四五)十一月ヨリ同三丙午四月迄遊学、常師無御座候、

同四丁未年正月ヨリ同年五月迄、同前

(5) 旧肥後藩橋原五郎助、深見龍崖二従、嘉永元戊申年(一八四五)二月ヨリ同二己酉年五月迄、都合一年四ヶ月儒学・医学研究

肥後藩の橋原五郎助(漆澤・時習館訓導)と深見宗信(こと龍崖(玄門の長子)に、

従学している。かつて鷹巢と同門の矢野範治(広瀬青村)は、龍崖の父深見玄門に天保十三年(一八四二)入門している。また弟鷹城は嘉永六年(一八五三)四月に、玄門の孫東吾(濠門)に入門している。

肥後藩の幕末の名医深水玄門の深水家は、もともと葦北郡津奈木村に居た。御郡医師から御目見医師に進み、文政十二年(一八二九)に至り御医師の格に昇り、佐舖府詰を命ぜられた。後には長子龍崖に、塾生教育を委ねる。

また翌天保元年には、外様御中小姓御医師に進み、熊本に出て居を構えた。そして玄門老いて後は、長孫東吾に塾舎一切を任せ隠居したという(『肥後醫育史補遺』所収「深水家塾」参照)。

なお玄門(号春山)は、明治元年(一八六八)十二月二十三日九十二才で没しているが、範治は「春山深水先生墓誌銘」を明治九年三月撰している(『肥後文獻叢書』別巻(二)、五四〜五頁)。

二、家督相続と上京・帰国

(6) 嘉永四辛亥年四月廿二日家督相続、為旧森藩学校教授

嘉永四年(一八五二)に家督を相続し、藩校「修身舎」の教授に就任した。

(7) 明治元戊辰年三月任旧森藩参事、為貢士上京・同年十月迄 召上東京

同年十二月賜暇帰藩、実八滞西京

同二己巳年二月迄 召上東京

明治元年(一八六八)三月には森藩の参事に任ぜられ、「貢士」となり上京している。貢士というのはどのような制度なのかというと、明治維新の際に新政府が諸藩より差出させた代議員の事である。定員は大藩三・中藩二で、小藩(一万〜九万石)は一で、藩主の選任に任せ任期はなかった。

政府は二月八日の布令で、五十日以内に貢士を太政官に差し出すよう命じた。貢士は議政官の下局に列し、上司の命を受けて租税・駅通・貨幣の鑄造・外国との条約締結などについて、議事にあつた(吉川弘文館『国史大辞典』五巻「貢士」参照)。

(8) 同年十月五日任集議院定勤幹事有命、検査天下諸建白之命、朝廷賜書、恩賜賞典一切略之

園田保(朝弼・鷹巢)は明治二年(一八六九)十月五日に、「集議院定勤幹事」

に就任している。集議院の前身が「公議所」であり、明治二年三月七日に開院し、同年七月十日には集議院と改称せられ、我国最初の議院である。集議院の明治二年・三年の議事録が『集議院日誌』（『明治文化全集』第一巻憲政篇、日本評論社）で、園田保らの諸活動が記録されている。

同書の解題（藤井勘太郎）には、集議院規則が附加されている。それによると、

一 議員中ヨリ幹事十二名ヲ公選シ、正権判官ニ準シ可相勤事、但権判官ノ次席タルヘク候、

一 府藩縣トモ、議員ハ正権大参事中ヨリ選出スヘキ事

一 毎月二七ノ日ヲ以テ定日トシ、辰ノ刻著到辰ノ半刻議事ヲ始ムヘシ、

但議事終ラサレハ、翌日再会ス、若シ議事ナケレハ、定日タリトモ休ス

（八頁）

など、各種の定めが記されている。

なお長官は従二位大原重徳（公卿・明治維新後は、参与）で、園田保の解任に当たってはその才を惜しみ、中央官庁への士官を強く求めたと言われている。

明治二年七月から九月までの『集議院日誌』をみると、八月二十七日の条には「入札ニテ議員幹事十二名ヲ公選ス」（一六七頁）とあり、十二名の名が列挙されている。その中に、「森 園田保」とある。この外十二名の中には、九州内で「肥 稲津濟」、「人吉 新宮竹間」が入っており、地域的な配慮はなされていない。能力・人望が、評価された結果であろう。

また十月の条では、「園田保・伊達五郎・有竹裕、幹事定勤ニテ、諸建白取調可致候事、十月、長官」（一八三頁）とある。更に同十月には、「集議院幹事園田保、當春來議院事務格別勵精神妙之事ニ候、依之別紙目錄之通下賜候事、十月太政官、但目錄御絹一疋」（一八三頁）とある。

八月に議院幹事十二名が入札で公選され、十月には和歌山藩と大垣新田藩よりの定勤幹事である伊達五郎・有竹裕と共に、事務格別勵精につき神妙であるとして、「御絹一疋」が大政官から下賜されている。

またそれより以前九月十七日の会議では、「大学校規則ヲ答議ス」とあり、各藩からそれぞれ答議がなされている。「集議院日誌」には「答議之六」までが収録され、「答議之四」（一七三〜四頁）に森藩之議が収録されている。

更に明治二年十一月二十七日の条には、「入札ヲ以テ、幹事十二名ヲ公選ス、

姓名左ノ如シ、」とあり、園田保も含まれている。そして、「右十二名中ヨリ、更ニ定勤幹事三名ヲ公選ス、姓名左ノ如シ、園田保・服部清三郎・坂田莠、定勤幹事ノ儀ハ、一年一度改選スヘキ事、尤其内不都合有之候ハ、其中タリトモ、尚改選スヘキ事、十一月 長官」（一九六〜七頁）とある。

園田保は、八月二十七日に引き続き十一月二十七日にも、公選によって幹事十二名中に選ばれ、更にその中より、定勤幹事三名中にも選ばれている。

そして十二月二日の条には、「目錄九千六百疋 園田保 當院幹事相勤、出精致シ候ニ付、目錄ノ通下賜候事、十二月 集議院」（一九八頁）とある。この時同様に、目錄を下賜された諸士の中での最高は、一萬二千疋の伊達五郎である。次は、九千六百疋の園田と服部清三郎・新宮竹間で、坂田莠は七千二百疋である。

次に、『集議院日誌』第一の明治三年三月十七日の条には、前年十二月一端閉院をしていたが、開院をするとして諸藩議員來ル四月中に出席するようにとの、太政官よりの達しがある。そして五月二十五日に、来る二十八日に開院する旨仰せ出された。そして同日の日誌をみると、「議員 到着無之分」として名古屋・仙台・和歌山・日出・鹿児島などと共に、森藩もこの中に含まれている（総三十七藩）。

なお、以下順次「御下問」があり審議がなされているが、森藩からの出席はな

いままである。

(9) 同年十一月廿九日 任権大参事

同三庚午年三月、御閑院、賜暇歸森國

同四辛未年正月辭職、仍旧為督学如故

前述したが、集議院は明治二年十二月一端閉院をしていたが、三年四月中には開院をするので議員は出席するようにとの命があった。しかし森藩からの代表は、派遣されなかった。

(10) 同六癸酉年三月十二日、学区取締拜命

同十一戊寅年二月五日辭職

「学区取締」とは、吉川弘文館『国史大辞典』第三巻によると、

明治五年（一八七二）の「学制」に基づいて設置された地方教育行政事務担当吏員的一种。「学制」の規定によれば、一中学区内に学区取締を十人ないし十二、三人おき、その一人で小学区を二十あるいは三十ずつ受け持つ

表1 第7区小区長・戸長・副戸長一覧(明治8年3月18日改正)

区	村名	小区長	戸長	副戸長
1	湯坪・田野 野上・後野上	衛藤 安一	齊藤 寿平	時松 庄平 齊藤 梅一 伊藤 由訓
2	菅原・町田 引治・粟野	大林 供吉	井上 伊正 菅原 讓一	足立 石三 岐部 節三
3	右田・恵良 松木		才木 正次 麻生 元三 溝口 泰治 小幡 良平	麻生 新一 小幡 語平
4	日出生・森 帆足・岩室	木付 義彰	佐々木 勝則 大谷 改吉 長村 陽重 望月 寿知	平松 行鎮 若松 広房 中島 佳市 日野 清実 神田 吉左衛門 小野 城作 原 貞守
5	綾垣・太田 山下・古後 四日市	浅川 高顕	小幡 節蔵	長尾 佐兵衛 長尾 小太郎 後藤 金作 中島 玖十 江藤 加吉
6	塚脇・山田 小田・山浦	御幡 運敏	武石 儀策 梅木 平次	長野 嘉策 佐藤 孫作 長野 小六 日隈 小十 梅本 清次
7	戸畑	土木 小太郎	緒方 一策	後藤 惣治 穴井 清蔵 魚返林 左衛門 中島 清二

区长6、戸長15、副28 (「大分県区戸長名簿」)(『九重町誌』下巻)

て、人民への就学の督促、小学校の設立、学校維持費の調達など受持小学区内の教育行政事務を担当することとし、その他中学区の学務を協議したり、また府県当局や督学局へ必要な学事状況報告を行うなどの任務をもつとした。学区取締は、その地域の名望家層のなかから地方官が任命するとし、有給職でその経費は原則として地域負担とした。

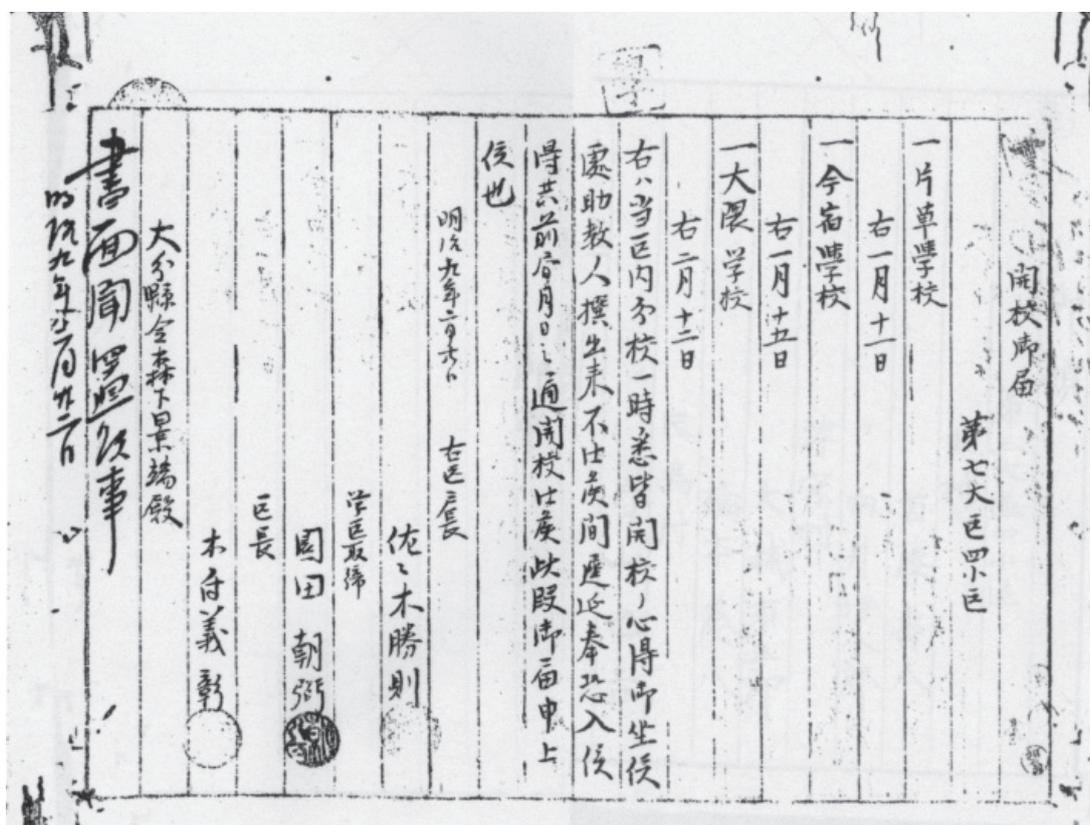
(中略)

明治十一年いわゆる三新法による地方行政制度の成立に伴って、翌十二年九月教育令の公布をもって廃止された。

とある。

鷹巢(保)の日記の明治六年三月二十日の条には、「半天四牌、入署権令森下景端傳学区取締命、旧藩七凡九人」とある。

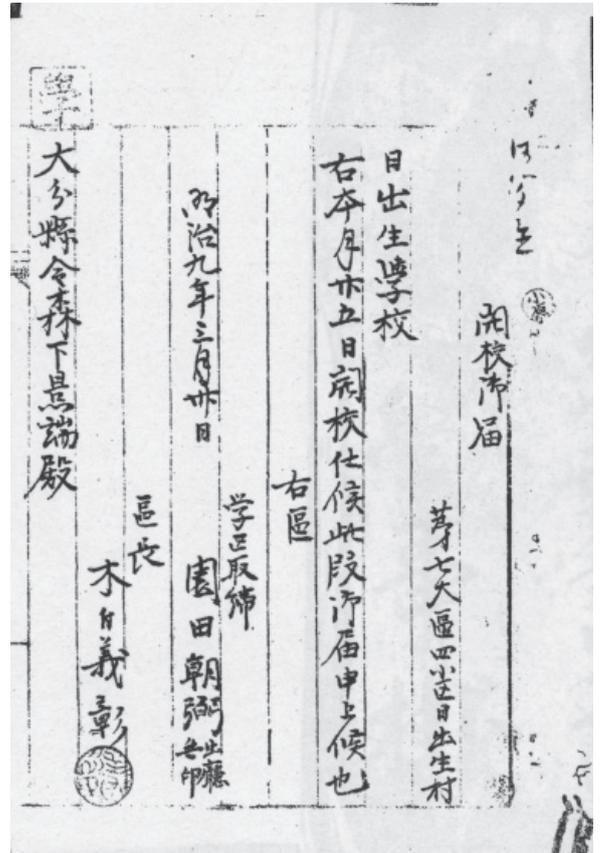
朝弼の子孫故園田元生氏所蔵文書によると、明治六年八月付の第七大区の各小



「開校御届、第七大区四小区」(大分県公文書館所蔵)

区より学区取締園田朝弼殿宛に出された、就学・不就学的人数届書がある。玖珠郡は第七大区で、小区は七つである(『玖珠町史』中巻参照)。

大分県公文書館所蔵の「諸願届届 明治九年、一月〜五月 第八号」中に、「開校御届、第七大区四小区」がある。明治九年二月廿日付で、戸長佐々木勝則・学



「開校御届、第七大区四小区 日出生村」  
(大分県公文書館所蔵)

区取締園田朝弼・区長木村義彰が、大分県令森下景端に届けたものである。それによると、片草学校は一月十一日に、今宿学校は一月十五日に、大隈学校は二月十二日に開校する旨の届である。開校の遅延は、助教人撰ができなかった為としている。「学区取締」が、教員の人撰などにも関わっている。

また日出生学校は、三月二十五日に開校した旨の「開校御届」もある。

- (11) 同年四月 為豊前宇佐郡法橋寺村北正樹私校○教員  
同十三年二月○同校

三、京都師範学校教員

- (12) 同年(十三) 同大分京都府知事榎村正直招為師範学校教員

朝弼は明治十三年(一八八〇)、弟子の村上作夫が開いた「叡麓学舎」に迎えられる京都に出た。そして京都府学務課に出仕し、京都師範学校の教員となる。

作夫は玖珠町森の「谷の川内」でしばらく療養を続けていたが、九州では戦運(西南戦争)が渦まくさなか、病も癒え、今度は京都で私塾を再興したいとの計画を

たてた。弟子江藤孝本と連れだつて、郷里を出た。その先村上らは、羅漢寺門前の跡田(中津市本耶馬溪町大字跡田)で「鎮西義塾」を、明治九年十一月に火災で失つてた。

村上らは途中で知人を尋ねつつ、京都に入ったのは明治十年六月。ひとまず大徳寺の龍翔寺に腰を落ちつけ、相国寺門前の同志社で新島襄にも会い、また中津出身の横井忠直(咸宜園の高弟で、当時学務課長)らとも種々交渉している。江藤孝本の「村上作夫先生履歴覚書」によると、横井は「榎村知事の寵児なりき也」とある(『村上作夫伝』平成二十二年六月・京都新聞出版社・森博編著所収「門人江藤孝本手記」)。

その内に、一条通烏丸西へ入る山口正造と知り合いになり同家へ転居し、同志社学生の作文を添削し、その薄給をもつて兩人の宿料に充てた。

村上作夫が同志社英学校で漢学を教えたことは、同志社の正規の記録には登場しない。しかし、当時同志社に学んでいた徳富蘇峰(猪一郎)の『蘇峰自伝』(昭和十年九月・中央公論社)には、次のように強烈な印象を受けたことが記されている。

當時予に新たなる光明を與へたものがある。それは村上作夫氏の漢籍の講義である。それ迄も同志社には漢籍の先生が居た様でもあつたが、別に氣にもかけなかつた。然るに十年戦争後、豊後森の人にて村上作夫なる人がやつて来た。この人がその門人や同輩を引連れて、同志社の附近に『叡麓舎』なる私塾を開き、而して同氏が又同志社の漢學の教師となつた。この人は備中山田方谷翁の門人で、陽明學をやつたと云ふ事であるが、兎に角聲がよく、辨舌は更によかつた。予等は氏より『文章軌範』、『史記』等の講義を澤山でもなく、一週に一回か二回聴いたのであらう。氏は金聖歎の『才子古文』を金科玉條として、その中の若干を抜粋し、それを活字に附して學生に頒つ事とし、それを講じ、時としてはそれを書取らしめた。同時に作文の題目を課し、それを添削して呉れた。この人は當時漸く三十を出た位であつたらう。なかく氣焰もあり、自ら運ぶところの文章はそれ程とも思はなかつたが、文章の評論にかけては、頗る明快、痛切の感を與へた。尠く共予は氏に依つて、作文に於る新なる光明を與へられたる感じがした。(二一三―四頁)

作夫は同志社とその教員たちを気に入り、郷里に残っていた長兄義久とその子息たちを上京させ、同志社英学校に入学させた。その一人二男の直次郎（一八六八～一九六六）は、その後東京大学に進学し、後に上智大学総長・学士院会員になるなど、歴史学者として大成した。

村上作夫は明治十一年（一八七八）十二月十七日付で、「私学開業願」（徳重文書6―2）を京都府へ提出した。「叡麓学舎」である。ちなみに、作夫が師事した山田方谷の塾名は「牛麓舎」であり、備中松山藩の城（岡山県高梁市臥牛山）は臥牛山にあり、その城下に開いた塾であることから命名されている。作夫も、比叡山の麓で開塾したことから、それにならつての命名であろう。

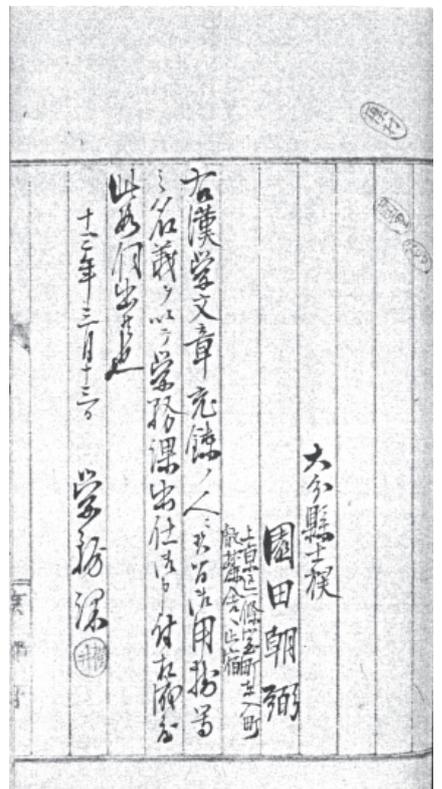
「叡麓学舎」の位置は、第三大区京都府下第五番中学区上京第十七番小学区、広橋殿町四百十八番地山口正道宅である。そして、「漢学科教員当分假二譯書科ヲ兼ヌ」として、大分県土族村上作夫當十二月卅年十一月をあげ、「教員履歴」が順に記載されている。

その第一に、「豊後国森村土族園田朝弼へ従ひ、安政元年一月ヨリ文久元年六月迄、都合八カ年漢学研究」とある。作夫はまず地元で、園田朝弼に従学している。作夫らは、明治十二年六月資金獲得のため、「京都商事迅報」を創刊した。これが後に「京都新報」となり、改題・合併を重ねて現在の「京都新聞」にまで発展した（『京都新聞百年史』昭和五十四年十二月・株式会社京都新聞社、八十八頁）。

村上作夫は明治十二年に、時の大蔵大輔兼内務省勸農局長であった松方正義（かつての日田県令）が京都府を巡視するに際し知り合い、正義にその才を認められて中央政府への出仕を勧められた。同年九月六日内務省への出頭指示があり、翌十月六日付で内務四等属・勸農局動植課勤務を命ぜられている。そこで「京都商事迅報」の運営を浜岡光哲に託して、東京に新天地を求めた（前掲、『京都新聞百年史』九十二頁参照）。

また同書によると、

京都府の私立学校調査表によれば、明治10年が二十一名、同11年が二十五名である。その後の統計が欠けているため、生徒の増減は明らかでない。ただ、12年には村上が東上して、いったん叡麓学舎を離れており、支柱を失つて学生は激減したものである。13年2月の「京都日日新聞」に、叡麓社の生徒募集広告が出ており「我方叡麓社ノ久シク振ハザルヲ歎ジ今般



「明治13―0014年、官員進退」  
（京都府立京都学・歴史館所蔵）

### 新二良師ヲ招キ…」（八十九頁）

と記されている。ここにいる良師とは、村上の師であった園田鷹巢である。

京都府立京都学、歴史館所蔵の明治十三年（一八八〇）の「明13―0014、官員進退」及び「明13―0015、官職進退」によると、写真の如く明治十三年三月一三日付で京都府学務課では、園田朝弼（上京区一条室町東入町叡麓舎へ止宿）に対し、学務課出仕を申付けた旨の伺出しをしている。

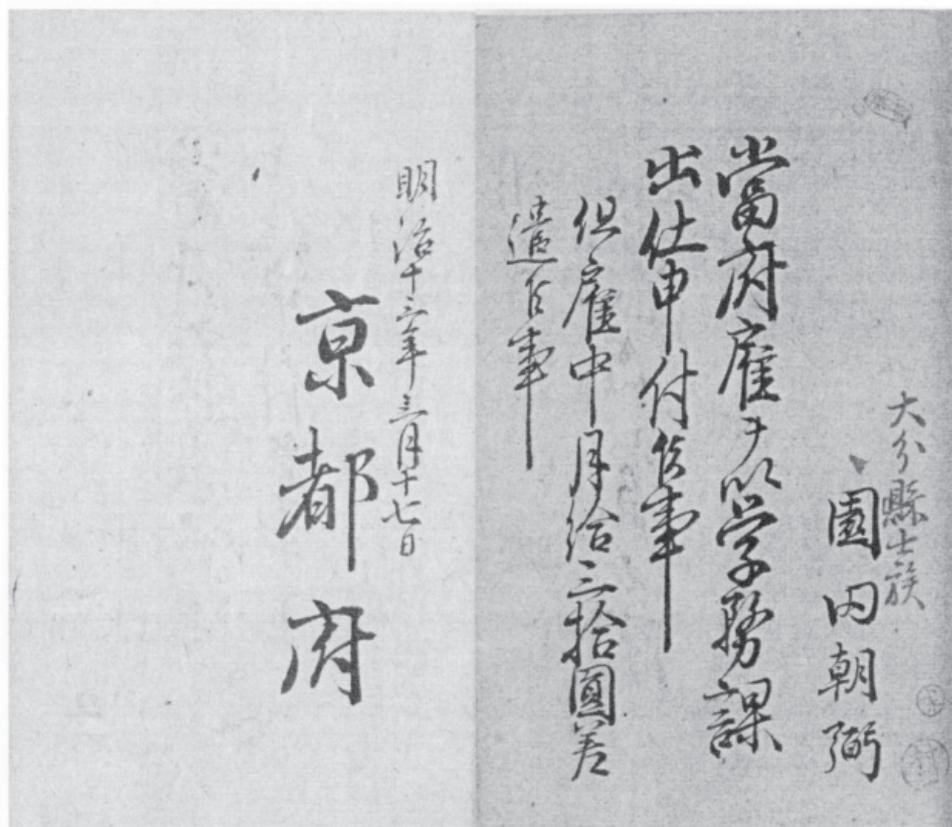
そして同年三月十七日付で、学務課出仕を申付けている。但し雇中は、月給金三十拾圓を差遣わすという。

先の十三日付では、京都府の用箋の上部に横村と國重・谷口の認印が押されている。また学務課の下には、横井の印が押されている。横村は、京都府知事の横村正直である。またその下の國重は國重正文のことで、当時は京都府大書記官である。

また横井は横井忠直のことで、園田の高弟村上作夫の友人中津の村上田長と同郷の人。京都遊学中に廃藩となり、京都府権大属に転じていた。明治十三年当時は、学務課長であった。

『咸宜園入門百家小伝』によると、名は忠直、通称寿一郎といい、号は古城。安政三年（一八五六）九月九日、十二才で寿一郎の名で咸宜園に入門。文久元年（一八六一）十七才で九級下に進み、権都講を務めた。

なお知事横村正直は、小学校経営に積極的に取り組んだ第一功労者で、もともと



「明治13—15年、官職進退」(京都府立京都学・歴彩館所蔵)

と長州出身で明治元年(一八六八)京都府へはじめて出仕。同八年、京都府権知事となる。そして十年には知事となり、十四年迄在任した(『京都府の教育史』昭和五十八年七月、思文閣出版、一四六頁参照)。

朝弼の学務課出仕の具体的な仕事は、師範学校教員であった。『京都府の教育史』衣笠安喜編著(思文閣出版)によると、

小学校教員の養成機関として、明治五年五月、東京に師範学校が創設され、同七年の段階で、東京・大阪・愛知・広島・長崎・新潟・宮城の二府五県

表2

倉長助勤	権倉長	倉長	看督助	看督	助教試補	助教								
						九圓	七等	卅圓	一等	二等	三等	四等	五等	六等
一圓	二圓	三圓	五圓	七圓	五圓	四圓	八圓	廿五圓	廿圓	十五圓	十二圓	十圓		
					一等	二等	七圓	九等	六圓	十等				
					三圓	三圓								

(『京都府百年の資料』五教育編より)

に官立の師範学校が開校、翌八年には東京府と石川県に女子師範学校が創設された。京都府では、明治八年、中学校内に教員伝習所が設けられ、翌九年六月二日、旧准后里御殿を仮校舎として師範学校が設立されている(二二六頁)。

とある。

朝弼の月給三十円であるが、『京都府百年の資料』五教育編(昭和四十七年三月、京都府立総合資料館)の、「七五 中学並師範学校教員等級月給規則」(明一一、七、三〇、府史、学政類)によると、次のようである。

- 一 學力甲乙ノ間ニアルモノハ准何等助教トナシ上下兩等ノ間ヲ以テ給ス例之準三等助教ハ拾七圓五拾錢ヲ給スルノ類
- 一 助教及試補之内ニテ便宜看督及倉長ヲ兼務スルコトアルヘシ

但別ニ兼務ノ給料ハ支給セサルモノトス 何留(宋書)

〔附存〕 倉長及看督等ハ中學校從來ノ則ヲ改正セシモノトス

(九四頁)

これによると、助教の中では第一等の三十円である。

## 四、越中義塾教員とその後

(13) 同十五年五月辞職、同年六月應石川縣下越中国高岡大橋十右衛門

招聘為越中義塾教員、同十七年八月去歸國

朝弼は京都府の師範学校助教を明治十五年五月辞し、六月には石川県高岡にてきた「越中義塾教員」として赴任している。大橋十右衛門の招きに応じたものという。

『富山県史』通史編Ⅴ、近代上(昭和五十六年三月、富山県)の「越中義塾」の頁をみると、

高岡の大橋十右衛門は、明治十四年十一月私財を投じて高岡市片原横町に漢学・洋学を兼修する越中義塾を創設した。地方にあつては西欧の開化を学ぶことのできないのを慨嘆し、生前海内が大橋に勧めていたものである。

越中義塾は、東京の慶応義塾にならった本県初の私塾中等学校で、熊本の英学者和田正修、大分の儒者園田保を高給で招いて教授にあたらせていた。四年制で随時入学、始業九月、高岡町以外の者のため寄宿舎があり、塾則十一か条は厳しいものであった。塾生百余名、科目には(中略)創設者大橋十右衛門の民権運動に触発されて、ここに学んだ青年の中から、更に東京に遊学して政界・官界に活動した人が数多く出ている。

明治十七年六月、県立中学校の新設が決定されると閉校となったが、民権運動の教育活動として注目されるものである(二七一―二頁)。(波線は、筆者の追加)

とある。

波線の「海内」は、富農海内果のことで、彼は明治十四年春急死した。そのため大橋が、独力で越中義塾を設立することになる。大橋十右衛門(二水)が、海内の約六十年前の思い出を回想した「老田先生の思出」(『高志人』第二巻第四号、昭和十二年四月 高志人社)によると、「大橋は、明治十年頃京都で敬塾という塾を開いておられた草場船山先生の門人として、漢学を学んでいたという。そして同十四年には、高岡で中越義塾を創立しようという議が起り、その頃英語通であった和田正修という私と同年の男を紹介されたという。

そして、

和田正修は熊本の神學校を卒業して、同志社に學んだ當時の秀才で、徳富

蘇峰なんかの先輩だった。後年私が、『中越義塾』を獨力で背負って立たねばならなくなつたときに、この人には五十圓の月給を拂ひ、漢學の先生だった園田朝弼には六十圓を拂つた。今から考へてみるとなか／＼の高給で、しかも和田は三年間ロンドンタイムスを買ってくれろと言ふ條件付きだった(三四頁)。

という。

また廢校の原因を、次のように説明し、海内の若死を惜しんでいる。

明治十七年には學校制改革の爲徴兵の恩典に浴することが出來ず、廢校のやむなきに至つたわけだが、もし、海内氏がゐたら、そんなことにならずに濟んだだらうとも思はれるのである(三五頁)。

英語担当の和田正修は、明治九年(一八七六)八月熊本洋學校を卒業し、翌年九月には新島襄の「同志社」に入学(同十二年六月卒業)している。また園田朝弼は本人の履歷書にもあるように、十三年には京都師範學校の教員となつていた。また森藩時代の高弟の一人、村上作夫が起こした私塾「叡籟舎」の漢学教師にもなつている。また同志社でも、教えていた。

なお、竹田義明氏は、「越中義塾について」の「廢校の原因」の第一に、「英学教師は出入りが多く、長くても一年半ほどにすぎなかつたことがある」(二三頁)という。また、次のようにも記している。

なお、越中義塾の教師の任期は、英学・漢学を問わず、3年間の契約であつた。同校の閉塾を見届けた園田朝弼は、大橋に宛てた越中義塾閉塾について相談する手紙の中で、「自分はかつて京都府知事榎村正直の要請を蹴つて高岡に來た上に、3年間は辞めないという約束を、他の教師と違つて自分だけは守つていた」と、誇らしげに書き記している。後年 越中義塾の教師の中で顕彰会が行われたのは園田だけであり 和田は園田と比較されて、あまりいいイメージを持たれなかつたのかも知れない(二四頁)。(『北陸英学史研究』第十一輯、平成二十一年一〇月、日本英学史学会北陸支部)

園田については、後年顕彰会が行われたとあるが、それは次の新聞広告からも窺われる。

「富山日報」明治二十四年五月八日発行の広告によると、不時宜園田朝弼先生の去月九日の易簀(死去)を報じ、五月九日に追悼会を催す旨広く出席を求め

ている。

また翌日も、同文にて広告している。更に「北陸正論」の明治二十四年五月八日、「富山日報」と同日発表の広告では、趣旨は同じだが追悼会開催の日付が違い、十一日となっている（時間と場所は同じ）。ただ追悼会発起人の日付が、五月七日となっている（前紙は五月一日付）。

元越中義塾講師 不時宜園田朝  
 彌先生 去月九日易賓セラレ候ニ付來ル  
 九日午前十時高岡市坂下町毛保樓ニ於テ追悼  
 會相催候間相識ノ諸彦ハ御出席被下度候  
 園田先生追悼會  
 發起人  
 五月一日

「北陸正論」

(明治 24 年 5 月 8 日、広告欄)

元越中義塾講師 不時宜園田朝  
 彌先生 去月九日易賓セラレ候ニ付來ル  
 九日午前十時高岡市坂下町毛保樓ニ於テ追悼  
 會相催候間相識ノ諸彦ハ御出席被下度候  
 園田先生追悼會  
 發起人  
 五月一日

「富山日報」

(明治 24 年 5 月 8 日、広告欄)

元越中義塾講師 不時宜園田朝彌先  
 生 去月九日易賓セラレ候ニ付來ル十一日午  
 前十時高岡市坂下町毛保樓ニ於テ追悼會  
 相催候間相識ノ諸彦ハ御出席被下度候  
 園田先生追悼會發起人  
 五月七日

「富山日報」

(明治 24 年 5 月 9 日、広告欄)

元越中義塾講師 不時宜園田朝彌先  
 生 去月九日易賓セラレ候ニ付來ル十一日午  
 前十時高岡市坂下町毛保樓ニ於テ追悼會  
 相催候間相識ノ諸彦ハ御出席被下度候  
 園田先生追悼會發起人  
 五月七日

「北陸正論」

(明治 24 年 5 月 9 日、広告欄)

これは日付変更ではなく、恐らく追悼会出席の希望者が多く、会場内に入りきれないことを想定して、七日急遽十一日の追悼会を追加する旨、急告したものと  
思われる。「北陸正論」の翌日にも、同文が広告されている。

高岡を去ってから七年余り、宇佐に帰ってから交流が続けられていたようだ。  
朝弼は明治二十四年（一八九一）四月九日死去しているが、いかに高岡の人々に  
慕われていたかが、これらによっても窺われる。学問の深遠さと共に、人徳の高  
さが示されている。それは子の恒四郎が記した、郷里末広神社境内に建つ弟子た  
ちによって建てられた、「不時宜先生之碑」の碑文によっても窺われる。

なおこの園田朝弼（鷹巢）こと不時宜先生の碑文は、『大分県地方史』第  
二四四号（令和三年十一月）所収の拙稿「医の巨人北里柴三郎―母の実家加藤家



安楽寺境内「園田家墓地」園田朝弼（保）の墓



不時宜先生之碑（末広神社境内）

と恩師「園田保」——で紹介してある。また朝弼の墓は大分県玖珠町大字森の安楽寺境内にあり、墓碑銘は次の通りである。

(正) 不時宜府君墓

(右) 考諱、朝弼・土輔、東岩府君長子、以

明治二十四年四月九日没、壽七十

三、葬于名草原先塋之沃、平生行略

載在格思山紀年碑中、此不復贅

大正五年四月中旬 不肖恒識

なお竹田義明氏の「越中義塾について」の文中注39にある、「園田より大橋宛書簡」明治十七年七月二十九日付の「鳥山文書」は、鳥山成一氏（富山県高岡市木町一八〇番地）の所蔵である。よって同氏の許可を得て、関連部分を引用させていただきます。それによると、次のようである。

小生儀も其砌京都府方も達而留メ候を無理に辞職シ罷出候も條約書面之通リ三ヶ年以上を限りと有之候得バ

(中略)

知事始学務課長など若シヤ生計上之御儀ニ候ハ、頼母子講にても仕立可差上、其他如何様とも手談ハ多二有之候事故、是非共と留メ候をも振り切り罷出候ハ、

(中略)

去年十二月故郷住居家財迄不残類焼候て、留守之者共十方二暮シ困窮罷在候故、是非一度帰り呉候様申参候得ども、三ヶ年間ハ自由之身ニ無之故、決て左様之義ハ出来不致段嚴敷申遣シ置候ハ、

ここにあるように、京都の師範学校を退く時も知事や学務課長などの是非にこの引き止めを振り切り、並みくならぬ決意で赴任している。約定の三ヶ年間で違えなかった。

なお参考までに園田の子孫園田英一郎氏所蔵資料（現在、日田市教育庁成宜園教育センターに寄託）中に、「未定稿、越中義塾開業祝詞」があるので、次にそのまま紹介する。また下書きではあるが、晩年に素案された「学舎規約・教則」があるので、参考までに紹介する。

予白髮之書生學術稽古才乏□□抗顔人之師タル恐ラクハ夫人之子ヲ賊、素ヨリ其ノ大方家ノ誹笑ヲ招クニ無論ナシ、但一日之長ゼル謬テ推サル切礎鑽仰シテ蛩雪同匄ノ好ミヲ結ハン□□ヲ、書誌命曰維□□學半舎之所以取名也、因テ略々、規約ヲ戒定スル□□如左

實際

- 一 法憲ヲ遵奉スルハ言ヲ不待矣、礼讓ヲ主トシ忠信ヲ旨トシ小心謹慎温良質実言行一致文武不□務メテ踐履国家有用ノ器タラントヲ期スベキ事

相□□聊カ鹿暴□動アルベカラズ

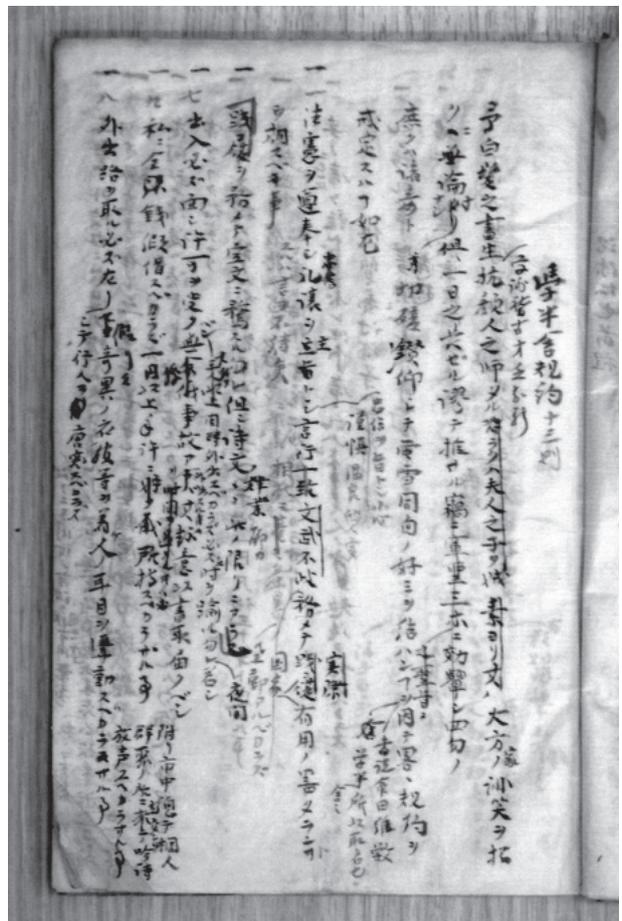
- 一 踐履ヲ務メテ空文ニ驚スル勿レ、但シ詩文ノ肄業此ノ限りニアラス、一七出入必ズ面シ許可ヲ受クベシ、大勢同時外出スベカラズ、必ズ時ヲ踰ル勿レ、若シ夜間無執事故アリ外出スルハ其趣意以書取届クベシ、一九私ニ金錢假借スベカラズ、一円以上手許ニ所持スベカラザル事、附リ、市中総テ稠人立交レリ群聚ノ所ニ於テ吟詩放声スヘカラサル事 假リモ

- 一 八外出□□ヲ取ル必ズ左□□シテ行人ヲ唐突スベカラズ、奇異ノ衣服等ヲ着ケ人ノ耳目ヲ聳動スベカラサル事、
- 一 十三□食ノ外校内ニ於堅ク飲食スヘカラサル□、若シ無余儀口論事ノ出来セバ私ニ争帰セズ必校長ニ訴ヘ可否ノ決ヲ可取事、

- 一 六朋友誼友于ニ齊シ過チアレバ互ニ忠告善導シテ假リニモ爾汝ノ言語ヲ用□□ナド輕薄鄙劣ノ振ル舞アルベカラズ、
- 一 五夜間擊棒後ハ讀書決シテ発声スベカラズ、近隣ノ睡眠ヲ妨グルハ勿論人ノ修静深省ヲ害セン□□ヲ恐レテナリ、

- 一 十二入校ノ節ハ必身元保証人ヲ立ツベシ、束脩一円、月謝三十錢ト定ル事、
- 一 三曉起衾枕□□シ盥嗽銘々席ヲ洒掃シ書籍ヲ修整シ他器敢テ物散乱スベカラザル□、

- 一 四妄リニ己レガ席ヲ離レ他席ニ乱入シ人ノ勉強ヲ妨クベカラズ、但シ質義討論等ハ此ノ限りニアラス、



学半舎規約 (園田英一郎氏所蔵)

- 一 十一乱□□乱□堅ク慎ミ、火ノ用心可為第一事、
  - 一 十三校長校監ノ遴選投票衆議ニ可決事、
- 右堅可服膺若犯則及再三トキハ不得已輿論之上可令退校事、

教則

- 一 一學問流派不可分訓誥義理務メテ明晰平穩ナラン□□ヲ要ス、有疑則□□不可敢□□強訴會

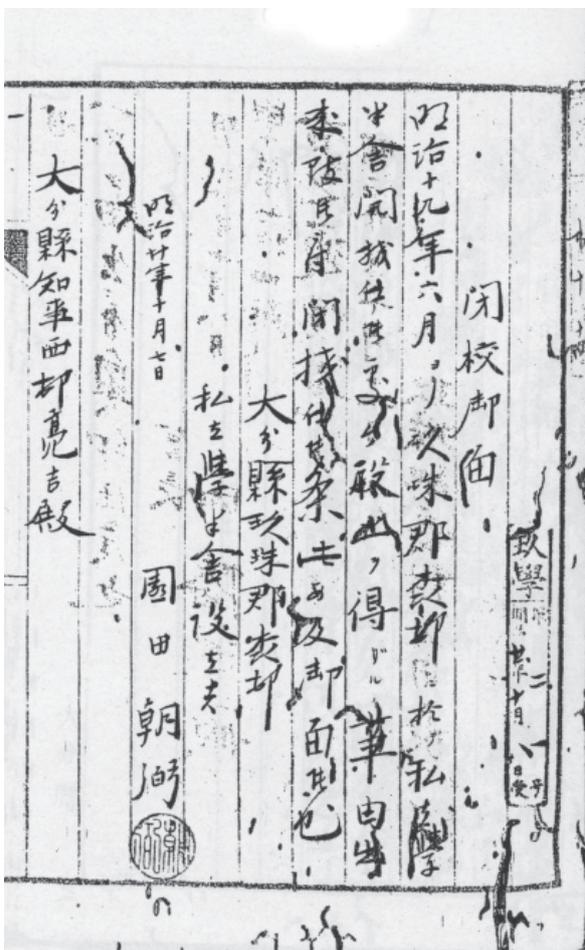
莽□□撰□

- 一 二踐履ヲ主トシ空文ニ驚スベカサルハ無論ナレトモ讀書詩文偏廢スベカラズ、以詩文為現物□□志在
- 一 彼邦□諸志先生則可ナリ、邦人不學詩文則訓誥□通猶何望其成材乎、

- 一 三學問不可□□是以教授亦可隨其人学力以左右上等四書六經諸子百家在 国史□八家文唐宋詩醇等諸奏議語錄經濟學中等通鏡個鑑言行録文章軌



越中義塾開業祝詞（園田英一郎氏所蔵）



「閉校御届」（大分県公文書館所蔵）

範世説本邦諸史類下等蒙求日本外史類

一四諸小説演義權詐□総テ有害於心術之書類禁読、但シ兵書亦此限

□資□

一五学問之道無善於公事為故□權教之言夷貊之□□以助致□格物利用厚生者可尋釋矣

四五

一ニ学資ハ人兄焦心苦慮ノ余リ蓄積スル所ナレバ子弟タル者既ニ定省温情之養ヲ缺ギ安坐シテ糜費スルハ人理上人心アル者ニ於テ豈所空忍且為ナランヤ、故ニ能ク愛惜節儉用シテ毫毛温無用スベカラザル此学子第一義所□□猛省注意ナリ、

罰則

一 寄宿生并ニ生徒心得ノ箇條々聊カニテモ違犯ノ者ハ令退校事

最後に、日記中の履歴には記されていないが、晩年の朝弼の動向がわかる資料を示しておく。

大分県公文書館所蔵の「諸届書」によると、明治二十年九月二十七日付で大分県豊前国下毛郡水主町学半舎塾主園田朝弼より、大分県知事西村亮吉宛に「私立学半舎閉校御届」が出されている。また同年十月七日付で、大分県玖珠郡森邸私立学半舎設立者園田朝弼より大分県知事あてに、「明治十九年六月ヨリ玖珠郡森邸に於テ私立学半舎開校仕候處、今般止ム得ザル事由出来致候ニ付閉校仕候條、此如及御届候也」と「閉校御届」が出されている。

おわりに

園田朝弼の自筆履歴をもとに、筆者なりにその足跡を追ってみたが、新型コロナウイルスの蔓延という現状下現地調査もままならず、残念である。

また朝弼の学問や思想の追及などは、筆者の能力では到底及ぶべくもない。朝弼関係の資料収集の中で、高弟村上作夫の事歴も追及したが、これに関しては森博氏編著の『村上作夫伝』（平成二十二年六月、京都新聞社）が最も詳しく、また作夫の一番弟子で友人でもあった江藤孝本の「村上作夫先生履歴覚書」を、越えることはできなかった。

地元玖珠町には、作夫の親戚得重氏や園田朝弼・江藤孝本の子孫や、あるいは交流のあった人々の子孫宅から、今後未発掘の資料が発見される可能性もある。筆者の小考がそのきつかけともなれば、幸甚である。

最後になり恐縮だが、資料収集や掲載に当たって京都府立京都学・歴史館や富山県立図書館・富山県立公文書館・大分県立公文書館の担当者には、多大なご配慮を戴いた。また九重町教育委員会文化財専門員の竹野孝一郎氏には、文書解説にご尽力戴いた。さらには、津久見市の園田英一郎氏と玖珠町の園田佳太・同廣両氏には、資料提供と掲載許可を戴いた。合せて感謝申し上げたい。

註

(1) 『大分県地方史』第二四四号所収「医の巨人 北里柴三郎―母の実家加藤家と恩師「園田保」

―」令和三年十一月・大分県地方史研究会

(2) 『咸宜園教育研究センター紀要』第十一号所収「園田鷹城（朝業・謙吾）は果たして咸宜

園塾主か」令和四年三月・日田市教育庁咸宜園教育研究センター

(3) 『大字佐郡史論』（昭和六年・宇佐郡史談会）の著者小野精一（龍膽）氏は、『帆足萬里書簡集』（小野精一編輯兼発行・昭和十三年六月）・『広瀬淡窓旭莊書翰集』（昭和十八年五月・弘文堂書房）・『三浦梅園書簡集』（昭和十八年九月・第一書房）等の著者・編者として高名である。

『大字佐郡史論』の「七五 園田朝弼」の人物紹介の項で、小野氏は次のように記している。著書も澤山あるが、其日誌如きは、没する前日まで、四十年間一日の如く書いてある。然も同一字形に、慎んで漢文で書いてある。其日誌を見るに、先生の性格は伺はれるのである（八〇八頁）

また『宇佐史談』（昭和十年七月・宇佐郡史談会）第十四卷第四号の小野氏著「人間帆足萬里餘滴」所収の「（五）萬里先生にも日誌がある」の頁には、次のようにある。

あの広瀬旭莊先生や園田朝弼先生の様は何十年と辛棒強く日誌を認めた人は、當代とて餘りなかった。其廣瀬園田両先生の如きはそれこそ漢文で綺麗な文字で、始めなく終りなく、三十年も四十年も日誌が認められてある（四頁）。

小野氏（一八七七一―一九五〇・元宇佐中学校歴史教諭）は、『大分県立宇佐高等学校創立百周年記念、学校史』（平成九年十月）によると、大正七年宇佐中学教諭となり昭和九年退職している。また園田朝弼の三男恒四郎は、明治三十三年から大正十四年九月まで宇佐中学に勤務している。両者の交流は深く、朝弼の没する前日まで書き継いだ日誌を實際見ている。明治十三年以降の日誌が伝存していれば、もう少し晩年の活躍が垣間見られたであろうに……。

## 初代滋賀県令「松田道之」の滋賀県における業績について

深町 浩一郎

「松田道之」は、広瀬淡窓の最晩年に咸宜園に入門し、四年間学んでいる。

帰郷後、鳥取藩の勤皇の志士として主に京都で活躍したのち、明治維新後は京都府初代大参事を勤め、次いで大津県令、初代滋賀県令を勤め、その後内務省に転じて内務大丞を勤め、のち東京府第七代府知事となったが、その在職中に死去した。

「松田道之」の生涯の事績を通じて見ると、総じて、地方行政の施策について優れた卓見を有しており、明治期の日本の地方行政・地方自治の基礎づくりに必要な業績を残した人物であったといえるであろう。

この経歴の中で、とくに滋賀県では初代県令として県政に大きな功績を挙げたとされ、それにより大久保利通内務卿に抜擢されている。そこで、滋賀県におけるその治績内容について、遺されている文書類から調査研究を試みてみた。

### (1) 松田道之の生涯

天保十年（一八三九）五月、鳥取藩の家老の家臣の久保居明の次男に生まれ、七歳ごろ両親を失い、初め親戚の松田家で養育され、のち十一歳ころ藩医木下主計の養子となり俊蔵と名を改めた。

安政二年（一八五五）十七歳で咸宜園に入門し（ただし「咸宜園入門簿」では「安政三年十月三日 因州鳥取城下 木下俊蔵 木下大壮倅 十六歳」となっている）、四年間学んでいる。

帰国後、松田市太夫の養子となり正人と改名し、文久二年（一八六二）に家老に従って養父とともに京都に行き、養父の没後も京都に滞り、鳥取藩周旋方となり尊王攘夷の志士として活躍した。慶応三年（一八六七）にその功により鳥取藩直臣となる。慶応四年（明治元年・一八六八）一月、西園寺公望公の山陰道鎮撫に際し奉迎使として幹旋して功があった。

明治元年（一八六八）閏四月に京都で新政府の太政官から徴士に任じられ、内閣事務局権判事に任命され、その後、京都府権判事、京都府判事、京都府大参事

を歴任した。

明治四年（一八七二）十一月に大津県令に転任し、翌五年（一八七二）正月に滋賀県と改称されて初代滋賀県令となった。同五年九月には、滋賀県は犬上県（長浜県が改称）と合併し、現在の圏域となっている。滋賀県では、次々と開明的な政策を実行し、県政の近代化に尽くした。

その後、明治八年（一八七五）三月に内務卿大久保利通に抜擢されて内務大丞になり、四月に戸籍頭・地租改正局四等出仕・一等法制官を兼務し、地租改正の建議などを行い、明治十年（一八七七）に内務大書記官・太政官大書記官を兼任した。とくにこの間、琉球に三度赴き廢藩を行い沖縄県の設置を行う琉球処分の際に当たり、明治十二年（一八七九）三月これを断行した。明治十一年（一八七八）四月には地方長官会議幹事となり、大久保利通を補佐し地方自治制度の推進に当たった。

明治十二年（一八七九）十二月に東京府知事に任命され、就任直後の東京大火災では復旧と市街地整備を推進した。明治十三年（一八八〇）には地方官会議幹事長として府県会規則・地方税規則の制定などを図った。しかし、在職中の明治十五年（一八八二）七月に四十三歳で病没した。

### (2) 滋賀県の地方行政での業績

松田道之は、滋賀県の地方行政の基礎を築いたとされている。その事績をみると、当時としては非常に開明的な考えを示した施策を行なっている。県民と県政の議事についての話し合いの場を設けたり、人民の権利を守り保護するのが行政の役目であることを県庁官吏に諭したうえで主要施策の方針を示している。

これらのことが分かる文書類について、以下その開明的な考えを見ることが出来る。

#### ① 「議事大意条例」

明治五年一月、全国に先駆けて地方民会である「議事所」を顕証寺（大津南町）に開設した。このとき、十四条よりなる議事会則である「議事大意条例」を制定している。

その前文では「県庁は即ち県内人民の権利を保護し其の福祉を増加すべき為め

に建て置かれたれば、県庁の官吏は即ち県内人民に代つて政令を司り、其の事は即ち県内人民の事にして之を県内人民の惣代と云うとも可なり。然れば県庁の爲めに県内の人民あるにあらず、県内人民の爲めに県庁あると知るべし。このため「権利を保護し国益民福を増加する（行政）の本意に従ひ、前途県内人民の大利益を興さんとするに県庁官吏と県内人民と親しく議すべきの理あり」。しかし、県内人民は幾万人もいる。そこで人民に代つて議すべき者として、県内人民の代表たる大里正・中里正（区長・副区長）、及び地方の富裕家がいる。「此の二種の者は、世の爲め地方人民の爲め力を尽くすべきの責免るべから」ざる人である。よつて「自今県内に一つの議事所を設け、令・参事前の数輩と親しく議し、以て県内公益民福を増加し人民をして文明開化の域に進歩せしめん事を欲す」として

いる。  
議すべきことは「県内の公益人民の福利惣て世に有益の事は何に依らず議すべし」（第五条）とし、凡そ「道路を修築する事」「物産を興隆する事」「学校を建つる事」など十一箇目を掲げている。

ただし、国政に関する事（「太政官の事」（第六条）「諸省の事」（第七条）や、「風儀を乱り或は開化を妨ぐる事」（第九条）、また「一箇の利益一人の私欲の事」（第十一条）は議すことを禁じ、議決の執行には「改めて県庁の許可を受くべき事」（第十二条）としている。

ここには松田道之の、県民の公益福利を増すためにこそ県の行政があり、県民の代表である地方の有力者や富裕層にも人々のために尽力する責務があるので、一堂に会して共に議論して、その目的を達成したいという意欲が溢れているものといえよう。

なお、明治六年十一月には、正副区長（数ヶ町村で一區）と、正副戸長（町村の代表）の選挙（入れ札）の方法が定められている。「区長戸長の交代期限、其の選挙入札の方法、並に交代の節事務引渡の規則」で、正副区長は正副戸長による間接選挙とし、正副戸長は町村に住む小前（一般農民）まで含めた直接選挙と定めている。全国的には官選が一般的であつた中で、いずれも公選を定めており、松田道之の人民の自治を重んじた考えが反映された布告であるといえよう。

## ② 「県治所見」

明治七年一月、松田道之が、県政の当面施行すべき事業の考えについて、県官吏に示した施政方針である。

施策としては、県会の設置、学校の設置、道路の修築、湖上運輸の推進など二十項目にわたつて述べられている。

その前文で、県庁官吏のあるべき基本姿勢が述べられている。県令（自分の）の自分の義務は「部下人民を統轄して其の権利を保護し即ち一県の代民理事者と謂ふが如し、其の事や則ち皆民の事なり」とする。然しながら「時勢正に進歩に後れ人民未だ開明に至らざる」ので、人民に「告諭勸奨を要せざるを得」ないが、それは県令の自分の義務とはいえないのでその分界を誤らないようにしなければならぬ。そのため「官民の自分の権義」を明らかにする必要があるという。

おおよそ、事を人民に施すのに、「制令」に属するものと「告諭」に属するものがあつて、官民の「権義の自分」を異にするとする。その説明によると、「制令」は「官」が命令すべき「権」で、「民」は奉ずべき「義」がある。すなわち官民の「義務」上に属するものである。一方、「告諭」は「民」が奉ずるか否かを便宜によつて決める「権」で、「官」はその便宜に任せる「義」がある。すなわち官民の「篤志」上に属するものである。このように、「官民自分の権義」を明らかにした上で、それを注意しないで誤ると、「人民の自主自由の権利を束縛し、保護の官却つて即ち妨害者となる」ので慎まなければならないと強調している。「官必ずしも其の營業事務に明らかにして、人民必ずしも皆な愚なるにあらず」であるので、「官」は人民の私的な事業に勝手に介入してはならないのである。

その上で、これまでの自分の地方官としての六年間の経験を以て「当県下に向けて前途宜しく施行すべき事業の最も著しきもの、及び緩急順序は凡そ左の箇条を目的と爲すべし」として、二十項目を掲げてその内容を述べている。そして、県庁の各官吏は「此の県務に当ては宜しく此の鄙見を熟閲せんことを欲す」と結んでいる。

これは要するに、松田道之が、地方の「人民の保護の趣意」を失うことにならないよう「官」の権限を制限した上で、「官」は「民」の権限を保護しなければならぬと県の官吏を戒めているのである。

施策項目中の「県会議事を興す事」では、まず県会を設けて人民に議会の便利

さを理解させ、次いで区会、町村会という順序で地方議会の設立を促し、務めて人民に権利を与え自分の義務に任せしめるべきだとしている。

施策項目中の「学校を建てる事」では、明治五年の文部省発布の「学制」による県内の小学校区は七四八で開校はまだ八四校であるが、強いて無理な設立は行わずに「多少年月を期するの事業」であるとしている。設立の進まない理由は、「人民未だ開明に至らざる」ことと、「民費の多き」にあるので、「最も注意すべきは民費の増加を防ぐにあり」、そのためには「先ず其の人民の意向に任し、其の開明の程度に随て勸奨し之を漫に強ゆべからず」と、人民の意向に従って設立を勧めるが決して強制しないこととしている。

### ③ 「事務引継書」

明治八年三月に内務省に転任するに当り、後継の第二代滋賀県令の籠手田安定に示した書である。概ねについては、前年の「県治所見」に沿って、それを参照してもらい、それでは尽くしていないことにつき補足する内容である。

施策項目の「県会議事を興す事」の項目では、まず速やかに県会を設立すべだと述べるが、そもそも「県治を進歩し人民の知見を開明にするは、他の議論刺衝を盛んにするにあり」、それ故、県会区町村会のほかに「人民互いに私会を設け又は盟約を結んで、世事を論じ県治を駁する等」を認め、それが「処々に蔓延し、治下議論振起して、県庁其の刺衝に苦しむ等の如きは最も所好とす」として、県政の発展のために人民の議論が興ることを重視している。そして「偶々其の議論の忌諱に触れ過激に亘るも、国法に触れざる以上は決して咎むることなかれ。却て県治の為に喜ぶべし」と、過激な議論となってもかまわないとの非常に度量の深いところを見せている。

また、施策項目の「学校の事」の項目では、小中学校の開校は追って盛んになっているが、配置すべき訓導（指導的教員）が不足しているので、文部省に増員を請うほか、別に大津に伝習所を設けて師範学校に就って県下の教員を育成して、のちに師範学校卒業の訓導が普及するまでの補いにするべきことを、その財源を示してのべている。また、明治五年十月に開設し明治七年八月に廃した「欧学校」を再度興すべきことを述べ、その際に、資財に限りがある地方庁では無理なので、高額のお雇い外国人教師を雇わないことを提言している。

松田道之が、小学校の積極的設置とその質の高い教育をめざしていたことや、実学教育と外国語教育の必要を懐いていたことが分かる。

なお、資料として「松田県令建議類集」というものが纏められている。これは松田道之が大蔵省の地方官合同会議に参加して地方制度に関して積極的に建議した内容や、大蔵大輔井上馨や内務卿大久保利通などに宛てて出した建議書をまとめたもので、後継の籠手田安定に贈った引継ぎ書類であると言われている。道路橋梁修築方法と費用支弁方法、地券賦税方法、勸業政策などについて、それぞれ広く論じている内容である。

ところで、「滋賀県」という名称は、大津県令に着任した松田道之が明治四年十二月に大蔵省に提出した要望書により「旧幕府代官所の置かれた大津の名称は、旧習を捨てて開明に進むのに障害となるので、県庁舎（園城寺内円満院）のある滋賀郡別所村の郡名を採って滋賀県に改めるべきだ」と訴えたことが認められて、翌明治五年一月に改称となったものである。

### (3) 松田道之の教育行政の実績

松田道之は、明治元年閏四月に京都で徴士になり内国事務局権判事に任命され、京都府権判事、京都府判事、京都府大参事を歴任し、明治四年十一月に大津県令に転任している。そこで、京都時代に、京都府の教育行政にも深く関与したものである。京都府では、明治初年から全国他府県に先駆けて、新しい時代の教育改革を積極的に推し進めており、日本の近代教育の先駆的役割を果たしている。京都府は、明治二年、我が国で最初の学区制小学校を創設した。それは、明治元年に、寺子屋に代わる新しい教育施設として、各町組に一つの小学校を建てる計画を立て、そのためまず大小様々な規模の町組の編成替えを行い六十六の町組に編成し、官民協力して明治二年五月から十二月までに六十四（二つの町組で一校設置が二箇所ある）の「番組小学校」を誕生設立したのである。

松田道之は、その京都での経験を活かし、滋賀県下全域に小学校の設立を図ったものと思われる。

### ①「立校方法概略」

明治六年二月に、松田道之が小学校設立の方法を具体的に示した布達である。すでに明治五年八月に太政官が布告した「学制」を受けたもので、原則として県下の一区に小学校一校を設置し、学校費用は各戸別に出金を定めるなどの十二条の方針を布達したものである。

その内容を要約すると、

- ・設置は人家の密集した土地では一区に一校、疎かな土地ではそれに及ばず私学私塾等の設置を見込んでよい。
  - ・学校費用は戸別割りにし一戸一年の額を定めるが、貧富に応じて上中下に割り振り、極貧窮者は免除する。
  - ・教授者は相応の人物を撰び、時宜によつては県庁より差し向けることもある。
  - ・場所（校舎）は、新たな建設が望ましいが費用がかかるので、当分の間は相応の家屋敷や寺院を借り入れてもよい。
  - ・設立願いは、区内の絵図面・戸数・人口・費用調達方法を添えて各町村戸長連印と総戸長（区長）奥印の上で申立てること。
  - ・教則は県庁より渡すこと。
  - ・年に一二度県庁官員が出張して各校生徒を検査すること。
- などが定められている。

この布令には別紙として「告諭管下人民」が附されている。これは、県下に小学校を設置する理由を県民に説明し諭した文章であり、ここに松田道之の教育學問に関する考えが表れている。

この告諭「告諭管下人民」の概要は以下のとおりである。

人としての道を尽くすためには、各々その職業に勉勵して一身一家また国家の有用を図ることであり、そのためにはその智識を研ぎその方法を極めなければならないのであるが、それはすなわち學問にある。古えより本朝歴帝の遺法や聖賢の教えも必ずこの學問の道を以てしており、それは人間に必要な衣食住を離れない実用の學問である。文明が進歩し、世界万国と交流することとなった今こそ學ばなければならない。しかし、

今の父兄は子弟を遊惰に過させ、開明の時には不適のみならず身に損害を与えている。故に、これを教えるのは父兄の責任、学ぶのは子弟の責任、監督保護するのは官の責任であつて、共に免れることはできない。父兄子弟はこれを心得て、一日も怠らず専ら実用の學問に従事しなければならない。これが管下一般に小学校を設ける理由である。

と諭している。

ここには、社会に有用な人間に成長するためには、日用有益な実用の學問を学ばなければならない、そのために小学校を設けるのであるという考えが示されている。この日用有用の學問を学ぶという考えは、咸宜園教育の実學主義を踏まえた考えのように感じられる。

また、この告諭の冒頭の文章の「凡そ人、天地の間に生まれ、抑も万物の靈たるの天爵を有すれば、必ずその天恩に答へずんばあるべからず。何をか其の天恩に答ふと謂ふ、能く其の人たるの道を尽くすや」と述べる箇所は、淡窓の「敬天」思想にある、天を敬畏しその教えに随うという思想の影響が伺われるものと言えらるのではないであろうか。

なお、小学校の開校については、明治六年二月九日に開校式を行なう旨の布令が出され、二月十一日に県下始めての第三区小学校（のち打出浜学校、現大津市中央小学校）の開校式が執り行われている。この時の記録によれば、県令以下県官吏五名、および地域の正副総戸長、区内各町の戸長、篤志金出金者、教員が礼服正装して列席し、六歳から十五歳の男女の生徒が式に臨んでいる。この開校式の中で、「告諭管下人民」「学体」「孝経」の朗読がおこなわれたが、その中で「告諭管下人民」は松田県令自らを読み聞かせ（他は官吏と教員が朗読した）ており、終了後は「学体」とともに額に入れて正堂に掲げられている。「告諭管下人民」こそは、松田道之県令の最も県民全員に伝達したい趣旨内容であつたことが分かる。この後、このような開校式が県下各地の小学校で行なわれている。

### ②「欧学校開校に付き入学希望者募集」の告諭

明治五年九月に出された、翌十月開校の「欧学校」（洋学校）の入学希望者を募る告諭である。ここに、その設立の趣旨も述べられている。

その概略は以下のとおりである。

凡そ子弟をもつ者は、子弟に旧来の職業に従事させ無用な事に費やさせて遊惰な暮らしをさせており、前途開明の時節には適さない。父兄たる者は、旧習を去り日進の事業に就かしめるために、目的を立てて専ら学文に従事させるようにしなければならぬ。その学文は、詩文を弄ぶような無用なものではなく、人間必用の衣食住に係る実用の学科である。そこで、諸種の学校を設けて管下の子弟へ教育が行き届くようにするのであるが、先ず差し当たり設立した「欧学校」の教育内容を示すのであるべく入学させるようにしてほしい。学校へは通学でも宿舍でもできるので、遠方の者であつても差し支えないものである。教師と科目は、ドイツ人のエミル・レウエンスタイン氏が、英仏独蘭の語学に熟し普通学科および商業学を教授する。また同人妻のイギリス人のメリー・レウエンスタイン氏が、女生徒を教育し、英語に熟し「女の手業（洋服裁縫）」を教授する。

という内容である。

校舎は、坂本町の旧淀藩蔵屋敷、入学年齢は八歳から二五歳、在学年限は3年とされ、初年度の入学生徒数は男子一〇〇名余、女子五〇名に及んだという。ただし、学校の維持管理経費が確保できなくなったため、明治七年八月に廃校となっている。雇入れ外人教師の月給が法外に高額だったといわれている。

なお、開設にあたり外人教師を招聘するのに松田道之は苦心したらしく、京都時代の招聘教師カルルレーマンや福沢諭吉に手紙を送って相談しており、結局、カルルレーマンの推薦によつてレウエンスタイン夫妻を雇入れている。

#### (4) おわりに

松田道之の滋賀県令としての業績を見てくると、当時としてはかなり開明的な考えを持って、次々と新しい施策を実行していったことが分かる。基本の考えは住民の自治の尊重で、「県民の権利を守り保護する」のが県令の責務であるとし、「県庁の爲めに県内の人民あるにあらず。県内人民の爲めに県庁あると知るべし」との考えを宣言し、県民議論の場としての議事所を設けたり、区長・戸長の公選制を定めたり、県民への実用の学問の必要性を説いて小学校の開設や洋学校の設

置を推進しているのである。そしてまた、積極的に新政府に地方行政の施策の建議をしている。

このような滋賀県政での松田道之の積極的姿勢と行政能力が認められ、大久保利通内務卿に抜擢されて内務大丞に任じられ、地方税法等の「地方三新法」の起草など我が国の統一的な地方制度の創設に業績を上げることとなるのである。

松田道之の開明的優秀さと遺した実績は、改めて再評価されるべきであろう。なお、松田道之の業績について、今後引き続き、内務省時代と東京府知事時代をさらに調査研究する必要があると思われる。

#### 【参考資料原文】

##### (1) 「議事大意条例」明治五年一月

此に政を為すの本意を考ふるに、抑も億兆の人民集つて国を成し、其の公益を長し衆利を増す爲めに共に政府を戴き、其の政令に服従し政府は其の億兆の人民を統合し、其の条例を正し政令を理め、其の権利を保護して国益民福を増加するを務めとなす。是れ則ち政府を立て政を為す本意の大略なり。是を以て視るときは、県庁は即ち県内人民の権利を保護し、其の福益を増加すべき爲めに建て置かれたれば、県庁の官吏は即ち県内人民に代つて政令を司り、其の事は即ち県内人民の事にして、之を県内人民の惣代と云うとも可なり。然れば、県庁の爲めに県内の人民あるにあらず、県内人民の爲めに県庁あると知るべし。此の故に、前に所謂権利を保護し国益民福を増加するの本意に従ひ、前途県内人民の大利益を興さんとするに、県庁官吏と県内人民と親しく議すべきの理あり。而して、県内人民幾万を知らず、人毎に之を議する、是れ日も足らず。然れば、県内の人民に代て議すべき者あり、則ち、大里正・中里正なり。又、一種の議すべき者あり、則ち巨多の財本を儲蓄し若干の田園を所有する者なり。此の二種の者は世の爲め地方人民の爲め力を尽くすべきの責免るべからず。依て、自今県内に一つの議事所を設け、令参事前の数輩と親しく議し、以て県内の公益民福を増加し、人民をして文明開化の域に進歩せしめん事を欲す。議事の大意条例左に示す。

明治五年壬申正月

大津県令従五位 松田道之識

議事大意条例

第一条

一 県内に一つの議事所を設くべし

第二条

一 議者は令、参事、大里正、中里正、并に地方の富有大家の者と定むべし

但し小民は勿論、或は士族、卒、神職、僧侶等身分違ひの者たりとも見込みある者は出席苦しからず 尤も当日五人以下に限るべし

第三条

一 毎月六日・二十一日と相定め、滋賀・栗太・野洲の三郡は六日、甲賀・蒲生・神崎の三郡は二十一日、朝第九字より晚第四字迄と相定べし

但し大里正・中里正は事故ありて出席せざる者は前日に届け出づるべし

第四条

一 臨時に議すべき事あれば何時にても県庁内の仮の議事所に出席すべし

第五条

一 県内の公益、人民の福利惣て世に有益の事は何に依らず議すべし

大凡の箇目左の如し

- 一 土地を開く事
- 一 道路を修築する事
- 一 水利を通し運漕の便を起す事
- 一 物産を興隆する事
- 一 人民に業を勧むる事
- 一 授産所を設くる事
- 一 窮村助成の仕法を立つる事
- 一 社倉等を建つる事

一 諸会社を立る事

一 学校を建つる事

一 病院を建つる事

第六条

一 太政官の事を議すべからず

第七条

一 諸省の事を議すべからず

第八条

一 都て政体の事を誹謗すべからず

第九条

一 風義を乱り或は開化を妨ぐる事を議すべからず

第十条

一 都て空論虚喝の事を議すべからず

第十一条

一 一箇の利益一人の私欲の事を議すべからず

第十二条

一 当日建議を以て事の決定と心得べからず 都て決議事を施すは改めて県庁の許可を受くべき事と知るべし

第十三条

一 出席中は、弁当并に茶煙草火鉢を用ゆるの外、飲食類一切用ゆべからず

第十四条

一 事宜に依ては県庁に於て臨時に議事所を閉又は廃止する事あるべし

右之条例固く可相守事

明治五年壬申正月

大津県庁

(2) 「県治所見」明治七年一月

県治所見を述て滋賀県諸官に示す

竊に惟るに、抑も県令の官、其の掌とする所のものは何ぞ。則ち太政府及

び該省の命令を遵奉して以て之を部下に施し、部下の願請する所のものを執て、以て太政府及び該省に上申して擁蔽せず。尤も其の権限内に在るものは専断之を処分すると雖も、固より当時政体の主意に反るを得ず。之を要するに、部下人民を統轄して其の権利を保護し、即ち一県の代民理事者と謂ふが如し。其の事や、則ち皆民の事なり。然り而して、之を施し之を禁じ之を許し之を与へ之を取る等成規に依り法に従て行ふの権あるなり。之を県令本分の義務と謂ふ。此の他更に一義務なし。然りと雖も、時勢正に進歩に後れ、人民未だ開明に至らざるを以て、其の人民の公益衆利又は物産蕃殖開地利水等の人民の營業上に於て、或は告諭勸奨を要せざるを得ず。是亦た一の事務たりと雖も、本分の義務にあらざるなり。此の分界最も謹まざればあるべからず。然ば則ち、此の分界を混ぜざる、何を以て標準となさん。他なし、其の官民本分の権義を明にするにあり。此において、其の権義の大体の一端を挙て論ずるに凡そ事を人民に施すに制令に属するものと告諭に属するものと、各権義の本分を異にするものあり。其の制令に属するものは、官宜しく令すべき権あつて、民宜しく奉すべき義あり、則ち、官民の義務上に属す。其の告諭に属するものは、民之を奉ずるも奉ぜざるも、専ら其の便宜に依るの権あつて、官亦た其の便宜に任ずる義あり、則ち官民の篤志上に属す。又、権義の詳細の一端を挙て論ずるに、人民に租税を納めしめ、各人民共同の通義を督責し、全国保護の義務に当らしめ、又は他人を妨害し風儀を破る等を制禁する等の如き、其の一般の利害に關係するものの上に就ては、専ら之を裁制処分すべき本分の義務あり。若し、人民自ら財本を処分するに、一人此の細利を貪り、多人会社を結んで彼の大益を謀り、或は地を開き水を通ずる等、百般營業を為すも、許多の財本を倉庫に蔵蓄して世の公益を為さず、則ち一の守銭翁たるも、皆其の法に違ひ或は他人を妨害するにあらざるより以上は、官之を禁じ之を督責するの権なし。如何となれば、人民所有の財本は各自ら処分するの権を有し、且つ官必ずしも其の營業事務に明にして、人民必ずしも皆愚なるにあらず。元是、人民集て国を成し、政府事を施すも、其の人民生成の程度、營業の盛衰に胚胎し、政府立法の根元、皆人民にあるを以てなり。故に県令の事務、皆民の事なりと謂ふ。然れば人民私業の上に就ては、假令へ衆

多に關して不利なることあるも、官之を処分すること得ざる乎。否なららず。之を税の上に就て謀り、之を利の上に就て導き、或は告諭勸奨し、彼の権義の中を出でずして相当の方法を設くるは可なり。然り而して、此の事や、其の実に衆多の利不利に關するや否を認め得て、已むを得ずに出るものにあざれば、漫に行ふ可からず。若し、焉に注意せざれば、則ち人民自主自由の権利を束縛し、保護の官却て即ち妨害者となるなり。嗚呼、謹まざればあるべからず。猶ほ、試に当今各地方の其の制を異にし、其の官民本分の権義を誤るものを挙るに、甲の県は頻りに開化進歩を促し、宜しく緩にすべきものを急にし、宜しく後にすべきものを先にし、宜しく官に任すべきものを人民に責め、宜しく自然に任すべきものを作為結構に取り、甚しきに至ては人民頭髮を断じ、又は其の所有地に各自取好の植物を栽培する等、其の一身一己の損益に属して他に關係なきものに対し、故さらに嚴令を發して之を督促し、強て其の地方長官の意向に依らしめ、畢竟人民自主自由の事業に対し、官庁務めて之を制肘し、遂に其の権利を失はしむるに至る。乙の県は、緩慢事務を送り、依微不振、宜しく急にすべきものを緩にし、宜しく先にすべきものを後にし、宜しく人民に責むべきものを官に任し、宜しく誘導勸奨すべきものを自然に任し、是が為め土地開けず水理通ぜず物産興らず、甚だしきに至ては、人民更に政府の制令を知らずして恰も異邦の民たるが如く、遂に地方保護の大趣意を失ふに至る。此の二つのもの、他なし彼の官民本分の権義を誤るを以てなり。道之、不肖嚮に職を京都府に奉じ、又尋で本県に轉じ、乃ち地方官に在る六年、此において其の間、部下に向て施すものは、皆事宜に應じ時勢を測つて其の適當なるものと自ら信じて後ち發行するものなり。而して爾後其の跡に就て回顧すれば、其の権義を誤り其の自由を妨げ、人民保護の主意に適せざるもの甚だ多し、実に遺憾に堪へざるなり。然りと雖も、当時草創内外の急務一時輻湊するの際に當り、務めて弊事を除き、開明進取するに急ならざるを得ざるを以て、畢竟已むを得ずの勢、遂に此に至る、亦謂れなきにあらずるなり。今也、時勢漸く寛に就き嚮きに急劇施行する所の事業の其の煩冗にして便ならざるものは、官民或は嫌厭の情を覚ふ。是に於て暫く民と休息し百事務めて整修すべきは此の時を然りとす。因て案ずるに当県下に向

て前途宜しく施行すべき事業の最も著しきもの及び緩急順序は凡そ左の箇条を目的と為すべし。余の雜細事業、一人民一農商の營業に於ては各自皆相当の事業を為す必せり。官庁強て此の際に立つときは却て其の權利を妨ぐ。則ち老圃に如かず老農に如かざるなり。各官、此の県務に當ては宜しく此の鄙見を熟閱せんことを欲す。

(以下に「県會議事を興す事」「学校を建つ事」など、二十箇条の施策を具体的に述べている。)

### (3) 「事務引継書」 明治八年四月

当県治、前途着手之順序は、既に昨年一月十一日、拙者所示之県治所見に掲載するものあり、掲載せざるものあり。其の掲載するものと雖も未だ詳細を尽さざるものあり。依て、今般旧新官受継之際に當り、右所見に掲載あるものは之れに譲り、其の掲載すると雖も未だ詳細を尽さざるものと、全く掲載せざるものとは之れを略記し、併せて以て新官に告ぐ。新官宜しく彼の県治所見と參觀照考あらんことを乞ふ。

(以下に「県會議事を興す事」「学校の事」などの施策を具体的に述べている。)

### (4) 「立校方法概略」 明治六年二月

別紙告諭書、普く頒布候条其の意を体し、自今管下一般小学校取設可申。

其の方法等は、各所実地之模様依り、一様には難定に付、凡そ左之通り

一二ヶ条に照準し、適宜之見込相立可申出候事

但し、既に立校之方法相立居候場所も、猶此の方法に照準し更に可申出事

立校方法概略

一 人家稠密、幾町村接続之土地は一区に一校可取設事

一 人家疎離、彼之町より此の町、彼の村より此の村迄之間、格別遠隔不便利之土地は、一区に必ず一校を設くるに不及候条、一町内一村内に

而相応之教授者相雇、私学私塾等相設候様、見込可相立事

一 学校入費備へ方は戸別割りにして、一戸一ヶ年に何程宛出金と定め、尤も上中下に分ち、貧富に依じて相当に割賦し、極貧窮之者除之等之方法取設候乎

一 同断又は町内村内申合積講取結候乎、有志之者申合会社取結候乎等之方法取設候乎

一 同断又は町内村内從來無用之入費を省略し、相当積金出金等之方法取設候乎

一 教授者は相応之人物相撰み、其の区総戸長より申し出候へば、一応試験之上可差許、時宜により県庁より差向ケ候儀も可有之事

一 場所は新たに建立候へば、此の上もなき儀に候得共、入費相懸り迷惑に可有之、依而當分之所、相応之家屋敷借入候乎、又は寺院借入候乎、何れにても不苦候事

一 立校願出候節は、其の区内之絵図面并戸数人口学校入費備へ方之方法相添へ、区内各町村戸長連印総戸長奥印して可申立事

但し一町一村之私学私塾も同様之振合を以可願出、尤も活斗之為め一分一箇にて私塾相開候分は此の例に非ず、兼而布達之文部省規則に照準すべく事

一 開校之節は県庁官員出張、開校式可執行儀と可心得事

但し私学私塾相開候節は官員出張不致儀と心得事

一 年に一度或は両度、県庁官員出張、各校生徒検査いたし候事

但し私学私塾生徒も同様検査いたし候事

一 教則は県庁より可相渡事

一 追々は篤志寺院献金之内、勸業社利益金之内、其の他県庁別額方法之金等を以、各所学校入費何歩分を助力いたし遣はし候儀も可有之事

右之条々可相心得事

右管内江無洩相達する者也

明治六年二月八日 滋賀県令 松田道之

### (5) 「告諭管下人民」 明治六年二月

凡そ人、天地の間に生れ、抑も萬物の靈たるの天爵を有すれば、必ず其の天恩に答へずんばあるべからず。何にか、其の天恩に答ふと謂ふ。能く其の人たるの道を尽すや、何をか能く其の人たるの道を尽すと謂ふ。各々

其の職業を勉勵し、小は一身一家の事を謀り、大は国家の公益、世界の有用を謀るなり。而して之を為す、皆な其の智識を研き、其の方法を究めざれば難し。其の智識を研き、其の方法を究はむるは、則ち學問にあるなり。自古和漢此の民を教ゆる、必ず此の道を以てす。恐れ多くも、本朝歴帝の遺法、漢土聖賢の教に就て考ふれば、其の古への教の人事世態に切にして、其の天地の化育を助くるの至大なる、歴々觀るべし。然るに後世に至り、腐儒迂生出て漫に高尚迂遠の説を附会し、或は文華の流弊に陥り、徒らに詩を賦し文を作る等の事を是務め、世に向て傲然、則ち曰く、是學問の道也、聖賢の教也と。甚しき哉、歴帝の遺法、聖賢の教に背くや。

所謂學問は則ち否す、人間必用たる衣食住を離れざるものにして、一端を挙て之を謂へば、農は農事の學問、工は工業の學問、商は商法の學問と謂ふが如く、各々其の職其の業に就て必ず其の學問あり。則ち彼の智識を研き方法を究はめ、一身一家の事より国家の公益、世界の有用を謀るの大事業を起し、遂に萬世に美名を揚ぐるに至る也。況や当今文明進歩、世界萬國と比隣の交りを為し、凡そ百の學事、日新月盛の時に際せり。學ぶべきは、正に此の時也。

然るに、今の父兄たる者、眼前の愛に溺れ、其の子弟たる者をして遊惰に日月を送らせ、或は之を教ゆるも不文明不開化の職業に従事いたさせ、就中、女子へは専ら遊芸のみを教へ、動すれば淫哇の風儀に陥らしむる等之悪弊間々有之、開明の時節に不適のみならず、結局終身の損害と成る也。実に可恐可愼。

故に、之を教ゆるは父兄の責也、之を學ぶは子弟の責也、之を監督保護するは官の責也。此の三つの責、共に免るべからず。為に今数百の言を述べ懇々告示す。凡そ父兄子弟たる者、此の意を体し、前日の旧習を去り、日新の事業に注意し、専ら実用の學問に従事し、一日も怠ることなかれ。是管下一般各所に小学校を設くる所以也。

明治六年二月

滋賀県令 松田道之

(6) 「欧学校開校に付き入学希望者募集」の告諭 明治五年九月

凡そ子弟有之者、眼前之愛に溺れ遊惰に日を暮らさせ、仮令職業を教へ候とも旧來不開之業に従事いたさせ、就中、女の子へは専ら遊芸等而已を教へ、無用之事に日月を費やさせ候等之習弊有之。前途開明之時節に難適而已ならず、詰り終身之損害と相成候事にて候。

父兄為る者、此に注意いたし前日の旧習を去り、日新之事業に就かしめ候様目的を立、専ら學文に従事可為致候。尤も學文と申候ても、従前世に唱ふる所の徒に書を読み詩文を弄び高尚空理を研究する等之如き、無用なる事には無之。則ち農商工共、各其の業に就て、實用之學科あり。人間必用為る衣食住を不離者に付、右注意取違間敷。

依而、追て諸学校を設け、管下之子弟為る者へ教育行届候様可致筈に候。然る処、先ず差当り今般取立候、欧学校之義、教師之授業、凡そ左之通に候間、子弟有之向は可成入学可為致。右学校へは通學留舎とも望に任せ差許候義に付、仮令遠方之者為りとも差支へ無之筋と可相心得事。

当県欧米学校教師

独乙国人 エミル レーウエンスタイン氏

右欧州普通学科を教へ、就中、英仏獨蘭四國之語に熟し、且つ兼而商業學をも教授す。

同人妻

英吉利国人 メリー レーウエンスタイン氏  
右女生徒を教育し就中、英語に熟し女之手業を教授す。

右之通、管内江無洩相達する者也。

壬申九月

滋賀県庁

『廣瀬淡窓・咸宜園に学ぶ』を読んで

昭和女子大学元教授 中西 裕

淡窓研究会が咸宜園教育顕彰事業優秀賞を受賞した記念として発刊された標記論集（以下同書を「論集」と呼ぶ）を読んだ。評者は淡窓や咸宜園、あるいは近世の教育史にもまったく疎い者であるが、一気に通読して感銘を受け、少し気を入れて再読した。なにぶん素人であるからとんでもない読み違いもあるだろう。無知をさらけ出すのを恐れながら、感想文めいたものを記してみることにしたい。各論文の主旨とは異なった、単に評者が触発された一事に言及するのみになることもあろうと恐れるが、ご海容を願うばかりである。

扱われたテーマは予想を越えて幅広く、淡窓、咸宜園にとどまらず、旭荘はもちろん、咸宜園に学んだ人々に何かの形で関連する事象、あるいは同時代の人物に至る。まずはその多様性に驚かされた。それほどまでに敬愛された淡窓の姿が、いずれの論考の背景にも感じられる。

淡窓は一生を病に苦しんだ人物だった。（1）深町浩一郎（以下敬称略）「廣瀬淡窓の自省のことば」と（2）矢嶋道文『廣瀬淡窓日記』に見る病と薬」ではその事実が基礎にある。（1）では淡窓が日記に書き込んだ「宥座語」と称する座右銘を取出して、病勝ちだった淡窓が修養・養生に努めた様子が自省のことばにも反映されていると指摘する。眼疾のために大きな文字のみ読んだ淡窓は細かい註解や訓詁考証に惑わされることなく自己の「敬天思想」に到達することとなったとの指摘は興味深く、なるほどとうなずかされる。

（2）では、42歳を迎えた文政六年（一八二二）の日記から彼自身の病に関する事項を抜き出して見せる。毎日が病気との戦いであった淡窓だが、各医師への信頼感には厚薄があり、諫山安民、佐藤玄猷への信頼が厚い。薬の処方への懷疑から、与えられた六味地黄を自分の判断でやめてしまう態度への批判も漏らされ、淡窓の人間性が仄見える点、得難い研究であると感じた。

淡窓はどんな思想を持っていたのだろうか。ことに幕末の世情をどのように見て

いたのか。世の中を治めること、つまり経世については大きな関心を持っていた人物だと想像されるのだが、世情のにぎやかな当時の状況についてどう考えていたのかがもうひとつ明確でない。これは評者が彼の思想に暗いかもしれないのだが、吉田松陰を持ち出して比較するまでもなく、明確でない。そのことで歴史の表からは一步離れた存在に見える。キリリとしながら温顔にも見える肖像画がその確信をさらに強める。（3）西江錦史郎「廣瀬淡窓門下の尊王・攘夷・倒幕論の系譜」は門下生の思想を探っている。弟旭荘は特に大坂に出たからは尊王思想に傾き、さらに江戸出府して尊王家たちと交流することで尊王傾向をさらに強めていく。淡窓の門下には尊王攘夷思想を持つ者も多かった。羽倉簡堂はその立場を強く持つており、その門下からは多くの尊王家が出た。旭荘や月性はアヘン戦争後に西欧列強の中国植民地化に危機感を持ち、西欧諸国の歴史・地誌研究や日本の海防を主張し攘夷論を唱えた。ほかにも長三州、大村益次郎のような勤王倒幕の志士を生んだことが指摘される。淡窓の墓石に刻まれた文に答えた長三洲のことば「経世」に尊王攘夷を読み取る論者の鋭い感覚に、やはりそうかと賛同しながら、さらに淡窓の真意を知りたいとの思いを持った。

儒学が近世において大きな影響を持ったことは今さら喋々するまでもないのだが、近年どうやら儒学研究の世界で大きな発展が見られるらしい。近代日本への影響も見直しが行われている。評者には語る資格もないが、このところ刊行される書籍の広告などを見ると、そんな想像が膨らんでいた。その点について、（4）三溝博之「廣瀬淡窓と佐賀の文人・思想家」は言及していて、膝を打った。この論文では、淡窓、旭荘兄弟と草場佩川、船山父子との交流が論じられており、人的交流、情報交換のネットワーク研究の必要が唱えられている。当時の豪農が読書するために書物の貸借を行っていたことが読書史の研究の発展とともに解明されてきているが、九州にあっても同様の交流があり、幕末期においては交流の重要度が増していたと考えられる。その研究がますます必要だとの指摘がここでも見られる。（3）の論文とともに、今後さらに淡窓、咸宜園研究が進展する契機がそこにあるように思える。

貸借する書物のなかには当然写本とともに刊本もある。出版の世界に関わるこ

とに触れているのが(5)三澤勝己「廣瀬旭莊と菊池溪琴の交遊」であった。旭莊と溪琴との交流を探ると、両者には詩作をめぐってのそれがあるのみならず、須原屋茂兵衛を介しての交流が認められるという。溪琴の著書は『秀餐楼初集』を始めとして須原屋茂兵衛により出版されている。旭莊は溪琴の手紙を携えて『析玄』再刊の相談のために須原屋茂兵衛を訪ね。翌年になって、刊行が実現することになる。さらにはこれを機として、もう一人の茂兵衛河内屋に加えて須原屋からも淡窓・旭莊の著書が出版されている。そんな出版史をめぐるエピソードが明らかにされてはなはだ興味深い。さらに、両者の思いがけない関係の指摘にびっくりすることになる。なるほど栖原という土地にヒントがあったのかと、慧眼に敬服。

淡窓・旭莊や咸宜園の関係者についての研究も論集には見られる。(6)松野敏之「鳳鳴書院と楠本端山・碩水」では淡窓門下楠本碩水が扱われている。彼がたびたび訪れていた横井小楠を訪ねなくなった理由を探れば碩水の書院教育への考え方もわかるだろうとの意図による。碩水が小楠から遠ざかったのは権力に近づくのを避けたためと、小楠が洋学に変じたため、さらには素読や討論ばかりで論講を主としなかった教育方法への不満があったと指摘する。碩水は積奠、積菜、丁祭といった孔子など儒学の聖賢を祭る儀を嫌った。「孔子の道を奉ずるのみ」と述べて、学生たちが学問に取り組むことを重視した碩水の態度が明らかにされる。

淡窓と同時代の人物藍澤南城について論じた(7)村山敬三「藍澤南城『蟻蝨問答』考」では、この作の中から『老子』『莊子』その他の典籍の引用を抽出し、南城が塾生の指導を念頭に置き、漢学の素養を養うにとどまらない、人間教育の意図があったことが指摘される。この作が典拠とした漢籍について評者はまったく暗いためもあって、著者のあざやかな博搜の様に讚嘆するばかり。道家思想への興味を新たに示した。

明治5年につくられた「学制」は長三洲がつくったとされるが、それに協力した瓜生寅を採り上げたのが(8)向野康江「長三洲と協力した「学制」起草者の

模索の一端」である。瓜生の訳書『啓蒙智慧之環』等を基にした考察によって、三洲との交流の中に形象把握を学制に盛り込む上での試行錯誤の一端を垣間見ることが出来る。「野画」がどんな内容を示すかについては別稿に譲られているが、芸術的なものと比べて科学的あるいは美学的なものを指すことが示唆される。

別稿とは「野画」教科書となった『西画指南』の内容分析―原書『The Illustrated London Drawing-Book』(1)―(3)『茨城大学教育学部紀要(教育科学)』71号(2022.1 pp.187-206、207-224、225-240)を指すと想像される。機関リポジトリで閲覧可能であるが、評者は未読。門外漢としては、別稿を読む代わりに端的に明治初期に使われた「野画」の意味を知りたい。著者が別稿で研究対象とされた『西画指南』をあえて避け、代わりに少し後の時期のものであるが、駒野政和撰『野画法』(甘泉堂 明治12年12月3日版権免許、明治15年11月4日改題御届、同年12月出版。なお改題前の書名は『画学教授』だが、巻1はデジタルコレクションになし。 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/845630> 2022.7.25 最終閲覧)を見た。そこで前記『野画法』の冒頭を見ると、次の文言が見られる。「此法ハ総テ野線内ニ諸形ヲ畫クモノナリ故ニ許多ノ縦横線ニテ成ル細方形ノ朱野紙ヲ用井ルヲ常トス然レドモ若此野紙ヲ用井ザルトキハ墨線ニテ同上ノ野紙一葉ヲ製シ毎ニ白紙ノ下ニ布キ而シテ其白紙面ニ畫クベシ」抑此法ハ一般畫學ノ初歩ナレバ運筆ノ活用自在ナルヲ要ス」。これを要するに野線の引かれた内に図を描く、画学の初歩だということになる。著者が論集で想像したように、「野画」とは絵を描く際の科学的、実学的な側面に関わる基礎部分とでもいうことになるか。むしろ幾何学や測量にかかわるものだと判明し、著者の論がなお一層よくわかるように思えた。

漢学・漢詩を重んじた咸宜園出身永田道鱗の「自註詳解 日本千字文」を採り上げたのが(9)向野正弘「咸宜園門生の著した「千字文」型教材」である。分析によって漢学の基礎の上に「千字文」型教材の頂点とも言える特徴を持ち、日本のナショナルイメージを明確化する、書道教材を越えた教育の工夫がなされていることが示され、これまた思想上で見逃せない事実であることを確認できた。

(10)中島久夫「三洲と松菊」は著者がネットオークションで落札した、山田

顕義旧蔵になる長三洲直筆原稿「内閣顧問木戸公行述」の紹介であり、(11)中島久夫「校訂『木戸松菊公傳』」はその原稿に校訂を加えた全文である。どの雑誌に発表されたかが確認できないとのことであるから貴重な史料となる。三洲が木戸孝允をどう見ていたかを知る上で得難い。一読すると、木戸の清廉な身の振り方、事に当たつての概して穏当なその判断、そんな木戸を敬愛する三洲の筆が好ましい。著者は、この中に国家有機体論の萌芽が見られるものの、木戸の考えを叙しているのか三洲の考えなのかは判然としないと控えめに記している(p.122)が、この部分は木戸が提出した「町村会の速行并に国会開設に関する意見書」(木戸公伝記編纂所編『木戸孝允文書』第八 日本史籍協会 昭和6年所収のp.172。 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/infor:ndljp/pid/1920548> 2022.7.22 最終閲覧)であると考えられる。両者を比較してみると当該部分の各所が対応しており、木戸が展開している論が原稿の元資料となっていることが判明する。したがって木戸孝允の考えであるのが確実である。

清浦奎吾は咸宜園で廣瀨林外から漢学を学んだ。その清浦の誄は加藤虎之亮によつて書かれた。草稿が三種残つているところから、それらを比較したのが(12)川邊雄大「加藤虎之亮撰『清浦奎吾二賜フ誄』(草稿三種)について」。各方面の意見を入れながら文言が修正されていく様子が示されていて興味深い。

淡窓の敬愛者は古来多数にわたるが、森鷗外もその一人だったことを(13)穴井誠二「小倉日記」に見る、廣瀨淡窓への森鷗外の思慕」は教えてくれる。九州各地の墓地等への鷗外の訪問記録は通常1ページ前後であるのに、廣瀨家墓地については5ページを占めるという。これは鷗外が淡窓に強く関心と思慕を抱いていたからだと言者は説く。「九州の奥地に我が国最大の私塾が教育活動を行っていたという事実は、海外の学者から見れば、容易に信じがたい、驚異的な事実であろう」とのことばに深く頷く。

淡窓の漢詩が時期によつてどう評価されてきたかをたどつたのが(14)「本文では(15)一合山林太郎「廣瀨淡窓の詩と漢詩詞華集及び漢文教科書」である。

それぞれの詩がどの詞華集、教科書に収録されているかを緻密に調べ上げて分析している。結果として、明治前中期の詞華集は歴史を題材とした詩や教訓的な詩への志向が見られる、明治後期以降になると元寇を扱った「筑前城下作」が教科書に採用されたこともあってよく知られるようになった。当時の日露戦争や東アジアで起こつた戦争・緊張の時代環境がその背景にあると説かれる。時代とともに人の評価も変化してくるわけであり、淡窓の評価もまた時の経過によつて別の面が強調されることになるのを教えられる。

論集の巻末には(15)吉田博嗣「廣瀨淡窓・咸宜園の顕彰活動のあゆみ」および「思い」の部も収められていて、淡窓・咸宜園への敬愛の念が会の活動を支えてきたことが実感できる。廣瀨淡窓が志ある多くの人々から敬愛される人物であつたことがうかがわれて感動を覚える。その点で例えば適々齋塾の緒方洪庵と双壁である。ところが世間では洪庵に比べて淡窓の名は知られることが少ないのが残念だとの思いに駆られる。

淡窓・咸宜園については、鈴木理恵著『咸宜園教育の展開』(広島大学出版会2021)が近年刊行され、丹念に目を配つた研究史的記述に教えられることが多かった。著者によれば、先行研究の大きな問題点として、①咸宜園の役割説明がなされていない、②研究が江戸時代中心になつている、の2点を特に挙げている。また、私塾の蔵書説明が不十分であるとの別の研究者の見解を踏まえた上で、咸宜園の蔵書や塾内での書籍販売の実態が説明できなかつたことや、門下生が開いた「系譜塾」の説明も必要だと指摘している。

現在の研究では幕末の儒学状況や明治以後、日本の政治社会に与えた儒学の影響への見直しに注目が集まつていると言われる。そのあたりの事情については、評者は能力的に敬して遠ざけるしかないのが残念である。したがって、儒学が関わる点は専門家の方々におまかせするとして、鈴木理恵氏や、そこに引用された三澤勝己氏による研究史に刺激を受けて、淡窓について評者が今後個人的にどんなことを知りたいかを記してみる。

ひとつは幕末期にたくさんあつた私塾の中での咸宜園教育の特殊性と普遍性についてである。咸宜園教育の特色とされる「三奪法」、「月旦評」とそれを基にした等級の決定はある意味では普遍的なもののようにも思えるのだが、あまたあつ

た各地の私塾でのそれらとの比較研究はさほど多くないように見える。この点はさらに知りたいところである。また、鈴木氏が指摘する咸宜園の蔵書の様子は大きいに興味がある。さらには淡窓の人となりについてはそれ以上に興味を持つ。とりわけ日柳燕石との交流など、何が出てくるかわからない面白さがありそうである。

ともかくも、そんな思いを自覚する契機をつくっていただいたこの論集と著者の方々に深く感謝し、また妄言を多謝しておわび申し上げる次第である。

# 廣瀬淡窓・咸宜園 に学ぶ

—咸宜園教育顕彰事業優秀賞受賞記念誌—

淡窓研究会  
2021.3

記念誌表紙

# 廣瀬淡窓・咸宜園に学ぶ

—咸宜園教育顕彰事業優秀賞受賞記念誌—

廣瀬 和典：序文

## 【研究の部】

### I. 廣瀬淡窓と咸宜園ネットワーク

深町浩一郎：廣瀬淡窓の自著のことば—「有産語」について—  
矢崎 蓮文：『廣瀬淡窓日記』にみる病と薬—文政六年(1823)「逸思庵日記」より—  
西江錦太郎：廣瀬淡窓門下の尊王・攘夷・明義論の系譜  
三浦 博之：廣瀬淡窓と佐賀の文人・思想家  
三浦 博己：廣瀬進荘と菊池英學の交遊

### II. 咸宜園と咸宜園を取り巻く教育・文化活動

松野 敬之：鳳鳴書院と桐本権山・琢水  
村山 敬二：養澤南城「幾翁問答」考  
向野 康正：長三瀬と協力した「字制」起草者の検討—端一重生實の訳注『俗家習慧之類』の形象記述論を手掛かりに—  
向野 正弘：咸宜園門生の著した「千字文」型教材—糸田道純(栲船)著『自註詳解 日本千字文』の紹介と考察—

### III. 幕末・明治維新を生きた咸宜園門下生

中島 久夫：三瀬と松葉—長三瀬著「内閣顧問水戸公行述」に寄せて—  
中島 久夫：校訂「水戸松葉公傳」—長三瀬著「内閣顧問水戸公行述」翻刻—  
川邊 雄大：加藤虎之亮稿「清浦幸吾三鶴ヲ詠」（幕稿三稿）について

### IV. 淡窓・咸宜園への恩慕と現代的顕彰活動

穴井 誠二：「小倉日記」に見る、廣瀬淡窓への春陽外の恩慕—附「現代語訳・小倉日記」(日田・廣瀬家訪問記録抜粋)—  
合山林太郎：廣瀬淡窓の詩と漢詩詞筆墨及び漢文教科書—「桂林荘雜詠、承緒牛」「筑前城下作」はいかにして名詩となったか—  
吉田 研司：廣瀬淡窓・咸宜園の顕彰活動のあゆみ—日田市の取組みを中心に—  
【思いの部】  
中島 龍彦：体験（見て・感じた）した災害を、後世に生かす事こそ私たちの使命  
籠田 秀典：廣瀬淡窓と長福寺  
清浦 泰明：「立志の道を歩こう」事業—今も生きる学びの線、咸宜園—  
三浦 博己：田中基代先生の思い出  
川邊 雄大：淡窓研究会と私  
松川 秀人：淡窓研究会と私  
向野 正弘：「学びの主体者を育成する学びの共同体」への確信—根澤節『校長の教育道』に見る「主体の誇」の意義—

淡窓研究会  
2021.3

記念誌裏表紙

## 教育遺産を歩く(四)

### 6. 旧崇広堂

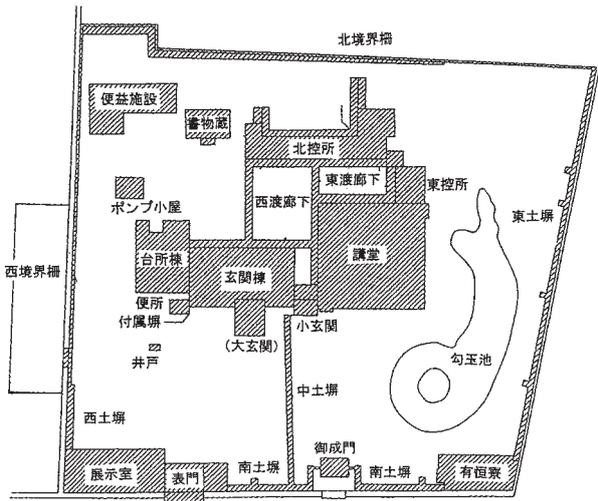
#### 【沿革・概要】

崇広堂は、伊勢国津藩第一〇代藩主である藤堂高兌<sup>たかざわ</sup>によって、伊賀・大和・山城の領地に住む子弟を教育するため、藩校・有造館の支校として文政四年(一八二二)に設立された。崇広堂の名称は、中国の「書経」周官の中の「功崇惟志、業廣惟勤(功の崇きを惟志し、業の廣きを惟勤む)」の一節から取ったものである。

上野城跡の南西側に建てられ、創建時は講堂などの建物を中心とする文場(文教場)のみであったが、後に文場の西側に馬術・槍術・柔術などの練武場・兵学寮からなる武場が設けられた。

嘉永七年(一八五四)には、伊賀地方を中心とした大地震(安政の伊賀地震)により、講堂を除く多くの建物が損壊したが、翌年から復旧が開始された。復旧後の元治元年(一八六四)には、敷地の東を文場、溝を挟んで西側は武場とした図が残されている。この時の敷地面積は約二六三五坪(八六九五平米)、建物面積は七七〇坪(二五四一平米)であった。

明治時代になると崇広堂は廃され、私立上野義学校が設置された。その後、近代的な教育制度が整備されていく過程で何度か名称変更され、明治三八年(一九〇五)からは阿山郡立図書館となり、昭和五八年(一九八三)まで利用された。その間、昭和五年(一九三〇)には、国史跡に指定、平成六年(一九九四)に追加指定されている。



旧崇広堂・現在の配置図(旧崇広堂リーフレットより転載)

#### 【現存する建造物】

旧崇広堂に現存する建造物は、講堂、御成門、表門、有恒寮、小玄閣(御成玄閣)、玄閣棟(母屋、玄閣)、台所棟がある。

講堂：創建時のものである。七間四面の入母屋造で、文政四年(一八二二)の棟札が残されている。

御成門：創建時のものである。明治二九年(一八九六)に敷地東側から南側に移築された。

表門：創建時のものである。ベンガラ塗りの通称「赤門」は、通用門として使用されてきた。

有恒寮：東側の道路に面して建てられていた思齋舎を明治時代に移築したものである。

小玄閣：御成玄閣、創建当時のものである。二年に一度、藩主が訪れる際には東方にあった御成門から講堂前を通り、玄閣から西側の廊下を経て、北控所で休息したと考えられている。

玄閣棟：創建時のものである。正面に入母屋造の式台玄閣を持ち、教師の控室や台所頭など事務職の部屋として使われていた。文政三年(一八二〇)の祈禱札が残っている。

台所棟：発掘調査の成果をもとに、創建当時の姿に拡張・復元したものである。

#### 【参考資料】

国史跡旧崇広堂リーフレット 公益財団法人伊賀市文化都市協会

#### 【所在地】

三重県伊賀市上野丸之内七八番地の一

#### 【利用案内】

開館時間 午前九時～午後四時三〇分

休館日 毎週火曜日(ただし祝日は開館)、年末年始(十二月二九日～一月三日)

#### 【問い合わせ先】

公益財団法人伊賀市文化都市協会

郵便番号 五一八・〇八〇九 三重県伊賀市西明寺三三四〇の二

電話番号 〇五九五・二二・〇五一



表門



御成門



講堂



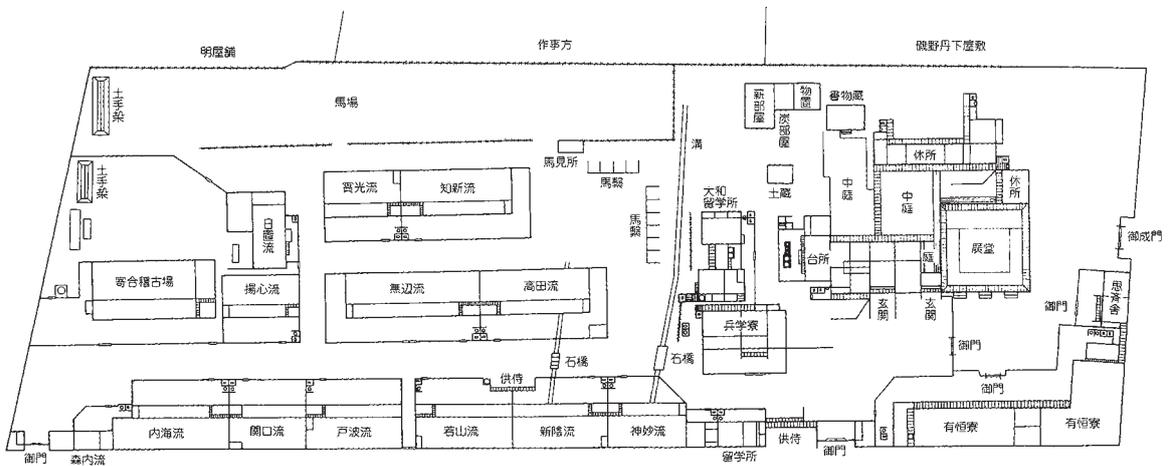
「有恒寮」扁額



有恒寮



「崇廣堂」扁額



旧崇広堂・藩校時代の配置図 (旧崇廣堂リーフレットより転載)

## 7. 進徳館

### 【沿革・概要】

進徳館は、砲術家阪本天山の実学主義に端を発し、教えを継いだ藩儒中村元起の進言により八代藩主内藤頼直によって設立された高遠藩の藩校である。万延元年（一八六〇）の開校は、信濃の各藩のなかでもかなり遅いものである。

進徳館の名称は、昌平坂学問所の林大学頭学齋によって命名され、易経にある「君子は進徳脩業、忠信は徳の進む所以なり」という言葉からとったと言われている。進徳館の教育は実学を基本とし、漢学以外にも和学（歴史）・算学・洋学が教えられ、さらに武学部にて多彩な武術が教授された。それを示すように藩校敷地内には道場も設置されていた。また、江戸の昌平坂学問所に倣って、聖廟が設けられ、五聖像が祀られた。

明治五年（一八七二）に進徳館は廃止され、翌明治六年（一八七三）の学制発布により、建物が小学校として使用され、「進徳校」と呼ばれた。明治十九年（一八八六）には他の学校と合併し、進徳館の建物は教育機関としての機能を終えた。

進徳館では五〇〇人ほどが学び、藩をあげて、学問へ取り組んだことにより、近代の教育界を支えた人材を多く輩出した。それは進徳館の教育方針である実学重視の教育によって実績を上げ、長野県内では北の「松代」、南の「高遠」といわれるほど、近代教育の礎を築いた。

### 【進徳館の教育】

進徳館では、八歳から二五歳までの藩士の子弟のほとんどが学び、八歳から一五歳までが幼年部、一六から二五歳までが中年部で学んだ。一七歳以上は希望があれば、校内に設けられた寄宿舎に入ることができた。その経費については、食糧費以外は全て藩費により賄われていた。

進徳館の教えは朱子学・昌平校派を受けていたが、その中心は徂徠学派であった。文学部では儒学（四書五経・史記・左氏文選）、漢学、医学、筆学、習礼、歴史に加え、和学、算学、洋学を学んだ。武学部では馬術、槍術、砲術、剣術、棒術、弓術、体術、柔術、遊泳術、太鼓、軍学に加え、西洋式の兵式訓練も行われていた。

### 【蔵書の利用と輪講】

進徳館では開校時より八〇〇部・五千冊余りの蔵書を備え、開校後も数百冊ずつが藩から与えられ、総数は七千冊を数えた。生徒たちはこれらの蔵書を自由に読むことができ、学力を高めていったと考えられる。

また、蔵書の利用と合わせて、生徒の学力や識見を高めたものに輪講がある。輪講は生徒の一人が経書の一部を講義し、それをもとに質疑、議論を行うことから、十分に内容を理解する必要があり、思考力を養うために有効なものであった。

### 【進徳館の建物】

進徳館の建物は家老の空き屋敷を利用、増築を行い、活用していた。建物は茅葺きの平屋八棟造りで珍しい構造であったといわれている。建物内部には教場や生徒控所、寄宿寮とともに聖廟があった。このほか敷地内には槍術や剣術を学ぶための稽古所も設けられていた。

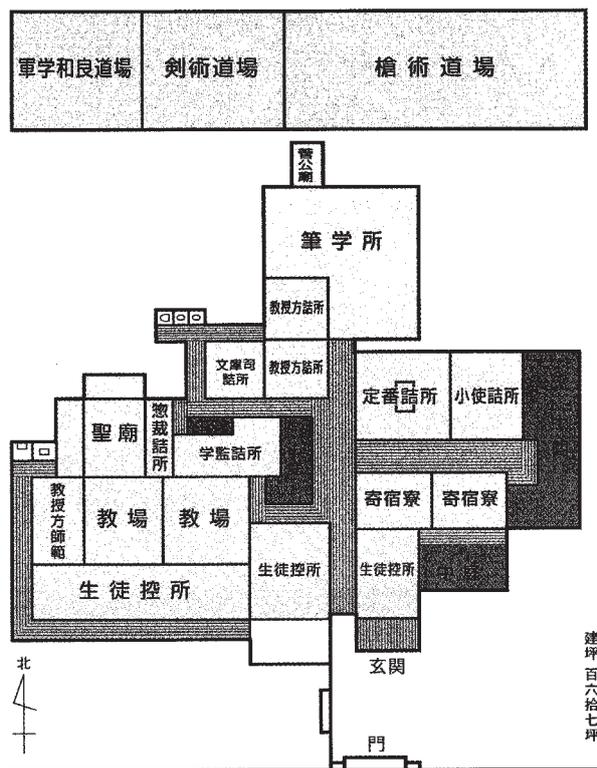
### 【進徳館の出身者】

中村弥六 安政元年（一八五四）～昭和四年（一九二九）

明治時代・大正時代の森林学者、政治家。明治二年（一八六九）に上京、安井息軒に師事し、翌年開成学校で学んだ。明治二年（一八七九）にドイツに留学し、森林学を学び、帰国後は山林学校の教授となった。明治十七年（一八八四）には御料林制定に関する意見書を岩倉具視に提出した。明治三年（一八九〇）から明治四五年（一九一二）まで衆議院議員を務め、その間、明治三年（一八九九）には林学博士となる。

伊澤修二 嘉永四年（一八五二）～大正六年（一九一七）

明治時代・大正時代の教育家。特に音楽教育と吃音矯正の先駆的存在である。明治七年（一八七四）に愛知師範学校長となり、翌年にはアメリカに留学し、ハーバード大学などで教育学や理化学を学んだ。帰国後は東京師範学校長などを歴任。その後教育行政官として、教員養成、体育・音楽教育、盲啞教育などに携わり、明治三年（一八九〇）には東京音楽学校長や東京盲啞学校長に就任した。その後、貴族院議員や高等教育会議議員を歴任した。明治三年（一九〇〇）、病気のために退官した後、吃音矯正の社会事業に着手し、その活動に晩年を捧げた。



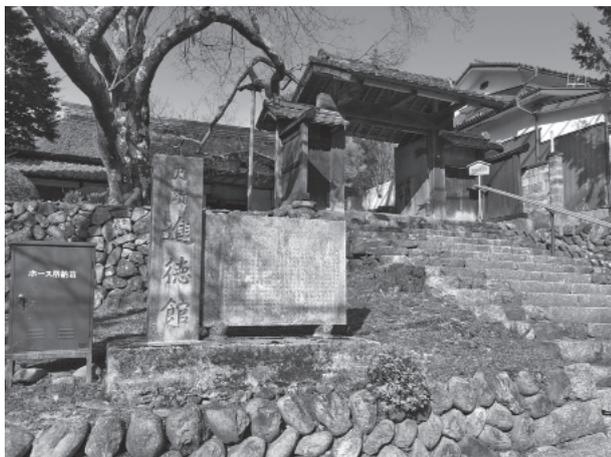
進徳館創建時の間取り図（リーフレットより転載）

【参考資料】  
 高遠藩校進徳館リーフレット及びホームページ掲載資料 伊那市教育委員会  
 国史大辞典 吉川弘文館

【所在地】  
 長野県伊那市高遠町東高遠二〇〇七番地

【利用案内】  
 開館時間 午前八時三〇分～午後五時  
 休館日 なし（ただし、燻蒸作業や貸切行事等のある場合は入場を制限する場合があります）

【問い合わせ先】  
 伊那市教育委員会生涯学習課高遠教育振興係  
 郵便番号 三九六・〇二二一 長野県伊那市高遠町西高遠八一〇番地一  
 電話番号 〇二六五・九四・二五五七



進徳館入口



進徳館教授玄関



進徳館外観



進徳館外観

## 8. 敬業館<sup>けいぎょうかん</sup>

### 【沿革・概要】

寛政六年（一七九四）林田藩七代藩主・建部政賢は、陣屋のある南麓に藩校「敬業館」を設立した。「敬業館」の扁額は寛政の改革で知られる松平定信が揮毫している。講堂大広間左奥に掲げられている寛政六年「林田建学記」の扁額、寛政一二年（一八〇〇）藩主建部政賢による校訓ともいうべき「示」（朱熹による白鹿洞書院学規の引用）の扁額が残されている。このほか、教授を務めた現在の姫路市網干出身の河野鉄兜の書などが掲示されていた。鉄兜は、嘉永四年（一八五二）に林田藩に仕え、のちに弟・東馬とともに九州・中国へ遊学し、廣瀬淡窓・咸宜園を訪ね、廣瀬旭荘とも交流を持っている。敬業館の教育の特徴は、当時としては珍しい「士庶共学」であった。士族の子弟は八歳になると必ず入学し、一六歳になると卒業したが、庶民の希望者にも入学を許可した。一六歳以上の者でも公務の余暇には修業することが認められていた。

敬業館は明治になって廃藩とともに廃校となり、小学校や村役場、戦後は公民館としても利用された。明治三五年（一九〇二）林田尋常小学校となる時、講堂以外の建物が取り壊された。明治四二年（一九〇九）館内に林田文庫が附設され、当初の蔵書は現在姫路市が所蔵している。その後、昭和三八年（一九六三）まで林田村役場として使用され、その後十数メートル西の現在地に移されて公民館として使用されていたが、昭和五四年（一九七九）に旧状に修復され、兵庫県下に残る唯一の藩校の遺構として、平成四年（一九九二）に市指定の文化財となった。

### 【敬業館の建物】

藩校の建物として聖廟や練武場などがあったが、現存しているのは講堂のみである。講堂は、南向きで入母屋造りとなっており、規模は五二坪（約一七二平方メートル）である。表玄関を三か所併置し、西にいくに従い形式を簡略化している。それぞれ藩主専用の玄関・教授用・学生らが利用した出入口とされている。武家の格式などによる使い分けであり、内部も大広間と東側三室に長押を廻して格付けされている。

管理・公開は、近隣する大庄屋であった旧三木家住宅（兵庫県指定有形文化財）と同じ管理者（地元のNPO法人新風林田）が行っている。また、姫路市教育委員会が平成一六年から文化財の周知と活用を図るため、講堂において市民を対象

にした公開講座（「敬業館講座」）を開催している。

### 【参考資料】

『姫路市史』第四卷（姫路市史編集専門委員会編・二〇〇九）  
『林田の歴史』（出口隆一著・二〇〇六）  
林田藩校敬業館講堂リーフレット

【所在地】 兵庫県姫路市林田町林田一三

### 【利用案内】

開館時間 午前一〇時～午後四時

公開日 日曜日・祝日。但し、年末年始（十二月二十九日～一月三日）は休館

### 【問い合わせ先】

林田大庄屋旧三木家住宅管理事務所（特定非営利法人新風林田）  
郵便番号 六七九・四二〇三 兵庫県姫路市林田町中構七四  
電話番号 〇七九・二六一・二三三八（三木家公開日のみ対応）



敬業館外観



敬業館扁額



敬業館内観

附・【稲香村舎・誠塾】

姫路市の山陽電鉄山陽網干駅の近くに所在する河野鉄兜の弟・東馬が開設した私塾跡である。明治元年（一八六八）に「稲香村舎」と名付けられ、明治二二年（一八八九）に「誠塾」と改称された。ここを卒業した者は約五〇〇名と言われ、大正・昭和初期・揖保郡南部地域の要職は誠塾卒業生で占められたほど優秀な人材を育成し、輩出した。昭和三年（一九四八）にはここで「網干農学塾」が開設され、農業技術・一般教養・和洋裁・茶華道が教授されたが、昭和三八年（一九六三）に閉塾した。

建物は農家形式である左右三室前後二室の六間取りを基本とするが、土間幅が狭く、前後二室の床付きの座敷、表座敷の床横の構えなどに私塾の形式をみることができる。玄関は二間幅をとり式台形式とせず上がり台形式である。

昭和五三年（一九七八）に河野家から網干史談会が買い受け、姫路市の補助を受けて修復の上、市へ寄贈。平成四年（一九九二）に姫路市の重要有形文化財の指定を受けた。現在は、第一・第三日曜日に網干史談会が公開を行っている。

誠塾には、塾とは直接関係ないが、姫路市に隣接する、たつの市出身の「股野藍田」（俣野琢）の扁額が掲示されていた。網干史談会によると、散逸する恐れがあったため、預かっているものであるという。

この股野藍田に関して、『龍野市史』によると、股野（俣野）家は代々龍野藩の藩儒を務めた家柄であり、俣野龍溪（貞七）の子・玉川（才助）、その長子・順軒（資源・嘉善）は藩儒、孫・達軒（景質・五郎作）は藩学助教として活躍し、また、俣野氏は龍野藩内の自邸に家塾「幽蘭堂」を設け、藩内外の子弟の教育にあたった。曾孫（達軒の長男）が藍田（琢・玉太郎）である。

一方、咸宜園入門簿に、「慶応四年（一八六八）六月四日 播州龍野 俣野五郎作 倅二一歳 俣野忠三郎 紹介 筑後屋圓造 小川哲之助」と記された人物があり、「俣野五郎作の倅」（俣野達軒の子）であることがわかる。藍田は天保九年（一八三八）生まれであることから、慶応四年は数えて三一歳となり、忠三郎の二一歳とは異なる。このことから、おそらく忠三郎は藍田の弟にあたると思われる。入門簿では、忠三郎は他の数名の入門生の紹介者にもなっている。また「新来監」（新人生の指導・世話役）の職にあつた塾生の氏名が咸宜園入門簿の裏面に記されているが、その一冊に忠三郎の名を見ることができ、忠三郎は明治三年（一八七〇）七月の月日評で七級下に進み、権舎長に任じられている。（大塚富吉『咸宜園入門百家小傳』大分県郷土文化研究会、一九四九）「林外日記」にもたびたび登場しており、当時の咸宜園において主要な塾生の一人であつたことがわかる。また、「林外日記」明治二年（一八六九）五月一六日条に、「俣野玉太郎 東至」とあり、玉太郎つまり藍田からの手紙を林外が受け取っている。さらに、明治三年閏一月一日には「俣野父子東至」とあり、この年の七月一日に忠三郎が大帰（卒塾）していることから、こちらは達軒と忠三郎からの手紙かもしれない。

『龍野市史』によると、俣野達軒には、琢・景弼・潜の三子があり、琢（号藍田）は明治政府に仕え、のちに宮内省書記官・帝室博物館（現東京国立博物館）総長、内大臣秘書官長を歴任し、詩家としても才能を認めたとある。森春濤編『東京才人絶句』（一八七五刊）、高橋易直編『明治詩抄』（一八七八刊）、谷喬編『明治百二十家絶句』（一八八二刊）などに彼の詩は採録されている。琢の次弟である景弼は長尾家を継ぎ、東京銀座で明治五年（一八七二）に博聞社という出版社

を創業し、潜もこれを助けたという。博聞社は明治前期の巨大出版社であり、三男の俣野潜が忠三郎のことであろうか。

このほか、たつの市出身の門下生である武内維積（揆一郎）は、河野鉄兜に学び、咸宜園でも学んだ人物として知られ、のちに佐賀県知事となった。明治四年四月、明治四年一〇月の月旦評では、その最上位に氏名が見られる。『龍野市史』によると、日山村の人で、林田藩儒河野鉄兜に学んだが、一八七二年宮崎裁判所判事、七七年千葉県一等警部、八〇年大審院検事などを経たとある。また、俣野藍田（琢）とも親交があったという。

【参考資料】

『網干町史』（川嶋右次・藤本槌重編・一九五二）

『龍野市史』第二卷（龍野市史編纂専門委員会編・一九八二）

『龍野市史』第三卷（龍野市史編纂専門委員会編・一九八五）

稲岡勝「長尾景弼・股野兄弟と博文社」（『都留文科大学研究紀要』六三号・二〇〇六）

稲香村舎 誠塾 リーフレット

【所在地】

兵庫県姫路市網干区在在家一三九六

【利用案内】

開館時間 午前一〇時～午後四時

公開日 第一・第三日曜（網干史談会による公開）

【問い合わせ先】

姫路市教育委員会事務局生涯学習部文化財課

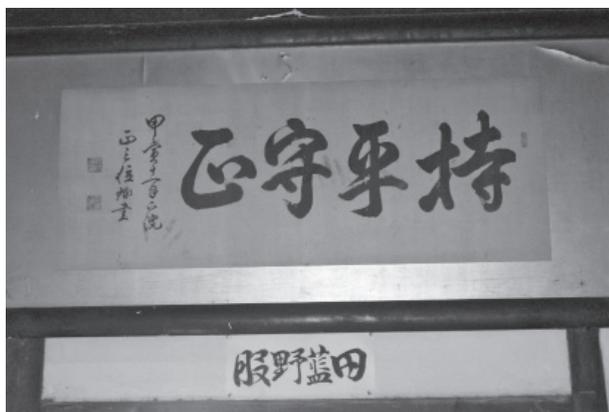
郵便番号 六七〇・〇九五五

兵庫県姫路市安田四丁目一

電話番号 〇七九・二二二・二七八六



誠塾石碑



股野藍田の書



誠塾外観



誠塾内観



誠塾扁額

## 【沿革・概要】

天明六年（一七八六）、福山藩において藩士の教育を目的として城西の堀端に、阿部家四代藩主である正倫（まことむね）によって藩校「弘道館」が創設された。弘道館教育は漢学中心で、寛政末年には医師に対しての講義が行われるようになった。藩士の出欠は自由であったため、学館への出席はあまりかんばしくなかった。このような弘道館教育の不振について藩当局もさまざまな形で対策を講じた。触れ書による文武の奨励、優秀な者は他国へ遊学させ、教育内容の充実のために民間から学者を登用したりした。

嘉永初年、藩士浜田章吉は、藩学を興起し、学生を改革して人材登用の道を講ずべきと建白した。儒員らの建策もあつて、弘道館における武士教育の反省に立ち、七代藩主正弘は外国の圧力に対処できる人材養成を目的として安政元年（一八五四）、弘道館を廃止し、江戸と福山に藩校「誠之館」を建設した。弘道館の名称は水戸家をはばかつてやめ、誠之館と命名された。これは中庸の「誠者天之道也、誠之者人之道也（誠は天の道なり、之れを誠にするは人の道なり）」からとつたものである。

翌年、西町道三口（しづきみちさんこう）（現・霞町中央公園付近）に開校。国学・洋学・医学・数学・兵学などを学科に加え、試験制度を取り入れた仕進法（ししんぽう）を実施するなど、正弘の採用した革新的な教育制度は全国にも類を見ないものだった。従来家中の嫡子が一七歳になると、江戸表は一三二人扶持で召し出され、福山は二人扶持で召し出されて、二〇歳になればさらに一〇石与えられるという定めとなつており、才能の吟味といふことはなかったが、仕進法の導入により、武士の子弟に学館で相当の能力をつけさせた後、一定限の石高・扶持米を支給するようにした。世襲制を崩さずに、教育の成果をとりいれて人材を育成し、教育が武士にとつて必要であることを自覚させようとした。

一〇代藩主正桓（まことかみ）は明治元年（一八六八）から一般庶民にも入学を認めるなど新時代に即応する改革を行った。明治五年（一八七二）、藩校としての使命を終え、誠之館は閉校を迎えることになる。現在の福山市中央公園に「誠之館址」の石碑が残されている。

## 【誠之館の建物】

現存する建物の構造は、木造平屋建、入母屋造、棧瓦葺、建築面積七三・四平方メートル。安政二年（一八五五）福山藩の藩校として西町道三口（現・霞町中央公園付近）に開校された時の玄関部分と昭和八年（一九三三）三吉町（みやじま）（現・県合同庁舎敷地）に移築された時に増築された主屋を組み合わせたものである。唐破風の玄関と入母屋造りの主屋が巧みに融合しており、当時の造形の規範となるものとされる。この建物は、昭和四四年（一九六九）に現在の福山誠之館高等学校敷地内に記念館（国登録有形文化財）として移築されている。

このほか、福山市立中央図書館において、福山周辺の咸宜園門下生について地元郷土史料等から調査を行った。

咸宜園門下生のうち、現在の広島県府中市出身の五弓豊太郎（一八二三—一八八六）は、五弓雪窓とも呼ばれ、一七歳で大阪の後藤松陰（ごとうしょういん）に学び、のちに廣瀬旭荘に学んでいる。その後江戸に出て昌平黌の依田匠里や林祭酒の塾で歴史学を修めた。史料集である「事実文編」一一七冊を編集し、この史料をもとにして「三備史略」・「文恭公実録」・「樂翁公行実」・「星巖年譜政記存疑」・「福山管内地理略」など多数の本を著述している。帰国後、文久三年（一八六三）誠之館出仕を命ぜられ、毎月六日に歴史学を教授した。安政三年（一八五六）に家塾を開き、明治元年（一八六八）藩に小学校教育を提唱し、翌二年「府中郷黌」開設し、誠之館の分校とした。明治五年（一八七二）の学制頒布で郷黌が小学校となつたため、ふたたび家塾を開いて晚香館（ばんかうかん）と名付けた。明治七年（一八七四）、政府から史官に任命され、七月に太政官正院歴史課に奉職して、歴史書の編纂に力を尽くした。

また、福山市では神辺（かんなべ）の菅茶山の開いた家塾「廉塾」が著名であり、福山藩の郷校として認可されたからは、神辺学問所とも郷塾とも称された。茶山は淡窓・旭荘とも交流があったことが知られている。

## 【参考資料】『福山市史』中巻（福山市史編纂会編・一九九三）

『福山市史』下巻（福山市史編纂会編・一九七八）

【所在地】誠之館址石碑 広島県福山市霞町福山市中央公園内

福山誠之館高等学校記念館 福山市木之庄町

【利用案内】

入館料 無料（外観自由）

公開日 平日

見学希望者は事前に学校へ申し込んだうえで、見学当日に学校受付へ申し出る。

【問合せ先】福山誠之館高等学校

電話 〇八四一九二二一〇〇八五

福山誠之館同窓会 事務局・歴史資料室

電話 〇八四一九九一一一五六〇

〒七二〇・〇〇八二 広島県福山市木之庄町六丁目一・一



誠之館外観



誠之館址碑



誠之館扁額



誠之館御諭書



誠之館之記



## I . 教育普及事業

### 1. 展示事業

#### (1) 常設展

期 間：令和3年5月25日（火）～10月5日（火）

内 容：廣瀬淡窓と咸宜園をテーマに日田市が所蔵する咸宜園関係史料を中心に展示した。

協 力：公益財団法人廣瀬資料館

展示品：令和3年度は2回の展示入替えを行い、新たな資料の公開を行った。

廣瀬淡窓書「鶴」掛軸

廣瀬淡窓書「桂林荘雜詠諸生に示す四首  
其二 休道之詩」

平野五岳書「馬城驟雨」掛軸

#### (2) 「日田養育館記念碑」関連展示

期 間：令和3年7月1日（木）～10月5日（火）

内 容：大原八幡宮境内に建立された「日田養育館記念碑」の説明板を設置したのに合わせて（4頁参照）、碑文の元となった資料等の展示を行った。

展示品：清浦奎吾書「徳政化俗」扁額

渋沢栄一書「松方正義碑文」掛軸

松方正義書「日田養育館址」掛軸



「日田養育館記念碑」と説明板

#### (3) 秋季企画展「咸宜園の門下生」

期 間：令和3年10月7日（木）～令和4年1月11日（火）

内 容：本企画展は公開講座と連動した「咸宜園の門下生」をテーマとして下記展示趣旨のもと、日田郡出身門下生の動向（出身地・入門年齢等）を分析した内容や著名な門下生の紹介と関連資料の展示を行った。

##### 【展示趣旨】

咸宜園には廣瀬淡窓先生がその前身である長福寺学寮で塾を開いて以来、約90年間にわたって全国から約5,000人が学びにやってきた。

門下生たちは、高い志を持って咸宜園で学び、規律の厳しい生活を過ごした。卒業後は、郷里に帰って塾を開き、咸宜園の教育方法を広めた人、医学を学ぶために蘭学塾や医学塾へ進学した人、画家や文学者、経世家など様々な分野で

活躍した人材を輩出した。

さらに明治時代になると、新政府が有能な人材を登用しようとする中、多くの咸宜園門下生が官職に就き、中央政府だけでなく、地方自治の発展に寄与した人物もいた。

本展では、これらの咸宜園門下生のうち、歴史上、特に名を残す「廣瀬旭荘」、「大村益次郎」、「清浦奎吾」、「長三洲」について、入門のいきさつや塾でのエピソード、卒業後の業績等を紹介し、関連資料を展示するものである。

日田郡出身の門下生

（中村元雄・平野五岳・高木豊水・廣瀬久兵衛）

廣瀬旭荘・大村益次郎・清浦奎吾・長三洲

展示品：廣瀬旭荘書「高津看雪」掛軸

清浦奎吾書「秋風庵」「徳政化俗」扁額

清浦奎吾著「奎堂詩存」和本

長三洲著「初学仮名帖」和本

石井南橋・長三洲・梅村古雪「寄書」扁額

及び関連パネル

#### (4) 春季企画展「咸宜園教育研究センター新収蔵品展」

会 期：令和4年2月17日（木）～5月5日（木）

内 容：令和3年度中に寄贈・寄託を受けた資料を中心に展示を行った。

展示品：廣瀬家関係書簡（5点）

長梅外書掛軸

（以上令和3年度寄贈）

廣瀬淡窓書簡（軸装）個人蔵

廣瀬旭荘書掛軸 個人蔵

帆足杏雨画掛軸 個人蔵

（以上令和3年度寄託）



令和4年（令和3年度）春季企画展ポスター

## 2. 講座・講演会・イベント等

### (1) 講座

①世界遺産推進室・咸宜園教育研究センター公開講座 全8回

(前期「日本遺産を歩く」3回、後期「咸宜園の門下生」5回) 参加者数 延べ262名

講座	開催日	演題・講師	場所	参加者
第1回	令和3年 7月29日(木)	「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」 長崎市商工部長 田中 洋一 氏	市役所7階 大会議室	51名
第2回	8月5日(木)	「八代を創造した石工たちの軌跡 ～石工の郷に息づく石造りのレガシー～」 八代市経済文化交流部文化振興課文化財係 村田 仁志 氏	市役所7階 大会議室	27名
第3回	11月4日(木)	「日本磁器のふるさと 肥前～百花繚乱のやきもの散歩～」 佐賀県文化・スポーツ交流局文化課施設・歴史資産担当 植松 隆 氏	市役所7階 大会議室	32名
第4回	9月30日(木)	「淡窓・咸宜園と九州の私塾のネットワーク」 咸宜園教育研究センター名誉館長 後藤 宗俊 氏	市役所7階 大会議室	38名
第5回	10月14日(木)	「廣瀬旭荘の人と生涯」 元大分県立歴史博物館館長 深町 浩一郎 氏	市役所7階 大会議室	32名
第6回	10月28日(木)	「幕末長州藩と大村益次郎」 長崎大学准教授 田口 由香 氏	市役所7階 大会議室 (リモート)	28名
第7回	11月11日(木)	「明治憲法下の立憲主義者 清浦奎吾」 慶應義塾大学名誉教授 小野 修三 氏	パトリア日田 小ホール	32名
第8回	11月25日(木)	「幕末維新期における長三洲と咸宜園門下生 - 松本白華を例として -」 日本文化大学専任講師 川邊 雄大 氏	市役所7階 大会議室 (リモート)	22名



講師 後藤 宗俊 氏



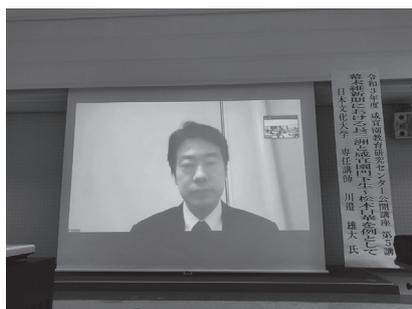
講師 深町 浩一郎 氏



講師 田口 由香 氏



講師 小野 修三 氏



講師 川邊 雄大 氏



聴講風景

②咸宜園平成門下生講座 対象：咸宜園平成門下生之会（令和3年度末現在、会員数213名）参加者数 延べ61名

講座	開催日	演題・講師等	場所	参加者
第1回	令和3年 7月29日（木）	「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」 長崎市商工部長 田中 洋一 氏	市役所7階 大会議室	30名
第2回	8月5日（木）	「八代を創造した石工たちの軌跡 ～石工の郷に息づく石造りのレガシー～」 八代市経済文化交流部文化振興課文化財係 村田 仁志 氏	市役所7階 大会議室	11名
第3回	11月4日（木）	「日本磁器のふるさと 肥前～百花繚乱のやきもの散歩～」 佐賀県教文化・スポーツ交流局文化課施設・歴史資産担当 植松 隆 氏	市役所7階 大会議室	20名
第4回	令和4年2月 （予定）	未決定 （世界遺産または日本遺産の見学や講演会の聴講等）	バス研修	新型コロナ 感染症拡大 防止のため 中止

※参加者数は、公開講座の全参加者数のうち、咸宜園平成門下生之会の会員数。

## (2) その他

咸宜園平成門下生之会会員による「咸宜園交流事業サポーター」協力事業（登録者 27名）

## (3) 交流・教育普及事業

①東明館中学校1年生「咸宜園研修」（新入学生を対象）

◇期 日：令和3年12月9日（木） 42名

②第19回「立志の道を歩こう」（熊本県山鹿市が主催する日田市との交流事業）

◇内 容：山鹿市の小学生が地元出身の咸宜園門下生清浦奎吾（元内閣総理大臣）の歩いた道のを辿る取組み

◇日 時：令和3年9月18日（土）※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

③「咸宜園入門ぼっくす」移動教室

日田市内の小中学校や地域からの要望を受け、研修室の入門ぼっくすを貸し出し、廣瀬淡窓や咸宜園についての学習に活用いただいている。

【貸出実績】小学校：紙芝居1校、すごろく1校、中学校：伊呂波かるた1校



東明館中学校1年生の見学

### 3. 刊行事業

#### (1) 咸宜園教育研究センター研究紀要第 11 号

令和 2 年度咸宜園教育研究センター研究奨励事業（研究論文）

##### 研究課題①

咸宜園出身の真宗僧における学びと人脈に関する一考察 —松本白華を例として—

川 邊 雄 大

広瀬淡窓の身分認識—士分についての考察—

武 石 智 典

##### 研究課題②

豊後日田における開発と水害～日田の開発を支えた掛屋と日田の文化人の水害に対する視座～

橋 本 雅 文

廣瀬淡窓の儒者論—『儒林評』を中心に

深 町 浩 一 郎

##### 研究ノート

園田鷹城（朝業・謙吾）は、果たして咸宜園塾主か

甲 斐 素 純

明治四年（一八七一）十月の月旦評について

秋 吉 紗 耶 香

##### 門下生略伝（八）

重富縄山

渡 辺 み か

横田國臣

秋 吉 紗 耶 香

咸宜園教育研究センター年報（令和 2 年度）

咸宜園教育研究センター要覧

### 4. 講師等派遣実績

日 付	内 容	申 込 団 体	人 数
令和 3 年 8 月 19 日（木）	日田市咸宜大学「咸宜園の門下生とその後の活躍」	日田市中央公民館	51 名
〃 10 月 2 日（土）	和漢比較文学会秋季大会「広瀬淡窓・旭荘とその門流」	和漢比較文学会	120 名
令和 4 年 3 月 21 日（月）	大友氏顕彰フォーラム in 日田 「廣瀬淡窓と咸宜園教育について」	NPO 法人大友氏顕彰会	83 名

※計 3 回 254 名

### 5. その他の取組み

#### (1) 「日田養育館記念碑」説明板設置

大原八幡宮境内にある「日田養育館記念碑」について、市民への周知を図るため、説明板の設置を行った。

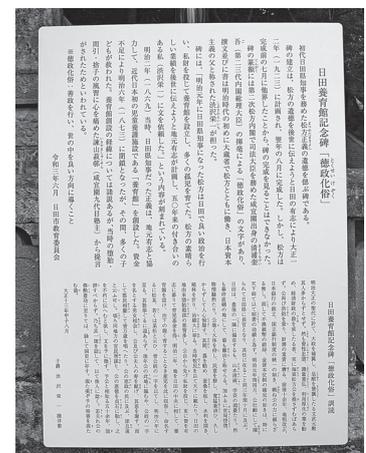
日田養育館は、初代日田県知事である松方正義によって、明治 2 年（1869）に創設された近代日本初の児童養護施設である。養育館創設の経緯については諸説あるが、当時の墮胎・間引・捨子の風習に心を痛めた諫山菽邨（咸宜園 9 代目塾主）から提言があったためと言われている。

この記念碑の建立は、松方の功績を後世に伝えようと日田の有志により計画されたもので、大正 13 年（1924）8 月に完成した。

なお、碑の篆額（題字部分）には第 2 次松方内閣で司法大臣を務めた清浦奎吾によって書かれた「徳政化俗」の文字があり、文章の作成と書は明治時代の初めに大蔵省で松方とともに働き、日本資本主義の父と称された渋沢栄一によるものである。

設置日：令和 3 年 6 月 28 日（月）

所在地：日田市大字田島 184（大原八幡宮境内）



#### (2) 第 25 回淡窓祭

淡窓先生の命日である 11 月 1 日に先生の遺徳を偲ぶ催し。主催する淡窓会は先生を顕彰するため、昭和 27 年に発足した。

なお、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症予防のため令和 2 年度に引き続き、中止とした。

## Ⅱ．調査研究事業

### 1. 調査研究について

咸宜園教育研究センターでは、咸宜園や廣瀬淡窓等に関する調査研究及び関係資料の収集を行っている。以下にその概要を報告する。

#### (1) 廣瀬林外著述史料に基づく調査研究

廣瀬林外は天保7年(1836)から明治4年(1871)までの日記を残している(『廣瀬林外日記』)。日記は公益財団法人廣瀬資料館が所蔵しているが、センターで日記の写真撮影を行い、それをもとに翻刻作業に着手している。今後は、『咸宜園日記』の翻刻を進め、『廣瀬林外日記』と合わせて、研究委託により現代語訳を行い、刊行する予定である。

担当職員：若杉竜太

#### (2) 園田鷹巢著述史料に基づく調査

咸宜園第6代塾主である園田鷹城の兄である園田鷹巢の日記や備忘録、咸宜園での講義録などの寄託を受けた。

令和3年度は令和2年度に引き続き、日記の写真撮影を行い、それをもとに翻刻作業を実施した。

担当職員：若杉竜太

#### (3) 歴代塾主・門下生に関する情報の収集

##### 1. 松田道之

委託者：深町浩一郎

場 所：滋賀県立公文書館

期 日：令和3年12月13日(月)

内 容：咸宜園門下生の「松田道之」について、初代滋賀県令を勤めた滋賀県における事績に関して、滋賀県立公文書館に赴き在任当時の文書等により調査を行なった。

「松田道之」については、初代大参事を勤めた京都府、初代県令を務めた滋賀県、第七代府知事を勤めた東京都、また内務大丞を勤めた内務省(現総務省)をすべて調査する必要があるが、とくに滋賀県では初代県令として県政に大きな功績を挙げたとされていることから、その治績内容について調査した。

「松田道之」の生涯を通じて見た場合、総じて、地方行政の施策について優れた卓見を有しており、滋賀県に限らず、日本の地方行政・地方自治の基礎づくりに大きな業績を残した人物であったといえるであろう。

なお、この調査の成果は本誌(研究紀要第12号)(60頁～)に掲載している。

#### (4) 教育遺産等現地調査

##### 1. 旧崇廣堂(すうこうどう)

期 日：令和3年10月25日(月)

調査者：若杉竜太

内 容：伊勢国津藩主の藤堂高兎が藩校・有造館の

支校として、文政4年(1821)に創設された藩校で、昭和5年(1930)に国史跡に指定された。

創設時の敷地は約8,700㎡あり、敷地東側に講堂や寄宿舍、書物蔵などが並ぶ文教場、西側に馬術や槍術、柔術などを行う武道場が設けられている。なお、講堂の正面にある崇廣堂の扁額は上杉鷹山が書いたものである。

現在、西側の武道場部分は中学校が建っており、東側の文教場敷地内に講堂や書物蔵、土蔵などの建物が残されており、内部を見学が可能となっている。

また、この建物の一部を利用したガイダンス施設で塾の紹介や発掘調査の成果を展示している。

なお、この調査の成果は本誌(研究紀要第12号)(73頁～)に掲載している。

#### 2. 敬業館(けいぎょうかん)

期 日：令和3年11月21日(日)

調査者：原田弘徳

内 容：寛政6年(1794)林田藩7代藩主・建部政賢は、陣屋のある南麓に藩校「敬業館」を設立した。「敬業館」の扁額は寛政の改革で知られる松平定信が揮毫している。講堂大広間左奥に掲げられている寛政6年「林田建学記」の扁額、寛政12年(1800)藩主建部政賢による校訓ともいべき「示」(朱熹による白鹿洞書院学規の引用)の扁額が残されている。このほか、教授を務めた現在の姫路市網干出身の河野鉄兜の書などが掲示されていた。鉄兜は、嘉永4年(1851)に林田藩に仕え、のちに弟・東馬とともに九州・中国へ遊学し、廣瀬淡窓・咸宜園を訪ね、廣瀬旭荘とも交流を持っている。

講堂は明治になって、小学校や村役場、戦後は公民館としても利用された。明治35年(1902)林田尋常小学校となる際、講堂以外の建物が取り壊された。昭和38年(1963)まで林田村役場として使用され、その後十数メートル西の現在地に移されて公民館として使用されていたが、昭和54年(1979)に旧状に修復され、兵庫県下に残る藩校の建物として唯一の遺構であるため、平成4年(1992)に市指定の文化財となった。毎週日曜日に公開されており、次にあげる旧三木家住宅と同じ管理者(地元のNPO新風林田)が管理・公開している。なお、この調査の成果は本誌(研究紀要第12号)(77頁～)に掲載している。

### 3. 誠之館（せいしかん）

期 日：令和3年11月22日（月）

調査者：原田弘徳

内 容：天明6年（1786）、福山藩において藩士の教育を目的として城西の堀端に、阿部家4代藩主である正倫によって藩校「弘道館」が創設された。7代藩主正弘は外国の圧力に対処できる人材養成を目的として安政元年（1854）、弘道館を廃止し、江戸と福山に藩校「誠之館」を建設し、翌年、西町道三口（現霞町）に開校。国学・洋学・医学・数学・兵学などを学科に加え、試験制度を取り入れた仕進法を実施するなど、正弘の採用した革新的な教育制度は全国にも類を見ないものだった。10代藩主正桓は明治元年（1868）から一般庶民にも入学を認めるなど新時代に即応する改革を行い、明治5年（1872）、藩校としての使命を終え、誠之館は閉校を迎えることになる。誠之館の建物構造は、木造平屋建、入母屋造、棧瓦葺、建築面積73.4平方メートル。安政2年（1855）福山藩の藩校として西町道三口（現霞町中央公園付近）に開校された時の玄関部分と昭和8年（1933）三吉町（現県合同庁舎敷地）に移築された時に増築された主屋とを組み合わせたものである。唐破風の玄関と入母屋造りの主屋が巧みに融合しており、当時の造形の規範となるものとされる。この建物は、昭和44年（1969）に現在の福山誠之館高等学校敷地内に記念館として移築されている。また、現在の福山市中央公園に「誠之館址」の石碑が残されている。なお、この調査の成果は本誌（研究紀要第12号）（80頁～）に掲載している。

### （5）咸宜園と咸宜園教育に関する調査研究

#### 1. 月旦評のデータベース化

咸宜園教育の大きな特徴である月旦評のリスト化を行うものである。

淡窓日記に記述のある文化11年（1814）から安政3年（1856）までの月旦評の記載人物を抜き出し、咸宜園教育研究センターの情報検索システムの門下生情報と照合して、人物を特定する。月旦評の動きや大婦や除名の時期などを把握する作業である。

令和3年度は文政12年（1829）1月から天保9年（1838）12月の月旦評まで進め、次年度も引き続き作業を行う予定である。

担当職員：秋吉紗耶香

### （6）淡窓関連石造物調査

委託業者：有限会社九州文化財リサーチ

委託期間：令和4年1月21日～3月25日

担当職員：若杉竜太

調査内容：市内に所在する廣瀬淡窓の撰文を刻んだ石造物の実測・拓本等の図化作業及び写真撮影を実施した。令和3年度を以て実測等の作業は一旦終了し、今後は報告に向けて、製図作業や碑文の翻刻、現代語訳等を行う予定である。

○孝経碑

○鏡坂之碑



孝経碑

### （7）外部研究機関との共同調査（委託業務）

#### 1. 福岡大学（高橋昌彦教授）

業務名：令和2年度日田隈町森家（咸宜園門下生）史料群の調査

委託期間：令和3年7月1日～令和4年3月16日

担当職員：若杉竜太

調査内容：日田豆田町・隈町の掛屋を代表する森家は咸宜園門下生を多く輩出した家であり、森家に伝来する史料群は近世期の隈町を知る上で貴重なものである。こうしたことから史料群の全体概要を把握するための目録作成を行うものである。以下、実績報告に基づき、調査結果を記載する。

#### 【調査報告】

本年度は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、出張等の調査が困難と考えられたため、経費をほぼ、以下の調査カード打ち込み作業の学生アルバイト代に使用した。

令和4年1月から3月にかけて、森家史料群の調査カード78点の打ち込み作業を実施。作成したデータファイルは本報告書とともに提出する。なお、調査カードについて不明な箇所は黄色のハイライトを使用している。

※上記、調査成果については紙資料とデジタルデータで提出を受けた。

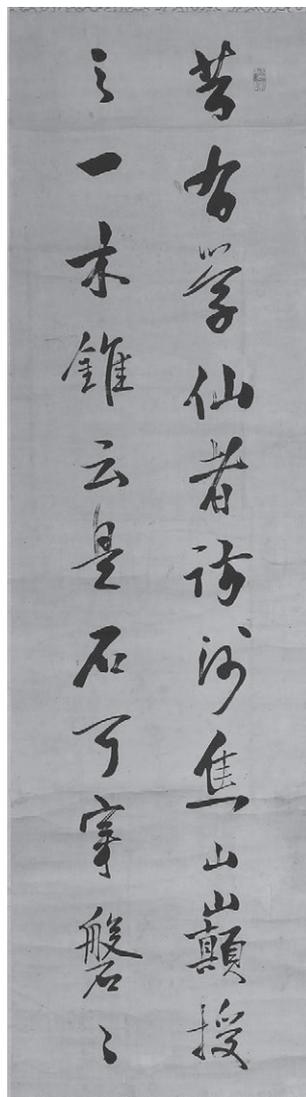
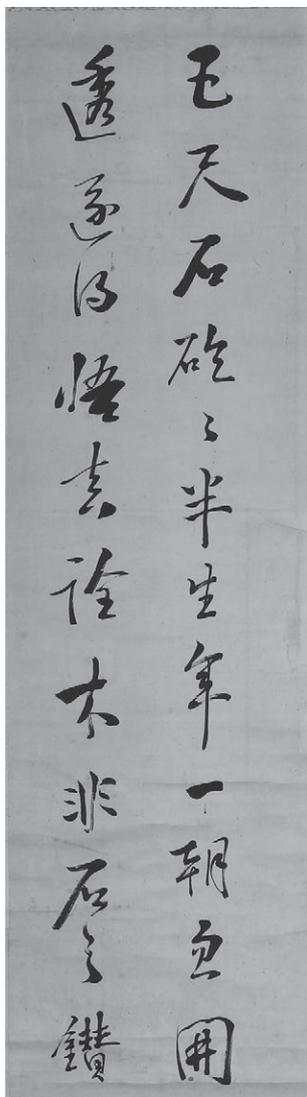
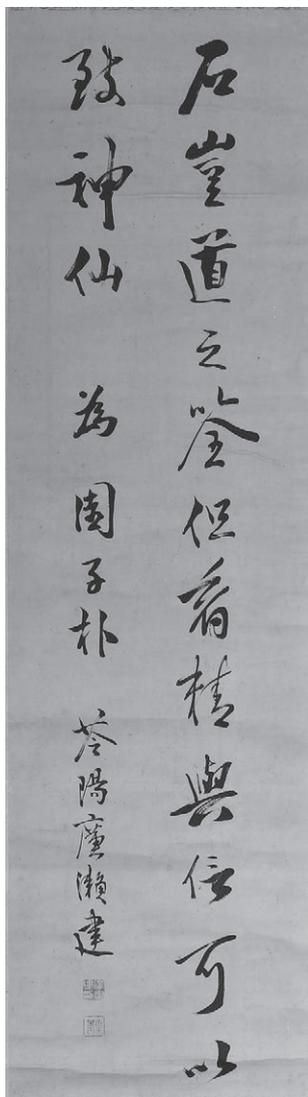
### Ⅲ．資料収集事業

#### 1. 寄贈資料

##### (1) 廣瀬淡窓書掛軸

(形式) 紙本墨書 掛軸 3幅

(内容) 淡窓の詩集『遠思楼詩鈔』に所収された「讀搜神記」と題した八首のうちの一首を掛軸に表装したものである(五言古詩)。



讀搜神記 八首其二  
印

搜神記を読む八首其二

昔有學仙者

昔仙を学ぶ者有り

訪師焦山嶺

師をぬ焦山の嶺

授之一木錐

之に一木の錐を授く

云是石可穿

云はく是れ石を穿つべしと

磐磬五尺石

磐磬たる五尺の石

砮砮半生年

砮砮たり半生の年

一朝忽開透

一朝忽として開透す

遂得悟眞詮

遂に眞詮を悟るを得たり

木非石之鑽

木は石の鑽に非らず

石豈道之筌

石は豈に道の筌ならんや

但看精與信

但だ看る精と信と

可以致神仙

以て神仙を致すべし

為園子朴

荅陽廣瀬建 印印

昔、仙術を学ぶ者があって、導師を探し求めて焦山の頂上に至り、めぐり遇った師が一木の錐を授けて「これで石を穿ちなさい」と言った。大きくて動かない五尺(約1・2m程度)の石を、苦勞して人生の半分ほどの年を費やして(その結果)ある日突然に開眼し、ついに真理を悟ることが出来て穿つことを得た。木は石を穿つ鑽ではないし、石はどうして道を得るための道具であろうか。ひたすら見るべきは、精誠と信実でこそ、神仙(不老不死)をきわめることができるということである。

(2) 廣瀬林外書掛軸

(形式) 紙本墨書 掛軸 1幅

(内容) 箱書などから、廣瀬林外が古竹上人(平野五岳)の画を鑑賞し詠んだ漢詩と考えられる(七言古詩)。

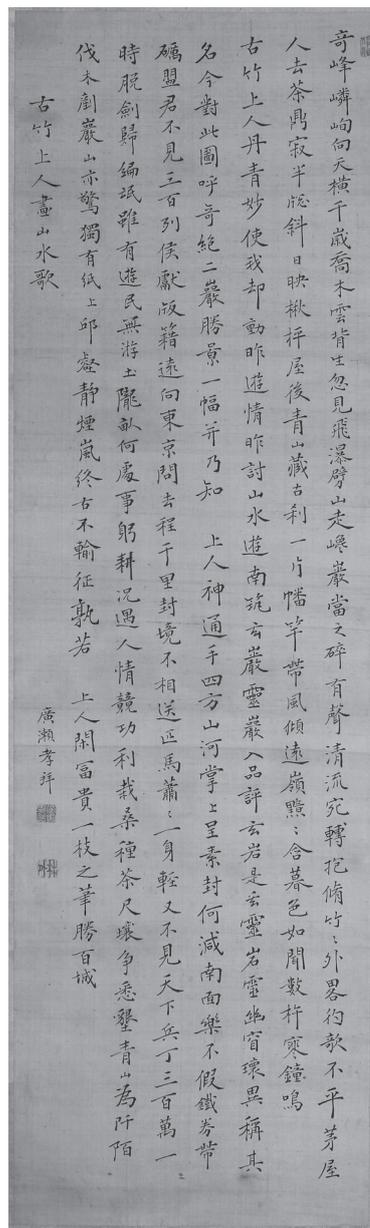
(印)  
 奇峰嶙峋向天横 二巖勝景一幅并  
 千歲喬木雲背生 乃知上人神通手  
 忽見飛瀑劈山走 四方山河掌上呈  
 巖巖當之碎有聲 素封何減南面樂  
 清流宛轉抱脩竹 不假鐵券帶礪盟  
 竹外略約欵不平 君不見  
 茅屋人去茶鼎寂 三百列侯獻版籍  
 半窓斜日映楸枰 遠向東京問去程  
 屋後青山藏古刹 千里封境不相送  
 一片幡竿帶風傾 匹馬蕭々一身輕  
 遠嶺黯々含暮色 又不見  
 如聞數杵寒鐘鳴 天下兵丁三百萬  
 古竹上人丹青妙 一時脱劍歸編氓  
 使我却動昨遊情 雖有遊民無游土  
 昨討山水遊南筑 隴畝何處事躬耕  
 玄巖靈巖人品評 況遇人情競功利  
 玄岩是玄靈岩靈 栽桑種茶尺壤爭  
 幽窟壞異稱其名 悉墾青山為阡陌  
 今對此圖呼奇絕 伐木剷巖山亦驚

獨有紙上邱壑靜  
 煙嵐終古不輪征  
 孰若上人閑富貴  
 一枝之筆勝百城  
 古竹上人画山水歌  
 廣瀬孝拝 印

奇峰嶙峋として天に向ひて横たふ  
 千歳の喬木雲を背に生ず  
 忽ち見る飛瀑山を劈きて走るを  
 巖巖之に當りて碎けて声有り  
 清流宛轉として脩竹竹を抱き  
 竹外の略約欵ちて平ならず  
 茅屋人去りて茶鼎寂しく  
 半窓斜日楸枰に映ず  
 屋後の青山古刹を藏し  
 一片の幡竿風を帯びて傾く  
 遠嶺黯々として暮色を含み  
 数杵の寒鐘の鳴るを聞くが如し  
 古竹上人の丹青の妙  
 我をして却つて昨遊の情を動かしむ  
 昨山水を討ねて南筑に遊び  
 玄巖と靈巖と品評に入る  
 玄岩は是れ玄く、靈岩は靈し  
 幽窟壞異其の名を称す  
 今、此の図に對し奇絶と呼ばん

二巖の勝景一幅の并  
 乃ち知る 上人の神通の手  
 四方の山河を掌上に呈するを  
 素封何ぞ減ぜん南面の樂しみを  
 仮らず鉄券帶礪の盟を  
 君見ずや  
 三百列侯版籍を獻じ  
 遠く東京に向ひ去程を問ふと  
 千里の封境相ひ送らず  
 匹馬蕭々として一身輕し  
 又見ずや  
 天下の兵丁三百萬  
 一時劍を脱し編氓に歸すを  
 遊民有りとし雖も游土なし  
 隴畝何処に事とし躬耕せん  
 況や人情の功利を競ふに遇ひ  
 桑を栽え茶を種えて尺壤の争をや  
 悉く青山を墾き阡陌と為す  
 木を伐り巖を剷り山亦た驚く

獨り紙上に邱壑の靜有るのみ  
 煙嵐終古征を輪らず  
 孰若れぞ上人の閑にして富貴と  
 一枝の筆百城に勝る  
 古竹上人の画く山水を歌ふ  
 廣瀬孝拝



古竹上人畫山水歌

廣瀬孝拝 印

めずらしい形の峰が重なり連りなつて大空に向かつて横たわっている。

樹齡千年もの高くそびえる木が雲を背景に生えている。

突然見えたのは滝が山をひき裂いて走り流れているところであり、ごつごつした岩がこれにぶつかって砕けて響く音がする。

清流が曲がり巡つて長く伸びた竹をとりまき、竹のはずれにある丸木橋は斜めに傾き平らになつていない。

茅葺きの家には人が去つて居らず茶器の鼎はひっそりとして置かれ半ば開いた窓から夕陽がさして碁盤に映じている。

家のうしろの青々とした山には、古い寺が潜んでおり、ひとひらの幡竿が風を受けて傾きゆれている。

遠くに見える嶺はうす暗く夕暮れの色をおびて、杵が打つ寒々とした鐘が鳴るのを聞くようである。

古竹（五岳）上人の彩色の巧妙さは、私にむしろ昨日の遊興の心情を起こさせる。

昨日山水の自然の景色を尋ねて南筑の地に遊んで奥深い黒い巖と神聖な巖とについて、格付けして評した。

玄岩は奥深く黒く霊岩は神聖で恐れ多いもので、かすかで奥深く珍しくすぐれているとその名を称えた。

今、この絵に対してはばぬけて優れていると唱えよう。二つの巖の優れた景色が、一つの掛軸の絵にならんで合わさつて描かれている。そこではじめて上人の自由自在にできる不思議な力を持つ手で四方の国々の山河が手のひらにあるように自分

の思い通りに描けるのであるということを知るのだ。

王侯に等しい民間の富者はどうして君主の位の樂しみを減らそうか。

天子が諸侯を封ずるときに与える鉄製の割符や国を永久に持続させるといふ天子の約束を用いることはない。

君は見ないであろうか。（見たまえ）  
三百の諸侯（大名）が版籍（領土と領民）を献上して、遠く東京に向かい、その行程を問うたのを、はるか遠くの国境では、人々は送らず、一匹の馬がものさびしくいななき、ただ一人身軽であつた

また見ないであろうか。（見たまえ）  
天下の壮年の兵士（武士）三百万人、同時に劍（刀）を廃して平民の籍に落ち着いたのを、職がなくて遊び暮らす者はいても、利用されない土地はない。

田畑は何処のところに営んで自分で耕すのである。ましてや世間の欲望などに遇つて功績と利益を競い合うのはなおさらである。桑を栽え、茶を植えて肥えた土地をめぐる争い、尽く青々とした山を切り開き田畑や畦道としてしまふ。木を伐り、岩を削り、また、山の変化の速さに驚く。

（ところが上人の絵では）ただ、紙上に、俗世間から離れた自然に囲まれた丘や谷の静けさがあるだけである。もやにかすんだ清らかな空気は永久に征戦をもたらさない。どちらがよいだろうか上人の落ち着いて富貴であるのと比べて。一本の絵筆は百の城より勝れているのだ。

古竹（五岳）上人の画いた山水画を詠う

廣瀬 孝（林外） 拜

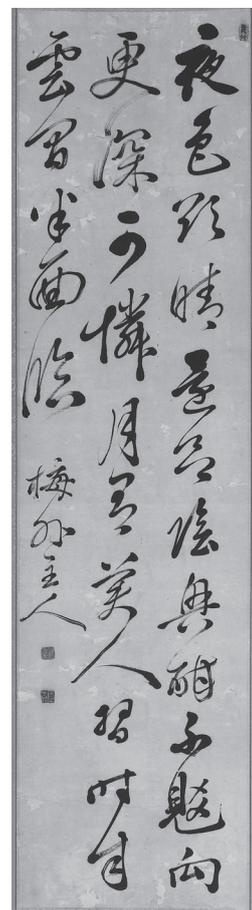
廣瀬 孝（林外） 拜

廣瀬 孝（林外） 拜

### (3) 長梅外書掛軸

(形式) 紙本墨書 掛軸 1幅

(内容) 長梅外は初め医学を学んだ後、淡窓から儒学を学んだ。その後英彦山に仕え、山僧に教授した。九州各地を遍歴して志士たちと交わり、尊王攘夷の説を唱え、息子・長三洲とともに長州において活躍した。漢詩は七言絶句。



(印)

夜色頭晴還盡陰

奥酣不覺向更深

可憐月有美人擲

時半雲間半面臨

梅外主人(印) (印)

夜色は晴あらかわて頭まこころ還かへた盡ことごとく陰かげる

奥たのしで酣たのしみ更深たのしまるに向むかうを覺おぼえず

可憐うつくしい月、美人うつくしきを擲なす有り

時半、雲間に半面を臨まりかせる

梅外主人

夜景は晴れて現れ、再びすべて陰となる

楽しみに熱中し、真夜中（深更）になるのに気が付かない

愛らしい（可憐な）月が美人を照らしている

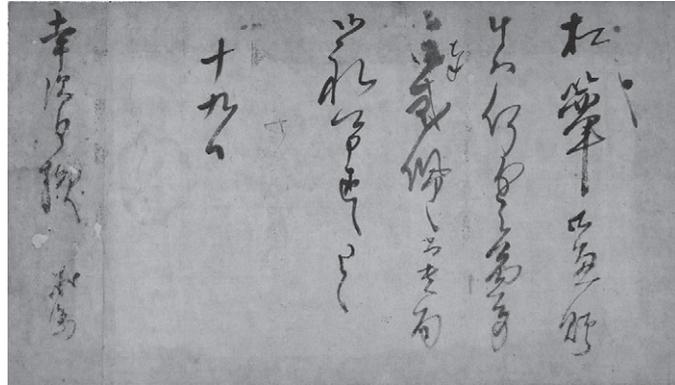
夜半、雲間に片顔（半面）を映し出す

(4) 廣瀬家関係書簡

(形式) 紙本墨書(屏風表装後、切り剥がしたもの) 5通

(内容) 廣瀬淡窓をはじめ、淡窓の養子の青邨・林外、淡窓の父・桃秋(三右衛門)や淡窓の弟・久兵衛の書簡である。書簡には日付の記載はあるが、年代は不明である。

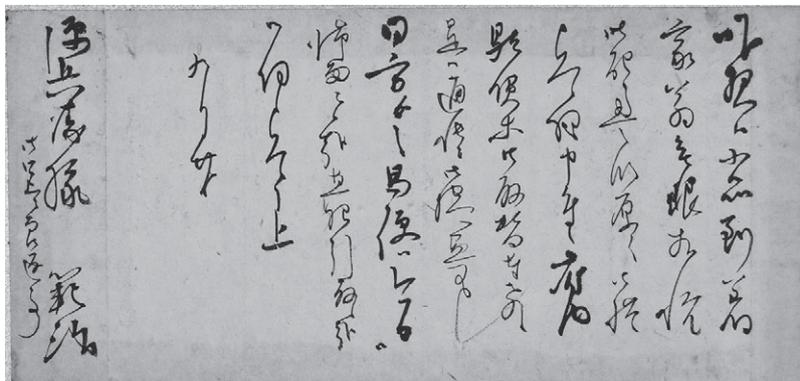
①淡窓書簡：千原夕田宛、贈られてきた松茸に対する礼状



松茸をご恵贈くださったれ、とにかくすべてにぞんざいな(丁寧でない)ため、深く心に感謝いたし、忘れずにいたしております。その上、貴殿にお目にかかったお礼を申し述べべきでございます。以上  
十九日  
千原幸次郎(夕田)様 求馬

松茸御恵贈  
被下、何分之萬に草にて、  
奉感佩候尚、貴面  
御礼可申述候。已上  
十九日  
幸次郎様 求馬  
松茸御恵贈下され、  
何分の萬に草にて、  
感佩奉り候。尚、貴面を  
御礼申し、述べべく候。  
已上  
十九日  
幸次郎様 求馬

②廣瀬青邨書簡：廣瀬源兵衛宛、淡窓が「淡窓小品」の到着を喜ぶ内容



昨夜ハ小品到着  
家翁無限相悦  
御配慮之段、厚く御礼  
申上候様申付被候、府内  
駄賃等、御取替奉恐入候。  
是ハ通帳ニ御控へ置被下候。  
同方より之馬使ハ今日  
滞留ニ候哉、直様引取り候哉、  
御伺申上候。已上。  
九月廿日  
源兵衛様 範治  
御口上ニて返事  
昨夜は小品到着し、家翁、限り無く相い悦  
び御配慮の段、厚く御礼申し上げ候様、申  
せ付けられ候。府内への駄賃など、御取替  
え奉り恐れ入り候。是は、通帳に御控え置  
き下さるべく候。同方よりの馬使は今日は  
滞留に候や、直ぐ様引取り候や、お伺い申  
し上げ候。已上。  
九月廿日  
源兵衛様 範治  
御口上にて返事

昨夜に(淡窓)小品が到着し、家翁(淡窓)が限りなく悦んでおり、ご配慮いただいたことを厚くお礼申し上げます。府内への運送費などを立て替えいただきまして恐れ入っております。これは、帳簿に控えておいてくださるべきであります。こちらよりの馬の運送便は、今日はそちらに留まっておりますか、(それとも)すぐに立ち去ってしまったでしょうか。そのことを伺い申し上げます。以上

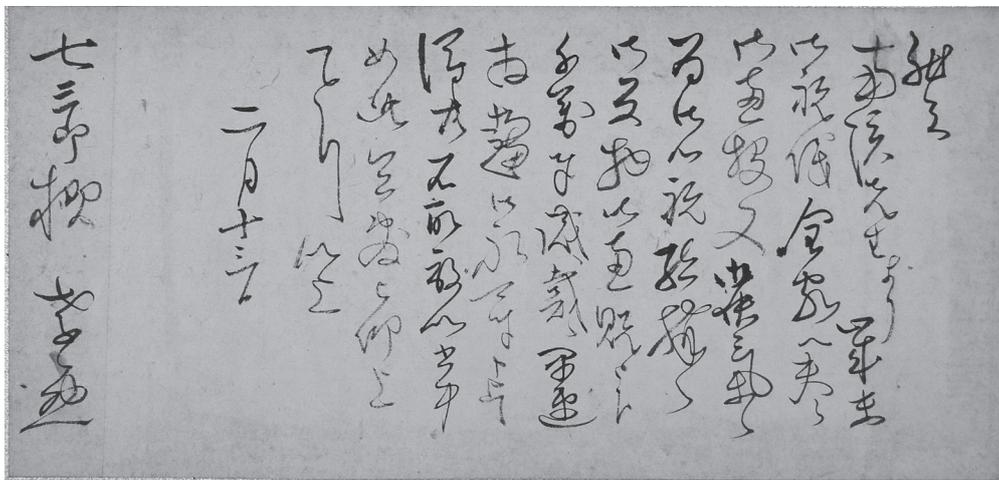
九月廿日

(廣瀬)源兵衛様

(廣瀬)範治(青邸)

(なお、(淡窓の)口述どおり御返事しました。)

③廣瀬林外書簡：廣瀬七三郎宛、久兵衛からの贈り物に対する礼状



然者

南陔先生より歳末、

御祝儀全家へ夫々

御恵投、又御快気候

為、御心祝結構候

御反物御恵贈被下

千萬感戴奉候。早速

拜趨、御礼可奉申上候

得共、不取敢以書中

如此宜敷被仰上

可被下候。以上

二月十三日

七三郎様 孝之助

然らば、南陔先生より歳末、

祝儀を全家へ夫々御恵投さ

れ、又、御快気の為、御心

祝いに結構の御反物を御恵

贈下され、千萬感戴奉り候。

早速拜趨し、御礼奉るべく

申し上げ候えども、取敢え

ず書中を以て、此くの如し。

宜しく仰せ上られ下される

べく候。以上。

二月十三日

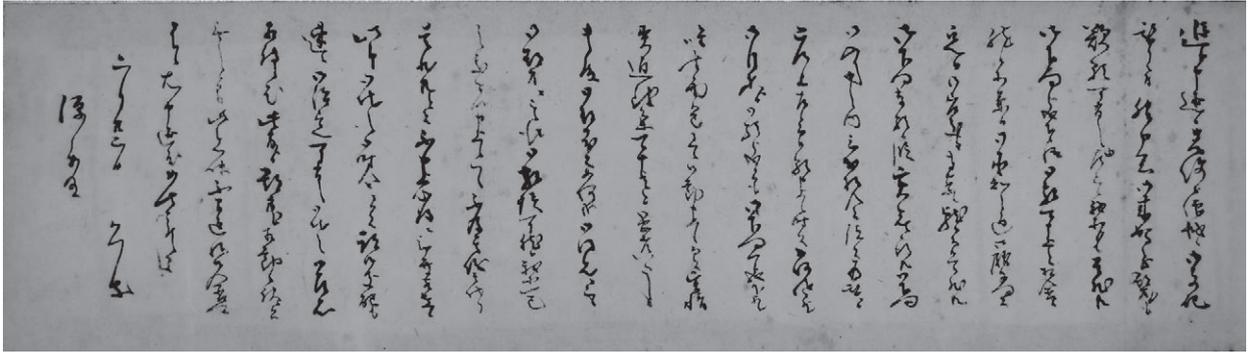
七三郎様 孝之助

さて、南陔(久兵衛)先生より歳末に、ご祝儀を、全家庭へそれぞれご恵与くされ、また病気が快気されたため、心ばかりの祝いとしてみごとな織物一反をご恵贈くださいこの上もなくご恩を有難く感じ申し上げます。さっそく参上してお礼いたすべく申し上げますが、とりあえず書面を以てこのようでございます。宜しく申し上げます。

二月十三日

(廣瀬)七三郎様

(廣瀬)孝之助(林外)



追々申述候 先便被仰越候 御支配

替り二付、服部君御来賀義 郡方よりも

歎願可有之候由、左候ハバ、我等よりも是非

共

御下向被成下候様 御願可申上候。相含候。

然ルに、兼而御承知之通、御勝手向者

定而御差支二奉願候。就候而候ハバ是非共

御下向奉願候段 実意二候得共御下向

御入用之内、三百拾金位者為替二而

差上左候而御願申上候時者如何様二哉、

御自身より御願被出候者御下向被成下候

唯書面包二て御申上候而者実情

貫通致しかね可申上候と愚考いたし候。

貴殿御存知二如何哉。御同見に候ハバ、

御郡方に其之儀を御相談可然候。我等一己

之処を以申上候ハバ、不及其儀其代り、

是非共と者不申上心得二勘弁罷在候。

此節、御地之御時令二而者、諸御支配も

速二御評定可有之、御地之御得心

相待候。尤、此方より郡方江相勸候訳二者

無之候間、此意味不間違様御含

被下候。右申述度如此御座候 以上

二月二十二日

源兵衛殿

久兵衛

追々申し述べ候。先便仰せ越され候。御

支配替りに付き、服部君御来賀の義 郡

方よりも歎願えれ有るべき候由、左候は

ば、我等よりも是非とも御下向成さり下

され候 御願申し上ぐべく候。相い含み

候。然るに、かねてご承知の通り、御勝

手むきは定めて御差し支えと察し奉り

候。就いては是非とも御下向願ひ奉り候

段実意に候えども御下向に御入用の内、

三百拾金ぐらいは、為替にて差し上げ

佐け候てお願い申し上げ候時は如何様に

や、御自身より御願出され候は、御下向

成され下され候、唯だ書面包みにて御勸

め申し上げ候ては実情は貫通致しかね申

し上ぐべく候と愚考いたし候。貴殿御存

知に如何なるや。ご同見に候はば、御郡

方に其の趣を御相談然るべく候。我等一

己の処を以て申し上げ候はば、其の儀に

及ばず。其の代り、是非ともは申し上

ぐ心得に勘弁罷在り候。此の節、御地

の御時令にては諸御支配も速やかに御評

定これ有るべく、御地の御得心を相い待

ち候。尤も 此の方より郡方へ相い勸め

候訳にはこれなき候間、此の意味間違え

ざるよう御含み下さるべく候。右申し述

べたく此くの如く御座候。 以上

二月二十二日

源兵衛殿 久兵衛

徐々に申し述べ、先の便りでご命令がよこされた代官

の交替について(元締めの)服部様にきていただく件

は、代官役所よりも嘆願があるだろうということ、

そうであれば、私たちよりもぜひとも下向になられ

くださることをお願い申すべきです。これを胸中におさ

めてください。ところで以前から御承知のとおり幕府

の勘定方はまちがいなく支障があると察せられます。

ついでにはぜひとも御下向を願ひ申し上げることは、ま

ことの心でございますが、御下向に必要となるもの

内、三百拾金ぐらいは為替にて差し上げてお助けいた

しお願い申し上げる時はどうか。御自身で願

い出られれば、御下向していただけるものでしょう。

ただ書面を包んで勧め申し上げましては、実情は筋道

をご理解いただきかねるであろうと愚考いたします。

貴殿はご承知になるのはいかがでしょうか。同じ御意

見でしたら、御役所にその趣旨を相談されるのがよい

でしょう。私たち一人のことを以て申し上げるのであ

れば、その事柄をするには及ばない。その代り、ぜひ

とも(下向をお願いする)とは申し上げる心得に考え

を定めて退くのです。この時節、その地で行われる制

度では諸代官も速やかに御評定があるでしょうから、

その地のご納得の程をお待ちいたします。もつとも私

の方から役所へお勧めするわけにはいかないのです、こ

の意味を間違えないよう胸におさめてくださるよう

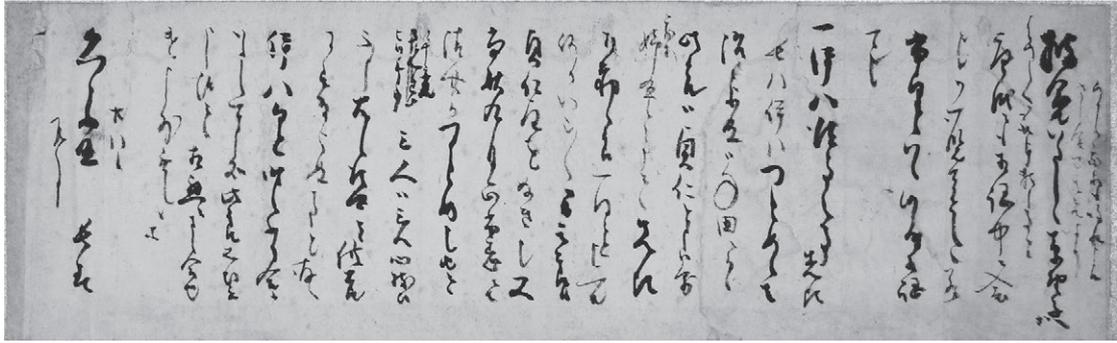
に右のように申し述べたいと、このようでございます。

以上

二月二十二日

(廣瀬) 源兵衛殿

(廣瀬) 久兵衛(源兵衛の父)



尚々我等も呼れ申候  
さし余わきにてより  
よろしく二も取申候。頼之事二候

披免いたし候。草野子  
唐紙二も相認中二入度  
申候。御一覽可被下候 若  
尚望二候ハバ、何卒相認  
可申候

一、伊八法事之事先頃  
長八伊八つとめ候て  
治兵衛殿八年回二而候

此節ハ貞仁と事は別、  
我等姉殿之事二候 先頃  
相初之節一同こと申し候へ共  
何かいらいら二而之節ハ

貞仁様をぬき申候 又  
当秋九月正尚忌二者  
清女がつとめ申由二候。

己上意 三人ハ三人心構ひ  
不申候、右之取合二候 供養  
にハならぬ事と存候

伊八などは時之ふり合いも  
いたし可申候、此節之望  
申趣二候。相応二事合せ

遣申外無之候。 己上

廿八日  
久兵衛殿 長春

尚々我らも呼れ申し候。さし余りわきに  
てよりよろしくにも取り申し候。頼みの  
事に候。

披免いたし候草野子へは唐紙にも相い認  
め中に入れたく申し候。御一覽下さるべ  
く候。若し尚お望みに候はば、何とぞ相  
い認め申すべく候。

一、伊八法事の事  
先頃 長八 伊八つとめ候て治兵衛殿は年  
回にて候。

此の節は貞仁と事は別、我ら姉殿の事に候。  
先頃相い初めの節一同にと申し候へども  
何かいろいろにてこの節は貞仁様をぬき申  
し候。又当秋九月正尚忌には清女がつとめ

申す由に候。己上意三人は三人心構いを申  
さず候えは、右の取り合いにも供養にはな  
らぬ事と存じ候。

伊八などは時之ふり合いもいたし申すべき  
処、此の節の望み申す趣に候。相応に事合  
わせ申し遣すほかこれ無く候 己上

二十八日  
久兵衛殿 長春

罷免いたしました草野氏へは、上等の紙にも  
書き中に入りたいと申しました。ざっと目を  
通してください。もしなお希望されるならば  
どうか書かれるのがよいでしょう。

一、伊八の法事の件

先ごろ(甥の)長八・伊八兄弟が務められて  
(自分らの父の)(古後)治兵衛殿の法事は年  
忌でありましたがその際には(自分らの母の)  
貞仁の法事とは別でした。貞仁は私たちの姉  
殿(ミツ)の事でもあります 先ごろ初めのとき、  
一緒に行こうと申しましたが何か気が  
せいたためにこの際は貞仁様を抜いておられ  
ます。また、今年の秋九月の正尚の命日の法  
事は(長八・伊八の兄弟の)清助の娘が務め  
られるとのことでございます。以上を思うに  
三人が三人とも心構えを申されなければ、右  
の関わり合いでも供養にはならない事と考  
えております。伊八などは時期の兼ね合いも行  
うべきところですが、この際における望みを  
申した趣旨であります。適当に事情を合わせ  
て差し遣わされるほかには無いのであります。  
以上

二十八日  
久兵衛殿 長春

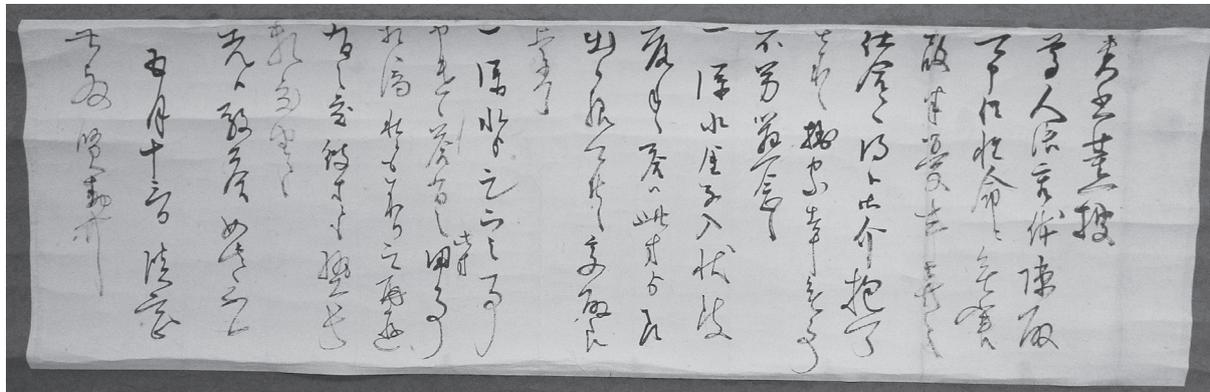
(久兵衛の父・三右衛門)

## 2. 寄託資料

### (1) 廣瀬淡窓書簡

(形式) 紙本 掛軸 一幅

(内容) 廣瀬淡窓が廣瀬青邨に宛てた手紙である。時期は不明であるが、深水(玄門か)の名前が登場しており、青邨は肥後の深水玄門のもとで医学を学んでいることから、そのことに関連した書簡であると推測される。また、淡窓から青邨に対して、塾長を頼みたい旨の内容を含んでいる点が興味深い。



貴書薫披  
 尊人話重体隙取  
 可申任性命無実  
 敢半憂半喜之  
 仕合ニ候得バ御介抱了  
 承候。拙家幸無事  
 不勞懸念候  
 深水金子入状致  
 落手候答ハ此方より差  
 出候様可仕候。受取差  
 上置候  
 深水より足下之事  
 申遣候答有之。此方用事  
 相濟私ニも承候再遊  
 有之度彼方ニも塾長  
 頼度由二候  
 先ハ敬答如此候 不  
 五月十三日 淡窓  
 世叔 賢契

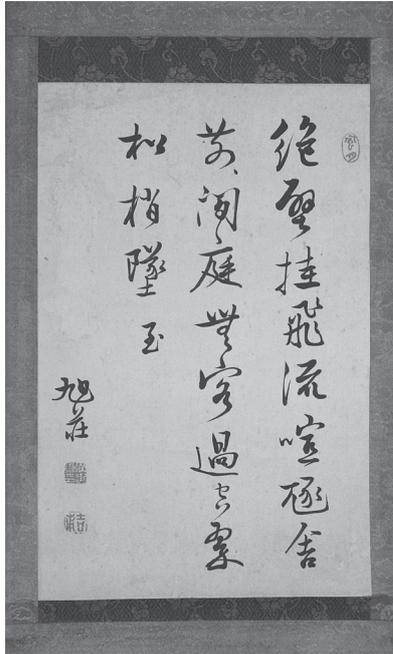
貴書薫披。  
 尊人重体を語る隙取り  
 申すべし。性命に任せ無実にして  
 敢えて半憂半喜の  
 仕合ニ候得バ、御介抱了。  
 承り候。拙家幸い無事にして  
 懸念勞わず候。  
 深水金子入状落手致し候。  
 答は此方より差  
 出候様仕るべく候。受取差  
 上げ置き候。  
 深水より足下の事申し遣わし候。  
 答之有り。此方用事相濟む。  
 私ニも承り候ハバ再遊之有り度  
 彼方ニも塾長頼度由二候。  
 先ハ敬答すること此の如く候。  
 不  
 五月十三日 淡窓  
 世叔 賢契

あなたの手紙有難く封を切りました。  
 かけがえのない方(尊人)の御重体と聞き、い  
 かがしたものと気をもんで(隙取)いましたが、  
 天運にまかせたところ(性命)事実でないとな  
 かり、あえて半憂半喜の幸せを得て介抱が終わ  
 りました。ご苦勞様でした。(承候)。  
 私の家は幸い無事ですので心配しないでく  
 ださい。(不勞懸念)  
 深水(玄門)からお金と手紙を受け取りました。  
 返事(答)は、私(此方・淡窓)より、出すよ  
 うにします。受取証明書も出します。  
 深水(玄門)からあなた(足下)の様子の事を  
 告げ知らせて来ました。  
 返事は私の方から出します。  
 私の用事は済ませました。  
 私も機会があれば再遊したいと思っています。  
 あなたにも塾長を頼みたいとのことでありませ  
 何はともあれ、まず敬つて返事を前述(如此)  
 の通りに出します。  
 不(意を尽くせなかつたことを表す語)  
 五月十三日 淡窓  
 世叔(青邨) 賢契(自分より年下の友人に対す  
 る敬称)

(2) 廣瀬旭莊書掛軸

(形式) 紙本 掛軸 一幅

(内容) 廣瀬旭莊の漢詩（五言絶句）を軸装したものである。



絶壁が（川の）流れを分ける  
 騒がしきは建物の前を潤している  
 庭には旅人もなく空しいものである  
 カワセミが松の梢に下りてきている

(印)  
 絶壁挂飛流  
 喧庭舍前潤  
 庭無客過空  
 翠松梢墜至  
 旭莊(印)(印)

絶壁は飛流を挂る  
 喧庭は舍前を潤す  
 庭には過客無く空しい  
 翠は松の梢に墜至る

(3) 帆足杏雨画掛軸

(形式) 紙本 掛軸 一幅

(内容) 帆足杏雨は、文政7年に田能村竹田の息子太乙とともに15歳で入門した。その後頼山陽や帆足万里にも師事し、画は田能村竹田に学んだ。杏雨は画家として著名であり、田能村竹田を継いで豊後南画の大家となった。画賛は七言絶句。



花や松の影の姿はそまつな垣根と同じようである  
 鶴を飼育する広場で小間使いの女が飯を炊いている  
 仕えている人は主人の家で老年にいたって（この）場所におり、  
 主人は当然誰かを問う必要はない

(印)  
 若花松影復疎籬  
 養鶴前庭炊侍兒  
 郎是君家投老地  
 不須園主問阿誰  
 擬六如居士華意母題  
 杏雨帆足遠(印)(印)

花松の影は復た疎籬の若し  
 養鶴の前庭で侍兒を炊ぐ  
 郎是れ君家投老して地たり  
 須らく園主は阿誰を問わず

### 3. 寄贈図書 ※順不同

- 広島頼家関係資料目録 2021 頼山陽史跡資料館  
 大倉山論集 2021  
 江戸の庶民文化 2021  
 家礼文献集成 日本篇 九 2021 関西大学  
 平成 30- 令和元年度 (平成 31 年度)  
 下関市立歴史博物館年報 2021 下関市立歴史博物館  
 嘉麻の遺跡ブックレット Vol.3 馬飼の郷の暮らし 椎木・  
 馬見遺産群 (古墳/奈良・平安時代編)  
 2021 嘉麻市生涯学習課  
 嘉麻市文化財年報 14 平成 31 年度 (令和元年度) 事業の  
 報告 2021 嘉麻市生涯学習課  
 古代史シンポジウム 徹底解剖! 沖出古墳とその被葬者像  
 オンライン座談会の記録 2021 嘉麻市生涯学習課  
 史跡足利学校跡保存活用計画書  
 ~学校さまとともに生きる~ 2021 足利市教育委員会  
 足利学校 - 日本最古の学校 学びの心とその流れ -  
 2004  
 温故知新 関谷学校創学 350 年記念記録誌 2021  
 備前市教育委員会文化振興課  
 博物館ニュース「SHU」No.56 2021 玉川大学教育博物館  
 玉川大学教育博物館紀要 第 18 号 2021  
 玉川大学教育博物館  
 雙松通第 27 号 2021  
 二松学舎大学 日本漢学研究センター  
 威風凛々 烈士鐘崎三郎 2021 向野堅一記念館  
 『鈴木毅一関係資料』に関する調査報告書  
 2020 竹田市商工観光課  
 『鈴木毅一関係資料』における「滝廉太郎関係資料」に関する  
 調査報告書 2020 竹田市商工観光課  
 江戸風雅 第二十三号 2021  
 大分県先哲叢書 帆足万里資料集 第 3 卷 2021  
 大分県教育委員会  
 大分県先哲叢書 賀来飛霞資料集 函譜編 2021  
 大分県教育委員会  
 石井鶴山先生遺稿 2021 公益財団法人 孔子の里  
 アーカイブズ講座 報告書Ⅷ 2021 中津市教育委員会  
 おおいた歴博 No.66 令和 2 年度企画展 祈と願  
 ~プロジェクトマッピングで迫る富貴寺と熊野磨崖 仏  
 の時代~ 2021 大分県立歴史博物館  
 おおいた歴博 No.67 令和 3 年度企画展 れきはく  
 コレクション 2021 2021 大分県立歴史博物館  
 新中津市学校 活動報告書 第 2 号 2021 中津市教育委員会  
 文化財の虫菌害 防除の手引き 2016  
 見てわかる文化財の I P M  
 九州国立博物館博物館科学部門の取り組みⅡ (2006-2008)  
 九州国立博物館博物館科学部門の取り組みⅢ (2009-2010)  
 九州国立博物館博物館科学部門の取り組みⅣ (2011-2016)  
 【要旨】真宗大谷派鹿兒島別院藏琉球国内務省出張所往復書藩  
 庁往復応接記録込  
 太宰府市の文化財 第 140 集 太宰府の絵師調査報告 2
- 吉嗣家資料【印章編】 2021 太宰府市教育委員会  
 関谷学校研究 第 25 号 2021  
 公益財団法人特別史跡旧関谷学校顕彰保存会  
 『淡窓詩話』と『醒齋語録』語文研究  
 百三十・百三十一号抜刷 2021 高橋昌彦  
 西日本フィナンシャルホールディングス ミニディスク  
 ロージャー誌 2021 年 3 月期 2020 年 4 月 1 日~  
 2021 年 3 月 31 日 2021 小山田幸子  
 大分県立歴史博物館報告書 第 19 集 沖代条里の調査 本編  
 2021 大分県立歴史博物館  
 美術を作る・見る・語る —美術と社会のつながりを考える—  
 2021 京都市学校歴史博物館  
 京都市学校歴史博物館研究第 8 号 (博物館年報第 2 2 号)  
 2021 京都市学校歴史博物館  
 市政 令和 3 年 7 月号 2021  
 NPO JCP NEWS vol.36 2021 首藤弘樹  
 須可捨焉乎・・炎の女流俳人竹下しづの女 行橋市歴史資料館  
 国東市歴史体験学習館年報 第 20 号  
 2021 国東市教育委員会  
 ハンドブック養父市城郭辞典 2021 養父市教育委員会  
 養父市まちの文化財 2013 養父市教育委員会  
 養父市ふるさとシリーズ第 4 集 養父市を飾るまちの彫刻  
 —養父市の社寺彫刻— 2019 養父市教育委員会  
 泊園第六十号 2021 泊園記念会  
 史跡備前陶器窯保存活用計画書 伊部南大窯跡 伊部西大窯跡  
 伊部北大窯跡 医王山窯跡 2021 備前市教育委員会  
 備前市文化財レポート 2019 年報 2020 備前市教育委員会  
 豊古文書と歴史の守り人 2021 大分県立先哲史料館  
 鳴滝紀要 第 31 号 2021 長崎市文化財課  
 佐伯史談 第 238 号 2021 佐伯史談会  
 明治憲法下の立憲主義者 - 清浦圭吾研究 - 2020 小野修三  
 玉川大学教育博物館 館報 大 19 号 2020 年度  
 2021 玉川大学教育博物館  
 令和 3 年度史跡足利学校 年報 (令和 2 年度実績)「学校」  
 2021 史跡足利学校事務所  
 淡窓伝光霊流 日本詩道会 日田詩道会五十周年記念大会  
 2021 淡窓伝光霊流日田詩道会  
 『玖珠郡史談』第 80 号 2020 甲斐素純  
 『玖珠郡史談』第 81 号 2020 甲斐素純  
 シリーズ藩物語 鴨方藩 2021  
 水戸市歴史文化財課世界遺産推進室  
 大分のトリセツ 2021 株式会社昭文社  
 播州の花神 河野 香邨 2011 網干地方史談会  
 学校史に見る日本 足利学校・寺子屋・私塾から現代まで  
 2021 みすず書房出版部  
 蘭学の里・中津 川島真人エッセイ集 2007 川島真人  
 水滴は岩をも穿つ 2019 川島真人  
 続 水滴は岩をも穿つ 2021 川島真人  
 中津藩蘭学の光芒 豊後中津医学史散歩 2016 川島真人  
 中津藩蘭学の系譜 『解体新書』を巡る人々 川島真人

福井県小浜市主催第7回杉田玄白賞受賞記念誌		適塾 No.54 2021	大阪大学適塾記念センター
近代医学を築いた開拓者達 2010	川島真人	咸宜園教育の展開 2021	鈴木理恵
苦楽吉祥 2014	川島真人	汲古 第80号 2021	汲古書院
川島整形外科病院 新築移転記念誌		忘却の日本史 第24号 2021	大友氏顕彰会
—理事長の軌跡と風景— 一隅に輝く 2014	川島真人	史料館研究紀要 第26号 2021	大分県立先哲史料館
MY WAY 私の歩んできた道		マンガで読む儒学者・安積良斎 2022	安藤智重
一隅を照らし、一隅に輝く 2015	川島真人	第10回近世陶磁研究会資料	
社会医療法人 玄真堂 40周年記念誌 2021	川島真人	江戸時代に佐賀藩が特別誂えした鍋島焼の特質	
2008年度日本臨床整形外科学会学術賞 2012年第85回日		2022 伊万里市教育委員会・九州陶磁研究会	
本整形外科学会功労賞 2012年度国際潜水・高気圧環境		第19回 下田歌子賞受賞作品集 志 今、伝えたいこと	
医学会特別名誉会員賞・学術賞 受賞記念・玄真堂新病院		2022 恵那市教育委員会	
竣工記念誌 2014	川島真人	五岳上人没後百三十年祭「平野五岳四季彩彩」	
第3回一節截の会全国大会記念誌 中津の一節截		2022 日田文人研究会	
	2018 川島真人	のこ博物館だより 2022	
江戸風雅 第二十四号 2021			
頼山陽遺墨選 2021 公益財団法人頼山陽記念文化財団			
開館40周年記念令和3年度特別展 赤塚古墳と三角縁神獣鏡			
～宇佐風土記の丘からみた古墳時代～			
	2021 大分県立歴史博物館		

#### 4. 咸宜園関係参考文献（令和2・3年度分）※当該年度以前のもは、第1～10号に記載

咸宜園教育の展開 鈴木理恵 2021 広島大学出版会  
 廣瀬淡窓・咸宜園に学ぶ-咸宜園教育顕彰事業優秀賞受賞記念誌- 2021 淡窓研究会  
 多様な学びのかたち 近世日本の教育遺産群を世界遺産に 五十嵐敬喜、岩槻邦男、西村幸夫、松浦晃一郎 2021 ブックエンド  
 学校史に見る日本 足利学校・寺子屋・私塾から現代まで (PP.67-74) 五味文彦 2021 みすず書房

## IV . 研究奨励事業

### 咸宜園教育研究センター研究奨励事業

平成30年度から本事業の募集を開始したことにより、平成23年度より取り組んでいた「咸宜園教育顕彰事業」(学術研究部門)の募集は平成29年度をもって終了した。以下、募集要項の一部として趣旨を載せる。

咸宜園教育研究センターでは、平成29年2月に咸宜園開塾200年(1817-2017)を迎えたことを機に、廣瀬淡窓や咸宜園など近世から近代にかけての教育・文化に関する研究の一層の推進を図るため、国内及び地域に根差した研究者の活動を奨励する事業を行います。

この事業による研究成果は、日田市の歴史・文化を生かしたまちづくりや文化財の保存・継承などの事業に活かしていきます。また、咸宜園教育研究センターの取り組みとして、市民の皆様にも積極的に公開・提供いたします。

研究課題 ① 廣瀬淡窓・咸宜園・咸宜園門下生及び私塾・学校などをテーマとする歴史・文化についての幅広い分野の個人の研究活動。

② -1 上記①の課題を含む日田市在住・出身者による日田市域の近世から近代にかけての歴史・文化を中心とした個人の研究活動。

② -2 咸宜園門下生子孫による咸宜園に関する研究活動

### 令和3年度咸宜園教育研究センター研究奨励事業

募集期間：令和3年4月1日～令和3年4月30日

応募件数：〔研究課題①〕3件、〔研究課題②〕0件

〔研究課題①〕

大分県地方史研究会会員 秋月 立雄 「漢詩人 廣瀬林外の研究(序章)」

九州大学人文科学府(博士後期過程) 横山 慎悟 「廣瀬淡窓の経書理解について」

※肩書は申請時のもの

## V . 教育顕彰事業

### 咸宜園教育顕彰事業

#### 令和3年度咸宜園教育顕彰事業・「咸宜園の日」記念事業

内容：記念式典・講演・記念鼎談など

日時：令和4年2月23日(水・祝)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止

場所：日田市民文化会館(パトリア日田)小ホール

#### ① 咸宜園教育顕彰事業表彰式

事業概要：廣瀬淡窓や咸宜園教育に関して、教育文化部門(個人、団体、学校などが制作した作品や文化活動などが対象)を設け、毎年公募し、優秀な作品等を表彰するもの。

募集期間：令和3年4月1日から11月1日

教育文化部門 受賞者なし(応募者0件)

#### ② 発表会 特別発表

「咸宜園世界遺産登録推進小学生作文コンクール」

(豆田町地区振興協議会主催)

#### ③ 「咸宜園の日」記念講演会

講師：東洋大学名誉教授 吉田公平氏

演題：「人間の可能性を信じる - 性善説の原理 -」

日本最大規模の私塾 咸宜園  
大分県日田市・国史跡  
「咸宜園の日(2月23日)」

※日田市では廣瀬淡窓先生が現在の地に咸宜園を開いた2月23日を「咸宜園の日」と定めています。

令和3年度「咸宜園の日」記念講演会・「咸宜園教育研究センター研究奨励事業」報告会

日時：令和4年2月23日(水・祝)午後1時～午後4時  
会場：日田市民文化会館(パトリア日田)小ホール

記念講演会  
講師：吉田公平氏(東洋大学名誉教授)  
演題：「人間の可能性を信じる～性善説の原理～」

研究奨励事業報告会  
「廣瀬淡窓の経書理解について」 横山 慎悟氏(九州大学人文科学府)  
「漢詩人 廣瀬林外の研究(序章)」 秋月 立雄氏(大分県地方史研究会)  
※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止もしくは内容が変更になる場合があります。

淡窓先生に学ぶ～学校の取り組み～

期間：令和4年3月19日(土)～3月31日(木)  
会場：日田市複合文化施設アオーゼ1階 多目的ホール  
※休館日なし  
内容：市内小中学生の廣瀬淡窓及び咸宜園に関する学習成果の発表。

令和3年度春季企画展「咸宜園教育研究センター新収蔵品展」

期間：令和4年2月17日(木)～5月5日(木)  
休館日：水曜日、但し、3月末までは休館日なし  
会場：咸宜園教育研究センター公開展示室(入場無料)  
内容：当センターが寄贈・寄託を受け、新たに収蔵した資料やその関連資料を展示します。

【日田市教育庁 咸宜園教育研究センター】  
大分県日田市淡窓2-2-18  
☎0973-22-0268 咸宜園を世界遺産に!  
●JR久大本線日田駅より徒歩10分 休館日/水曜日(12月28日から1月3日まで)

令和3年度「咸宜園の日」記念事業チラシ

## Ⅵ．その他

### 淡窓先生に学ぶ～学校の取り組み～

市内小中学校で行っている、廣瀬淡窓や咸宜園、咸宜園教育等についての学習成果を広く市民等知ってもらうことを目的として、展示会を行った。

◇期 間：令和4年3月19日（土）～3月31日（木）

◇場 所：日田市複合文化施設アオーゼ多目的ホール



高瀬小学校



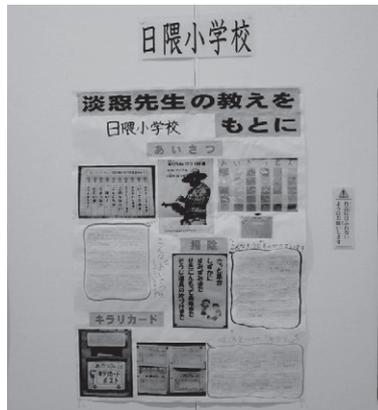
石井小学校



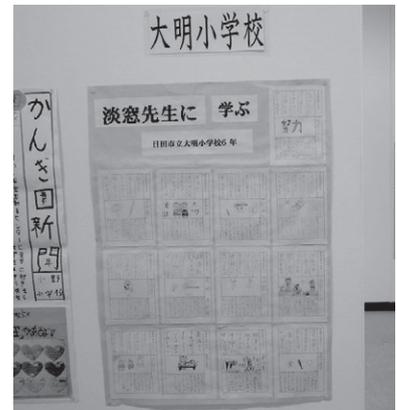
東溪小学校



桂林小学校



日隈小学校



大明小学校



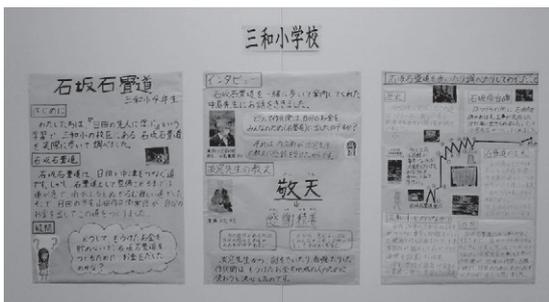
光岡小学校



小野小学校



大山小学校



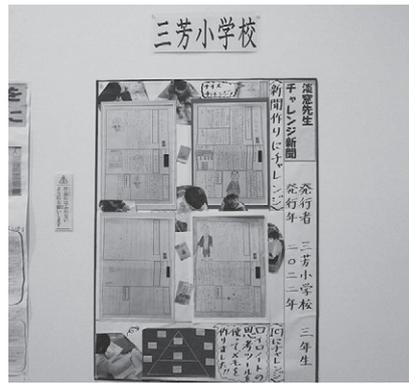
三和小学校



若宮小学校



いつま小学校



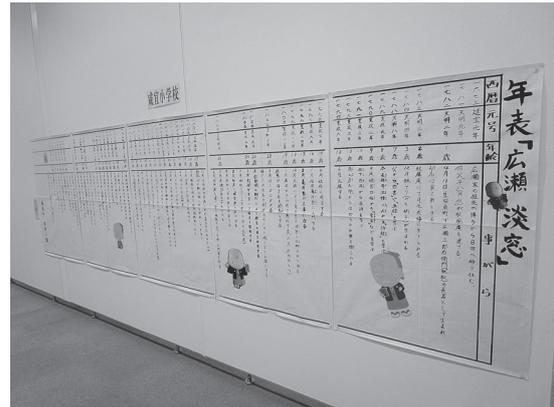
三芳小学校



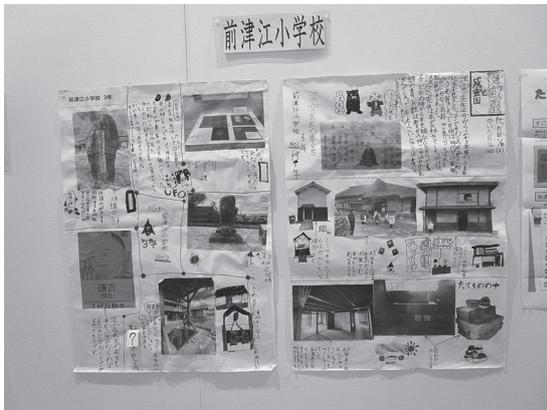
朝日小学校



有田小学校



咸宜小学校



前津江小学校



津江小学校



戸山中学校



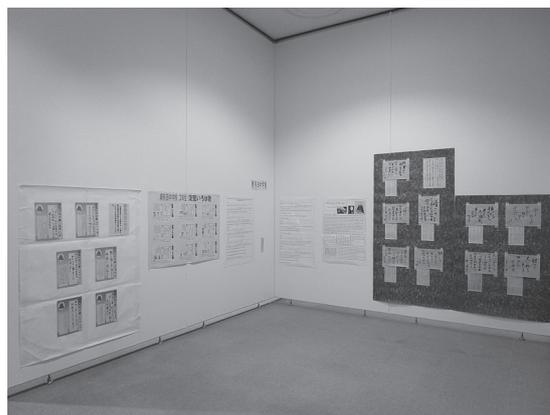
前津江中学校



津江中学校



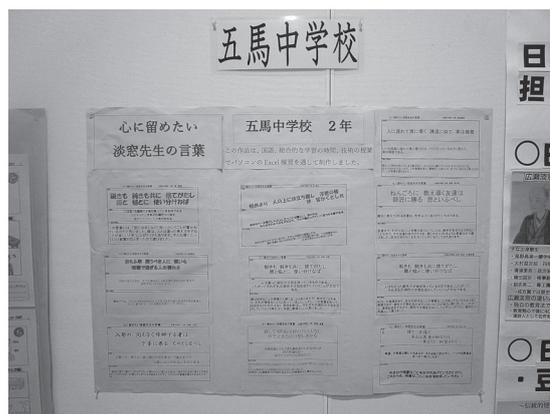
大山中学校



東有田中学校



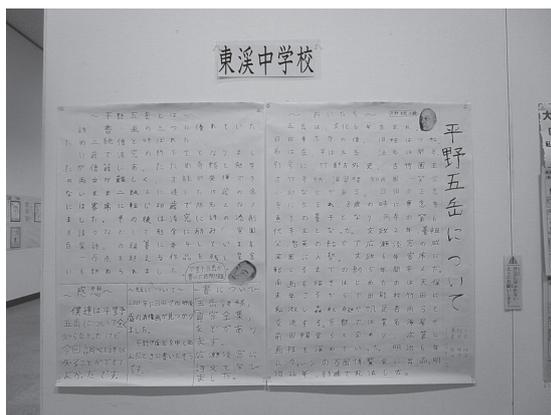
東部中学校



五馬中学校



大明中学校



東溪中学校



南部中学校



三隈中学校



北部中学校

## Ⅶ．世界文化遺産登録推進の取組

### 1．世界遺産とは

世界遺産とは、地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から引き継がれた貴重なもの。世界遺産にはさまざまな国や地域に住む人びとが誇る文化財や自然環境などがあり、人類の残酷な歴史を刻むものや戦争や自然災害、環境汚染などにより危機にさらされているものも含まれている。それらは国際協力を通じた保護のもと、国境を越え世界のすべての人びとが共有し、次の世代に受け継いでいくべきものである。

○世界遺産リストに記載されるまで

- ①条約締約国の推薦：締約国の政府が国内の世界遺産候補の中から、条件の揃ったものを世界遺産委員会に推薦。（各国の世界遺産暫定一覧表記載の資産から推薦される。）世界遺産委員会の事務局としての機能はユネスコ世界遺産センターが担っている。
- ②専門機関による調査：世界遺産委員会の依頼により、文化遺産は ICOMOS、自然遺産は IUCN が候補地の評価調査を行う。
- ③世界遺産委員会での審議：ICOMOS や IUCN などによる評価調査報告を受け、毎年 1 回開催される世界遺産委員会において、世界遺産リストへの記載物件の可否を決定する。

### 2．事業の概要

日田市では平成 22 年度に世界遺産推進室を開設し、茨城県水戸市の弘道館及び偕楽園、栃木県足利市の足利学校と連携し、「近世日本の教育遺産群」という主題で咸宜園の世界文化遺産登録を目指して取り組んでおり、平成 27 年 5 月には、新たに岡山藩の日本最古の郷学（校）・閑谷学校の所在する岡山県備前市が教育遺産世界遺産登録推進協議会に加わった。

世界文化遺産として登録されるには、ユネスコが定めた基準である「顕著で普遍的な価値」を証明する必要がある。そこで、「近世日本の教育遺産群」が持つ「顕著で普遍的な価値」を証明するために、世界遺産推進室では日田市世界遺産登録検討委員会の指導のもと、咸宜園に関する学術的な調査研究を「咸宜園教育研究センター」と両輪となって作業を進めている。また、この取組は行政のみで進められるものではなく、市民の機運の醸成と協力が必要となってくる。市民と行政が一体となって取り組むことが重要となることから、調査研究の結果を公表し、その情報を共有することで普及啓発につなげ、一人でも多くの市民の協力を得ることができるように取り組まなければならない。

また、こうした世界文化遺産登録への取組は平成 27 年 4 月、国が新たに創設し、国内外からの観光誘客や地域活性化に役立てる仕組みである「日本遺産」の第 1 号認定にもつながった。

○調査研究

日田市世界遺産登録検討委員会を開催し、調査研究についての報告などに関して意見をいただいた。また、令和 2 年度に文化庁に提出した『近世日本の教育遺産群－世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書－』の英訳案のとりまとめの進捗状況及び教育遺産世界遺産登録推進協議会による日本遺産の取組を含め 4 市共同事業についての報告を行った。

○普及啓発

①市民協働の取組

◇咸宜園平成門下生之会との協働

世界遺産登録を目指す取組は市民と行政が一体となることが重要であることから、市民による応援団体「咸宜園平成門下生之会」が平成 23 年度に発足し、廣瀬淡窓や咸宜園について学習すると同時に、世界遺産登録の取組を市民の側から支援する活動を中心に行っている。令和 3 年度は咸宜園平成門下生之会講座（全 4 回のうち 4 回目のバス研修は中止）を実施（3 頁参照）した。また、「咸宜園交流事業サポーター」として登録された会員の咸宜園教育研究センターや世界遺産推進室で行うイベント等への協力事業は新型コロナウイルス禍のため中止とした。

◇咸宜園放学遊山の会との協働

咸宜園放学遊山の会は、咸宜園平成門下生之会・日田考古学同好会・日田歴史発見講座伊藤塾が協働で、咸宜園ゆかりの地を含む日田の歴史遺産を再発見し、世界遺産登録に向けた機運の醸成を図るため活動している。令和 3 年度は日本初の「世界の記憶（記憶遺産）」である「山本作兵衛炭坑記録画・記録文書」の登録に関わられた森山沾一氏（福岡県立大学名誉教授、福岡県田川市石炭・歴史博物館館長）を招いて、学習会を実施した。また咸宜園（秋風庵）を核に日田市全体を日本近世の教育遺産の博物館と捉える「放学遊山の道エコミュージアム」構想の下、大分合同新聞と協力して随時掲載している「咸宜園放学遊山の道をたどる」（平成 30 年 6 月～令和 4 年 3 月までの 25 回分）を冊子化した。

○情報発信

①ホームページ等を活用した情報発信

日田市ホームページや日田市世界遺産推進室 Facebook、広報紙を活用した情報発信を行った。

## ②世界文化遺産登録をめざす近世日本の教育遺産群パネル展

日田市役所 1 階ロビーにおいて、咸宜園・豆田町とともに教育遺産群として世界文化遺産登録を目指す弘道館・偕楽園（茨城県水戸市）、足利学校（栃木県足利市）、閑谷学校（岡山県備前市）の紹介及び世界文化遺産の登録に関するパネルの展示を行った。

期間 令和 4 年 2 月 16 日（水）～ 3 月 2 日（水）※平日のみ

時間 9:00～17:00

場所 市役所 1 階ロビー

## 3. 教育遺産世界遺産登録推進協議会

### ①協議会

教育遺産世界遺産登録推進協議会は、平成 24 年 11 月 18 日、世界教育史上独自の発展を遂げた、わが国の教育を象徴する「近世の教育遺産」の世界遺産登録を目指すため、近世教育遺産が所在する茨城県水戸市、栃木県足利市、大分県日田市の 3 市が設立した広域連携組織。その後、平成 27 年 5 月 31 日、岡山県備前市が加わり 4 市となった。

協議会は、市長と教育委員会教育長、学識経験者（商工会議所会頭、専門家、県の担当課長、市民団体代表）を委員とし、国内外の教育遺産に係る調査研究、教育遺産を活用した普及啓発に関することなどを所掌する。また、4 市で構成する本協議会に対して、日本遺産「近世日本の教育遺産群―学ぶ心・礼節の本源―」の認定を受け、各種情報発信・普及啓発事業を展開している。

### ②会議

#### ○幹事会 令和 3 年 5 月 11 日（火）（オンライン開催）

報告第 1 号 令和 2 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業報告について

認定第 1 号 令和 2 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会歳入歳出決算について

議案第 1 号 令和 3 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画・予算について

#### ○協議会会議 令和 3 年 5 月 30 日（日）（オンライン開催）

報告第 1 号 令和 2 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業報告について

認定第 1 号 令和 2 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会歳入歳出決算について

議案第 1 号 令和 3 年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画・予算について

### ③専門部会の開催

これまで関係自治体による合同学術会議で検討されてきた世界遺産登録に向けた調査・研究等については、専門部会 A（登録推進戦略の検討）、専門部会 B（国内外の教育遺産の評価）、専門部会 C（保存管理方策の検討）に分かれ、各専門部会による検討・協議を重ねてきた。令和 3 年度は専門部会 A・B・C 合同会議、専門部会編集会議等の会議を重ねることで、令和 2 年度に文化庁に提出した『近世日本の教育遺産群―世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書―』の英訳案の作成を進めた。

#### ○第 1 回専門部会 A・B・C 合同会議 令和 3 年 10 月 5 日（火）（オンライン開催）

報告第 1 号 今年度の専門部会年間スケジュールについて

報告第 2 号 世界遺産登録推進フォーラム開催について

議題第 1 号 提案書概要版英訳原文案について

#### ○第 2 回専門部会 A・B・C 合同会議 令和 3 年 12 月 20 日（月）（オンライン開催）

議題第 1 号 提案書概要版英訳原文案について

#### ○専門部会編集会議 令和 4 年 3 月 16 日（水）（オンライン開催）

議題第 1 号 提案書概要版英訳案について

### ④事務連絡会議の開催

#### ○第 1 回事務連絡会議 令和 3 年 7 月 5 日（月）（オンライン開催）

議題第 1 号 世界遺産登録推進フォーラム当日スケジュールについて

議題第 2 号 今後の協議会事業について

#### ○第 2 回事務連絡会議 令和 3 年 10 月 5 日（火）（オンライン開催）

議題第 1 号 令和 3 年度今後の協議会事業について

議題第 2 号 令和 4 年度以降の協議会事業について

#### ○第 3 回事務連絡会議 令和 3 年 12 月 20 日（月）（オンライン開催）

議題第 1 号 令和 3 年度の協議会事業について

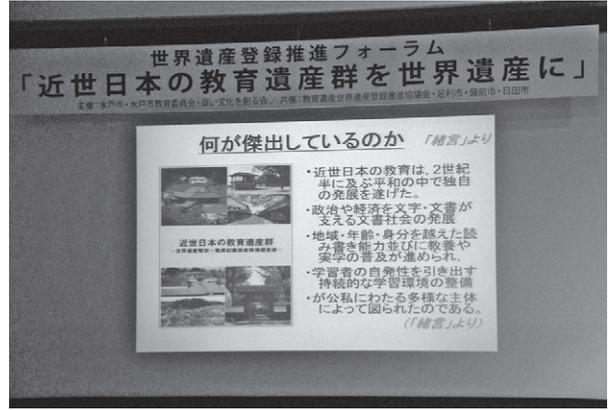
議題第 2 号 令和 4 年度の協議会事業について

#### ○第 4 回事務連絡会議 令和 4 年 3 月 16 日（水）（オンライン開催）

議題第 1 号 令和 4 年度の協議会事業について



世界遺産登録推進フォーラム



教育遺産世界遺産登録推進協議会会議（オンライン会議）



教育遺産世界遺産登録推進協議会専門部会会議（オンライン会議）



日田市世界遺産登録検討委員会（オンライン会議）



咸宜園平成門下生之会総会

#### 4. 経過

茨城県水戸市、栃木県足利市、岡山県備前市との協議会会議や有識者による専門部会を重ね、令和4年度に文化庁への提出を予定している『近世日本の教育遺産群—世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書—』の英訳案の作成を進めた。

日程	内容
令和3年5月11日	協議会幹事会（オンライン開催）
5月23日	第74回日田川開き観光祭「水郷日田どんたくカーニバル」（中止）
5月30日	協議会会議（オンライン開催）
7月5日	第1回事務連絡会議（オンライン開催）
7月10日	世界遺産登録推進フォーラム「近世日本の教育遺産群を世界遺産に」（水戸市）
10月5日	第1回専門部会A・B・C合同会議（オンライン開催）
10月5日	第2回事務連絡会議（オンライン開催）
12月20日	第2回専門部会A・B・C合同会議（オンライン開催）
12月20日	第3回事務連絡会議（オンライン開催）
令和4年1月30日	令和3年度日田市世界遺産登録検討委員会（対面・オンライン併用）
2月16日	世界文化遺産登録をめざす近世日本の教育遺産群パネル展（～3月2日）
3月16日	専門部会編集会議（オンライン開催）
3月16日	第4回事務連絡会議（オンライン開催）
2月	咸宜園平成門下生之会バス研修（中止）



世界文化遺産登録をめざす近世日本の教育遺産群パネル展

## Ⅷ．日本遺産の取組

### 1．日本遺産とは

日本遺産（Japan Heritage）は地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として文化庁が認定するもの。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことで、地域の活性化を図ることを目的としている。平成27年18件、平成28年19件、平成29年17件、平成30年13件、令和元年16件、令和2年21件、計104件が認定されている。

日田市では平成27年4月、世界文化遺産登録を目指す4市が「日本遺産」の第1号認定を受けた。認定ストーリーのタイトルは「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」で、日田市における日本遺産の構成文化財は、「咸宜園跡」、「日田市豆田町伝統的建造物群保存地区」、「廣瀬淡窓旧宅及び墓」、「長福寺本堂」、「桂林園跡」、「咸宜園関係歴史資料」の6件である。

文化庁並びに4市で構成する教育遺産世界遺産登録推進協議会が共同し、情報発信や普及啓発を行うとともに、日田市世界遺産推進室において令和3年度日本遺産魅力発信事業を実施し、観光振興と地域活性化に取り組んだ。



### 2．事業の概要

文化庁並びに4市で構成する教育遺産世界遺産登録推進協議会との共同により情報発信や普及啓発を行うとともに、日田市世界遺産推進室において令和3年度日本遺産魅力発信事業を実施し、日本遺産設立の主旨と目的に沿った観光振興や地域活性化への取組を行った。

#### ◇教育遺産世界遺産登録推進協議会

4市共同で、日本遺産サミットへの参加やホームページによる情報発信を行った。

#### ○情報発信・人材育成

##### ①教育遺産日本遺産登録推進協議会ホームページ

「日本遺産 近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」

<http://manabukokoro.jp/hita/>

文化庁日本遺産ポータルサイト

「STORY #001 近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」

<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/stories/story001/>

##### ②日本遺産サミット in 小松（石川県小松市）への参加 令和3年11月13日（土）～14日（日） 協議会を構成する4市関係者によりPRブース出展等を行った。

会場：こまつ芸術劇場うらら、サイエンスヒルズこまつ、こまつ杜 ほか

主催：文化庁、日本遺産連盟、小松市

共催：観光庁

- 1 オープニング&シンポジウム
- 2 日本遺産公開講座
- 3 日本遺産&小松お祭りステージ
- 4 日本遺産分科会2021
- 5 海外LIVE配信
- 6 日本遺産映像上映会
- 7 日本遺産展示体験ブース（104のストーリーを紹介）
- 8 グルメブース
- 9 サテライト会場 シャトルバス
- 10 日本遺産連盟総会

##### ③日本遺産4市共通トートバッグ作製

日本遺産関係のイベント等に配布する4市共通のトートバッグを600枚製作した。

##### ④文化遺産観光拠点充実事業（文化資源活用事業費補助金）

文化庁の補助事業を活用し、4市のガイダンス施設等で展示する日本語・英語併記のパネル及び日・英・中（簡・繁）・韓の4か国5言語によるチラシやリーフレット（日本語・英語併記）を作成し、多言語整備を進めた。

◇日田市日本遺産魅力発信推進事業

観光振興・地域活性化に繋げる各種事業を実施した。

○情報発信・人材育成

①日田市世界遺産推進室 Facebook、日田市公式ホームページ、日田市観光アプリ「ひた咸宜園入門ナビ」による情報発信。

②「日本遺産子どもガイド」の養成・実施(中止)

市内小学校4・5・6年生のガイド養成とガイド本番は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

③「日本遺産中学生英語ガイド」の養成・実施(中止)

市内中学2年・3年生のガイド養成とガイド本番は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

④日本遺産説明看板・日本遺産PR幟・日本遺産PR店頭幕(日除け幕)作製

⑤フリー Wi-Fi 施設の維持・管理

○普及啓発

①日本遺産市民向け公開講座「日本遺産を歩く」の開催 全3講

日本遺産に認定されているストーリーについて、各地域の担当者が日本遺産のストーリー及び構成文化財の魅力について講演をすることで日本遺産に関する普及啓発を図った。

第1回 7月29日(木) 「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」

長崎市商工部長 田中 洋一 氏

第2回 8月5日(木) 「八代を創造した石工たちの軌跡～石工の郷に息づく石造りのレガシー～」

熊本県八代市経済文化交流部文化振興課文化財係 村田 仁志 氏

第3回 11月4日(木) 「日本磁器のふるさと肥前～百花繚乱のやきもの散歩～」

佐賀県文化・スポーツ交流局文化課施設・歴史資産担当 植松 隆 氏

※(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当初8月26日(木)から延期して実施)

②日本遺産アイデア実現事業

咸宜園と豆田町の活性化のため、咸宜園教育研究センターで販売できる記念品として、近世日本の教育遺産群PRの日本遺産トートバッグを作製した。

### 3. 「日本遺産(Japan Heritage)」事業の見直し(中間とりまとめ)及び日本遺産フォローアップ委員現地調査

令和2年12月、「日本遺産フォローアップ委員会」は文化庁に対し、下記のとおり「日本遺産(Japan Heritage)」事業のとりまとめの報告を行った。

次頁、「日本遺産(Japan Heritage)」事業の見直し(中間とりまとめ)参照(文化庁ホームページより転載)

令和3年度、文化庁への「日本遺産フォローアップ委員会」の上記報告の下に、「近世日本の教育遺産群―学ぶ心・礼節の本源―」を含む2015年認定の日本遺産18件に対し、日本遺産フォローアップ委員による現地調査が行われた。

教育遺産世界遺産登録推進協議会に対する調査は、下記のとおりである。

日 時 令和3年6月1日(火)午後1時～午後4時

場 所 水戸市役所4階 中会議室(水戸市中央1-4-1)及びオンライン開催

協議内容

1 担当委員：受田 浩之氏(高知大学理事・副学長)

2 次第

(1) 文化財の概要・ストーリー説明

(2) 平成27年度地域活性化計画実績に対する討議

(3) 日本遺産のストーリーの体感

(4) 令和3年度地域活性化計画に対する討議

(5) 質疑応答

日本遺産認定継続にかかる審査を行うため、日本遺産フォローアップ委員との意見交換が行われた。審査の結果、令和3年7月7日に文化庁より認定継続の通知を受けた。

令和2年12月25日

「日本遺産 (Japan Heritage)」事業の見直しについて (中間とりまとめ)

令和2年12月  
日本遺産フォローアップ委員会令和2年度日本遺産フォローアップ委員会  
審議結果について (中間とりまとめ)

「日本遺産 (Japan Heritage)」事業の見直しについて、「日本遺産フォローアップ委員会」において、中間とりまとめを行いましたので、お知らせします。

日本遺産の認定は、2020年度までに100件程度行うこととしていたところ、本年6月の認定をもって104件を認定しました。

今後も、「日本遺産」を活用した継続的な取組みを推進するにあたり、これまで認定された地域においては、その取組みに温度差があるなどの課題が見受けられることから、「日本遺産」全体の底上げを図り、ブランドを維持・強化していくための具体的な方策 (取組状況に関するフォローアップの強化、優良な取組み事例の横展開、新たな制度の導入等) について、「日本遺産フォローアップ委員会」において、検討することとする旨を本年6月に発表したところである。

これを踏まえ、同委員会において、総括評価の仕組みや今後の方策について検討してきたところ、今般、中間とりまとめとして、検討の結果をとりまとめた旨報告を受けましたので公表します。

詳しくは、以下の資料を参照ください。

- 別紙1 「日本遺産 (Japan Heritage)」事業の見直しについて (中間とりまとめ)
- 別紙2 「日本遺産 (Japan Heritage)」事業の見直しについて (中間とりまとめ) 参考資料
- 別紙3 日本遺産フォローアップ委員会の開催について
- 別紙4 日本遺産フォローアップ委員会委員名簿
- 別紙5 令和2年度日本遺産フォローアップ委員会の審議経過
- 別紙6 今後のスケジュール

<担当> 文化庁参事官 (文化観光担当)  
参事官 折原 英人 (内線 5050)  
参事官補佐 春田 鳩彦 (内線 5049)  
専門官 清水 ゆき (内線 4909)  
係長 大井 翔太 (内線 5047)  
電話: 03-5253-4111 (代表)  
03-6734-4909 (直通)

くため、「日本遺産」事業について、以下の方向性で見直すことが適当である。

- ・取組状況に関するフォローアップの強化や、新たな制度の導入など、地域の不断の努力を促すメカニズムを構築する。
- ・優良な取組み事例の創出とその横展開や、自立・自走化に向けたインセンティブなど、地域の磨き上げを促進するための支援を充実する。

## 3. 「日本遺産」事業の新たなスキーム

## (1) 総括評価の仕組み

○総括評価は、「計画目標の達成に対する評価」及び「取組内容に対する評価」(別添)により構成し、それぞれについて、本委員会において、評価 (可または不可) を決定することとすることが適当である。

○総括評価にあたっては、被評価の認定地域において自己評価を実施するとともに、必要に応じ、本委員会による現地調査を実施することとすることが適当である。

○認定の更新は、総括評価の評価結果に加え、被評価の認定地域において作成した新たな「地域活性化計画」(3年間) についての審査結果を踏まえて、決定することとすることが適当である。

○認定地域は、新たな「地域活性化計画」期間終了後の翌年において、全期間を通じての総括評価を受けることとすることが適当である。

## (2) 先進モデルの構築

○総括評価の評価結果及び新たな「地域活性化計画」についての審査結果を踏まえて、認定地域のうち、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域を「重点支援地域」として選定し、重点的に支援することにより、先進モデルを構築することが適当である。

○「重点支援地域」に対して、事業実施、体制強化、情報提供等の支援を充実することとし、支援の内容について引き続き検討を進めることが適当である。

## (3) 取消し制度の導入

○「計画目標の達成に対する評価」及び「取組内容に対する評価」において、いずれの評価結果も「不可」とされた認定地域については、認定を取り消すこととすることが適当である。

○新たな「地域活性化計画」についての審査結果が「C (認定基準を満たしていない)」とされた認定地域についても、再審査のプロセスを設けたうえで、なお「C」とされたものについて、認定を取り消すこととすることが適当である。

## (4) 「候補地域」の新設

2

## 1. 「日本遺産」事業見直しの背景

○「日本遺産」は、2015年度より認定を開始し、これまでの6年間で104件を認定したところ。

## (1) 総括評価について

○認定地域は6年間の「地域活性化計画」に基づき地域活性化や観光振興に取り組んでおり、文化庁は認定地域に対して認定後3年間を別途重点的な財政支援を実施し、認定地域の自立・自走化に向けた環境整備を促している。

○認定地域は「地域活性化計画」期間終了後の翌年には全期間を通じての総括評価を受けることになっているところ、2015年度の認定地域が本年度末をもって「地域活性化計画」期間を終了することとなっている。

○これを踏まえ、総括評価の仕組みについて検討するもの。

## (2) 今後の方策について

○「日本遺産」の認定件数は、2020年度までに100件程度行うこととしていたところ、2020年6月の認定をもって104件を認定したところ。

○今後も、「日本遺産」を活用した継続的な取組みを推進するにあたり、これまで認定された地域においては、その取組みに温度差があるなどの課題が見受けられることから、「日本遺産」全体の底上げを図り、ブランドを維持・強化していくための具体的な方策 (取組状況に関するフォローアップの強化、優良な取組み事例の横展開、新たな制度の導入等) について、本委員会において、検討することとする旨を2020年6月に発表したところ。

○これを踏まえ、今後の方策について検討するもの。

## 2. 「日本遺産」事業見直しの方向性

○これまで認定された地域においては、その取組みに温度差があるなどの課題が見受けられる。

- ・当初3年間 (重点支援期間) において、情報発信に重点的に取り組む地域が多くみられる。また、同期間終了後において、継続的な磨き上げを支援する予算の活用が進んでいない。
- ・国の観光関係施策の活用状況に差がみられる。

○こうした課題を踏まえ、「日本遺産」全体の底上げを図り、ブランドを維持・強化してい

1

○「日本遺産」として認定する候補となり得る地域 (「候補地域」) を「認定」し、「地域活性化準備計画」(3年間) に基づく磨き上げを支援することにより、「日本遺産」を活用した取組みの底上げを図ることが適当である。

○新たな「候補地域」の認定は、新規認定の募集のプロセスによるもの (α) と、認定地域の認定の更新のプロセスによるもの (β) とすることが適当である。αについては、総括評価の評価結果及び新たな「地域活性化計画」についての審査結果を踏まえて、「候補地域」としての認定を更新できることとし、βについては、「候補地域」としての認定を更新できないこととすることが適当である。

○「候補地域」に対して、地域の活性化や観光振興の土台づくりとして、人材育成、普及啓発、調査研究等の支援を行うなど、支援の内容について引き続き検討を進めることが適当である。

○「日本遺産」の認定件数は、当面の間、100件程度とするこれまでの認定方針を堅持することとし、これを踏まえつつ、「重点支援地域」及び「認定地域」の入れ替えを行っていくこととすることが適当である。

○その他、認定するストーリーや、ストーリーを語る上で不可欠な文化財群、認定申請の手続き等の事業のスキームについて、認定地域に準じて設計することとすることが適当である。

## (5) 地方自治体への財政支援の見直し

○地域の磨き上げを促進するため、「重点支援地域」「認定地域」及び「候補地域」の各段階に応じ、支援の内容を充実するとともに、メリハリのある支援を講じることについて、引き続き検討を進めることが適当である。

## (6) その他

○文化観光推進法に基づく文化観光拠点・地域の整備において、「日本遺産」の取組みと連携し、地域の磨き上げを促進するため、「重点支援地域」「認定地域」及び「候補地域」において文化観光推進法の活用を促進するための方策について、引き続き検討を進めることが適当である。

○地域の自立・自走化に向けた環境を整備し、「日本遺産」を活かした持続可能な地域づくりを進めるため、民間事業者等との連携・協力を促進するための方策について、引き続き検討を進めることが適当である。

○格付け、順位付け等の仕組みについて、「日本遺産」全体の底上げやブランドの強化が一定程度進んだ段階で、検討を行うこととすることが適当である。

3

## 「日本遺産 (Japan Heritage)」事業の見直し (中間とりまとめ)

## 4. 経過

日程	内 容
令和3年5月23日	第74回日田川開き観光祭「水郷日田どんたくカーニバル」(中止)
6月1日	日本遺産フォローアップ委員会 日本遺産認定継続にかかる審査
7月7日	文化庁より日本遺産認定継続の通知
7月29日	日本遺産公開講座 第1講
8月5日	日本遺産公開講座 第2講
8月26日	日本遺産公開講座 第3講(延期)
11月4日	日本遺産公開講座 第3講
11月13・14日	日本遺産サミット in 小松(石川県小松市) 出展
令和4年2月10日	日本遺産推進フォーラム(オンライン開催)
2月13日	「日本遺産の日」記念シンポジウム(オンライン開催)
2月	日田市日本遺産活性化懇話会(中止)

※日本遺産子どもガイド・日本遺産中学英語ガイドは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止



公開講座「日本遺産を歩く」第1講



公開講座「日本遺産を歩く」第2講



公開講座「日本遺産を歩く」第3講



日本遺産サミット教育遺産ブース



日本遺産店頭幕



日本遺産解説看板



日本遺産サミット案内看板



日本遺産トートバッグ



日本遺産幟

## Ⅸ．利用状況・日誌抄

### 1. 利用状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

月	計	利用者内訳				
		市内小中学校		その他団体		一般・個人
4	338名	0校	0名	0団体	0名	338名
5	221名	0校	0名	0団体	0名	221名
6	231名	0校	0名	2団体	86名	145名
7	317名	0校	0名	1団体	28名	289名
8	238名	0校	0名	0団体	0名	238名
9	308名	0校	0名	0団体	0名	308名
10	491名	1校	7名	5団体	50名	434名
11	1,614名	10校	347名	8団体	411名	856名
12	497名	2校	33名	5団体	131名	333名
1	300名	2校	74名	0団体	0名	226名
2	186名	0校	0名	0団体	0名	186名
3	482名	1校	47名	1団体	15名	420名
合計	5,223名	16校	508名	22団体	721名	3,994名

### 2. 日誌抄

2021. 5.7 常設展（～10.5）
- 6 第1回咸宜園教育研究センター運営委員会を文書協議により実施
- 6.8 第1回咸宜園教育研究センター専門委員会・咸宜園教育研究センター研究奨励事業審査会
- 7.11 開館以来の来訪者20万人達成
- 7.29 世界遺産推進室公開講座「日本遺産を歩く」第1講 於：日田市役所7階大会議室
- 8.5 世界遺産推進室公開講座「日本遺産を歩く」第2講 於：日田市役所7階大会議室
- 9.7 書蔵庫及び保管資料の燻蒸作業（～9.9）
- 9.30 咸宜園教育研究センター公開講座「咸宜園の門下生」第1講 於：日田市役所7階大会議室
- 10.7 秋季企画展「咸宜園の門下生」（～1.11）
- 10.14 咸宜園教育研究センター公開講座「咸宜園の門下生」第2講 於：日田市役所7階大会議室
- 10.28 咸宜園教育研究センター公開講座「咸宜園の門下生」第3講 於：日田市役所7階大会議室
- 11.4 世界遺産推進室公開講座「日本遺産を歩く」第3講 於：日田市役所7階大会議室
- 11.11 咸宜園教育研究センター公開講座「咸宜園の門下生」第4講 於：日田市民会館パトリア日田小ホール
- 11.17 第2回咸宜園教育研究センター専門委員会・咸宜園教育研究センター研究奨励事業中間報告会
- 11.25 咸宜園教育研究センター公開講座「咸宜園の門下生」第5講 於：日田市役所7階大会議室
2022. 1.13 常設展（～2.15）
- 1.30 第3回咸宜園教育研究センター専門委員会
- 2 第2回咸宜園教育研究センター運営委員会を文書協議により実施
- 2.17 春季企画展「咸宜園教育研究センター新収蔵品展」（～5.5）
- 3.5 咸宜園教育研究センター研究奨励事業報告会動画撮影（3.31より動画配信）
- 3.19 「淡窓先生に学ぶ～学校の取り組み展示～」（～3.31） 於：日田市複合文化施設アオーゼ多目的ホール

※開催場所の記載がないものは、すべて咸宜園教育研究センターで実施

## X. 各種委員会・職員名簿

### 1. 咸宜園教育研究センター運営委員会委員名簿

任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日

選出資格	氏名	所属
学識経験者	大神 信 證	日田市文化財保護審議会副会長
	後藤 宗 俊	別府大学名誉教授
	廣瀬 和 貞	公益財団法人廣瀬資料館理事長
文化団体	野田 高 巳	淡窓会副会長
	三宅 多加子	大分県美術協会日田支部長（書道家）
まちづくり	佐々木 美 徳	一般社団法人日田市観光協会副会長
生涯教育	加納 幸 憲	日田市光岡公民館館長
行政関係	三 笥 眞治郎	日田市教育委員会教育長

### 2. 咸宜園教育研究センター専門委員会委員名簿

任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日

選出資格	氏名	所属
学識経験者	後藤 宗 俊	別府大学名誉教授
	佐藤 晃 洋	竹田市歴史文化館・由学館館長
	鈴木 理 恵	広島大学大学院教授
	高橋 昌 彦	福岡大学人文学部教授
	豊田 寛 三	大分大学名誉教授、元別府大学学長
	深町 浩 一郎	元大分県立歴史博物館館長

(50音順)

### 3. 世界遺産登録検討委員会委員名簿

任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日

選出資格	氏名	所属
学識経験者	吾妻 重 二	関西大学教授
	江面 嗣 人	岡山理科大学教授
	後藤 宗 俊	別府大学名誉教授
	佐藤 晃 洋	竹田市歴史文化館・由学館館長
	鈴木 理 恵	広島大学大学院教授
	豊田 寛 三	大分大学名誉教授、元別府大学学長

(50音順)

### 4. 職員名簿（令和3年4月1日現在）

咸宜園教育研究センター

職名	氏名
名誉館長	後藤 宗 俊

職名	氏名
所 長	華藤 善 紹
主幹（総括）	若杉 竜 太
主幹 ※兼務	梶原 健 市
主 査	原田 弘 徳
主査 ※兼務	溝田 直 己
研 究 員	秋吉 紗耶香

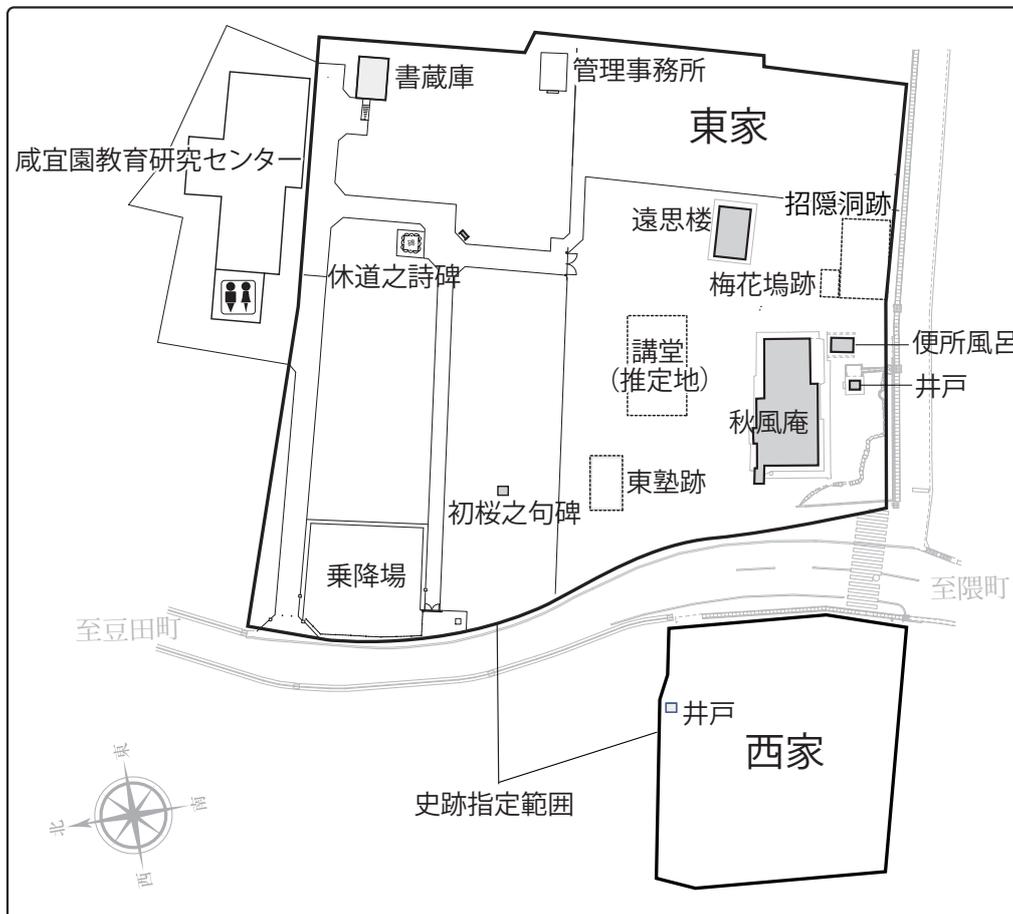
世界遺産推進室

職名	氏名
室 長	華藤 善 紹
主幹（総括）	梶原 健 市
主幹 ※兼務	若杉 竜 太
主査 ※兼務	原田 弘 徳
主 査	溝田 直 己
研 究 員	渡辺 み か

## 1 . 沿 革

和暦	西暦	月	できごと
明治30年	1897	9月	咸宜園閉塾
大正2年	1913		淡窓先生頌徳祭（生誕130年祭）開催
大正5年	1916		淡窓図書館建設
大正8年	1919		休道の詩碑建立
昭和7年	1932	7月	「咸宜園跡」が国指定史跡に指定
昭和23年	1948		「廣瀬淡窓墓」が国指定史跡に指定
昭和35年	1960	11月	淡窓百年祭（100回忌）の開催
平成2年	1990	3月	『第3次日田市総合計画』で咸宜園跡の保存整備を計画
平成4年	1992	2月	史跡咸宜園跡保存整備構想検討委員会発足
平成5年	1993	3月	史跡咸宜園跡保存整備構想の策定
平成6年	1994	1月	秋風庵等保存修理事業実施（～平成8年）
平成7年	1995	3月	史跡咸宜園跡内秋風庵等保存修理委員会発足（～平成12年度）
平成9年	1997	1月	遠思楼復元修理事業（～平成12年度）
平成15年	2003		史跡咸宜園跡保存整備委員会発足（～平成25年度）
平成17年	2005		史跡咸宜園跡保存整備実施設計
〃	〃		淡窓先生150年祭（150回忌）開催
平成19年	2007	11月	史跡咸宜園跡ガイダンス棟実施設計が後の咸宜園教育研究センターの基本設計となる
平成20年	2008		咸宜園教育研究センター建設（国土交通省所管のまちづくり交付金事業を導入）（～平成22年3月）
平成21年	2009	9月	咸宜園教育研究センター運営検討会議開催
平成22年	2010	1月	咸宜園教育研究センター運営検討会議開催
〃	〃	3月	咸宜園教育研究センター運営検討会議開催
〃	〃	10月	咸宜園教育研究センター開館記念式典、記念事業実施
〃	〃	〃	「咸宜園門下生子孫の集い」開催（日田市制70周年記念事業）
〃	〃	12月	咸宜園平成門下生之会発足
平成23年	2011	10月	平成23年度特別展「近世の私塾—西日本を中心として—」開催
〃	〃	11月	開館一周年記念事業「私塾フォーラム」開催
平成24年	2012	3月	第1回咸宜園教育顕彰事業（「咸宜園の日」）実施
〃	〃	8月	廣瀬旭荘没後150年記念事業（特別展・講演会・鼎談）実施
〃	〃	11月	教育遺産世界遺産登録推進協議会発足・世界遺産登録推進国際シンポジウム開催（水戸市）
平成25年	2013	2月	第2回咸宜園教育顕彰事業（「咸宜園の日」）実施
〃	〃	3月	国史跡「廣瀬淡窓旧宅及び墓」（国史跡「廣瀬淡窓墓」の追加指定及び指定名称の変更）
〃	〃	10月	世界遺産登録推進国際シンポジウム開催（足利市）

和暦	西暦	月	できごと
平成 26 年	2014	2 月	第 3 回咸宜園教育顕彰事業（「咸宜園の日」）実施
平成 27 年	2015	2 月	第 4 回咸宜園教育顕彰事業（「咸宜園の日」）実施
〃	〃	4 月	「咸宜園跡」や「豆田町重要伝統的建造物群保存地区」などが初の日本遺産に認定
〃	〃	11 月	日本遺産認定記念フォーラムの開催
平成 28 年	2016	2 月	第 5 回咸宜園教育顕彰事業（「咸宜園の日」）実施
平成 29 年	2017	2 月	咸宜園開塾 200 年記念事業
〃	〃	〃	第 6 回咸宜園教育顕彰事業（「咸宜園の日」）実施
〃	〃	9 月	『咸宜園門下生遺墨展』共催
〃	〃	11 月	「2017 嚶鳴フォーラム in ひた」実施
平成 30 年	2018	2 月	「咸宜園の日」・「咸宜園開塾 200 年記念事業」実施
〃	〃	〃	第 7 回咸宜園教育顕彰事業（「咸宜園の日」）実施
平成 31 年	2019	2 月	平成 30 年度「咸宜園の日」記念講演会及び「咸宜園教育研究センター研究奨励事業」報告会
令和 2 年	2020	2 月	令和元年度「咸宜園の日」記念講演会及び令和元年度「咸宜園教育研究センター研究奨励事業」報告会（中止）
令和 3 年	2021	2 月	令和 2 年度「咸宜園の日」記念講演会及び令和 2 年度「咸宜園教育研究センター研究奨励事業」報告会
令和 4 年	2022	2 月	令和 2 年度「咸宜園の日」記念講演会及び令和 2 年度「咸宜園教育研究センター研究奨励事業」報告会（中止したため、録画を行い、動画サイトで配信）



咸宜園教育研究センター及び史跡咸宜園跡位置図

## 2. 施設の概要・組織

### (1) 設置目的

咸宜園や廣瀬淡窓等に関する調査研究及び関係資料の収集、公開等を行うことにより、その理解を深め、宜風の浸透を図ることをもって、教育、学術や文化の向上に寄与する。

### (2) 設置年月日

平成22年4月1日  
(平成22年10月2日開館)

### (3) 設置場所

日田市淡窓2丁目2番18号

### (4) 設置の概要

公開展示室・研修室・研究室を備えた「史跡咸宜園跡」のガイダンス施設。

#### ①構造・規模

木造平屋造 建物延べ面積

約373㎡(専有面積)

#### ②開館時間

午前9時から午後5時

#### ③休館日

・水曜日  
(水曜日が国民の祝日または振替休日

に当たるときはその翌日)

・年末年始(12月29日～1月3日)

#### ④主要な施設

##### ◇公開展示室 (約108㎡)

常設展示

企画展示

特別展示

##### ◇研修室 (約73㎡)

咸宜園入門ばっくすの体験や各種研修に利用

##### ◇研究室 (約61㎡)

図書コーナーやパソコン閲覧コーナーを設け、廣瀬淡窓や咸宜園のことなどについて、自由に調べることが可能。ただし、図書の貸し出しは行わない。

##### ◇収蔵庫 (約44㎡)

### (5) 主な業務

①咸宜園、廣瀬淡窓、門下生等に関する研究調査並びに関係資料の収集、整理及び保管

②上記①の研究や調査成果の展示公開、情報発信等による活用

③咸宜園に関する体験学習、講座、講演会等による普及啓発

④史跡咸宜園跡の公開

### (6) 組織

(令和3年度)

#### ①咸宜園教育研究センター

名誉館長(非常勤)

所長

主幹(総括) 1

主幹 1(兼務)

主査 2(兼務1)

会計年度任用職員 1(研究員)

会計年度任用職員 3(一般)

#### ②世界遺産推進室

室長

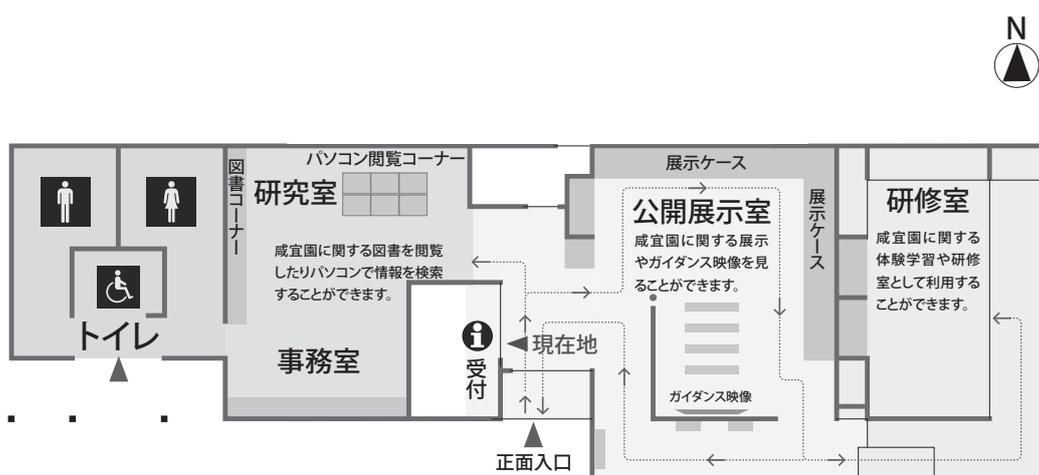
主幹(総括) 1

主幹 1(兼務)

主査 2(兼務1)

会計年度任用職員 1(研究員)

(内、学芸員資格者5)



咸宜園教育研究センター平面図

### 3. 利用案内

#### (1) 開館時間

- 公開展示室：午前9時から午後5時
- 研修室：午前9時から午後5時
- 研究室：午前9時から午後5時
- (入館時間は、午前9時から午後4時30分)
- 休館日：・水曜日（水曜日が国民の祝日または振替休日  
休日に当たるときはその翌日）
- ・年末年始（12月29日～1月3日）

#### (1) 交通

- JR久大本線：「日田駅」下車徒歩約10分
- 高速バス：「市役所前」下車徒歩約7分
- 車：大分自動車道「日田IC」から約5分
- ・専用駐車場には5台駐車可能
- ・乗降場は大型バス3台まで乗降可能



## 4. 条例・規則

### 1. 咸宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例

平成 22 年 3 月 24 日  
条例第 9 号

(設置)

第 1 条 咸宜園や廣瀬淡窓等に関する調査研究及び関係資料の収集、公開等を行うことにより、その理解を深め、宜風の浸透を図ることをもって、教育、学術や文化の向上に寄与することを目的として咸宜園教育研究センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 咸宜園教育研究センター

位置 日田市淡窓 2 丁目 2 番 18 号

(業務)

第 3 条 センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 咸宜園、廣瀬淡窓、門下生等に関する研究並びに関係資料の調査、収集、整理及び保管
- (2) 前号の研究や調査成果の展示公開、情報発信等による活用
- (3) 咸宜園に関する体験学習、講座、講演会等による普及啓発
- (4) 史跡咸宜園跡の公開
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第 4 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時まで（入館時間については、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで）とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(入館料)

第 5 条 センターの入館料は、無料とする。

(入館の制限)

第 6 条 教育委員会は、センターの入館者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの建物、設備、展示物等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があるとき。

(原状回復義務又は損害賠償)

第 7 条 故意又は過失によりセンターの建物、設備、展示物等を損傷又は滅失した者は、直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただ

し、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(研修室の利用の許可)

第 8 条 研修室の利用（体験学習の利用を除く。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第 9 条 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、研修室の利用の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 研修室の建物、設備、展示物等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他研修室の管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第 10 条 教育委員会は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は研修室の利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたことが明らかになったとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (4) その他研修室の管理上支障があるとき。

2 教育委員会は、前項の規定による利用許可の取消し等によって利用者が損害を受けても、その賠償の責めを負わないものとする。

(目的外利用又は権利譲渡の禁止)

第 11 条 利用者は、研修室を利用許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用する権利を他の者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第 12 条 利用者は、別表に定める額を使用料として前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、使用料を後納することができる。

(使用料の減免)

第 13 条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき。
- (2) 市長又は教育委員会が特に必要と認める者が第

1 条に規定する設置目的に沿って利用するとき。  
 (使用料の不還付)  
 第14条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事由に基づいて利用を中止したときは、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。  
 (1) 研修室の管理上必要があるため、その利用許可を取り消したとき。  
 (2) 利用者が自己の都合により2日前に利用許可の取消しを申し出たとき。  
 (3) 災害その他やむを得ない事情により利用することができなくなったとき。  
 (咸宜園教育研究センター運営委員会の設置)  
 第15条 センターの適正かつ効果的な運営を図るため、咸宜園教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。  
 2 運営委員会の所掌事務、組織その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。  
 (委任)  
 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則  
 (施行期日)  
 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第15条及び次項の規定並びに附則第3項の改正は、平成22年4月1日から施行する。  
 (平成22年教委規則第11号で平成22年10月2日から施行)  
 (準備行為)  
 2 教育委員会は、施行の日前においても、この条例に規定する事務の実施について必要な準備行為をすることができる。  
 (日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  
 3 日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第167号）の一部を次のように改正する。  
 [次のよう]略

別表（第12条関係）  
 (平25条例63・平31条例17・一部改正)

区分	単位	金額	備 考
研修室	1時間につき	330円	1 常設電灯以外の電気を利用するときは、1回につき420円を加算する。 2 冷暖房を利用するときは、1時間につき200円を加算する。

備考 1日の利用時間は、原則として3時間を限度とする。

## 2. 咸宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成22年3月25日

教委規則第2号

改正 平成29年3月22日教委規則第7号

改正 令和3年3月29日教委規則第1号

(趣旨)  
 第1条 この規則は、咸宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例（平成22年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。  
 (組織及び職務)  
 第2条 咸宜園教育研究センター（以下「センター」という。）に、所長、係総括（日田市教育庁組織規則（平成22年教育委員会規則第15号）第2条に規定する係総括をいう。以下同じ。）及びその他の職員を置く。  
 2 センターの業務を処理するため、研究・啓発係を置く。  
 3 所長は、教育委員会の指揮を受けてセンターの職務を掌理し、所属職員を指揮監督する。  
 4 係総括は、上司の命を受け、系の事務を処理し、系の分掌事務を総括・調整する。  
 5 その他の職員は、上司の命を受けて分担する業務を処理する。  
 (平29教委規則7・追加)  
 (分掌事務)  
 第3条 センターの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。  
 (1) センターの運営に関すること。  
 (2) 調査研究、史料収集・整理保管に関すること。

(3) 展示公開、情報発信に関すること。  
 (4) 講座、講演会等による普及啓発に関すること。  
 (5) 交流事業に関すること。  
 (6) その他センターの目的達成のために必要な事業。  
 (平29教委規則7・追加)  
 (利用申請)  
 第4条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、咸宜園教育研究センター研修室利用許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。  
 (平29教委規則7・旧第2条線下)  
 (利用許可)  
 第5条 教育委員会は、研修室の利用の許可（以下「利用許可」という。）をしたときは、咸宜園教育研究センター研修室利用許可証（様式第2号。以下「利用許可証」という。）を申請者に交付するものとする。  
 (平29教委規則7・旧第3条線下)  
 (利用者の遵守事項)  
 第6条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。  
 (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物を持ち込まないこと。

(2) 研修室内において、許可を受けずに物品の販売若しくは陳列をし、又は看板その他の広告物の掲示若しくは配布をしないこと。

(3) 利用を終了したときは、研修室内を整理整頓すること。

(4) その他職員の指示に従うこと。

(平 29 教委規則 7・旧第 4 条線下)

(利用許可の変更等)

第 7 条 利用者は、利用許可の変更又は取消しを求めようとするときは、咸宜園教育研究センター研修室利用許可変更・取消申請書(様式第 3 号)に利用許可証を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の利用許可の変更又は取消しを許可したときは、咸宜園教育研究センター研修室利用許可変更・取消許可証(様式第 4 号)を利用者に交付するものとする。

3 利用者は、前項の規定による利用許可の変更の許可を受けた場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対して不足額を生じるときは、直ちに、当該不足額を納付しなければならない。

(平 29 教委規則 7・旧第 5 条線下)

(使用料の減免)

第 8 条 条例第 13 条の規定による使用料の減額又は免除(以下「使用料の減免」という。)ができる場合及び減免の率は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(平 29 教委規則 7・旧第 6 条線下)

(使用料の減免の申請)

第 9 条 使用料の減免を受けようとする利用者は、咸宜園教育研究センター研修室使用料減免申請書(様式第 5 号)に利用許可申請書を添えて教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(平 29 教委規則 7・旧第 7 条線下)

(使用料の還付)

第 10 条 条例第 14 条ただし書の規定による既納の使用料の還付ができる場合及び還付の率は、別表第 2 に定めるとおりとする。

(平 29 教委規則 7・旧第 8 条線下)

(使用料の還付の申請)

第 11 条 使用料の還付を受けようとする利用者は、咸宜園教育研究センター研修室使用料還付申請書(様式第 6 号)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(平 29 教委規則 7・旧第 9 条線下)

(損傷等の届出)

第 12 条 センターの入館者は、センターの建物、設備、展示物等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、咸宜園教育研究センター施設等損傷(汚損・滅失)届(様式第 7 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(平 29 教委規則 7・旧第 10 条線下・一部改正)

(寄贈及び寄託)

第 13 条 センターは、咸宜園に係る資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 前項の資料の所有者は、センターに当該資料を寄贈し、又は寄託しようとするときは、資料名、数量等を明記した寄贈・寄託申込書(様式第 8 号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による資料の寄託を受け

るものと決定したときは、預かり証(様式第 9 号。以下同じ。)を寄託者に交付し、受託控(様式第 10 号)をセンターに保管するものとする。

4 寄託期間は、原則として 3 年とする。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めるときは、この期間を短縮することができる。なお、寄託の更新を妨げないものとする。

5 前項の期間の起算日は、寄託資料をセンターが受託した日が 1 月 1 日から 6 月 30 日までのときは 1 月 1 日、7 月 1 日から 12 月 31 日までのときは 7 月 1 日とする。

6 寄託者は、寄託期間中に、特別の理由により寄託資料の一時返還を受けようとするときは、寄託資料一時返還申請書(様式第 11 号)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、寄託資料の一時返還を受けようとする者が寄託者の代理人であるときは、その旨を証明する書類を添付しなければならない。

7 教育委員会は、前項の寄託資料の一時返還を承認したときは、寄託資料一時返還承認書(様式第 12 号)を寄託者に交付し、当該寄託資料を一時返還するものとする。

8 寄贈資料又は寄託資料の保管その他の取扱いについては、センターの所蔵する資料に準じて行うものとする。ただし、寄贈者又は寄託者と利用制限等に関して特約があるものについては、この限りでない。

9 資料の寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

10 寄託資料が汚損し、損傷し、又は滅失したときは、教育委員会が補償するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、その賠償の責めを負わないものとする。

11 寄託資料の所有者が譲渡により変更が生じたときは、譲渡人は、速やかに預かり証に所有権の移転を証明する書類を添えて教育委員会に提出し、その旨の書き換えを受けなければならない。

12 寄託者は、預かり証を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかにその事実を証明する書類又は当該預かり証を教育委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(平 29 教委規則 7・旧第 11 条線下)

(資料の館外貸出し)

第 14 条 収藏品等の資料は、館外貸出しを行わないものとする。ただし、教育委員会が、博物館、図書館、学校等において学術上の調査研究又は教育普及の目的で使用され、かつ、取扱い上安全性が確保されると認めるときは、この限りでない。

2 前項の館外貸出しを受けようとする者(以下「貸出し申請者」という。)は、咸宜園資料貸出し許可申請書(様式第 13 号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の館外貸出しを許可したときは、咸宜園資料貸出し許可書(様式第 14 号)を貸出し申請者に交付するものとする。

(平 29 教委規則 7・旧第 12 条線下)

(撮影、複写等の許可)

第 15 条 収藏品等の資料を学術上の調査研究等の目的

で撮影し、若しくは複写し、出版物等への掲載をしようとする者又は模写、模造をしようとする者（以下「撮影等申請者」という。）は、咸宜園資料撮影等許可申請書（様式第 15 号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による撮影等を許可したときは、咸宜園資料撮影等許可書（様式第 16 号）を撮影等申請者に交付するものとする。

（平 29 教委規則 7・旧第 13 条線下）

（運営委員会の所掌事務）

第 16 条 条例第 15 条に規定する咸宜園教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、教育委員会の諮問に応じ、条例第 3 条各号に掲げる業務に関する事項について審議し、及びこれらの事項について教育委員会に建議する。

2 運営委員会は、前項に定める事項のほか、センターの運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

（平 29 教委規則 7・旧第 14 条線下）

（運営委員会の組織等）

第 17 条 運営委員会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

8 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開き、議決をすることができない。

9 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 運営委員会に、専門の事項について審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

11 臨時委員は、教育委員会が運営委員会の意見を聴いて委嘱する。

12 臨時委員は、専門の事項について審議し、運営委員会への報告が完了したときは、解職されるものとする。

13 運営委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

（平 29 教委規則 7・旧第 15 条線下）

（評価委員会）

第 18 条 センターに収蔵する咸宜園に係る資料の購入価格の適正な評価を行うため、咸宜園教育研究センター収蔵資料評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置き、評価委員若干名で組織する。

2 評価委員は、教育委員会の諮問に応じ、センターが購入しようとする資料の評価を行い、その意見書を提出する。

3 評価委員は、学識経験者の中から、教育委員会が委嘱する。

4 評価委員の任期は、1 年以内とする。

5 評価委員は、職務上知り得た秘密のほか、自己が評

価委員であることを他に漏らしてはならない。

6 購入しようとする資料について利害関係を有する評価委員は、当該資料の評価に加わることができない。

7 評価委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

（平 29 教委規則 7・旧第 16 条線下）

（委任）

第 19 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（平 29 教委規則 7・旧第 17 条線下）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第 11 条から第 16 条まで及び次項の規定並びに附則第 3 項の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 教育委員会は、施行の日前においても、この規則に規定する事務の実施について必要な準備行為をすることができる。

（日田市教育委員会事務委任規則の一部改正）

3 日田市教育委員会事務委任規則（昭和 39 年教委規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 29 年 3 月 22 日教委規則第 7 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日教委規則第 1 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）（平 29 教委規則 7・一部改正）

減免ができる場合	減免の率	備 考
1 市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき。	免 除	1 号の免除は、使用料の減免の申請を省略することができる。
2 市長又は教育委員会が特に必要と認める者が第 1 条に規定する設置目的に沿って利用するとき。	免 除	

別表第 2（第 10 条関係）（平 29 教委規則 7・一部改正）

還付ができる場合	還付の率	備 考
1 研修室の管理上必要があるため、その利用許可を取り消したとき。	10 割	還付金に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
2 利用者が自己の都合により 10 日前に利用許可の取消しを申し出たとき。	7 割	
3 利用者が自己の都合により 2 日前に利用許可の取消しを申し出たとき。	5 割	
4 災害その他やむを得ない事情により利用することができなくなったとき。	10 割	

### 3. 「咸宜園の日」に関する要綱

平成 24 年 1 月 25 日  
平成 24 年第 1 回定例教育委員会議案第 13 号

「咸宜園の日」に関する要綱を次のように定める。

(目的)

第 1 条 この要綱は、江戸時代後期、身分や階級制度の厳しい時代に、儒学者であり詩人であった廣瀬淡窓が、学歴・年齢・身分を問わない三奪法により全ての門下生を平等に教育し、文化 14 年（1817 年）から明治 30 年（1897 年）までの 80 年間続いた咸宜園の理念と業績、廣瀬淡窓や門下生等についての理解を深め、郷土を愛する心を育むことを目的に「咸宜園の日」を定める。

(期間)

第 2 条 廣瀬淡窓が咸宜園を開いた日である 2 月 23 日

を毎年「咸宜園の日」とする。

(咸宜園の日の促進)

第 3 条 当該日を、廣瀬淡窓や咸宜園の教育及び門下生等についての理解を深め、郷土を愛する心を育む日とし、咸宜園の日又はその前後に日田市教育委員会が主催する講演会や講座に対して広く市民の参加を促進する。

附 則

この告示は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

## 5. 咸宜園教育研究センター研究奨励事業募集要項

### 令和 3 年度咸宜園教育研究センター研究奨励事業募集要項

#### 1 趣旨

咸宜園教育研究センターでは、廣瀬淡窓や咸宜園など近世から近代にかけての教育・文化に関する研究の一層の推進を図るため、国内及び地域に根差した研究者の活動を奨励する事業を行います。

この事業による研究成果は、日田市の歴史・文化を生かしたまちづくりや文化財の保存・継承などの事業に活かしていきます。また、咸宜園教育研究センターの取り組みとして、市民の皆様にも積極的に公開・提供いたします。

#### 2 研究課題

募集する研究課題は以下の通りです。

- ① 廣瀬淡窓・咸宜園・咸宜園門下生及び私塾・学校などをテーマとする歴史・文化についての幅広い分野の個人の研究活動。
- ② -1 日田市在住・出身者による日田市域の近世から近代にかけての歴史・文化を中心とした個人の研究活動（上記①の課題を含む）。
- ② -2 咸宜園門下生子孫による咸宜園に関する研究活動。

#### 3 応募資格等

- ① 日本在住の研究者（大学院生を含む）で個人とします。国籍は問いません。
- ② -1 日田市内に住所を有する個人、又は日田市出身者。
- ② -2 咸宜園門下生子孫。

ただし、上記の①及び② -1・2 ともに申込書や研究成果報告の提出・発表は日本語によるものとします。なお、研究課題は、新たなもので未発表の内容とします。

#### 4 募集件数

研究課題①・② -1・2、2 件程度

#### 5 研究奨励費

- (1) 研究課題①に関するもの、1 件につき 50 万円以内
- (2) 研究課題② -1、2 に関するもの、1 件につき 10 万円以内

なお、応募資格者②の方は、研究課題①又は② -1・2 のいずれかの選択が可能です。

## 6 対象経費・対象外経費

### 【対象経費の例】

- ・旅費（現地調査旅費、学会・研究会等への出席旅費、日田市での中間報告に係る旅費）
- ・消耗品費（文房具類や図書購入費。ただし、単価の高額なものは要相談となります）
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費や手数料等（郵送料・切手代・コピー代・学会参加費・施設入場料など）
- ・上記のほか、市長が特に必要と認める経費

### 【対象外経費の例】

- ・調査研究に係る賃金や謝金等の支出
- ・食糧費などの飲食費等

※なお、事業の目的に適さない支出が認められる場合には研究奨励金の一部を返還いただくこともあります。

## 7 募集時期

令和3年4月1日（木）～4月30日（金）まで（4月30日（金）消印有効）

## 8 応募方法

申込書類に必要事項を記入し、下記まで直接お持ちいただくか又は郵送（簡易書留）、電子メールで提出期限までにお申し込みください。なお、応募書類は日田市のホームページから様式をダウンロードするか、下記のお問合せ先までご連絡ください。

### 提出書類一式

- ・申請書 1部
- ・研究計画書 1部（A4用紙1枚程度）
- ・収支予算書 1部

## 9 選考方法

咸宜園教育研究センター内に設置する審査会にて選考し、選考結果は、令和3年6月下旬までに本人宛に文書で通知します。

※決定を受けた方は、別途、研究奨励金交付（委託契約）に係る手続きが必要となります。

## 10 研究成果の報告

中間報告・・・令和3年11月頃

提出物はA4用紙1枚（原稿用紙400字詰め5枚相当）程度で可。

（咸宜園教育研究センター職員や審査会委員との意見交換会を予定）

概要報告・・・令和4年2月23日（水・祝）「咸宜園の日」記念事業で口頭発表

※旅費は別途支給

報告書提出・・・令和4年3月19日（土）（研究報告及び収支報告）

研究成果品の掲載は研究奨励金を受けた翌年度の『咸宜園教育研究センター研究紀要』や日田市のホームページに掲載することを条件とします。ただし、他の刊行物への掲載等が必要な場合は事務局までご相談ください。なお、本研究の公表については、当事業の成果である旨を明示願います。

## 11 お問合せ先・申込郵送先

〒877-0012

大分県日田市淡窓2-2-18 日田市教育庁咸宜園教育研究センター

「咸宜園教育研究センター研究奨励事業」担当

電話& FAX：0973-22-0268（水曜日は休館日）

E-mail：kangien@city.hita.oita.jp

## 咸宜園教育研究センター研究奨励事業審査会規程

### (目的)

第1条 咸宜園教育研究センター研究奨励事業審査会(以下、「審査会」という。)は、咸宜園教育研究センター研究奨励事業(以下、「奨励事業」という。)の事業採択者を決定することを目的とする。

### (審査会の設置)

第2条 日田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、奨励事業の事業採択候補者の選考にあたり、審査の透明性の確保や適正化を図るため、第三者機関として審査会を設ける。

- 2 審査会に係る委員(以下「審査委員」という。)は、7名以内で組織する。
- 3 審査委員は、奨励事業の事業採択候補者の決定について審査を行う。

### (審査委員の委嘱又は任命)

第3条 審査委員は、それぞれ当該各号に定める者の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 咸宜園教育研究センターの運営委員会委員。
- (2) 咸宜園教育研究センターの専門委員会委員。
- (3) 教育委員会が任命する職員。
- (4) その他教育委員会が適当と認める者。

### (審査委員長)

第4条 審査委員長は、審査委員の互選により決定する。

- 2 審査委員長は、会務を総理する。

### (委員の任期)

第5条 審査委員の任期は、委嘱又は任命した日から3月31日までとする。

### (審査会の開催)

第6条 審査会は、教育委員会が招集し、審査委員長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、審査委員の5分の4が出席しなければ、これを開き、議決をすることができない。ただし、委任状の提出があった場合は、この限りでない。

### (審査方法)

第7条 審査は、研究課題①と研究課題②の2部門に分けて行う。

- 2 研究課題①は、審査委員が個々の研究計画書に対し、事前審査を行い、審査結果(順位)を所定の審査票に記入する。その審査結果に基づき審査会は事業採択者を決定し、教育委員会に報告する。
- 3 研究課題②は、審査会の中で審査委員による討議を行い、事業採択者を決定し、教育委員会へ報告する。

### (秘密の保持)

第8条 審査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (庶務)

第9条 審査会に関する庶務は、咸宜園教育研究センターにおいて処理する。

### (謝礼等)

第10条 審査委員(職員を除く。)には予算の範囲内で審査に係る謝礼及び旅費を支給できるものとする。

### (雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

### 附 則

この規程は、平成30年 5月18日から施行する。

咸宜園教育研究センター

研究紀要 第十二号

二〇二三年一月二〇日印刷発行

編集 日田市教育庁咸宜園教育研究センター

〒八七七・〇〇二二

大分県日田市淡窓二・二・一八

咸宜園教育研究センター

発行 日田市教育委員会

印刷・製本 日田時報紙器印刷株式会社

The Research Center of the KANGI-EN Education  
BULLETIN  
Vol.12

■ Annual Reports of Research Encouragement Project 2021 (Reiwa 3)  
Research Topic 1

•An Introductory Research on the Kanshi Poet Hirose Ringai

AKIDUKI Tatsuo

•Hirose Tanso's Understanding of Confucian Texts  
- A Study of Tansō's View on History and Destiny

YOKOYAMA Shingo

■ Research Notes

•On Hirose Kyokusō's *Tsuishiroku*

FUKAMACHI Kōichirō

•Sonoda Chohitsu as a Highly Ranked Disciple of Kangien:  
- Examining His Personal Record

KAI Motozumi

•The First Governor of Shiga Prefecture Matsuda Michiyuki and His Achievements in Shiga Prefecture

FUKAMACHI Koichirō

■ Book Review

•Reading *Hirose Tansō Kangi-en ni Manabu*

NAKANISHI Yutaka

■ The Introduction of Educational Heritage. (No.4)

6. Former Sukodo (Domain School)

WAKASUGI Ryūta

7. Shintokukan (Domain School)

WAKASUGI Ryūta

8. Keigyoukan (Domain School)

HARADA Hironori

9. Seishikan (Domain School)

HARADA Hironori

---

Research Center Annual Report (Fiscal2021)

Research Center Directory

Hita City Board of Education

January.2023